

調布市地域防災計画

[資料編]

令和6年（2024年）修正

調布市防災会議

< 目 次 >

< 目 次 >	1

第1部 震災編	1

1 外出者の行動ルール	1
2 地震 そのとき10のポイント	2
3 地震に対する10の備え	3
4 市内の高圧ガス貯蔵施設	4
5 災害時臨時離着陸場候補地	5
6 緊急輸送道路等一覧表	6
7 市内の緊急輸送道路等路線図	10
8 取水施設	11
9 大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制	12
10 大震災（震度6弱以上）が発生したら ～警視庁からのお願い～	13
11 災害救助法の適用基準等	14
12 災害報告様式	17
13 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）	22
14 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）	26
15 調布市消防団	31
16 消防水利の現況	32
17 都に対する協力要請	33
18 受援応援に関する様式	40
19 災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢	43
20 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表	45
21 ヘリコプター発着可能地点一覧表	46
22 陸上自衛隊航空機能力基準（自衛隊）	47
23 ヘリコプター発着場基準及び表示要領	48
24 各防災機関の通信連絡責任者	50
25 別記様式 発信用紙・受信用紙	52
26 震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲	54
27 震災時の電気通信設備の優先利用の請求等	56
28 被害程度の認定基準	57
29 第1号様式 職員動員集計表	60
30 第2号様式 避難所収容者名簿	61
31 第3号様式 物資経理状況	62
32 第4号様式 援助物資等給与状況	63
33 第5号様式 公共土木施設被害 下水道施設被害 上水道施設被害	64

34	第6号様式 教育施設被害状況	65
35	第7号様式 市有財産被害	66
36	第8号様式 商工業被害状況	67
37	第9号様式 農業被害状況	68
38	第10号様式 農産物被害状況	69
39	第11号様式 被害者台帳.....	70
40	第12号様式 災害応急対策実施報告	71
41	第13号様式 災害速報・被害確定報告	72
42	緊急医療救護所設置場所	73
43	1 死体搜索状況記録簿・2 死体処理台帳・3 埋葬台帳.....	74
44	帰宅困難者 心得10か条.....	77
45	大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）	78
46	避難所（震災時等指定避難所）一覧表	79
47	避難所標識	80
48	福祉避難所（二次避難所・震災時等指定避難所）	83
49	一時収容可能施設	86
50	一時滞在施設（帰宅困難者受入施設）	88
51	避難所運営本部体制（震災時）	89
52	避難所運営本部体制（風水害時）	91
53	防災備蓄倉庫	93
54	大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）	94
55	災害応急対策資材倉庫	94
56	備蓄品一覧（避難所・避難所以外）	95
57	各部車両所要数量一覧表	106
58	輸送記録簿	107
59	燃料及び消耗品受払簿	108
60	修繕費支払簿	109
61	車両、舟艇調達請求書	110
62	緊急通行車両等の種類	111
63	炊出し給与簿	112
64	放射性物質等関係施設一覧表	113
65	罹災証明書	114
66	応急仮設住宅入居者台帳	117
67	義捐金品受領書	118
68	南海トラフ巨大地震の震度分布図	119
69	警戒宣言時における交通規制図	121
第2部 風水害編		123
70	浸水想定区域内の要配慮者施設一覧	123
71	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧	127

72	風水害時避難所（風水害時指定避難所及び協定先避難所）一覧	128
73	風水害時要配慮者専用の駐車場所及び車両避難場所	130
74	公用負担権限委任証明	131
75	公用負担命令票	132
76	水防活動報告表	133
77	被害報告書	134
78	災害報告書	135
第3部 参考資料編		137
79	調布市民意識調査報告書【防災について】	137
80	令和元年東日本台風 調布市の記録	150
81	調布市防災会議条例	226
82	調布市災害対策本部条例	228
83	調布市災害対策用被服貸与規程	229
84	災害時情報伝達手段等一覧	233
85	調布市庁舎等防火管理規程	243
86	調布市防災市民組織補助金交付要綱	249
第4部 協定資料		255
87	協定No.1 調布市狛江市消防相互応援協定（狛江市）	255
88	協定No.2 東京都防災行政無線局設置等に関する協定書（東京都）	257
89	協定No.3 災害時の医療救護活動についての協定書（調布市医師会）	260
90	協定No.4 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布管工土木事業協同組合）	262
91	協定No.5 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設業協同組合）	264
92	協定No.6 調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定書（狛江市）	266
93	協定No.7 震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する覚書（調布狛江浴場組合）	268
94	協定No.8 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（調布市アマチュア無線クラブ）	270
95	協定No.9 三鷹市、府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書（三鷹市、府中市）	272
96	協定No.10 大規模停電時の広報に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）	275
97	協定No.11 災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書（調布市薬剤師会）	276
98	協定No.12 多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書（多摩市）	282
99	協定No.13 災害時における米穀の供給に関する協定書（調布市米穀商組合）	284
100	協定No.14 調布市及び木島平村災害援助協定（長野県木島平村）	288

101	協定No.15	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書（東京都）	289
102	協定No.16	災害時における燃料等の供給に関する協定書（調布狛江プロパン商工組合調布支部）	291
103	協定No.17	震災時の相互応援に関する協定（多摩地区31市町村）	296
104	協定No.18	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市）	298
105	協定No.19	災害時における応急対策に関する協定書（マインズ農業協同組合）	304
106	協定No.20	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（調布市歯科医師会）	306
107	協定No.21	災害時における調布市及び調布郵便局の協力に関する覚書（調布郵便局）	309
108	協定No.22	災害の場合における放送に関する協定（調布エフエム放送株式会社）	311
109	協定No.23	災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコムイースト調布局）	314
110	協定No.24	避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布北高校）	316
111	協定No.25	避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布南高校）	318
112	協定No.26	避難所としての施設の利用に関する協定書（都立神代高校）	320
113	協定No.27	災害時における緊急輸送業務に関する協定（東京都トラック協会多摩支部）	322
114	協定No.28	災害時における相互応援協定書（世田谷区）	324
115	協定No.29	災害時におけるボランティア活動に関する協定（社会福祉法人 調布市社会福祉協議会）	326
116	協定No.30	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（東京都立調布特別支援学校）	328
117	協定No.31	災害時における井戸の使用に関する協力協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院）	330
118	協定No.32	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）	332
119	協定No.33	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部）	335
120	協定No.34	災害時における応急対策業務に関する協定書（調布市植木組合）	339
121	協定No.35	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（有限会社調布清掃）	341
122	協定No.36	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（株式会社吉野清掃）	343
123	協定No.37	非常通信の運用に関する協定書（調布消防署）	345
124	協定No.38	災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設防災連合会）	347
125	協定No.39	防災情報等の提供及び活用に関する協定書（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）	349
126	協定No.40	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）	351
127	協定No.41	災害時における応急対策の協力に関する協定書（東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部）	352
128	協定No.42	災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市電設協同組合）	354

129	協定No.43 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部）	356
130	協定No.44 特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人桐仁会）	358
131	協定No.45 災害時における情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	360
132	協定No.46 大規模災害発生時における施設使用に関する協定（株式会社東京スタジアム）	362
133	協定No.47 至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム）	364
134	協定No.48 災害時における動物救護活動に関する協定書（公益社団法人 東京都獣医師会多摩東支部）	366
135	協定No.49 災害時における消防支援活動等に関する協定書（調布市消防団OB会） ..	369
136	協定No.50 特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人 常盤会）	371
137	協定No.51 災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定（日本郵船株式会社）	373
138	協定No.52 災害時における緊急医療救護所に関する協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院，狛江市）	375
139	協定No.53 旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人大泉旭学園）	377
140	協定No.54 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書（東京都美容生活衛生同業組合調布支部）	379
141	協定No.55 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人金龍寺）	381
142	協定No.56 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定（公益社団法人東京都助産師会調布地区分会）	384
143	協定No.57 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社アーク・システム） ..	386
144	協定No.58 災害時における物資の供給に関する協定（田中運輸リース株式会社）	388
145	協定No.59 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社東リース調布営業所）	390
146	協定No.60 防災用品のあっせんに関する協定（社会福祉法人東京コロニー）	392
147	協定No.61 避難標識設置に関する協定（NPO 法人都市環境標識協会・株式会社トーコン）	394
148	協定No.62 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人光源寺）	397
149	協定No.63 特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人寿真会）	400
150	協定No.64 災害時における避難所運営への協力に関する協定（調布ビル管理協同組合）	402
151	協定No.65 調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定（東京瓦斯株式会社西部支店）	404
152	協定No.66 災害時における施設利用に関する協定（社会福祉法人東京かたばみ会） ..	406
153	協定No.67 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	408

154	協定No.68	広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）	410
155	協定No.69	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社調布支店）	412
156	協定No.70	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社三鷹営業所）	414
157	協定No.71	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社スズケン府中第一支店）	416
158	協定No.72	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社 立川・府中営業所）	418
159	協定No.73	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社バイタルネット東京支店）	420
160	協定No.74	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）	422
161	協定No.75	岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定（岐阜市）	424
162	協定No.76	富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定（富山市）	426
163	協定No.77	特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人 桐仁会）	428
164	協定No.78	災害時における協力体制に関する覚書（白百合女子大学）	430
165	協定No.79	遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定（遠野市）	432
166	協定No.80	災害時における施設利用に関する協定（株式会社京王閣，東京都十一市競輪事業組合）	434
167	協定No.81	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）	437
168	協定No.82	災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定（内外サービス株式会社）	440
169	協定No.83	災害時における石油燃料の供給協力に関する協定（市内ガソリンスタンド5事業者）	442
170	協定No.84	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（合同会社 太陽サービス）	444
171	協定No.85	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（シマノ介護タクシー）	447
172	協定No.86	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社シティライフライン）	450
173	協定No.87	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（日本交通立川株式会社）	453
174	協定No.88	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（山田福祉タクシー）	456
175	協定No.89	災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人 武蔵野コアラ）	459
176	協定No.90	災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社レクトン）	462
177	協定No.91	災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東洋食品）	464

178	協定No.92 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社メフォス）	466
179	協定No.93 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社全国介護タクシー協会関東本部）	468
180	協定No.94 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社双葉資材）	471
181	協定No.95 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（狛江市・NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン）	474
182	協定No.96 多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定（東京都，多摩29市町村，公益財団法人 東京都都市づくり公社，下水道メンテナンス協同組合）	476
183	協定No.97 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（介護タクシーしらゆり）	482
184	協定No.98 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人エクセルシア）	485
185	協定No.99 無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定（株式会社セイコー社）	488
186	協定No.100 特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人涼広会）	491
187	協定No.101 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東京天竜）	493
188	協定No.102 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（協立給食株式会社）	495
189	協定No.103 特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人桐仁会）	497
190	協定No.104 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局，東京都立調布南高等学校）	499
191	協定No.105 災害時における施設利用に関する協定（京王電鉄株式会社，京王レクリエーション株式会社）	504
192	協定No.106 災害時における被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会調布市部）	507
193	協定No.107 障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人巣立ち会）	510
194	協定No.108 災害時におけるIT支援に係る協定（サイボウズ株式会社）	512
195	協定No.109 災害時における創価学会会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書について（創価学会東京事務局）	515
196	協定No.110 災害時における緊急用資材の供給に関する協定書（サクラパックス株式会社）	517
197	協定No.111 災害時における被災者支援に関する協定書（東京司法書士会調布市部）	519
198	協定No.112 災害時における輸送等の協力に関する協定（さくらツーリスト株式会社）	522

199	協定No.113 避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書（東京都建設局）	525
200	協定No.114 災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）	527
201	協定No.115 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）	529
202	協定No.116 自立支援教室 KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定書（一般社団法人ライフタイムコンディション）	532
203	協定No.117 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布ゆうあい福祉公社）	535
204	協定No.118 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局流域下水道本部）	537
205	協定No.119 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東日本電信電話株式会社）	543
206	協定No.120 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般社団法人調布市市民サービス公社）	547
207	協定No.121 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車販売株式会社）	549
208	協定No.122 災害時における応急復旧業務に関する協定書（スバル興産株式会社多摩営業所）	553
209	協定No.123 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団）	556
210	協定No.124 災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する協定書（株式会社ココスクエア調布）	558
211	協定No.125 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定（東京都コンクリート圧送協同組合）	561
212	協定No.126 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益社団法人調布市体育協会）	564
213	協定No.127 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都，都内 23 区，都内 26 市，都内 13 町村）	566
214	協定No.128 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（学校法人桐朋学園女子部門）	570
215	協定No.129 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（株式会社東京スタジアム，三鷹市，府中市，狛江市）	573
216	協定No.130 災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定書（国立大学法人電気通信大学）	577
217	協定No.131 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東京都，三鷹市，府中市，狛江市）	580
218	協定No.132 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（社会福祉法人調布市社会福祉事業団）	584

219	協定No.133 災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書（一般財団法人調布市市民サービス公社）	586
220	協定No.134 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社吉野清掃）	588
221	協定No.135 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社調布清掃）	592
222	協定No.136 災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人フォアフロント）	596
223	協定No.137 災害時における燃料の供給に関する協定（多摩商事株式会社）	598
224	協定No.138 災害時等における車両の提供等に関する協定書（狛江市，有限会社ファン）	601
225	協定No.139 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般財団法人調布市武者小路実篤記念館）	604
226	協定No.140 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）	607
227	協定No.141 災害時における駐車場の一時利用に関する協定（アフラック生命保険株式会社）	609
228	協定No.142 障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書（特定非営利活動法人爽々苑）	611
229	協定No.143 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定（社会福祉法人調布市社会福祉協議会）	613
230	協定No.144 災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書（有限会社 AHK）	616
231	協定No.145 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	621
232	協定No.146 防災用品等のあっせんに関する協定書（調布市福祉作業所等連絡会） ...	624
233	協定No.147 災害時における施設利用等の協力に関する協定書（アフラック生命保険株式会社）	626
234	協定No.148 災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人調布はこべ 訪問介護 N P O ・ はこべ）	629
235	協定No.149 障害者福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 調布を耕す会）	635

第 I 部 震災編

Ⅰ 外出者の行動ルール

(本文 29, 537 頁)

ア おやみに移動を開始しない。

イ まず安否確認をする。

災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話災害用伝言板等を活用し，家族や職場と連絡を取り，冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

ウ 正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し，状況に応じて，どのような行動（帰宅，一時移動，待機など）が安全なのか自ら判断する。

エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

一時待機できる屋内施設においては，要配慮者(高齢者，乳幼児，障害者，妊産婦など)を優先して収容する。

2 地震 そのとき 10のポイント

(本文 65, 118, 347 頁)

<地震時の行動>	地震だ！ まず身の安全 ・揺れを感じたり，緊急地震速報を受けた時は，身の安全を最優先に行動する。 ・丈夫なテーブルの下や，物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ，揺れがおさまるまで様子を見る。 【高層階（概ね10階以上）での注意点】 ・高層階では，揺れが数分続くことがある。 ・大きくゆっくりとした揺れにより，家具類が転倒・落下する危険に加え，大きく移動する危険がある。
<地震直後の行動>	落ちついて 火の元確認 初期消火 ・火を使っている時は，揺れがおさまってから，あわてずに火の始末をする。 ・出火した時は，落ちついて消火する。 あわてた行動 けがのもと ・屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。 ・瓦，窓ガラス，看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。 窓や戸を開け 出口を確保 ・揺れがおさまった時に，避難できるよう出口を確保する。 門や塀には 近寄らない ・屋外で揺れを感じたら，ブロック塀などには近寄らない。
<地震後の行動>	火災や津波 確かな避難 ・地域に大規模な火災の危険がせまり，身の危険を感じたら声を掛け合い，一時集合場所や避難場所に避難する。 ・沿岸部や川沿いでは，大きな揺れを感じたり，津波警報が出されたら，高台などの安全な場所に素早く避難する。 正しい情報 確かな行動 ・行政，放送局，鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否 ・わが家の安全を確認後，近隣の安否や出火の有無をお互いに確認し合う。 協力し合って 消火・救出・応急救護 ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し，救出・救護する。 避難の前に 安全確認 電気・ガス ・避難が必要な時には，復電時の電気機器のショートなど，通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため，ブレーカーを切り，ガスの元栓を締めてから避難する。

(出典：東京消防庁ホームページ)

3 地震に対する10の備え

(本文 65, 118 頁)

<身の安全の備え>	家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう ・家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておく。 ・けがをしたり、避難に支障のないように家具を配置しておく。
	けがの防止対策をしておこう ・散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。 ・停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。 ・食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。
	家屋や塀の強度を確認しておこう ・家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。 ・ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないよう補強しておく。
<初動対応の備え>	消火の備えをしておこう ・火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置き（溺れ防止のため子どもだけで浴室に入れないようにする）をしておく。
	火災発生の早期発見と防止対策をしておこう ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。 ・普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。 ・電気やガスに起因する火災発生を抑制するため感震ブレーカー（分電盤型）などの防災機器を設置しておく。
	非常用品を備えておこう ・非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。 ・冬の寒さなど、季節を考慮した用品を備えておく。 ・車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。 ・スマートフォンの予備バッテリー（PSE マーク付）など、必要な電源を確保しておく。
<確かな行動の備え>	家族で話し合っておこう ・地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。 ・外出中に家族が帰宅困難になったり、離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所を決めておく。 ・家族で避難場所や避難経路を確認しておく。 ・台風等の風水害が同時期に発生した場合を想定しておく。 ・普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。
	地域の危険性を把握しておこう ・自宅や学校、職場周辺を実際に歩き、災害時の危険箇所や役立つ施設を把握し、自分用の防災マップを作っておく。 ・自治体の防災マップ等で、自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。
	防災知識を身につけておこう ・新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。 ・消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。 ・大きな地震の後に同程度の地震が発生する可能性があることを理解しておく。
	防災行動力を高めておこう ・日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身に付けておく。

(出典：東京消防庁ホームページ)

4 市内の高圧ガス貯蔵施設

(本文 122 頁)

高圧ガス貯蔵施設

事業所名称	所在地 電話番号
島田理化工業株式会社	〒182-0014 柴崎2-1-3 042-481-8510
国立大学法人電気通信大学 大学会館	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5059
国立大学法人電気通信大学 総合研究棟	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5059
国立大学法人電気通信大学 東31号館	〒182-8585 調布ヶ丘1-5-1 042-443-5579
株式会社巴商会 調布営業所	〒182-0034 下石原1-14-3 042-487-0411
ユニオンメディカル株式会社	〒182-0034 下石原1-41-10 042-443-2733

(R02.9月末)

5 災害時臨時離着陸場候補地

(本文 147 頁)

施設名	所在地	確保面積 (㎡) "	現況	ランデブー ポイント(※)	備考
多摩川河川敷第1区(鶴川街道の上流左岸)	布田町無番地	8,250	河川敷		
多摩川河川敷第2区(京王閣の南)	布田町無番地	22,400	河川敷		
多摩川河川敷第3区(多摩川自然観察緑地)	布田町無番地	13,800	河川敷		
調布市民野球場	染地 2-43-1	9,975	野球場		東京慈恵会医科大学附属第三病院
調布市立調布中学校校庭	富士見町 4-17-1	7,150	小中校庭		
調布市立第八中学校校庭	仙川町 2-15-2	8,500	小中校庭		
調布市立第四中学校校庭	若葉町 3-15-1	7,225	小中校庭		
調布市立第三中学校校庭	染地 3-2-7	6,600	小中校庭		
調布市立神代中学校校庭	佐須町 5-26-1	4,750	小中校庭		
調布市立布田小学校校庭	染地 1-1-85	3,750	小中校庭		
調布市立第三小学校校庭	上石原 2-19-13	3,575	小中校庭		
調布市立北ノ台小学校校庭	深大寺北町 2-41-1	3,025	小中校庭		
都立神代植物公園芝生広場	深大寺元町 5-31	8,800	広場		
調布市民大町スポーツ施設大運動場	菊野台 3-27-4	2,520	運動場		
調布市立八雲台小学校校庭	八雲台 1-1-1	3,600	小中校庭		
調布市立上ノ原小学校校庭	柴崎 2-26-1	3,250	小中校庭		
調布市立調和小学校校庭	西つつじヶ丘 4-22-6	2,700	小中校庭		
調布市立緑ヶ丘小学校校庭	緑ヶ丘 2-16-1	2,600	小中校庭		
調布市立杉森小学校校庭	染地 2-25-4	3,150	小中校庭		
調布市立国領小学校校庭	国領町 8-1-55	4,000	小中校庭		
調布市立第五中学校校庭	上石原 3-27-1	3,600	小中校庭		
調布市立第七中学校校庭	八雲台 2-16-1	3,000	小中校庭		

※ランデブーポイント・・・ドクターヘリと救急車が合流し患者を引継ぐ場所としてあらかじめ登録している施設

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

(調布エリアのみ抜粋)

6 緊急輸送道路等一覧表

(本文 147 頁)

○特定緊急輸送道路

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和 5 年度改定）)

番号	路線名		区 間 地 点	路線延長
1	特定	中央自動車道	市内全線	4.8km
2	特定	甲州街道	市内全線	8.3km
3	特定	東八道路	野水 2 丁目 1 番地～野水 2 丁目 3 番地	0.7km
4	特定	東八道路	深大寺北町 6 丁目 53 番地～深大寺北町 6 丁目 55 番地	0.1km
5	特定	東八道路	深大寺北町 4 丁目 28 番地～深大寺東町 7 丁目 46 番地	0.4km
6	特定	スタジアム通り	飛田給 1 丁目 34 番地～西町 (甲州街道～調布飛行場西側府中境)	0.6km
7	特定	鶴川街道	市内全線	2.2km
8	特定	品川通り	下石原 3 丁目 59 番地～小島町 2 丁目 40 番地 (鶴川街道～小島町 3 丁目交差点)	0.5km
9	特定	市役所前通り	小島町 2 丁目 40 番地～小島町 2 丁目 35 番地 (小島町 3 丁目交差点～調布市役所前)	0.2km
10	特定	三鷹通り	布田 2 丁目 11 番地～深大寺東町 8 丁目 33 番地 (甲州街道～三鷹境)	3.3km

※番号は、「資料 7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和 5 年度改定）に対応しています。

○一般緊急輸送道路

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）)

番号	路線名	区間地点	路線延長
11	一般 東八道路	深大寺東町7丁目46番地～深大寺東町7丁目50番地	0.3km
12	一般 神代植物公園通り	深大寺元町5丁目39番地～深大寺東町1丁目1番地	1.1km
13	一般 旧甲州街道	小島町1丁目24番地～小島町1丁目12番地 (鶴川街道～調布駅西交差点)	0.4km
14	一般 都道120号線	小島町1丁目12番地～小島町1丁目35番地 (調布駅西交差点～調布市役所前)	0.3km
15	一般 国の緊急河川敷路線	多摩川5丁目36番地付近～府中境 (多摩川河川敷)	1.6km
16	一般 国の緊急河川敷路線	染地2丁目43番地付近～染地3丁目1番地付近 (多摩川河川敷)	0.8km
17	一般 天文台通り	市内全線	1.1km
18	一般 武蔵境通り	市内全線	3.0km
19	一般 狛江通り	国領町1丁目44番地～国領町7丁目74番地 (旧甲州街道～慈恵病院)	1.0km
20	一般 旧甲州街道	国領町2丁目3番地～国領町2丁目18番地 (狛江通り～甲州街道)	0.3km
21	一般 上ノ原通り	西つつじヶ丘1丁目1番地～柴崎1丁目55番地 (甲州街道～共進倉庫)	0.6km
22	一般 松原通り	若葉町2丁目1番地～入間町2丁目7番地 (桐朋学園前交差点～野川大橋南側狛江境)	1.5km
23	一般 都道118号線	若葉町2丁目1番地～仙川町1丁目52番地 (桐朋学園前交差点～日向通り)	0.1km
24	一般 日向通り	仙川町1丁目52番地～仙川町3丁目9番地	0.5km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

○緊急道路障害物除去路線

(出典：調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）)

番号	路線名	区 間 地 点	路線延長
25	神代植物公園通り	深大寺東町1丁目1番地～西つつじヶ丘1丁目29番地（三鷹通り～甲州街道）	2.2km
26	原山通り	深大寺東町2丁目8番地～佐須町5丁目24番地	0.6km
27	-	佐須町5丁目24番地～柴崎1丁目55番地（原山通り～共進倉庫）	0.1km
28	都道114号線	仙川町3丁目2番地～緑ヶ丘1丁目4番地（甲州街道～三鷹境）	0.5km
29	佐須街道	富士見町3丁目24番地～佐須町1丁目25番地（武蔵境通り～三鷹通り）	1.1km
30	品川通り	小島町2丁目40番地～西つつじヶ丘4丁目19番地（小島町3丁目交差点～神代団地交差点）	3.4km
31	-	多摩川5丁目36番地～多摩川6丁目3番地（多摩川河川敷～調布南高校前交差点）	0.3km
32	桜堤通り	多摩川6丁目3番地～染地2丁目35番地（調布南高校前交差点～三中通り）	1.6km
33	国の緊急河川敷路線	多摩川7丁目19番地付近～染地2丁目43番地付近（多摩川河川敷）	1.1km
34	国の緊急河川敷路線	染地3丁目1番地付近～狛江境（多摩川河川敷）	0.2km
35	三鷹通り	布田2丁目11番地～布田2丁目13番地（甲州街道～旧甲州街道）	0.2km
36	布田南通り	布田2丁目13番地～染地1丁目21番地（旧甲州街道～桜堤通り）	1.4km
37	-	国領町5丁目2番地～国領町5丁目60番地（布田南通り～多摩川総合病院～品川通り）	0.8km
38	三中通り	染地2丁目35番地～染地3丁目3番地（桜堤通り～第三中学校前交差点）	0.4km
39	多摩川住宅中央通り	染地3丁目3番地～染地3丁目1番地（第三中学校前交差点～多摩川住宅交番前交差点）	0.4km
40	染地通り	染地3丁目1番地～国領町7丁目31番地（多摩川住宅交番前交差点～品川通り）	0.7km
41	-	菊野台3丁目24番地～菊野台3丁目32番地（品川通り・菊野台3丁目交差点～市道東52号線）	0.1km
42	-	菊野台3丁目32番地～菊野台3丁目27番地（市道東51号線～大町スポーツセンター）	0.1km
43	-	西つつじヶ丘4丁目19番地～西つつじヶ丘4丁目23番地（神代団地交差点～市道東145号線）	0.6km
44	-	西つつじヶ丘4丁目23番地～入間町2丁目6番地（神代団地北東～松原通り）	0.5km
45	中央学園通り	入間町2丁目1番地～入間町1丁目44番地（松原通り～東日本電信電話(株)中央研修センター）	0.4km
46	松原通り	仙川町3丁目11番地～入間町1丁目15番地	1.1km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

○緊急交通路

(出典：調布市道路白書（令和5年2月）)

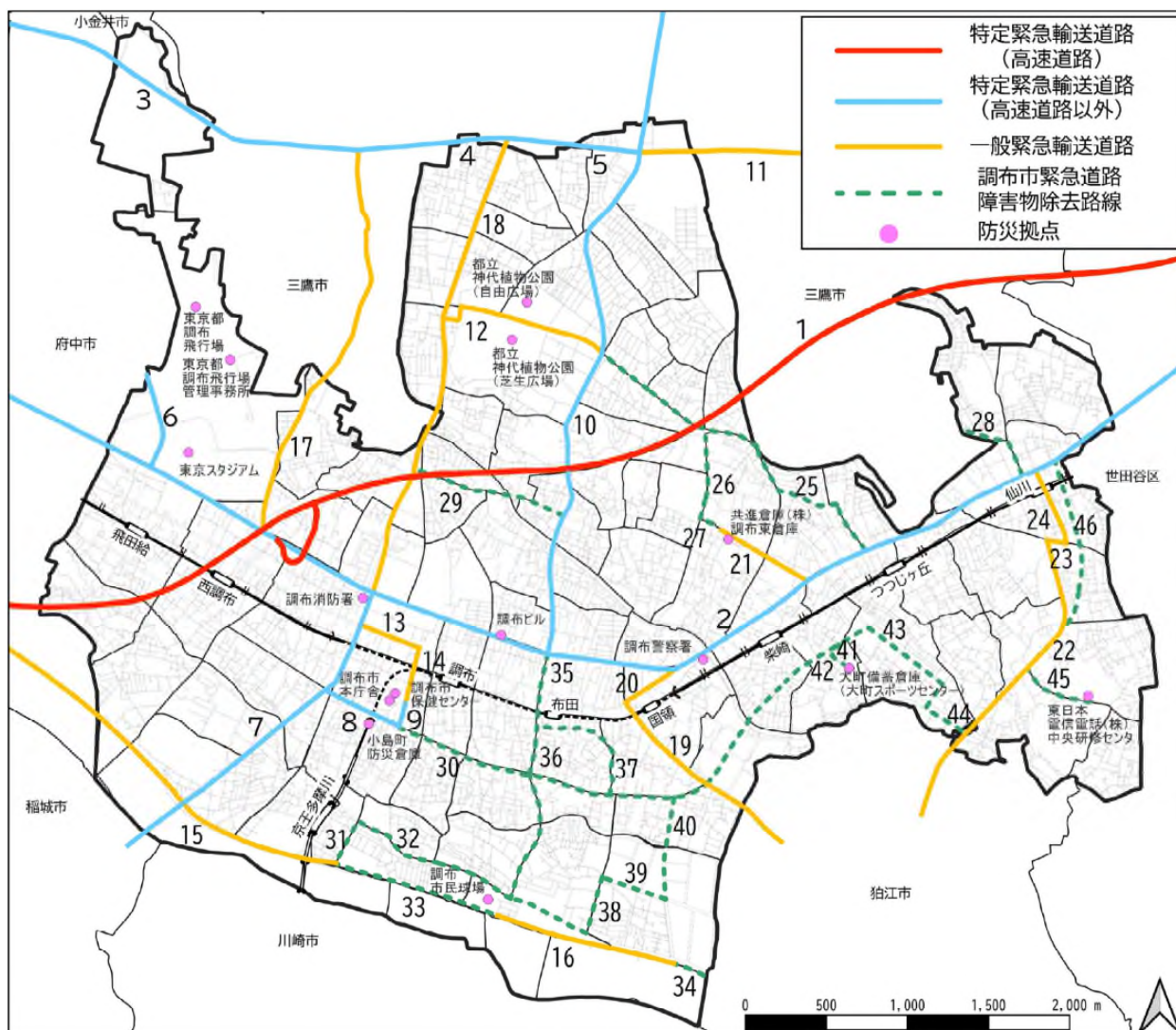
番号	路線名		区間地点	路線延長
1	特定	中央自動車道	市内全線	4.8km
2	特定	甲州街道	市内全線	8.3km
3	特定	東八道路	野水2丁目1番地～野水2丁目3番地	0.7km
4	特定	東八道路	深大寺北町6丁目53番地～深大寺北町6丁目55番地	0.1km
5	特定	東八道路	深大寺北町4丁目28番地～深大寺東町7丁目46番地	0.4km
10	特定	三鷹通り	布田2丁目11番地～深大寺東町8丁目33番地 (甲州街道～三鷹境)	3.3km
11	一般	東八道路	深大寺東町7丁目46番地～深大寺東町7丁目50番地	0.3km

※番号は、「資料7 市内の緊急輸送道路等路線図」及び調布市耐震改修促進計画（令和5年度改定）に対応しています。

7 市内の緊急輸送道路等路線図

(本文 147 頁)

(出典：調布市耐震改修促進計画(令和 5 年度改定))



※1 番号は、「資料6 緊急輸送道路等一覧表」及び調布市耐震改修促進計画(令和 5 年度改定)に対応しています。

※2 緊急交通路(出典：調布市道路白書(令和 5 年 2 月))は 1,2,3,4,5,10,11 番と同様の区間です。

8 取水施設

(本文 148 頁)

東京都水道局の取水施設

地区名	名 称	所 在	施設能力	受電方法
東	仙川水源	仙川町 3 - 6	550 m ³	配水所
	緑ヶ丘水源	緑ヶ丘 2 - 22	2,050 m ³	直接
西	上石原一号水源	上石原 1 - 32	2,050 m ³	配水所
	上石原二号水源	上石原 2 - 19	2,260 m ³	直接
	飛田給一号水源	飛田給 1 - 9	1,230 m ³	直接
	飛田給二号水源	飛田給 2 - 41	2,050 m ³	直接
	上石原三号水源	上石原 3 - 24	9,300 m ³	直接
	飛田給三号水源	飛田給 3 - 39	6,980 m ³	直接
	上石原四号水源	上石原 3 - 39	6,980 m ³	直接
北	深大寺南町一号水源	深大寺南町 5 - 56	1,910 m ³	配水所
	深大寺北町一号水源	深大寺北町 2 - 43	1,160 m ³	直接
	深大寺東町一号水源	深大寺東町 6 - 27	960 m ³	直接
	深大寺東町二号水源	深大寺東町 4 - 22	1,370 m ³	直接
	深大寺南町二号水源	深大寺南町 4 - 26	1,370 m ³	直接
	深大寺東町三号水源	深大寺東町 7 - 32	1,370 m ³	直接
	深大寺北町二号水源	深大寺北町 1 - 9	820 m ³	直接
	深大寺南町三号水源	深大寺南町 5 - 56	1,370 m ³	配水所
	深大寺元町水源	深大寺元町 5 - 16	1,780 m ³	直接
水源施設 18 か所	深 井 戸		浅 井 戸	
	井 戸 口 径	φ 200 ~ 350 m m	φ 5,000 m m	
	井 戸 深 度	150 ~ 200 m	10.4 ~ 10.8 m	

9 大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

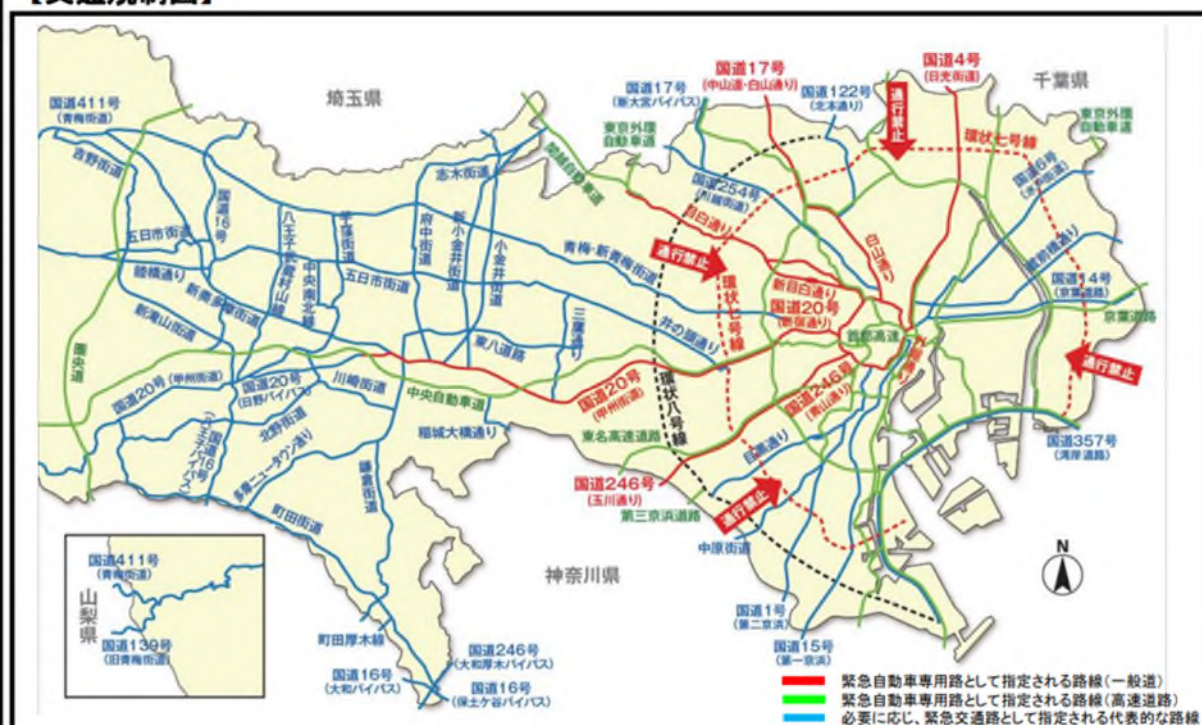
（本文 159 頁）

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

【交通規制図】



第一次交通規制(道路交通法)

- 環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。
 - 環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。
 - 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 国道4号(日光街道他) | 国道17号(中山道・白山通り他) |
| 国道20号(甲州街道他) | 国道246号(青山通り・玉川通り) |
| 目白通り・新目白通り | 外環通り |
| 高速自動車国道・首都高速道路等 | |
- 都内に極めて大きな被害が生じている場合
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制(災害対策基本法)

- 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。
- その他の「緊急交通路」の指定
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

国道1号	国道4号	国道14号	国道10号
新大塚バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・奥多摩街道	赤羽街道・五反田街道・池袋街道	目黒通り
東武東上線	国道16号	国道20号	国道130号
大宮駅南バイパス	環状八号線他	東八通り	小金井街道
府中・東本街道	環状七号線	川崎街道	新井多摩街道
幸手街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵野線
三浦通り	中央防犯路	多摩ニュータウン通り	横浜山手・山手街道
北野街道	新小金井街道	国道256号(甲州街道)	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

10 大震災（震度6弱以上）が発生したら ～警視庁からのお願い～

（本文 159 頁）

大震災（震度6弱以上）が発生したら ～警視庁からのお願い～	
大震災発生後は、新たに自動車を使用しないでください。	
大震災発生時、運転中の方は次のように行動してください。	
1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止してください。 2 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動してください。 3 高速道路を通行中の自動車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動してください。 4 引き続き自動車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所に移動をしてください。 5 特に、高速道路を含む7路線（高速道路、国道4号、国道17号・白山通り、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り）は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となりますので、速やかに移動をしてください。 6 環状7号線から、都心方向には入らないでください。 7 目的地に到着した後は、自動車を使用しないでください。	
大震災発生時は、人命救助や消火活動のため、次の交通規制が実施されます。	
第一次交通規制	1 環状7号線から、都心方向への車両の通行が禁止となります。なお、環状7号線は、う回路として通行できます。 2 次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の路線となります。
	緊急自動車専用路（7路線） 高速道路、国道4号、国道17号・白山通り、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り
第二次交通規制	1 復旧活動等に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」が指定されます。 2 「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）以外は通行できません。 緊急交通路として指定される予定路線（35路線） 上記「緊急自動車専用路」の7路線、国道1号、国道6号、国道14号、国道15号、新大宮バイパス、北本通り、国道254号、国道357号、中原街道、青梅・新青梅街道、井の頭通り・五日市街道・睦橋通り、目黒通り、蔵前橋通り、国道16号、日野バイパス、国道139号、大和厚木バイパス、稲城大橋通り、東八道路、小金井街道、府中街道・志木街道、鎌倉街道、川崎街道、新奥多摩街道、芋窪街道、町田街道、町田厚木線、八王子武蔵村山線、三鷹通り、中央南北線、多摩ニュータウン通り、新滝山・滝山街道・吉野街道、北野街道、新小金井街道、都道256号（甲州街道）

11 災害救助法の適用基準等

(本文 235, 432 頁)

1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都における具体的な適用基準は次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用できる。

- (1) 市内の住家の100世帯以上が滅失した場合
- (2) 都内の住家の2,500世帯以上が滅失し、そのうち市内の住家が50世帯以上である場合
- (3) 都内の住家の12,000世帯以上が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域で発生する等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合

2 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し。その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

3 救助法適用手続（市長・総合防災安全課）

(1) 災害に際し、市における災害が、前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告し、救助法の適用を要請する。

(2) 救助法の適用を都知事に要請する場合は、東京都総務局災害対策部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害状況

ウ 適用を要請する理由

エ 必要な救助の種類

オ 適用を必要とする期間

カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

キ その他必要な事項

4 救助の種類・方法

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- (3) 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

12 災害報告様式

(本文 159, 235 頁)

No.1 被害概況速報

地区名

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 地 区								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	そ の 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

災害報告様式

No.2 被害状況調

区市町村名

被害の状況			地区名	地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
		災害発生年月日			年 月 日			

災害報告様式
No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時発生

区市町村名

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

災害報告様式

No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分				員 数	単 価	金 額	備 考
I 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
(1)	避難所設置費	避難所		延人			
		福祉避難所		延人			
		ホテル・旅館など		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸			
		賃貸型応急住宅		戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		戸			
		計		戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費		延人				
(4)	飲料水供給費						
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与費	全壊（焼）流出		世帯			
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療及び助産費	医療		延人			
		助産		延人			
		計		延人			
(7)	被災者の救出費		人				
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上		世帯			
		準半壊		世帯			
		計		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯				
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校等生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
計		人					
(11)	埋葬費	大		人	体		
		小		人	体		
		計		人	体		
(12)	死体の捜索費		体				
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			
		一時保存		体			
		検案		体			
		計		体			
(14)	障害物の除去費		世帯				
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等雇上費						
2	実費弁償		人				
3	扶助金		件				
4	損失補償		件				
5	法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費							
1	都道府県事務費						
2	市町村事務費						
3	法第20条第1項の求償に係る事務費						
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費						
(合 計)							

災害報告様式
別表 世帯構成員別被害状況

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)														
床上浸水														

13 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

（本文 235, 473 頁）

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	_____ 区市町村
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	_____ 責任者氏名 _____ 印
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
No. _____ 月 日 時 分					
員 数 （ 世 帯 ）					
品 目 （ 数 量 ・ 金 額 ）					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

報告機関				受信機関						
送信者				受信者						
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在				
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日 よりの繰越量		点			
		閉鎖予定日	月 日							
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼) 流失	世帯数 世帯数	()世帯 点		
		収容人員	人			半壊半焼 床上浸水	世帯数 世帯数	()世帯 点		
	野外仮設	箇所数	箇所		翌日への繰越量		点			
		収容人員	人							
	炊出し	炊出期間	開始月日		月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班
			終了予定日		月 日			救助地区		
炊出し箇所数		箇所	診療者数	医療	人					
救出人員		朝		人	助産			人		
		昼	人	医療機関	医療		施設数	ヶ所		
		夜	人		診療人員		人			
		計	人	助産	施設数		ヶ所			
供給人員		人	救助終了予定月日		月 日					
供給水量		ℓ	救出地区							
給水期間		開始月日	月 日	救助した人員			人			
		終了予定日	月 日	今後救出を要する人員			人			
給水方法				救出終了予定月日			月 日			
				救出の方法						

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の搜索	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊(焼)世帯	()人点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人点			死体縫合	体
						死体消毒	体
	中学生	全壊(焼)世帯	()人点		死体保存	既存建物利用	ヶ所
		半壊(焼)世帯 床上浸水世帯	()人点			仮設建物	ヶ所
		高校生	全壊(焼)世帯		()人点	死体処理機関	
	半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		()人点		今後処理を要する死体		体
	翌日への繰越量		点		死体処理終了予定月日		月 日
	埋葬	前日までの埋葬			点	障害物の除去	要障害物除去戸数
本日埋葬		大人	体	本日除去した戸数			(計戸) 戸
		小人	体	今後除去する戸数			戸
		計	体	除去終了予定月日			月 日
翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用		台	
埋葬終了予定月日		体		借上車使用		台	
死体の搜索	搜索地区			救助の種類			
	死体	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
		今後の要搜索死体	体				
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数		
搜索終了予定月日		月 日	従事作業				
仮設住宅	着工月日	戸 月 日			その他		
	竣工月日	戸 月 日					
住宅修理	着工月日	戸 月 日	備考				
	竣工月日	戸 月 日					

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項 目	救 助 措 置				救助費（千円）
福祉局	避 難 所	力所・人				
住宅政策本部	応 急 仮 設 住 宅	戸				
福祉局	炊 出 し	力所・人				
水道局	飲 料 水	人				
福祉局	被 服 寝 具 等	全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯				
保健医療局	医 療	救 護 班	病院診療所	診療人員	人	
	助 産	班	力所	人		
総務局	救 助	人				
住宅政策本部	住 宅 の 修 理	戸				
教育庁	学 用 品	教科書	小学生	人	小学生	人
			中学生	人	中学生	人
建設局	埋 葬	大人 体 小人 体				
総務局	死 体 捜 索					
保健医療局	死 体 の 処 理	洗 浄	消 毒	保 存	検 案	
		体	体	体	体	
建設局	障 害 物 の 除 去	戸				
各局	輸 送	人				
	人 夫					
	法第34条の 補償					
	事 務 費					

（注）報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

14 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・市区町村）

（本文 236, 473 頁）

災害救助法施行細則（令和 6 年東京都規則第 28 号）による

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
避難所の設置	1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし 1 人 1 日当たり 340 円とする。 2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げの	1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。 2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限内とする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間																																						
		ために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手 数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。																																							
炊出しその他による食品の給与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230 円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7 日以内とする。																																						
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7 日以内とする。																																						
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり下表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。 1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10 日以内とする。																																						
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人 増す毎に 加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏期</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬期</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏期</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬期</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増す毎に 加算	全壊 全焼 流失	夏期	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬期	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏期	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬期	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増す毎に 加算																																		
全壊 全焼 流失	夏期	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																		
	冬期	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																		
半壊 半焼 床上浸水	夏期	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																		
	冬期	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																		
医療	1 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、き	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14 日以内とする。																																						

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	ゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 3 医療は次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護		
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり 5 万円以内とする。	住家の被害を防止するための緊急修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わ	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次の額以内とする。 1 2 に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内)に完了するものとする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	ければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者		る。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に對して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4,800円 中学校生徒1人につき5,100円 高等学校等生徒1人につき5,600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つば及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり 5,500 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 138,700 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする(ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり)。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

15 調布市消防団

(本文 219 頁)

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

団 名	配置人員	主 要 資 器 材		
		ポンプ車	可搬式ポンプ	計
本 団	4	0	1	1
第 1 分団	20	1	2	3
第 2 分団	18	1	2	3
第 3 分団	20	1	2	3
第 4 分団	20	1	2	3
第 5 分団	20	1	2	3
第 6 分団	20	1	2	3
第 7 分団	19	1	2	3
第 8 分団	15	1	2	3
第 9 分団	20	1	2	3
第 10 分団	20	1	2	3
第 11 分団	9	1	2	3
第 12 分団	20	1	2	3
第 13 分団	20	1	2	3
第 14 分団	20	1	2	3
第 15 分団	20	1	2	3
計	285	15	31	46

16 消防水利の現況

(本文 219 頁)

(単位：箇所)

区分 種別		4 年度			5 年度			6 年度		
		設置数	内訳		設置数	内訳		設置数	内訳	
			公設	私設		公設	私設		公設	私設
消 火 栓		2,055	2,016	39	2,054	2,015	39	2,058	2,015	43
防 火 水 槽		685	356	329	690	356	334	691	356	335
内 訳	100 m ³ 以上	122	66	56	124	66	58	124	66	58
	40 m ³ 以上 100 m ³ 未満	550	279	271	553	279	274	554	279	275
	40 m ³ 未満	13	11	2	13	11	2	13	11	2
受 水 槽		24	0	24	24	0	24	24	0	24
プ ー ル		42	24	18	42	24	18	42	24	18
貯 水 池		5		5	5		5	5		5
池		3		3	3		3	3		3
河 川		8		8	8		8	8		8
合 計		2,822			2,826			2,831		

(市令和 6 年 4 月 1 日現在)

17 都に対する協力要請

(本文223頁)

1 災害救助法の適用を求める要請

「震災編 第2部第5章第5節 具体的な取組＜応急対策＞6（1）災害救助法の適用」参照

2 被災者の他地区への移送要請

- (1) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (2) 移送を必要とする被災者の数
- (3) 希望する移送先
- (4) 被災者の収容を要する期間
- (5) その他必要な事項

3 都各部への応援要請又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）

- (1) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を希望する物資、資器材等の品名及び数量
- (3) 応援（応急措置）を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (5) その他必要な事項

4 自衛隊災害派遣の斡旋を求める要請

「震災編 第2部第5章第5節 具体的な取組＜応急対策＞3（3）才自衛隊への災害派遣要請」参照

5 他区市町村又は関係防災機関の応援の斡旋を求める要請

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する物資、資器材等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

6 関係防災機関の職員の派遣の斡旋を求める場合

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他参考となるべき事項

7 日本放送協会及び民間放送の放送依頼の斡旋を求める要請

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時及び送信系統

(4) その他必要な事項

【参考】 東京都の災害時等における放送要請に関する協定

①「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月1日

甲 東京都知事 鈴木 俊一
乙 日本放送協会会長 坂本 朝一

同文の協定

昭和 55 年 12 月 1 日	乙	株式会社東京放送取締役社長	山 西 由 之
	乙	株式会社文化放送取締役社長	岩 本 政 敏
	乙	株式会社ニッポン放送取締役社長	石 田 達 郎
	乙	株式会社ラジオ関東取締役社長	遠 山 景 久
	乙	株式会社エフエム東京取締役社長	大 野 勝 三
	乙	日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小 林 与三次
	乙	株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅 野 賢 澄
	乙	全国朝日放送株式会社取締役社長	高 野 信
	乙	株式会社東京 12 チャンネル取締役社長 (現 株式会社テレビ東京)	中 川 順
昭和 56 年 1 月 10 日	乙	株式会社日本短波放送取締役社長 (現 株式会社日経ラジオ社)	安 藤 蕃
平成 2 年 7 月 30 日	乙	株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾 山 克 巳
同文の協定			
平成 8 年 1 月 31 日	甲	東 京 都 知 事	青 島 幸 男
	乙	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役社長	藤 森 鐵 雄
平成 8 年 4 月 30 日	乙	エフエムインターウェーブ株式会社取締役社長	竹 内 經 輝

②「災害時等における放送要請に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部局政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部局政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部局政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部局政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部局政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な

限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに知事本部政策部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第 10 知事本部局長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第 96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第 706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第 240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第 5号)

一部改正 平成8年7月16日(8政政総第 6号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第 86号)

【参考】東京都の災害時における放送要請に関する協定

(アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送を要請する事項
- (3) その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使用者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙は AFN ラジオチーフを連絡者として定める。

(雑 則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から 10 年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限 60 日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本部長 前川耀男

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク (AFN) 東京局長キース V.レブリング

2003.3.13

(英文略)

18 受援応援に関する様式

(本文222, 223頁)

応援要請シート（区市町村）					様式1-1
作成日時 年 月 日 時 分					
区市町村名					
業務名					
分類		一般職 ・ 専門職			
応援要請期間		マネジメント職員※	一般職員	その他 (必要に応じて、以下備考欄に内容記入)	
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
月 日	時から 時まで	名	名		
※マネジメント職員：課長級相当					
集合場所（施設名・住所）					
活動場所（施設名・住所） ※集合場所と異なる場合のみ記入					
業務内容					
応援職員に求める要件		有	職種 資格 経験		
		無			
必要物品（資機材等）		有	内容		
		無			
業務マニュアル		有 ・ 無			
備考 (夜間対応が必要な場合、業務に係る 留意事項がある場合、上記の補足 等)					
内容の 問合せ先	担当部署			担当者名	
	電話番号			防災行政無線番号	
	メールアドレス				
<都災害対策本部処理欄>					
クロノロジーNo.					
結果報告	応援職員数				
	派遣元所属				
	備考				

様式2

応援職員等名簿

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、担当部署における応援職員等の受入れをする際に使用する。
- ◆ 名簿は、業務ごとに人員を受け入れる都度作成する。
- ◆ 都本部（人員調整部門又は国・他縣市等広域調整部門）への報告は「受援状況報告書（様式3－1又は3－2）」と合わせて行う。

業 務 名	

NO.	応援団体名	氏 名	職種	派遣期間	性別
1				月 日～月 日	
2				月 日～月 日	
3				月 日～月 日	
4				月 日～月 日	
5				月 日～月 日	
6				月 日～月 日	
7				月 日～月 日	
8				月 日～月 日	
9				月 日～月 日	
10				月 日～月 日	
11				月 日～月 日	
12				月 日～月 日	
13				月 日～月 日	
14				月 日～月 日	
15				月 日～月 日	
16				月 日～月 日	
17				月 日～月 日	
18				月 日～月 日	
19				月 日～月 日	
20				月 日～月 日	

受援状況報告書（区市町村）

年 月 日作成

- ◆ 本様式は、他団体等からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する際に使用する。
- ◆ 担当部署は、応援を受け入れた際、業務ごとに報告書を作成し、各区市町村災害対策本部等を經由して都本部（人員調整部門又は国・他県市等広域調整部門）へ報告する。

自治体名・担当部署名			
担当者名・連絡先	電話番号	:	
	防災行政無線	:	
	メールアドレス	:	

業 務 名					
業 務 内 容					
活 動 状 況	No.	応援団体等名称	本日の 活動人員数	延べ 活動人員数	明日の 予定人員数
			名	名	名
			名	名	名
	合計		名	名	名
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
活 動 場 所					
報 告 内 容 (活動実績、課題、 今後の予定等)					

19 災害派遣要請の手続等及び災害派遣部隊の受入態勢

(本文 227, 228 頁)

1 災害派遣要請の手続等（市長）

(1) 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって、都知事に対し派遣要請の斡旋を要求する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって都総務局総合防災部へ要求し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 緊急の場合の連絡先

部隊名	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第一後方支援連隊（練馬）	第3科長又は通信施設整備幹部 03-3933-1161 内) 2403・2436	部隊当直司令 03-3933-1161 内) 2405

2 災害派遣部隊の受入態勢（市長）

(1) 自衛隊との連絡

市長は、派遣された部隊に対し、市災害対策本部への連絡班の派遣を要請する。また、市は派遣された部隊の要求により、市の連絡班を派遣された部隊へ派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がとられるようにする。

(2) 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう災害対策本部会議等で調整する。

(3) 作業計画及び資器材の準備

市長は、自衛隊の応急救護活動に関して、自衛隊と協力して先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておく。

(4) 宿舎等の配慮

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮する。

派遣部隊の仮泊地は、資料編22に示す予定地の中から、派遣部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう考慮してその都度決定するものとする。また、資料編22に示す以外でも、主たる災害地域に近い仮泊地が必要である場合は、別に選定することができるものとする。

(5) ヘリコプター発着地点

市内のヘリコプター発着可能地点は、資料編21のとおりである。また、資料編23以外でも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

20 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地一覧表

(本文 228, 230 頁)

施設名	所在地	収容 可能 人員	炊飯 施設 有無	使用 条件	備考
都立神代高校	若葉町1-46-1	350	無	都立高校の仮泊 予定地の使用に ついては、東京 都と調整する。	体育館等
都立調布南高校	多摩川6-2-1	//	//		//
都立調布北高校	深大寺北町5-39-1	//	//		//
第一小学校	小島町1-8-1	//	有	災害救助活動期 間中その場合に おいては学校教 育に支障のない よう留意する。	体育館
第二小学校	国領町4-19-1	//	//		//
第三小学校	上石原2-19-13	//	//		//
八雲台小学校	八雲台1-1-1	//	//		//
富士見台小学校	小島町3-20-1	//	//		//
滝坂小学校	東つつじヶ丘1-4-1	//	//		//
深大寺小学校	深大寺元町5-16-21	//	//		//
上ノ原小学校	柴崎2-26-1	//	//		//
石原小学校	富士見町1-37-1	//	//		//
若葉小学校	若葉町3-17-5	//	//		//
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2-16-1	//	//		//
染地小学校	染地3-1-81	//	//		//
北ノ台小学校	深大寺北町2-41-1	//	//		//
多摩川小学校	多摩川3-21-1	//	//		//
杉森小学校	染地2-25-4	//	//		//
飛田給小学校	飛田給3-29-1	//	//		//
柏野小学校	深大寺南町1-1-1	//	//		//
国領小学校	国領町8-1-55	//	//		//
布田小学校	染地1-1-85	//	//		//
調和小学校	西つつじヶ丘4-22-6	//	//		//
調布中学校	富士見町4-17-1	//	無		//
神代中学校	佐須町5-26-1	//	//		//
第三中学校	染地3-2-7	//	//		//
第四中学校	若葉町3-15-1	//	//		//
第五中学校	上石原3-27-1	//	//		//
第六中学校	国領町3-8-23	//	//		//
第七中学校	八雲台2-16-1	//	//		//
第八中学校	仙川町2-15-2	//	//		//
大町スポーツ施設	菊野台3-27-40	//	//		//

21 ヘリコプター発着可能地点一覧表

(本文 230, 233 頁)

施 設 名	所 在 地	発着場 面 積 (㎡)	適否			備考
			小型	中型	大型	
第一小学校	小島町 1-8-1	4,331	○	○	×	
第二小学校	国領町 4-19-1	5,786	○	○	×	
第三小学校	上石原 2-19-13	7,808	○	○	×	
八雲台小学校	八雲台 1-1-1	7,300	○	○	×	
富士見台小学校	小島町 3-20-1	5,563	○	○	×	
滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	3,245	○	△	×	※ 1
深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	6,985	○	○	×	
上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	8,264	○	○	×	
石原小学校	富士見町 1-37-1	4,331	○	○	×	
若葉小学校	若葉町 3-17-5	5,540	○	△	×	※ 1
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	6,610	○	○	△	※ 2
染地小学校	染地 3-1-81	6,085	○	○	×	
北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	6,385	○	○	×	
多摩川小学校	多摩川 3-21-1	6,660	○	○	×	
杉森小学校	染地 2-25-4	7,691	○	○	×	
飛田給小学校	飛田給 3-29-1	5,489	○	○	△	※ 2
柏野小学校	深大寺南町 1-1-1	3,767	○	○	×	
国領小学校	国領町 8-1-55	5,800	○	○	×	
布田小学校	染地 1-1-85	6,887	○	○	×	
調和小学校	西つつじヶ丘 4-22-6	3,698	○	○	×	
調布中学校	富士見町 4-17-1	29,925	○	○	○	
神代中学校	佐須町 5-26-1	9,600	○	○	×	
第三中学校	染地 3-2-7	12,941	○	○	△	※ 2
第四中学校	若葉町 3-15-1	17,026	○	○	○	
第五中学校	上石原 3-27-1	10,547	○	○	△	※ 2
第六中学校	国領町 3-8-23	8,517	○	○	×	
第七中学校	八雲台 2-16-1	7,664	○	○	×	
第八中学校	仙川町 2-15-2	6,493	○	○	×	
大町スポーツ施設	菊野台 3-27-40	4,951	○	△	×	※ 3

※ 1 仮設プレハブがある場合着陸困難（中型機）

※ 2 着陸可能も、ダウンウォッシュの影響により、学校窓ガラス、周辺住宅へ被害が出る可能性があります。

※ 3 UH-1のみ可

各施設での長期運用の際は、ヘリコプター派遣部隊と調整後に、先遣隊による現地偵察を実施することにより、長期運用の可否を判断します。

22 陸上自衛隊航空機能力基準（自衛隊）

（本文 230 頁）

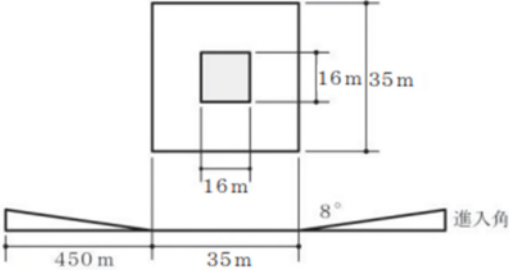
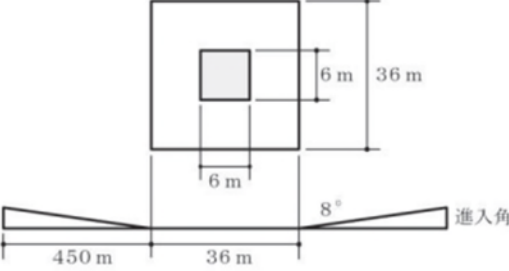
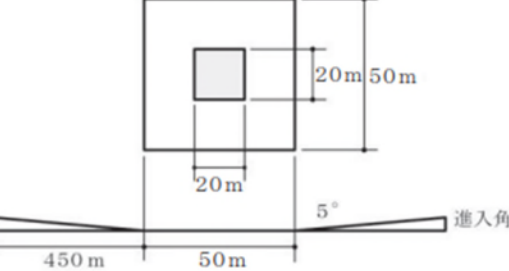
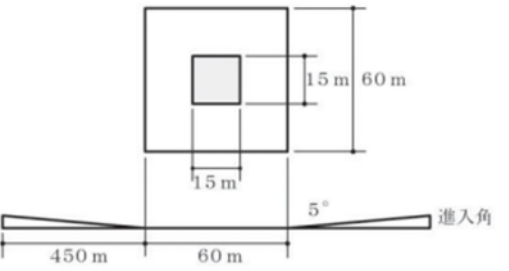
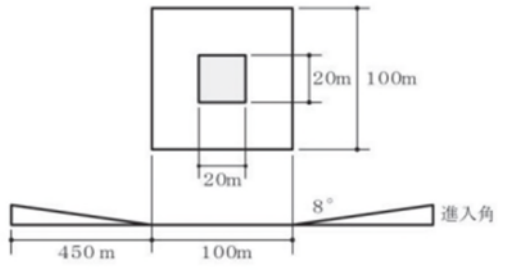
（令和4年8月現在）

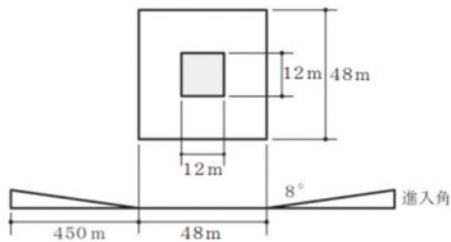
機 能 機 種		性 能					飛行制限		装 備 部 隊
		巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾 m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機 (ヘリコプター)	OH-1	222	550Km	2+0	35×35	JET-A1	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	185	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	UH2 (中型ヘリ)	222		2+11	40×40	〃	〃	〃	
	60JA (中型ヘリ)	240	470Km	2+12	50×50	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	AH-1S (対戦車ヘリ)	233	520km	2+0	40×40	〃	〃	〃	
固定翼機 (レシプロ)	LR-2 (連絡偵察機)	440	1,800Km	2+8	滑走1,006	〃	〃	〃	陸上自衛隊

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編
(陸上自衛隊のみ抜粋)

23 ヘリコプター発着場基準及び表示要領

(本文 230 頁)

区分	条件	標準
発着基準	OH-1	
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
	UH-60JA (中型機)	
	SH-60J (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	

	EC-225	
表示要領	1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4 m 以上の円を描き，中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し，又は旗を立てる (1)布製 (2)風速25m/秒に耐えられる強度	

出典：東京都地域防災計画 震災編 資料編

24 各防災機関の通信連絡責任者

(本文 260 頁)

	機関名	連絡責任者職名		指定番号
調布市	調布市	正	総合防災安全課長	042-481-7345~8 ※ 331-611
		副	総合防災安全課長補佐	042-481-7345~8 ※ 331-611
自衛隊	陸上自衛隊 第1師団 第一後方支援連隊			
東京都	東京都 総務局 総合防災部	正	応急対策課長	03-5388-2455~8 ※ 5221 03-5388-2451
		副	防災計画課長	※ 5212 夜間防災連絡室 03-5388-2459
	東京都 建設局 北多摩南部建設事務所	正	工事第二課長	042-330-1844
		副	工務係長	※ 401-611
	調布消防署	正	警防課長	042-486-0119
		副	防災安全係長	内線 300・310
	調布警察署	正	警備課長	042-486-0110
		副	警備係長	内線 4600・4612
	多摩府中保健所	正	管理課長	042-362-2334
		副	課長代理（庶務担当）	※ 85191
指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所	正	管理課長	045-503-4013
		副	管理課専門職	
指定公共機関	調布郵便局	正	総務課長	042-482-2001
		副	総務課長代理	
	NTT東日本 東京武蔵野支店	正	東京武蔵野エリア統括部（エリアコーディネイト）担当課長	042-310-9991
		副	東京武蔵野エリア統括部（エリアコーディネイト）担当課長	042-310-9993

	機関名	連絡責任者職名		指定番号
指定 公 共 機 関	東京電力	正	渉外担当部長	042-253-4466
		副	エリア総括班副班長	内線 212
	東京ガス株式会社 東京西支店	正	支店長	042-526-6125
		副	副支店長	
	京王電鉄株式会社 京王中央管区	正	管区長	042-482-2029
		副	副駅長	
	小田急バス株式会社 狛江営業所	正	営業所長	03-3480-1311
		副	運行管理者	
	京王バス株式会社 調布営業所	正	営業所長	042-499-6711
		副	副所長	
協 力 機 関	調布市建設業協同組合	正	本部長	042-482-0055
		副	副本部長	
	調布管工土木事業協同組合	正	理事長	042-487-3591
		副	副理事長	
	東京都電気工事工業組合 調布地区本部調布支部	正	支部長	042-484-2261
		副	副支部長	
	調布災害防止協会	正	調布消防署長	042-486-0119
		副	管理係長	事務局内線 210・220
	調布市赤十字奉仕団	正	福祉事務所長	042-481-7101
		副	社会福祉係長	

※は東京都防災行政無線電話

25 別記様式 発信用紙・受信用紙

(本文 260 頁)

発 信 用 紙

本部長	副本部長	総務部長	総務部 総合防災 安全課長	総務部 総合防災安全課 防災安全係長	起案者	本部長室 審 議	庁内 放送
						要 否	要
						了	了
あて先							
件名 ----- 年 月 日 時 分 (発信区分－有線，無線，連絡員，庁内放送) 調布市災害対策本部発第 号							
本文							
摘要（措置その他）							
							発信済

調布市災害対策本部

26 震災時の電気通信設備の優先利用の適用範囲

(本文260頁)

- Ⅰ 非常扱いの通話及び電報は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

区 分	通話・電報の内容	機 関 等
非常扱い 通話及び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 洪水が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防、災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

- 2 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

区 分		通話の内容	機関等
緊急扱い 通 話	1	火災，集団的疫病，交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し，又は発生するおそれがある場合において，その予防，救援，復旧等に関し，緊急を要する事項	非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前□表中8を除く。） 緊急事態が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と上記の機関との間
	2	治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し，又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3	天災，事変，その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	新聞社，放送事業者又は通信社の機関相互間
	4	水道，ガス等の市民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供，その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 預貯金業務を行う金融機関相互間 国又は地方公共団体相互間

- 3 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し，又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

区 分		電報の内容	機関等
緊急扱い 電 報	1	気象，水象，地象もしくは地動の観測の報告，又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2	前□表中1に掲げるもの	前□表中1に掲げるもの

27 震災時の電気通信設備の優先利用の請求等

(本文 260 頁)

1 優先利用の請求

区 分	内 容
非常扱い及び 緊急扱い電報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は，N T T の各営業所であれば，どこでも 発信できる。また，加入電話から申し込む場合は，115 番へ申し込む。 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときには，発信人は「非常扱い 及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

2 接続及び電送順位

区 分	内 容
非常扱い電報	全ての電報に優先して取り扱う。ただし，気象業務法に基づく警報よりは 後順位とする。
緊急扱い電報	他の電報に優先して取り扱う。ただし，非常扱い電報よりは後順位とす る。

3 料金

区 分	内 容
非常扱い及び 緊急扱い電報	普通電報と同額とする。

28 被害程度の認定基準

(本文 256, 260, 614, 623 頁)

別表第1
被害程度の認定基準(都総務局)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下に同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい流施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて取り扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

29 第1号様式 職員動員集計表

(本文 260, 614)

職 員 動 員 集 計 表

部名

月 日 時現在

部 長 職	課 長 職	係 長 職	係 員	
			男 性	女 性
備考（活動内容・車両・無線・出向先等）				

31 第3号様式 物資経理状況

(本文 260, 614 頁)

物資經理狀況

[illegible]

32 第4号様式 援助物資等給与状況

(本文 260, 614 頁)

援 助 物 資 等 給 与 状 況

月 日 時現在

◎ 給与 (輸送) 先	活動期間	活動態勢					給与内容		
		◎人員		車両			◎ 品名	◎ 数量	調 達 保有別
		職員	その他	車名	数量	調 達 保有別			
	自 至	実							
		延							
	自 至	実							
		延							
避難所 他 か所	自 至	実							
		延							

33 第5号様式 公共土木施設被害 下水道施設被害 上水道施設被害

(本文 260, 614 頁)

公共土木施設被害

下水道施設被害

上水道施設被害

調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事種別	速報事項
	施設名	位置					
河 川			か所	m	円		
下水道							
道 路							
きょうりょう 橋 梁							
水 道							

34 第6号様式 教育施設被害状況

(本文 261, 614 頁)

教 育 施 設 被 害 状 況

月 日 時現在

調査項目	事 項	数 量	被 害 額 推 定	備 考
小 学 校	全壊（焼）	棟	千円	
	流 失			
	半壊（焼）			
	浸 水			
	そ の 他			
中 学 校	全壊（焼）	棟	千円	
	流 失			
	半壊（焼）			
	浸 水			
	そ の 他			

35 第7号様式 市有財産被害

(本文 261, 614 頁)

市 有 財 産 被 害

被害物件名	件数	被害額推定	摘要
	件	円	

36 第8号様式 商工業被害状況

(本文 261, 614 頁)

商 工 業 被 害 状 況

月 日 時現在

調 査 項 目	事 項	数 量	被 害 額 推 定		摘 要
			建 物	金 額	
工 場	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
その他	全壊（焼）	件	m ²	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				

37 第9号様式 農業被害状況

(本文 261, 614 頁)

農 業 被 害 状 況

区分	被害形態		流 失	土 砂 流 入 埋 没	冠 水	き 裂 陥 没	風 の 害 み	その他	計
	農産物名								
田畑	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 減収量	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()	面 積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被 害 見込額	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被 害 見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

38 第10号様式 農産物被害状況

(本文 261, 614 頁)

農 産 物 被 害 状 況

区 分	単 位	被 害		備 考
		数 量	金 額	
稲	ha		千円	
麦				
果 実				
野 菜				
その他				

39 第11号様式 被害者台帳

(本文 261, 614 頁)

被害者台帳

世帯主住所					
世帯主氏名					
被災者	災害要因	1 風水害 (台風第 号) 2 震火災 3 その他			
	被災年月日	年 月 日			
	被災場所				
	被災の程度	1 住家	(1) 全壊 (焼) (2) 流出 (3) 半壊 (焼) (4) 一部損壊 (5) 床上浸水 (cm) (6) 床下浸水		
		2 人	(1) 死亡 人 (2) 行方不明 人 (3) 負傷 人		
摘要					
世帯員	氏名	続柄	年齢	備考	

40 第12号様式 災害応急対策実施報告

(本文 261, 614 頁)

災害応急対策実施報告

年 月 日 時

報告班	項目	措置	経費 (概算)	今後の 措置
	避難措置	か所(避難所) 世帯 人	(円)	
	応急仮設住宅	戸		
	食品給与	炊き出し か所 給与 人		
	給水	人 ℓ		
	生活必需品給与	全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯		
	医療	救護班 救護所 診療人員 班 か所 人		
	助産	か所 人		
	救出	人		
	住宅の修理	戸		
	生業資金	件		
	学用品給与	教科書 学用品 中人・小人 中人・小人		
	埋葬	大人 小人 人 人		
	死体搜索	体		
	死体の処理	洗浄 消毒 保存 検案 体 体 体 体		
	障害物の除去	戸		
	輸送	台		
	人夫	人		
	水防活動	か所 人・工法		
	防疫	防疫班 防疫数 班 世帯		
	ごみ処理	世帯 †		
	し尿処理	世帯 ℓ		
	公共土木施設 応急対策	か所 人・作業		
	義捐金配分	世帯		
	災害救助貸付	件		
	その他			

41 第13号様式 災害速報・被害確定報告

(本文261, 614頁)

災害速報・被害確定報告

災害速報 兼発生・中間
災害確定速報 決定・報告

区市町村	報告番号		第 () 月 日 時現在)	報告	区		区分		被害	区分	被害	被害	災害対策本部	名称	日時					
報告者名	区		分	被害	非住家		公共建物	棟		公立文教施設	千円		区市町村		時					
死者	者	人			田	冠	流失・埋没	ha		農林水産業施設	千円			設置	月 日					
行方不明者	重傷	人			畑	冠	流失・埋没	ha		その他の公共施設	千円			解散	月 日					
負傷者	軽傷	人			その他					小計	千円				時					
		棟								文教施設	か所	ha								
		世帯								病院	か所				農産被害	千円				
		人								道路	か所				林産被害	千円				
		棟								橋りょう	か所				畜産被害	千円				
全壊		世帯			河川	か所				水産被害	千円									
		人			港湾	か所				商工被害	千円									
		棟			砂防	か所														
半壊		世帯			水道	か所				その他	千円									
		人			清掃施設	か所				被害総額	千円									
		棟			崖くずれ	か所				災害発生場所										
一部損壊		世帯			鉄道不通	か所				1 災害発生年月日										
		人			船舶被害	隻				2 災害の種類概況										
		棟			通信被害	回線				3 災害の種類概況										
床上浸水		世帯								4 消防機関の活動状況										
		人								5 その他										
		棟								備考										
床下浸水		世帯			り 災 世 帯 数	世帯														
		人			り 災 者 数	人														

42 緊急医療救護所設置場所

(本文291頁)

No.	緊急医療救護所設置箇所	所在地	種類
1	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	災害拠点病院
2	医療法人社団桐光会 調布病院	下石原3-45-1	災害拠点連携病院
3	医療法人社団東山会 調布東山病院	小島町2-32-17	災害拠点連携病院
4	医療法人社団青山会 青木病院	上石原3-33-17	災害医療支援病院
5	医療法人社団 飯野病院	布田4-3-2	災害医療支援病院
6	医療法人社団大和会 多摩川病院	国領町5-31-1	災害医療支援病院
7	特定医療法人研精会 東京さつきホスピタル	東つつじヶ丘2-27-1	災害医療支援病院
8	医療法人社団大坪会 北多摩病院	調布ヶ丘4-1-1	災害医療支援病院
9	医療法人社団欣助会 吉祥寺病院	深大寺北町4-17-1	災害医療支援病院

43 | 死体搜索状況記録簿・2 死体処理台帳・3 埋葬台帳

(本文 312 頁)

1 死体搜索状況記録簿

[illegible]

75

3 埋葬台帳

[illegible]

注 1 埋葬を行った者が、市長の場合は、備考欄に遺族名を記入する。

2 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を備考欄に記入する。

44 帰宅困難者 心得 10 か条

(本文 326 頁)

- 1 あわてず騒がず，状況確認
- 2 携帯ラジオをポケットに
- 3 つくっておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段，集合場所）
- 7 安否確認，ボイスメール（災害用伝言ダイヤル 171）や遠くの親戚
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- 10 声を掛け合い，助け合おう

45 大震災時における広域避難場所（指定緊急避難場所）

（本文 340 頁）

No.	広域避難場所	避難地面積 (㎡)	避難区域	最遠距離 (概算) (k m)	避難人口 (概算) (人)	摘要
1	調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部	508,000	飛田給1丁目，上石原1丁目，下石原1丁目，富士見町全域，西町，野水全域	1.0	18,017	京王線以北
2	都立神代植物公園及び自由広場	253,600	小島町1丁目，調布ヶ丘全域，布田1丁目～2丁目，八雲台全域，国領町1丁目～2丁目，深大寺南町全域，深大寺東町全域，深大寺北町全域，深大寺元町全域，佐須町全域	1.5	65,203	京王線以北
3	多摩川河川敷（第1区）周辺（府中市境～多摩川原橋）	261,900	飛田給2丁目～3丁目，上石原2丁目～3丁目，下石原2丁目，下石原3丁目一部，多摩川1丁目～2丁目	1.3	22,860	京王線以南 鶴川街道以西
4	多摩川河川敷（第2区）周辺（多摩川原橋～二ヶ領堰）	241,980	下石原3丁目一部，多摩川3丁目～7丁目，小島町2丁目～3丁目，布田4丁目～5丁目	1.3	25,228	京王線以南
5	多摩川河川敷（第3区）周辺（二ヶ領堰～狛江市境）	247,800	布田3丁目，布田6丁目，国領町3丁目～8丁目，染地全域	1.3	39,879	
6	大町スポーツ施設・市立調和小学校周辺	48,393	菊野台2丁目～3丁目，西つつじヶ丘4丁目，東つつじヶ丘2～3丁目	1.0	17,319	京王線以南
7	市立神代中・上ノ原小学校周辺	69,700	柴崎全域，菊野台1丁目，西つつじヶ丘1丁目～3丁目	1.3	20,354	
8	市立緑ヶ丘小学校周辺	53,465	東つつじヶ丘1丁目，仙川町2丁目～3丁目，緑ヶ丘全域	1.3	12,437	
9	NTT中央研修センタ	36,113	入間町全域	0.8	9,124	
10	市立第四中・若葉小学校周辺	31,220	若葉町全域，仙川町1丁目	0.9	9,159	
合計		1,731,058			239,580	

※避難人口は令和6年10月1日現在の人口を参考にしました。

46 避難所（震災時等指定避難所）一覧表

(本文 340, 355 頁)

	施設名	所在地	電話	床面積(㎡)		収容人員(人)			給食施設
				体育館のみ	校舎を含めたもの	一時	長期	感染症考慮時	
1	第一小学校	小島町 1-8-1	042-481-7636	834	4,276	3,488	1,744	417	有
2	第二小学校	国領町 4-19-1	042-485-1245	690	2,658	3,176	1,588	390	有
3	第三小学校	上石原 2-19-13	042-485-1251	648	3,023	3,592	1,796	446	有
4	八雲台小学校	八雲台 1-1-1	042-485-1255	677	3,239	3,848	1,924	478	有
5	富士見台小学校	小島町 3-20-1	042-481-7640	660	2,860	3,416	1,708	425	有
6	滝坂小学校	東つつじヶ丘 1-4-1	03-3308-5515	667	2,218	2,644	1,322	328	有
7	深大寺小学校	深大寺元町 5-16-21	042-485-1265	695	2,388	2,836	1,418	350	有
8	上ノ原小学校	柴崎 2-26-1	042-485-1271	663	3,333	3,956	1,978	493	有
9	石原小学校	富士見町 1-37-1	042-481-7644	722	2,598	3,104	1,552	383	有
10	若葉小学校	若葉町 3-17-5	03-3308-5256	669	2,637	3,104	1,552	381	有
11	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2-16-1	03-3308-6166	638	2,099	2,504	1,252	485	有
12	染地小学校	染地 3-1-81	042-485-1285	683	2,884	3,420	1,710	202	有
13	北ノ台小学校	深大寺北町 2-41-1	042-485-1291	677	3,242	3,844	1,922	304	有
14	多摩川小学校	多摩川 3-21-1	042-481-7648	644	2,857	3,400	1,700	487	有
15	杉森小学校	染地 2-25-4	042-485-1267	1,219	3,183	3,808	1,904	418	有
16	飛田給小学校	飛田給 3-29-1	042-487-2815	682	2,260	2,700	1,350	426	有
17	柏野小学校	深大寺南町 1-1-1	042-488-2861	774	2,914	3,468	1,734	325	有
18	国領小学校	国領町 8-1-55	042-488-0551	1,169	3,343	4,008	2,004	420	有
19	布田小学校	染地 1-1-85	042-481-7652	1,211	2,644	3,168	1,584	485	有
20	調和小学校	西つつじヶ丘 4-22-6	042-485-4818	1,184	3,192	3,956	1,978	364	有
21	調布中学校	富士見町 4-17-1	042-482-0275	2,033	4,318	5,160	2,580	524	無
22	神代中学校	佐須町 5-26-1	042-482-0171	2,107	5,355	6,392	3,196	775	無
23	第三中学校	染地 3-2-7	042-482-0293	2,539	7,277	5,680	2,840	599	無
24	第四中学校	若葉町 3-15-1	03-3308-1175	856	2,968	3,552	1,776	344	無
25	第五中学校	上石原 3-27-1	042-484-1311	1,620	4,334	5,172	2,586	599	無
26	第六中学校	国領町 3-8-23	042-485-5276	821	1,947	2,324	1,162	264	無
27	第七中学校	八雲台 2-16-1	042-487-4521	813	1,963	2,348	1,174	275	無
28	第八中学校	仙川町 2-15-2	03-3309-4131	866	2,116	2,540	1,270	300	無
29	大町スポーツ施設	菊野台 3-27-40	042-442-6020	669	755	908	454	89	無
市施設収容人数小計						101,516	50,758	11,776	-
30	都立神代高校	若葉町 1-46-1	03-3300-8261	780	-	944	472		無
31	都立調布南高校	多摩川 6-2-1	042-483-0765	1,047	-	1,268	634		無
32	都立調布北高校	深大寺北町 5-39-1	042-487-1860	1,732	-	2,098	1,049		無
都施設収容人数合計						4,310	2,155	0	-
合計						105,826	52,913	11,776	-

※ 都立高校3校は、発災時から帰宅困難者用の一時収容施設及び帰宅支援ステーションとして開設します。

※ 避難所収容人員は体育館及び校舎（都立高校を除く）の利用を想定し、一時は概ね 3.3 ㎡あたりに 4 人、長期は 2 人、感染症考慮時は、使用可能教室を含めた面積をもとに概ね 4 ㎡あたりに 1 人、通路を 1 m と定めています。

※ 建物の構造は全て鉄筋コンクリート（RC造）

			○ 風水害 Wind and flood damage
			○ 地震 Earthquake
			○ 土砂災害 Landslide disaster

こういきひなんばしょ
広域避難場所
Evacuation site

ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter

 [調布市防災マップ](#)
 [避難所開設状況](#)
 [調布市洪水ハザードマップ](#)
 **調布市**

		○ 風水害 Wind and flood damage
		○ 地震 Earthquake
		○ 土砂災害 Landslide disaster

ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter

 [調布市防災マップ](#)
 [避難所開設状況](#)
 [調布市洪水ハザードマップ](#)
 **調布市**



ひなんじょ
避難所
Evacuation shelter



× **風水害**
Wind and water damage



○ **地震**
Earthquake



○ **土砂災害**
Landslide disaster



想定浸水深
Flood Water Depth (Projected)
この場所は多摩川が氾濫すると
3.0m浸水する可能性があります



避難所開設状況



調布市防災マップ



調布市洪水ハザードマップ

この避難所は風水害時の避難所としては開設しません



調布市

図記号	名称	説明
	広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難をするための場所
	避難所	災害の危険性が無くなるまでの期間や災害により自宅に戻れない期間など、一時的に避難生活をするための場所
	風水害	台風や大雨などを原因として、河川の流量が増加することによって堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫
	土砂災害	地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちるたり、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
	大規模な火事	地震などにより発生した火災で、地域全体が危険になるほど延焼拡大した火災

48 福祉避難所（二次避難所・震災時等指定避難所）

（本文 340 頁）

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
1	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘 4-43-3	634 m ² 042-485-5888	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	90	有	○
2	西部地域福祉センター	上石原 2-15-6	453 m ² 042-486-1600	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	55	有	○
3	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘 3-58-2	550 m ² 042-487-7753	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	84	有	○
4	染地地域福祉センター	染地 3-3-1	507 m ² 042-483-5578	鉄筋コンクリート 2階建 (1階部分)	和室・洋室・ボランティア室	63	有	○
5	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘 2-18-49	487 m ² 03-3326-4861	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	75	有	○
6	菊野台地域福祉センター	菊野台 1-38-1	567 m ² 042-481-5641	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
7	富士見地域福祉センター	富士見町 4-15-6	499 m ² 042-483-9652	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	62	有	○
8	下石原地域福祉センター	下石原 3-72-1	508 m ² 042-481-7683	鉄筋コンクリート 平屋建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	63	有	○
9	入間地域福祉センター	入間町 1-13-2	814 m ² 03-3309-4996	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室 身障者トイレ	125	有	○
10	深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2-40-1	595 m ² 042-480-8725	鉄筋コンクリート 2階建	和室・洋室・ボランティア室 身障者トイレ	69	有	○
11	子ども発達センター	西町 290-49	1,925 m ² 042-486-1190	鉄筋コンクリート 4階建	幼児用トイレ, 身障者トイレ, 和室, 洋室	100	有	
12	希望の家	富士見町 2-16-33	631 m ² 042-481-7700	鉄筋コンクリート 2階建	会議室・障害者トイレ 作業室・食堂	40	無	
13	希望の家分場	入間町 1-13-2	199 m ² 03-3305-7737	鉄筋コンクリート 2階建	作業室・障害者トイレ	30	無	

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
14	子ども家庭 支援センター すこやか	国領町 3-1-38 コスケア 2階	1,500 m ² 042-481-7733	鉄筋コンクリ ート 3階建 (2階部分一 部)	地域開放スぺ ース	300	有	
15	身体障害者施 設デイセンタ ー まなびや	西町 290-47	652 m ² 042-442-9552	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	50	有	
16	知的障害者施 設 なごみ	西町 290-4	4,574 m ² 042-481-7371	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	72	有	
17	知的障害者施 設 そよかぜ	西町 290-4	1,099 m ² 042-481-7663	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	41	無	
18	知的障害者施 設 すまいる	西町 290-4	1,099 m ² 042-481-7723	鉄筋コンクリ ート	地域交流室	41	無	
19	民間協定施設 特別養護老人 ホーム かしわ園	国領 8-4-6	1,452 m ² 042-485-2002	鉄筋コンクリ ート		22	無	
20	民間協定施設 至誠ホーム 調布若葉ケア センター	若葉町 3-1-5	489 m ² 03-3326-7600	木造耐火		50	有	
21	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ときわぎ国領	国領町 8-2-65	6,013 m ² 03-5438-1011	鉄筋コンクリ ート	地域交流スぺ ース	50	無	
22	東京都立調布 特別支援学校	調布ヶ丘 1-1-2	3,424 m ² 042-487-7221	鉄筋コンクリ ート		30	有	
23	旭出調布福祉 作業所	小島町 3-26-1	515 m ² 042-485-5885	鉄筋コンクリ ート	2階食堂	40	有	
24	民間協定施設 特別養護老人 ホーム らくえん深大 寺	佐須町 1-26-1	1,134 m ² 042-443-1294	鉄筋コンクリ ート	交流ホール	30	有	
25	民間協定施設 特別養護老人 ホーム 調布八雲苑	八雲台 1-5-5	2,945 m ² 042-484-8551	鉄筋コンクリ ート	介護者教室・機 能回復訓練室・ 作業訓練室	40	有	
26	民間協定施設 小規模特別養 護老人ホーム 神代の杜	深大寺北町 3-31-1	886 m ² 042-490-1200	鉄筋コンクリ ート	会議室	16	有	

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時 収容 人員 (人)	給 食 能 力	同 時 開 設
			電 話					
27	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ちょうふ花園	調布市下石原 3-44-1	4,440 m ² 042-484-2002	鉄筋コンクリ ート	デイサービス室	20	有	
28	民間協定施設 特別養護老人 ホーム ちょうふの里	調布市西町 290-5	2,523 m ² 042-441-6650	鉄筋コンクリ ート	エントランスホ ール・デイルー ム	162	有	
29	こころの健康 支援センター	調布市布田 5-46-1	621 m ² 042-490-8166	鉄筋コンクリ ート	健康活動室	70	有	
30	民間協定施設 特別養護老人 ホーム爽爽荘	調布市飛田給 3-37-1	2,254 m ² 042-480-3011	鉄筋コンクリ ート	地域交流スペー ス デイルーム・面 談室	70	有	
31	民間協定施設 特別養護老人 ホーム 仙川くぬぎ園	調布市入間町 2-28-33	4,024 m ² 03-5787-7668	鉄筋コンクリ ート	地域交流スペー ス	20	有	
32	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所シ ンフォニー	調布市小島町 2-55-4	112.80 m ² 042-488-4436	鉄筋コンクリ ート	多目的スペース	15	有	
33	民間協定施設 自立支援教室 KiZuNa（キズ ナ）調布教室	調布市布田 6-25-8	369 m ² 042-444-1980	鉄筋コンクリ ート	運動スペース	25	有	
34	公益財団法人 調布ゆうあい 福祉公社	調布市国領町 3-8-1	899 m ² 042-481-7711	鉄筋コンクリ ート		57	有	
35	民間協定施設 自立支援教室 Kizuna 柴崎駅 前教室	調布市菊野台 1-5-1 倉田ビル 2F	868 m ² 042-444-0045	鉄筋コンクリ ート	運動スペース	30	無	
36	民間協定施設 障害福祉サー ビス事業所 爽爽苑	調布市上石原 3-7-8 ※震災時のみ	734 m ² 042-480-8294	鉄筋コンクリ ート		20	有	
一時収容人員（計）						2,196		

※ 布田老人憩いの家については、木造建物であることから、地域防災計画上では、収容施設として表示しません。

49 一時収容可能施設

(本文 340 頁)

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時収容可能人員(人)	給食能力
			電話				
1	グリーンホール	小島町 2-47-1	7,288 m ² 042-481-7611	鉄筋コンクリート	ホール 小ホール	1,500	有
2	総合福祉センター	小島町 2-47-1	5,740 m ² 042-481-7613	鉄筋コンクリート	会議室	500	有
3	文化会館たづくり	小島町 2-33-1	3,916 m ² 042-441-6111	鉄筋コンクリート	ホール 会議室	1,000	有
4	せんがわ劇場	仙川町 1-21-5	224 m ² 03-3300-0611	鉄筋コンクリート	ホール	172	無
5	青少年交流館	飛田給 1-52-1	213 m ² 042-481-1115	鉄筋コンクリート	ホール 会議室	129	無
6	下布田保育園	布田 2-27-4	594 m ² 042-481-7668	鉄筋コンクリート		160	有
7	金子保育園	西つつじヶ丘 4-16-7	679 m ² 042-483-4410	鉄筋コンクリート		185	有
8	上石原保育園	上石原 2-8-3	1,084 m ² 042-484-0234	鉄筋コンクリート		200	有
9	第五保育園	国領町 3-12-1	531 m ² 042-484-2200	鉄筋コンクリート		145	有
10	神代保育園	西つつじヶ丘 1-40-5	545 m ² 042-485-3103	鉄筋コンクリート		150	有
11	宮の下保育園	上石原 3-34-10	591 m ² 042-486-5682	鉄筋コンクリート		160	有
12	富士見保育園	富士見町 2-3-26	616 m ² 042-481-7671	鉄筋コンクリート		170	有
13	東部保育園	若葉町 1-29-21	590 m ² 03-3307-2081	鉄筋コンクリート		160	有
14	つつじヶ丘児童館 ホール	西つつじヶ丘 3-19-1	389 m ² 042-482-4873	鉄筋コンクリート		100	無
15	つつじヶ丘児童館	西つつじヶ丘 3-19-1	214 m ² 042-482-6201	鉄筋コンクリート		64	無
16	東部児童館	若葉町 1-29-21	462 m ² 複合施設のため 延べ床面積 03-3307-6146	鉄筋コンクリート		130	無
17	国領児童館	国領町 3-8-15	656 m ² 042-485-8423	鉄筋コンクリート		180	無
18	多摩川児童館	多摩川 5-1-2	617 m ² 042-481-7680	鉄筋コンクリート		170	無

No.	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	一時収容可能人員(人)	給食能力
			電話				
19	深大寺児童館	深大寺東町 5-14-1	291 m ² 042-488-7159	鉄筋コン クリート		160	無
20	富士見児童館	富士見町 1-8-1	595 m ² 042-481-7677	鉄筋コン クリート		160	無
21	佐須児童館	佐須町 4-42-2	587 m ² 複合施設のため 延べ床面積 042-481-0348	鉄筋コン クリート		150	無
22	西部児童館	上石原 3-21-6	821 m ² 042-484-0313	鉄筋コン クリート		220	無
23	緑ヶ丘児童館	緑ヶ丘 2-20-16	360 m ² 03-3309-0521	鉄筋コン クリート		155	無
24	調布ヶ丘児童館	調布ヶ丘 2-36-1	598 m ² 042-485-3101	鉄筋コン クリート		160	無
25	染地児童館	染地 2-41-12	386 m ² 042-485-3102	鉄筋コン クリート		160	無
26	東部公民館	若葉町 1-29-21	413 m ² 03-3309-4505	鉄筋コン クリート	学習室 会議室 和室	136	有
27	西部公民館	上石原 3-21-6	550 m ² 042-484-2531	鉄筋コン クリート	学習室 和室	119	有
28	北部公民館	柴崎 2-5-18	743 m ² 042-488-2698	鉄筋コン クリート	学習室 和室 美術室	143	有
29	武者小路実篤 記念館	若葉町 1-8-30	563 m ² 042-3326-0648	鉄筋コン クリート		74	無
30	ふじみ交流プラザ	深大寺東町 7-47-1	270 m ² 042-486-5616	鉄筋コン クリート		96	有
一時収容人員(計)						7,008	

※ 駅及び幹線道路の近くの一時収容可能施設については、駅前滞留者のための施設として利用する場合があります。

※ 小・中学校及び要配慮者対策施設等の収容者数が計画数を上回った場合には、対策本部において上記施設の開放を検討し、早期に開放を行います。

※ 一時収容可能施設（市施設）については、小・中学校への避難路が一時的に通行が不可能、また、火災等によって避難路が一時的に遮断された時の避難施設であり、避難した住民はできるだけ早期に近隣の小・中学校へ安全の確認をして移動するための待機施設として計画します。

※ 障害者・高齢者等で一時収容施設になじめない人のために、市内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設の一時的な利用ができるよう今後調整していきます。

50 一時滞在施設（帰宅困難者受入施設）

（本文 325 頁）

種別	No	施設名	所在地	建築面積	構造	施設内容	収容人数 (人)
				電話			
市公共施設	1	グリーンホール	小島町 2-47-1	7,288 m ² 042-481-7611	RC 造	ホール 小ホール	1,500
	2	総合福祉センター	小島町 2-47-1	5,740 m ² 042-481-7613	RC 造	会議室	500
	3	文化会館たづくり	小島町 2-33-1	3,916 m ² 042-441-6111	RC 造	ホール 会議室	1,000
	4	せんがわ劇場	仙川町 1-21-5	224 m ² 03-3300-0611	RC 造	ホール	172
	5	青少年交流館	飛田給 1-52-1	213 m ² 042-481-1115	RC 造	ホール 会議室	129
	6	つつじヶ丘児童館ホール	西つつじヶ丘 3-19-1	389 m ² 042-482-4873	RC 造		100
	7	多摩川児童館	多摩川 5-1-2	617 m ² 042-481-7680	RC 造		170
	8	調布ヶ丘児童館	調布ヶ丘 2-36-1	598 m ² 042-485-3101	RC 造		160
	9	東部公民館	若葉町 1-29-21	413 m ² 03-3309-4505	RC 造	学習室 会議室ほか	136
収容人数小計							3,867
都公共施設	10	調布南高等学校	多摩川 6-2-1		RC 造		465
	11	武蔵野の森総合スポーツプラザ	西町 290-11		RC 造		3,000
	12	東京都パラスポーツトレーニングセンター	西町 376-3		RC 造		450
収容人数小計							3,915
協定施設	13	宗教法人金龍寺	西つつじヶ丘 2-14-1		RC 造	ホール 駐車場	100
	14	宗教法人光源寺	西つつじヶ丘 2-30-1		RC 造	居室 和室	48
	15	株式会社京王閣	多摩川 4-31-1		RC 造	屋内平面 スペース	2,335
	16	創価学会調布平和会館	西つつじヶ丘 1-28-9		RC 造	2階大桜・ 共戦の間	120
	17	アフラックススクエア	小島町 2-33-2		RC 造	ロビー	160
	18	電気通信大学校	調布ヶ丘 1-5-1		RC 造	講堂	350
収容人数小計							3,113
合計							10,895

※ 神代，調布北高校は，災害時帰宅支援ステーションとして開設されます。（東京都地域防災計画）

※ 協定施設は，施設管理者の帰宅困難者の受入れ可否を確認した後に開設されます。

51 避難所運営本部体制（震災時）

(本文 367 頁)

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
避難所運営本部	運営本部長	教育部長		1 避難所の開設及び運営の総括に関すること。 2 災害対策本部長室への審議要請及び報告に関すること。
	運営副本部長	市民部長 福祉健康部長 子ども生活部長		運営本部長を補佐し、運営本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	運営本部員	避難所を担当する部，課の次長，課長で構成する。		1 運営本部の事務を掌理し，対策等について審議する必要があるときは審議決定する。 2 各避難所への要員派遣に関すること。
	運営本部担当	総務班	教育総務課	1 避難所運営本部の運営等に関すること。 2 各避難所に関する情報の総括に関すること。 3 本部班及び職員班との調整に関すること。 4 避難所担当の応援に関すること。
	避難所担当	避難所班 		

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
		避難所班	指導室 社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小中学校	
	福祉避難所担当	福祉班	福祉総務課 生活福祉課 高齢者支援室 (高齢福祉担当) (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センタ ー	1 福祉避難所に係る措置の総合調整 に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に 関すること。 3 福祉避難所の避難者名簿の取 りまとめに関すること。 4 福祉避難所における被災者の 救護等に関すること。 5 福祉避難所運営に関する情 報の総括に関すること。

52 避難所運営本部体制（風水害時）

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
避難所運営本部	運営本部長	教育部長		1 避難所の開設及び運営の総括に関すること。 2 災害対策本部長室への審議要請及び報告に関すること。
	運営副本部長	市民部長 福祉健康部長 子ども生活部長		運営本部長を補佐し、運営本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
	運営本部員	避難所を担当する部，課の次長，課長で構成する。		1 運営本部の事務を掌理し，対策等について審議する必要があるときは審議決定する。 2 各避難所への要員派遣に関すること。
	運営本部担当	総務班	教育総務課	1 避難所運営本部の運営等に関すること。 2 各避難所に関する情報の総括に関すること。 3 本部班及び職員班との調整に関すること。 4 避難所担当の応援に関すること。
	避難所担当	避難所班 福祉班 総務班 学務班	市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課 子ども政策課 保育課 子ども家庭課 各保育園 児童青少年課 各児童館 生活福祉課 高齢者支援室 (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センター 教育総務課 学務課 指導室	1 各避難所の開設準備等に関すること。 2 避難所運営に係る事務に関すること。 3 各避難所における被災者の救護等に関すること。

部	担 当	班	所属職員	分掌事務
		避難所班	社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小中学校	
	福祉避難所担当	福祉班	福祉総務課 生活福祉課 高齢者支援室 (高齢福祉担当) (介護保険担当) 障害福祉課 保険年金課 子ども発達センター	1 福祉避難所に係る措置の総合調整に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめに関すること。 4 福祉避難所における被災者の救護等に関すること。 5 福祉避難所運営に関する情報の総括に関すること。
(風水害時)	(避難所担当)	風 水 害 時 避 難 所 班 (た づ く り ・ グ リ ー ン ホ ー ル)	文化生涯学習課 産業振興課 協働推進課 スポーツ振興課 農政課 多様性社会・男女 共同参画推進課	1 風水害時の避難所運営（たづくり・グリーンホール）に関すること。 2 風水害時の避難者（たづくり・グリーンホール）名簿の取りまとめに関すること。
		風水害協定 先避難所班	企画経営課 財政課 デジタル行政推進 課 総務課 法制課 人事課 契約課 管財課 営繕課	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営 2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関すること。
	(福祉避難所担当)	風 水 害 福 祉 避 難 所 班 (すこや か)	子ども政策課 子ども家庭課 保育課 保育園 児童青少年課 児童館	1 福祉避難所(二次避難所)の開設及び運営に関すること。 2 避難者名簿（すこやか）の取りまとめに関すること。

53 防災備蓄倉庫

(本文 396, 673 頁)

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
緑ヶ丘 防災備蓄倉庫	緑ヶ丘2-20-16 緑ヶ丘児童館	20.48 m ²	S59年3月・鉄筋コンクリート 地上2・中地下(1階部分)
仙川 防災備蓄倉庫	仙川町1-21-5 せんがわ劇場	22.67 m ²	H19年12月・鉄筋コンクリート 平屋建
調和小学校 防災備蓄倉庫	西つつじヶ丘4-22-6 調和小学校	76.00 m ²	H14年9月・鉄筋コンクリート
佐須 防災備蓄倉庫	佐須町4-42-2 佐須児童館	22.27 m ²	H16年4月・鉄筋コンクリート 2階建(1階部分)
深大寺 防災備蓄倉庫	深大寺東町5-14-1 深大寺児童館	20.16 m ²	S54年3月・鉄筋コンクリート 地上2・中地下(1階部分)
調布ヶ丘 防災備蓄倉庫	調布ヶ丘3-58-2 調布ヶ丘地域福祉センター	20.00 m ²	S54年9月・鉄筋コンクリート 平屋建
多摩川 防災備蓄倉庫	多摩川5-1-2 多摩川児童館	20.06 m ²	S53年3月・鉄筋コンクリート 平屋建
上石原 防災備蓄倉庫	上石原2-15-6 西部地域福祉センター	20.06 m ²	S52年9月・鉄筋コンクリート 平屋建
富士見 防災備蓄倉庫	富士見1-8-1 富士見児童館・寄付(都)	20.00 m ²	S54年・鉄筋コンクリート 平屋建
深大寺 北町防災倉庫	深大寺北町1-1-4	56.70 m ²	S58年3月・鉄骨造 2階建
合 計		298.40 m ² (10箇所)	

(R6.3月末)

54 大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）

（本文 396, 673 頁）

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
大町防災倉庫	菊野台 3-27-40 市民大町スポーツ施設	252.00 m ²	H21 年 2 月・鉄骨造 2 階建
小島町防災倉庫	小島町 3-98-5	305.67 m ²	H29 年 3 月・鉄骨造 平屋建
味の素スタジアム （施設内の一部）	西町 3 7 6-3	800.00 m ²	協定に基づく使用

55 災害応急対策資材倉庫

（本文 396, 673 頁）

名 称	所 在 地	面 積	建設年度・構造
富士見倉庫	富士見町 3-2-15 中央自動車道高架下	92.21 m ²	S57 年・プレハブ造 平屋建
染地防災倉庫	染地 2-8-1 大型（被災者一時宿泊所併設）	82.73 m ²	H8 年・鉄筋コンクリート 2 階建（1 階部分）

56 備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

備蓄品一覧（避難所）

（本文 396、673 頁）

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深大寺小学校	上ノ原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大町スポーツ施設	避難所計	
食料品関係	アルファ米 (炊出し提供型)	山菜おこわ(50食/箱)	食	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	34,800	
		五目ごはん(50食/箱)	食	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	33,350	
	アルファ米 (個食) ※アレルギー 28品目不使用	わかめごはん(50食/箱)	食	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	36,250	
		わかめごはん(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
		五目ごはん(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
	アルファ米 (携帯おにぎり) ※アレルギー 28品目不使用	ドライカレー(50食/箱)	食	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	14,500	
		おにぎりわかめ(50食/箱)	食	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	11,600	
	粉ミルク	梅がゆ(50食/箱)	食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
		27g/個	個	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
	飲料水	ペットボトル 500ml×24本/箱	本	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016	960	2,040	960	2,016	960	31,320
アルミ缶 480ml×24本/箱		本							600													1,200							1,200			3,000		
生活必需品(日用品)	野菜ジュース	190g×30本/箱	本	210	210	210	210	210	1,050	210	1,050	210	1,050	210	210	210	1,050	210	210	210	1,050	210	1,050	1,050	1,050	210	1,050	210	1,050	210	1,050	1,050	1,050	16,800
	ライスクッキー	48個/袋	個	192	192	192	192	192	960	192	960	192	960	192	192	192	192	192	192	192	960	192	960	192	960	192	960	192	960	192	960	960	14,784	
	毛布	10枚/箱(一部 5枚/1箱)	枚	400	520	600	400	400	400	840	400	640	400	400	400	510	400	600	530	590	400	500	340	580	400	740	400	600	440	400	400	500	14,230	
	アルミツク敷 急シート	125cm×225cm (200枚/箱)	枚	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	11,600	
	防寒・防災用 ブランケット	200枚/箱	枚	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,800	
	要援護者用ア ルミマット	100cm×180cm×8mm (20枚/箱)	枚	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,600	
	レジャーシート		枚						150												300		200					300				950		
	肌着セット (Tシャツ・パ ンツ・靴下)	男性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900	
	子供用オムツ	女性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2,900
		新生児用(76枚/パック) シートSサイズ (70枚/パック)	枚	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	2,204
	シートSサイズ (70枚/パック)	枚	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	2,030	
	シートMサイズ (56枚/パック)	枚	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	3,248	

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深谷小学校	上原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大可ビル施設	避難所計	
		パンツMサイズ (52枚/パック)	枚	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	3,016	
		パンツLサイズ (44枚/パック)	枚	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	2,552	
		パンツビッグサイズ (38枚/パック)	枚	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	3,306	
		M-L (34枚/パック)	枚	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	4,930	
大人用オムツ		L-L (30枚/パック)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	4,350	
		昼羽なし (24個入×18パック/箱)	個	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	12,528	
		昼羽あり (20個入×18パック/箱)	個	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	10,440	
		夜羽あり (18個入×18パック/箱)	個	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	9,396
生理用品		下着ライナー (54個入×24パック/箱)	個	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	37,584	
		30枚×60個/箱	個	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,740	
		240ml	本				25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25				25		25	25	25	25	25			25	25	25	375	
		250ml×4個/箱	個	96	96	96		96								96		96	96	96		96	96	96		96		96				96	1,440	
石鹸			個	120						120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	2,880
		洋式(容量200L)	基										1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		車いす対応洋式 (容量160L)	基										1			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		和式(容量300L)	基										2			2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22
マンホールトイレ		一般洋式タイプ/テント別箱付	台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	108	
		車いす対応洋式タイプ/テント別箱付	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	54
		注入式マンホールトイレ テントなし	個				12	16		14					16	10		16	12		16										8	16	168	
		固定用重し	個	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	22,400
携帯トイレ・便器取付型		凝固粉・衛生袋セット (100個/箱)	個														9,750		9,750														39,000	
		凝固シート付衛生袋 (3個組)	個																															67,200
		凝固シート付チャップク衛生袋	個	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	67,200
		104個/箱	個	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208
トイレットペーパー (シグマ)		6ロール(130m)×8パック/箱	ロール	48	48	48	48	48	48	96	48	48	48	48	48	48	48	48	96	48	48	96	48	96	48	48	48	48	48	48	48	144	1,680	
		2000枚入・2400枚入/箱	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	75,200	
			双	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	5,800
		車手																																

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深木小学校	上ノ原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大町スポーツ施設	避難所計	
救急医薬品等	ビニール手袋	100枚入/箱	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
	ごみ袋	M、L 各500枚	枚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	29,000	
	救急箱	応急医薬品	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	60	
	簡易医療セット		箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29		
	非接触体温計		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145		
	三角巾		枚	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	320	4,800	
	フェイスシールド		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	140		
	担架		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30	
	エアーストレッチャー		台																														2	
	車いす		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
要支援者関係品	救護マット	10枚/箱	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	270	
	テント	3.0m×6.0m	張																														9	
	手指消毒液 (アルコール ジェル)	1L×10本/箱	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	220	
	消毒・除菌液	500ml×6本/箱	本						6		6		6												6		6						42	
	筆談器		個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87	
	食物アレルギー 対策用ビブス	オレンジ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	280	
	支援者ビブス	ピンク	枚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
	障害者用ビブス	黄色	枚	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	51	
	要配慮者・支 援者テープ	黄色・ピンク	組	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
	小型備蓄資材	乾電池	単1 10本/箱、4本/パック 単2 10本/箱、4本/パック 単3 40本/箱、20本/パック	本	52	80	52	80	52	80	80	80	52	80	60	80	80	80	52	80	52	80	80	80	52	80	80	80	80	80	80	80	80	80
ラジオ付ライト			個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	147	
懐中電灯			個	2	1	2	5	2	2	1	4	2	2	5	2	5	2		6	2	4	2	2	2	4		4	4	2	1	2	3	75	
トランジスタ メガホン			個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30	
伝言シート			巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
養生テープ		25m	巻	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	870	
サランラップ			本	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	435	
ビニールシート		3.6m×5.4m(10枚/1包) 1.8m×1.8m(50枚/1包)	枚	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	90	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	3,135	
ロンテナー (10L)		40個入・50個入・100個入 /箱	個	190	240	240	240	440	240	240	240	240	240	240	240	240	240	190	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	6,720	
組立水槽			器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
備蓄資材ほか	ミズコン (応急給水システム)		台				1											1					3	4	4	3	3	4	2	3	4	32		

種別	品名	規格	単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深木小学校	上原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大可ベニツ施設	避難所計
東京都 応急給水システム	応急給水栓用(黄色バッグ)		セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
	給水システム		セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
	発電機	ガソリン対応	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
		プロパン・カセットガス対応	台		1													1						1						1	3		
		ガソリン・低圧LPガス対応	台				1	1	1	1	1	1	1		1				1					1			1	1	1	1	1	1	15
ガソリン缶詰	ハイブリッド発電機	台			1	1			1										1		1				2	1						1	9
	1L×4缶/箱	缶	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	232
	ガソリン携行缶	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	
	緑色缶	缶																														1	
	赤色缶	缶																														1	
灯油用携行缶																																22	
投光器(ランプ)		※コンセント取付使用	個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	84
LED投光器(充電式)			基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
LEDスタンドライト(充電式)		※充電式	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75
LEDパイプライト		40W相当	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50
簡易ライト(ルミカライト)		赤・白・黄 各20本/箱	本	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	5,040
クイックパネーション		210 cm×210 cm×180 cm	張	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
石油ストーブ		乾電池使用タイプ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
ストーブ用接	触防止柵	電源使用タイプ	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	56
			個	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	84	
大型扇風機			台	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	112
炊出し釜		大	個																														2
	中	個																															14
	小	個																															4
固形燃料			個	300	300	600	300	360	300	300	300	600	300	300	300	300	300	300	300	300	360	288	300	240	300	225	300	300	300	300	360	300	9,633
マッチ付ローソク			本	360	300	240	300	600	300	300	480	240	300	300	300	240	300	300	300	300	300	300	300	240	300	300	300	480	300	300	300	360	9,240
コードリール			台	3	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	4	65
工具類(セット)		スコップ(斜)・バール各2, つるはし・番線カッター・のこぎり各1	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
ジャッキ			台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
大バール			本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	30
救助用ロープ		長さ不明	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	60
脚立			個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29
組立式リヤカー			個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29

種 別	品 名	規 格	単 位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	八雲台小学校	富士見台小学校	滝坂小学校	深大寺小学校	上ノ原小学校	石原小学校	若葉小学校	緑ヶ丘小学校	染地小学校	北ノ台小学校	多摩川小学校	杉森小学校	飛田給小学校	柏野小学校	国領小学校	布田小学校	調和小学校	調布中学校	神代中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	大町スポーツ施設	避難所計	
	流水タンク用 手動ポンプ		台	1																	1		1				1					5		
	ヘルメット		個	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145	
	初動要員用ベ スト		着	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	145	
	初動要員用安 全靴（スニー カータイプ）	26.0cm	足	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87	
		27.0cm	足	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	58
	LED 照明	庫内照明用	個	3	3	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	93
	パケツ		個	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	簡易デント・ 簡易ベッド		セット	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	87

備蓄品一覧（避難所以外）

(本文 396、673 頁)

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	大型倉庫				郡立調布高等学校	郡立調布北高等学校	郡立神代高等学校	郡立調布特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の 場所の総計				
													染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見資機材倉庫							特別養護老人ホーム ちようぶの里	特別養護老人ホーム かしわ園	特別養護老人ホーム 調布中央ケアセンター	とろみ学園領	特別養護老人ホーム とろみ	旭出調布福祉作業所	特別養護老人ホーム らくえん深大寺	特別養護老人ホーム 東真荘	特別養護老人ホーム 仙川くさぎ園	自立支援教室 調布駅前教室			自立支援教室 調布駅前教室	日本郵船株式会社 飛田船渠倉庫		
食料品関係	アルファ米 (炊出し提供型)	山菜おこわ (50食/箱)	食										950	700																				1,650	36,450			
		五目ごはん (50食/箱)	食											2,000																				2,000	35,350			
	アルファ米 (備食) ※アレルギー-28 品目不使用	わかめごはん (50食/箱) ※アレルギー対応	食	3,000	3,000		3,000	3,000					2,300																						250	18,250	54,500	
		わかめごはん (50食/箱)	食										3,300																							11,100	25,600	
	アルファ米 (携帯おにぎり) ※アレルギー-28 品目不使用	五目ごはん (50食/箱)	食									3,300																								11,700	26,200	
		ドライカレー (50食/箱)	食									3,300																								11,850	26,350	
	アルファ米 (おかゆ)備食 ※アレルギー-28 品目不使用	おにぎりわかめ (50食/箱)	食									2,300																								7,550	19,150	
		おにぎりこんぶ (50食/箱)	食									2,300																								8,050	19,650	
	粉ミルク	梅かつ (50食/箱)	食	300					300			300																									1,300	4,200
		塩こんぶがゆ (50食/箱)	食	300					300			300																								900	900	
生活必需品	粉ミルク ※アレルギー対応	27g/個	個										100	160																					260	3,160		
		17g/個	個											120																					120	120		
	飲料水	10本/役	本				2,040							100																					100	100		
		ペットボトル 500ml×24本/箱	本				2,040					3,264	4,296	9,912	4,008	2,040																			192	32,448	63,768	
	野菜ジュース	アルミ缶480ml ×24本/箱	本	600	4,200			600			600			3,000																						9,000	12,000	
		190g×30本/箱	本											1,740																						1,740	18,540	
	ライスクッキー	48個×箱	個											2,640	2,640																					5,280	20,064	
		26枚×35袋×2 缶/箱	役											19,040																						280	20,510	
	アルファ米 (炊出し提供型) 【東京都寄託品】	五目ごはん (50食/箱)	食											10,000																							10,000	10,000
		白米(50食/箱) 白粥(50食/箱)	食											2,600																							2,600	2,600
毛布	10枚/箱	枚											5,000																							5,000	5,000	
	125cm×225cm (一部5枚/箱)	枚	760	400	400	600	520	400	600	610	400		2,560	6,000	400																				30	200	480	15,070
アルミミッド教急シ ート		枚																																			400	12,000

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩防災備蓄倉庫	上原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立神代高等学校	都立調布特別支援学校	桐丘公園	文化会館まぐくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計			
													染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見廣域倉庫							特別養護老人ホーム ちやうの里	特別養護老人ホーム かしわ園	調布荘ケアセンター	とぎわ公園領	特別養護老人ホーム	旭田福祉福祉作業所	らくくんと深大寺	特別養護老人ホーム 東真荘	特別養護老人ホーム 仙川くぬぎ園	自立支援教室くぬぎ駅前教室			調布駅前教室	自立支援教室くぬぎ駅前教室	飛田給体操場株式会社
防寒・防災用品	防寒・防災用ブランケット	200枚/箱	枚				450					450																							900	6,700	
	要援護者用アルミマット	100cm×180cm×8mm(20枚/箱)	枚										520	40																		200	760	6,360			
	レジャーシート		枚																																450	1,400	
	肌着セット(Tシャツ・パンツ・靴下)	男性用	枚	100	100	100	100	100	100	100	100		340	2,220																					3,860	6,760	
子供用オムツ		女性用	枚	100	100	100	100	100	100	100		340	2,220																						3,860	6,760	
	新生児用(76枚/パック)		枚				380							304	380																			1,064	3,268		
	シートSサイズ(70枚/パック)		枚				350							280	350																			980	3,010		
	シートMサイズ(56枚/パック)		枚				560							448	560																			1,568	4,816		
	パンツMサイズ(52枚/パック)		枚	104			416			104				312	416																			1,456	4,472		
	パンツLサイズ(44枚/パック)		枚	88			352			88				264	352																			1,232	3,784		
	パンツビッグサイズ(38枚/パック)		枚	114			456			114				342	456																			1,596	4,902		
	大人用オムツ	M-L(34枚/1パック) L-LL(30枚/1パック)	枚	340			510			340				340	510																				2,380	7,310	
	生理用品		枚	300				450			300				300	450																				2,100	6,450
		生理巾なし(24個×18/パック/箱)	個					2,160							1,728	2,160																			6,048	18,576	
生理巾あり(20個×18/パック/箱)		個					1,800							1,440	1,800																			5,040	15,480		
夜用巾あり(18個×18/パック/箱)		個					1,620							1,296	1,620																			4,536	13,932		
下着ライナー(54個×24/パック/箱)		個					6,480							5,184	6,480																			18,144	55,728		
ウェットティッシュ	30枚×60個/箱	個																															0	1,740			
組立トイレ	哺乳びん	240ml	本											25	25																			50	425		
	使い切り哺乳ボトル	250ml×4個/箱	個				384							384	480																			1,248	2,688		
	石鹸		個														120																	120	3,000		
		洋式(容量200L)	基											18	1																			20	31		
マンホールトイレ		車いす対応洋式(容量160L)	基											18	1																			20	31		
		和式(容量300L)	基											36	2																			5	45	67	
		一般洋式水洗タイプ/テント別箱付	台												1	28																		29	29		

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北西面防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立調布特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所 総計		
													決壊防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見溪崎村倉庫						特別養護老人ホーム ちゅうぶの里	特別養護老人ホーム かしわ園	調布市高齢者センター 至誠ホーム	とわき園領 特別養護老人ホーム	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺 特別養護老人ホーム	東横社 特別養護老人ホーム	山くぬぎ園 特別養護老人ホーム	自立支援教室 調布東陽南教室	自立支援教室 KIZURIO			日本郵船株式会社 豊田給休育場社	
救急医薬品等		一般洋式タイプ /テント別備付 車いす対応洋式 タイプ/テント 付別箱	台										4		2																	4	112		
	注入式マンホール ルトイレテント 固定用重し	満水時10kg,黄色	個																														56		
	携帯トイレ・便 器取付型	凝固粉・衛生袋 セット（100個/ 箱）	個											4,600			1,000															0	168		
	携帯トイレ・単 独使用型	凝固シート付衛 生袋(3個組)	個																														5,600	28,000	
	携帯ウォッシュレ ット	凝固シート付チ ャック衛生袋 ミニタイプ	個																														0	39,000	
	簡易トイレ	104個/箱 自動ラップ式トイレ ラップボン WT-4 (S)バッテリー付	基																															92,200	
	トイレレットペー パー (シングル)	6ロール(130m) ×8パック/箱	ロール		96																													4,000	6,240
	サージカルマス ク	2,000枚入・ 2,400枚入・箱	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			20,000		2,400																		40,400	115,600
	軍手		双														200																	200	6,000
	ビニール手袋	100枚入/箱	箱																															0	28
	ごみ袋	M, L 各500枚	枚	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		1,000				1,000																	10,000	39,000
	救急箱	応急医療品	箱												2		2																6	66	
	簡易医療セット		箱																														0	29	
	非接触体温計		個																														0	145	
	三角巾		枚	160	160	160	160	160	160	160	160						160																	1,440	6,240
	フェイスシールド		個																														0	140	
	担架		台	1	1	1	1	1	1	1	1						1																8	38	
	エアストレッチ ヤー		台												2																		2	4	
	車いす		台	1	1	1	1	1	1	1	1						1																9	38	
	救護マット	10枚/箱	枚																														0	270	
	テント	3.0m×6.0m	張																														3	12	
	クイックテント	ワンタッチ	張																														9	9	
	遺体収容袋		セット																														30	30	
	分焼キット		セット																														4	4	
	手指消毒液(アル コールジェル)	1L×10本/箱	本																														0	220	

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺西防災備蓄倉庫	網走ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北西防災倉庫	大型倉庫				都立調布南高等学校	都立調布特別支援学校	都立神代高等学校	都立調布北高等学校	民間協定団体										避難所以外の場所計	避難所と避難場所以外の場所の総計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
													浸水防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見資機材倉庫					特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	旭出調布南操作場所	特別避難所ふくホーム	くえん聖大寺	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム			特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム	特別避難所ふくホーム

種別	品名	規格	単位	緑ヶ丘防災備蓄倉庫	山川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩川防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士見防災備蓄倉庫	深大寺北西防災備蓄倉庫	大型倉庫				都立調布北高等学校	都立神代高等学校	都立蓮花特別支援学校	桐朋学園	文化会館だつくり	民間協定団体											避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計	
													決壊防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	富士見渡線村倉庫						特別避難足夠ホーム ちやうぶの里	特別避難足夠ホーム かしわ園	調布市避難センター 至誠ホーム	とろろぎ園領	特別避難足夠ホーム	旭出調布福祉作業所	らくえん深大寺	特別避難足夠ホーム 東郷荘	特別避難足夠ホーム 山川くぬぎ園	特別避難足夠ホーム	自立支援教室 調布東郷教室			自立支援教室 調布東郷教室
	ガソリン缶詰	1L×4缶/箱	缶												8		8																16	248	
	ガソリン携行缶	緑色缶	缶							1						1																	2	31	
	灯油用携行缶	赤色缶	缶		1																											5	6		
	投光器(ランプ)	※コンセント取付 使用	缶													1																1	23		
	LED投光器(充電式)		個											17	3		3															23	107		
	LED投光器(円柱・バルーン型)	※発電機必要	基																																41
	LEDスタンドライト(充電式)		基												8																			8	8
	LEDバイブライト	※充電式	台										3																					6	81
	簡易ライト(ルミカライト)	40W相当	本														2																2	52	
	クイックパーテーション	赤・白・黄各20本/箱	本											180	360																		540	5,580	
	石油ストーブ	210cm×210cm×180cm	張													1																	1	29	
	炊出し釜	乾電池使用タイプ	台														1																3	31	
	ストーブ用接触防止柵	電源使用タイプ	台														2																6	62	
	大型扇風機		個														6																7	91	
	移動式炊飯器		台												4		4																8	120	
	炊出し釜	大 中 小	個													2																	6	20	
	固形燃料		個																														2	6	
	マッチ付ローソク		個	312		336	300	372	348	120	396		240																			2,424	12,057		
	コードリール		本	300	300	300	400	1,200	300	400				360																		3,560	12,800		
	工具類(セット)	スコップ(創)・バール各2,つるはし・番線カッター・のこぎり各1	台													2								2								4	69		
	ジャッキ		セット	1		1		1	1	1	1				1																	9	38		
	大バール		台																													1	30		
	救助用ロープ	長さ不明	本																													2	32		
	脚立		本	1	1	1	1	1	1	1	1					2																9	69		
	組立式リヤカー		個																													3	32		
	流水タンク用手动ポンプ		個																													1	30		
			台																													0	5		

種別	品名	規格	単位	大型倉庫												民間協定団体											避難所以外の場所計	避難所と避難所以外の場所の総計
				緑ヶ丘防災備蓄倉庫	仙川防災備蓄倉庫	佐須防災備蓄倉庫	深大寺防災備蓄倉庫	調布ヶ丘防災備蓄倉庫	多摩防災備蓄倉庫	上石原防災備蓄倉庫	富士原防災備蓄倉庫	深大寺北町防災倉庫	染地防災倉庫	大町防災倉庫	小島町防災倉庫	高士見資機具倉庫	都立調布南高等学校	都立調布北高等学校	都立神代高等学校	開明学園	文化会館づくり	特別障害者ホーム ちようらの里	特別障害者ホーム かしわ園	調布若葉ケアセンター 逗楽ホーム	特別障害者ホーム ときわ園領	旭出園福祉社作業所 くくく		

57 各部車両所要数量一覧表

(本文 398, 675 頁)

部 名	市保有数量						調達車両				所要数量				備考
	乗 用 車		貨物自動車		軽貨物	特 殊	乗 用 車	貨物自動車		乗 用 車	貨物自動車		軽貨物	特 殊	
			普通	小型				普通	小型		普通	小型			
行政経営部	軽乗用	1									1				
	普通乗用	3													
	小型乗用	1			3	18									乗用車のうち PHV 車 1 台
	軽乗用	6													
市民部	小型乗用	2			1										
	軽乗用	4													
	小型乗用	2			1										
生活文化スポーツ部	軽乗用	4													
	小型乗用	5		1	1	2									
子ども生活部	軽乗用	1			2										
	小型乗用	2													原付 1 台除く
	軽乗用	7													
環境部	普通乗用	2	4	14	7	9		1	2	3					下水道課所管 4 台除く 乗用車のうち PHV 車 1 台
都市整備部	小型乗用	2	1	2	3	3									軽乗用のうち EV 車 1 台
	軽乗用	7													
	普通乗用	2													
教育部	小型乗用	1		1	4										原付 1 台除く
	軽乗用	1													
	普通乗用	7	5	18	22	32		1	2	4					
計	小型乗用	15													
	軽乗用	31													

※PHV 車については非常用電源対応可

59 燃料及び消耗品受払簿

(本文 398, 675 頁)

[illegible]

- 注 1 救助事務と本部事務と区分し、使用車両分をまとめて作成する。
- 2 摘要欄は、購入先又は受入れ先及び払出し先（車両）を記入する。車両名は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
- 4 品名ごとに作成する。

60 修繕費支払簿

(本文 398, 675 頁)

年月日	目的	故障 年月日	故障場所	故障車両		故障の 概 要	修繕 年月日	修繕料	備 考
				番号	所有者				

- 注 1 救助事務と本部事務と区分して作成する。
- 2 目的欄は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。

61 車両，舟艇調達請求書

(本文 398, 675 頁)

車両，舟艇調達請求書	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">○ ○ 部</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">総 務 部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">部 長</td> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">部 長</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	○ ○ 部		総 務 部		課 長	部 長	課 長	部 長				
○ ○ 部		総 務 部											
課 長	部 長	課 長	部 長										
年 月 日													
請求者所属職氏名印													
使 用 日 時	月 日 自 時 分 至 時 分												
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用												
引 渡 場 所													
車（舟）種及び数量													
摘 要													

(注) 目的が終了した時は，請求者は総務部（管財班）へ直ちに終了時間等について連絡すること。

62 緊急通行車両等の種類

(本文 398, 675 頁)

- 1 地震予知情報の伝達，気象警報等の発表及び伝達ならびに避難指示等に使用されるもの
- 2 消防，水防その他応急措置に使用されるもの
- 3 被災者の救護，救助その他の保護に使用されるもの
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- 5 施設及び設備の点検，応急復旧に使用されるもの
- 6 清掃，防疫その他保健衛生に使用されるもの
- 7 犯罪の予防，交通の規制その他災害における社会秩序の維持に使用されるもの
- 8 緊急輸送の確保に使用されるもの
- 9 震災発生時における食料，医薬品その他物資の確保，清掃，防疫その他保健衛生に関する措置，その他応急措置を実施するため，必要な体制の整備に使用されるもの
- 10 災害時等における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に使用されるもの
- 11 その他災害発生の防御または拡大の防止ならびに軽減を図るための措置に使用されるもの
- 12 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専門に使用するもの

63 炊出し給与簿

(本文 401 頁)

炊 出 し 給 与 簿

炊出し場名

責任者名

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

注 1 炊出しを実施した直後の責任者ごとに作成する。

2 実施場所欄は、実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。

3 給食内容欄は、献立を記入する。

64 放射性物質等関係施設一覧表

(本文 417 頁)

事業所名	所在地
鹿島建設技術研究所	飛田給 2-29-1
(株)サンコー調布研究所	多摩川 1-4
日本消防検定協会	深大寺東町 4-35
(株)アドバンス生命開発	下石原 1-35
和光堂研究開発部	若葉町 2-2

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

調布市長

罹災証明書 (記載例)

世帯主住所	東京都調布市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による

被災住家※の 所在地	東京都調布市〇丁目〇番〇号		
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）		
浸水区分	床上浸水		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出，車1台浸水

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年 月 日

調布市長

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

- ✓ 追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする
- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し込む方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。
- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓ 「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓ 「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓ 「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和2年度における被災者支援の適切な実施について」（令和2年4月23日府政防第867号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和2年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

出典：罹災証明書の様式の統一化について（内閣府，府政防第1747号，令和2年12月4日）

※ 調布消防署長が発行する火災による罹災証明書の様式は、東京消防庁が定める。

67 義捐金品受領書

(本文 463 頁)

係	係 長	課 長	部 長

義 捐 金 品 受 領 書

千	百	十	万	千	百	十	円

品 名	数 量	摘 要

上記のもの確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所
氏 名 様

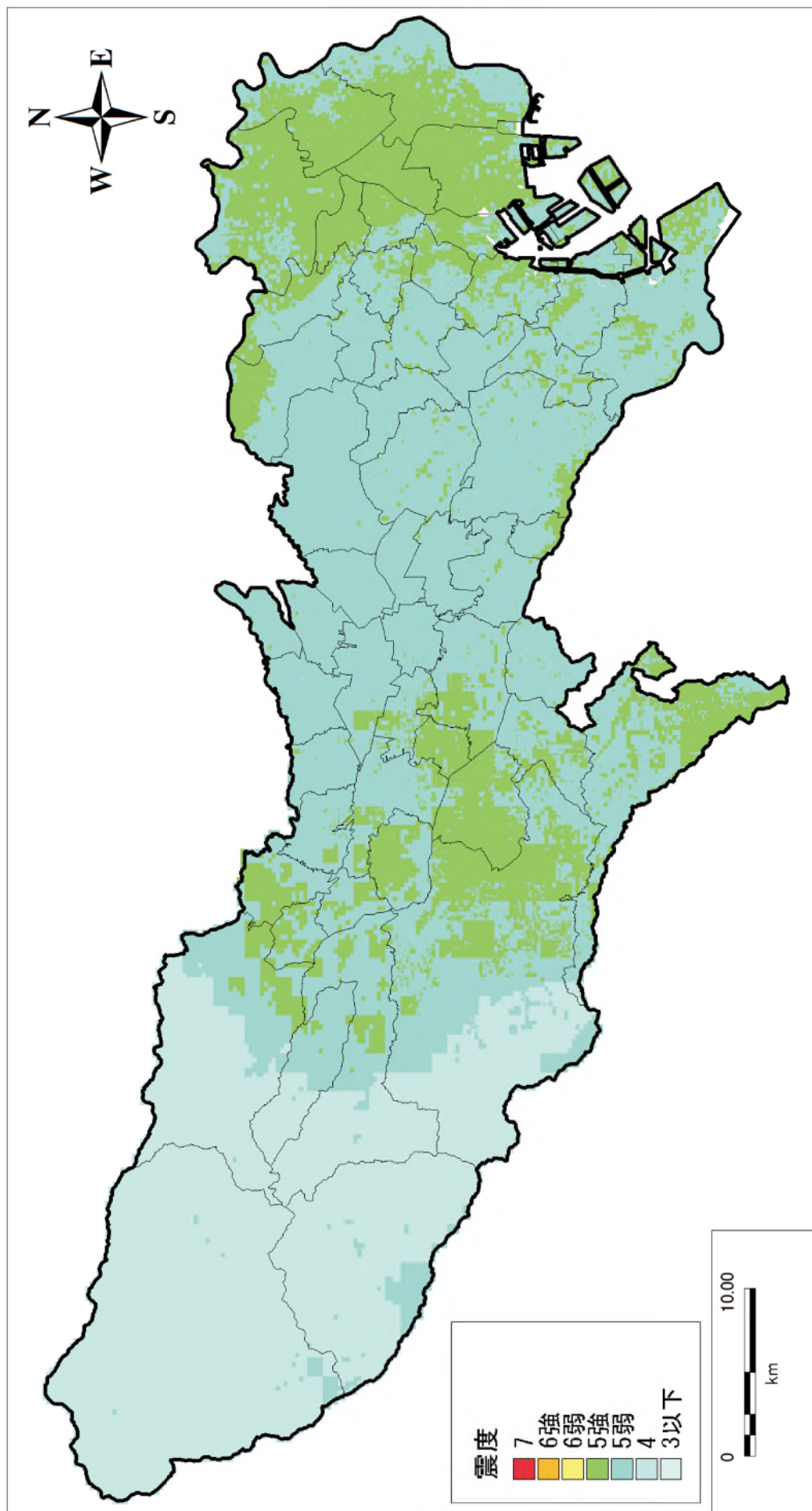
調布市災害対策本部長
調布市長



68 南海トラフ巨大地震の震度分布図

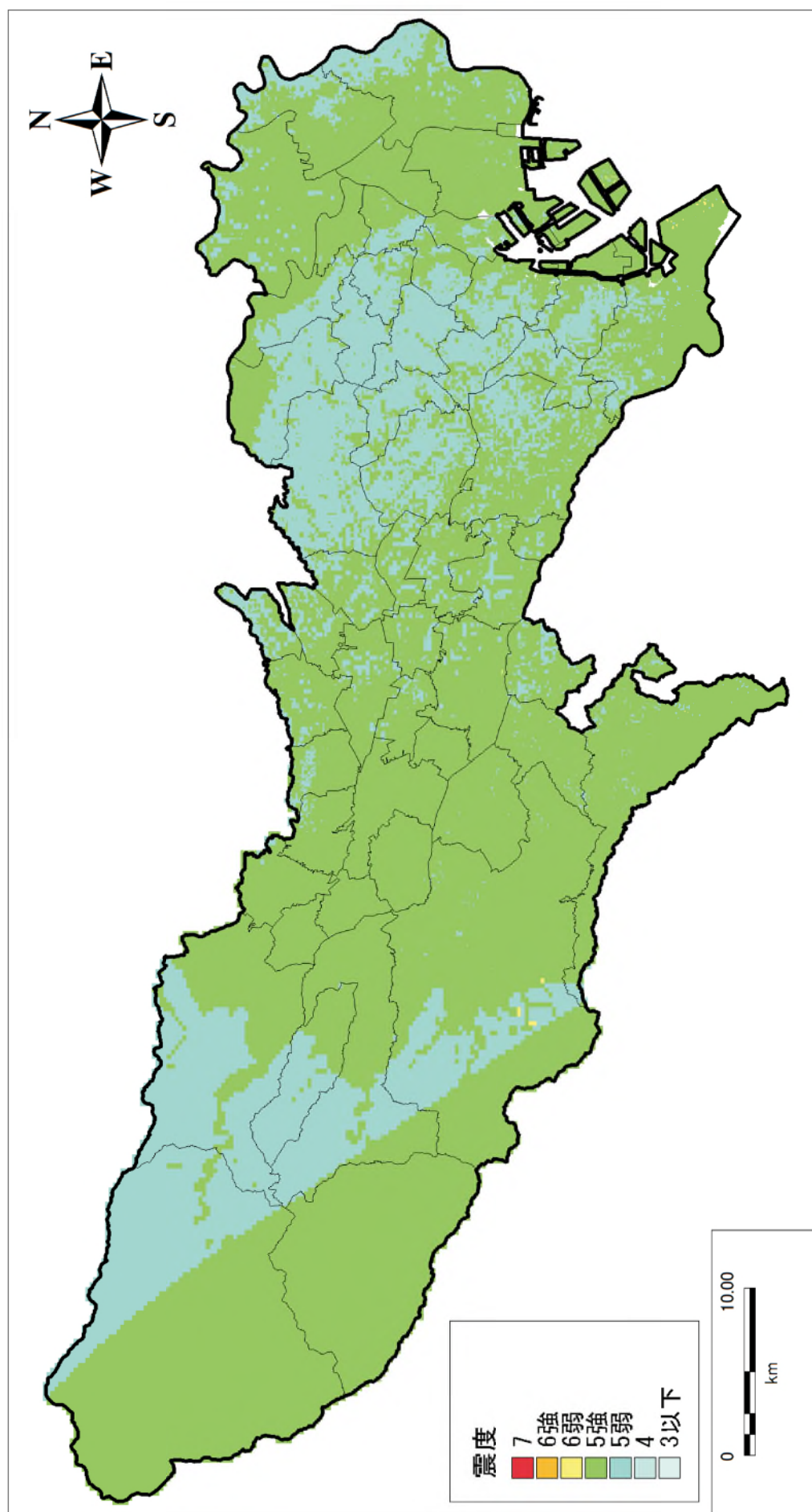
南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース（単独）の地表震度分布図（区部・多摩）

（本文491頁）



（出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表））

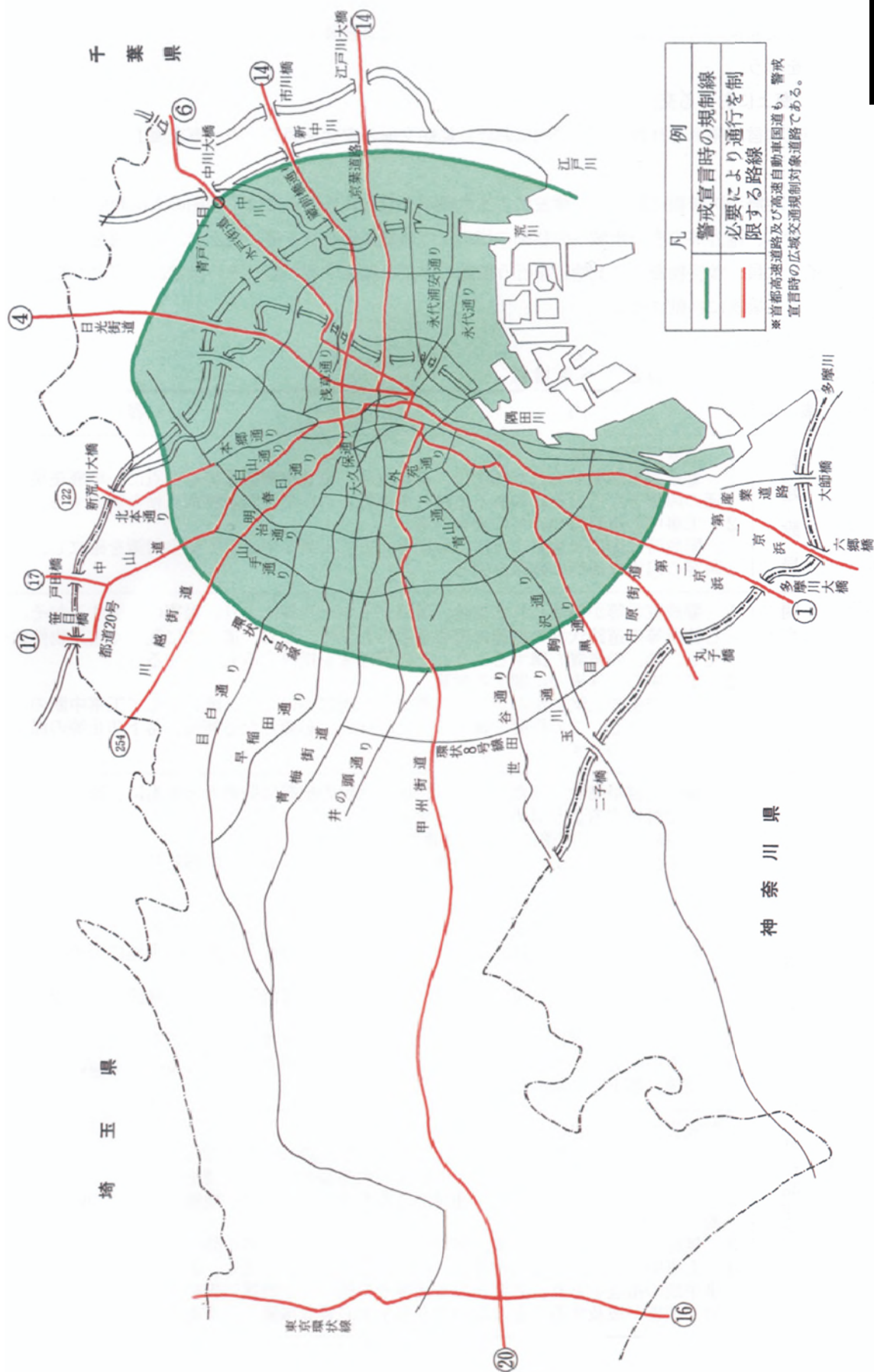
南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース＋経験的手法の地表震度分布図（区部・多摩）



（出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表））

69 警戒宣言時における交通規制図

(本文 513 頁)



第2部 風水害編

70 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

(本文 562 頁)

No.	施設名	住所	電話番号
1	グリーンデイ 飛田給	飛田給 2-13-4 ヴィラ花菱 1 階	042-444-8410
2	飛田給小学校	飛田給 3-29-1	042-487-2815
3	飛田給小学校 ユーフォー	飛田給 3-29-1	042-487-2817
4	特別養護老人ホーム 爽爽荘	飛田給 3-37-1	042-480-3011
5	さわやかサービスセンター	飛田給 3-37-1	042-480-3011
6	発達支援つむぎ 調布ルーム	上石原 1-39-1 Soshite 2 階	042-444-5934
7	SOMPO ケアラヴィーレ調布	上石原 1-8-8	042-485-6541
8	第三小学校	上石原 2-19-13	042-485-1251
9	上石原保育園	上石原 2-8-3	042-484-0234
10	調布寮・第二調布寮	上石原 3-15-11	03-6794-4111
11	風の音	上石原 3-16-6	042-233-2366
12	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原 3-21-3	042-480-8181
13	西部児童館	上石原 3-21-6	042-484-0313
14	第五中学校	上石原 3-27-1	042-484-1311
15	青木病院内 保育室	上石原 3-33-17	042-483-1355
16	老健 グリーングーデン青樹	上石原 3-33-17	042-483-1050
17	青木病院	上石原 3-33-17	042-483-1355
18	宮の下保育園	上石原 3-34-10	042-486-5682
19	地域包括支援センター せいじゅ	上石原 3-54-2	042-483-1358
20	爽々苑	上石原 3-7-8	042-480-8294
21	城山保育園上石原保育園	上石原 3-8-10	042-490-2031
22	リハビリデイサービス nagomi 西調布店	下石原 2-20-2	042-444-4878
23	ATLIFE 調布Ⅱ	下石原 3-39-3	042-430-4004
24	特別養護老人ホーム ちょうふ花園	下石原 3-44-1	042-484-2002
25	デイサービスセンター ちょうふ花園	下石原 3-44-1	042-484-2002
26	老健 フロリアル調布	下石原 3-45-1	042-484-2627
27	マルガリタ幼稚園	下石原 3-55-2	042-482-8056
28	あむハウス調布 2 号館	下石原 3-60-2	03-6304-3090
29	やよい館	下石原 3-62-3	042-486-9129
30	阜月保育園	小島町 2-20-3	042-482-2323
31	富士見台小学校	小島町 3-20-1	042-481-7640
32	旭出調布福祉作業所	小島町 3-26-1	042-485-5885
33	双葉保育園	小島町 3-28-1	042-485-6651
34	ふじみだい学童クラブ	小島町 3-32-10	042-442-8825
35	らぷらんど調布	小島町 3-33-1 清涼館 102・202	042-452-8955
36	みずべの保育園	小島町 3-49-16	042-444-8901
37	くすのきりん	小島町 3-82-8 モンレーブ・ナカ	042-486-9129

No.	施設名	住所	電話番号
38	シルバー人材センター	小島町３－８７－４	042-487-9375
39	通所運動療育障がい児リハビリセンター調布	小島町３－８８－２	042-426-7062
40	デイサービス 調	布田５－４３－１８	042-444-4531
41	調布市こころの健康支援センター	布田５－４６－１	042-490-8166
42	布田老人憩の家	布田５－５０－１	042-481-7666
43	医療法人社団心身会複合介護施設愉快 デイサービスセンターゆらく	布田６－５１－１ １Ｆ	042-442-9151
44	シルバーピア国領	国領町３－８－１	042-481-7150
45	国領高齢者在宅サービスセンター	国領町３－８－１	042-481-7711
46	東京YWCA まきば保育園	国領町７－１１－１	042-483-5208
47	ココファン・ナースリー国領	国領町７－１７－３	042-490-3230
48	トモシアデイサービス国領	国領町７－２７－３ 杉崎ビル１Ｆ	042-480-5037
49	愛の家グループホーム調布国領町	国領町７－５７－１	042-443-7270
50	みゆき保育園	国領町８－１－３５ ６号棟	042-488-8860
51	ときわぎ国領保育園	国領町８－２－６５	03-5438-2115
52	短期入所生活介護 ときわぎ国領	国領町８－２－６５	03-5438-1221
53	老人デイサービスセンター ときわぎ 国領	国領町８－２－６５	050-5540-0862
54	ショートステイかしわ園	国領町８－４－６	042-485-2002
55	サン・ラポール調布	国領町８－９－３	03-3488-5411
56	布田小学校学童クラブ	染地１－１－１００	042-481-7400
57	シルバーピア調布染地	染地１－１－２	042-481-7150
58	ふみ月チャレンジ染地	染地１－１７－１５	042-486-9901
59	布田小学校ユーフォー	染地１－１－８５	042-481-4231
60	布田小学校	染地１－１－８５	042-481-7652
61	杉森小学校ユーフォー	染地２－２５－４	042-485-1381
62	杉森小学校	染地２－２５－４	042-485-1267
63	ぎんのいずみ子ども園	染地２－２７－１	042-480-8696
64	パンプキン	染地２－２７－６	042-444-7325
65	老健 いなほ	染地２－３４－２１	042-443-0502
66	染地児童館	染地２－４１－１２	042-485-3102
67	調布ケアーズ	染地２－８－３	042-452-8005
68	有料老人ホーム 調布ガーデン	染地２－８－３	042-452-8005
69	レオ保育園	調布市染地２－８－３０	042-488-4127
70	染地幼稚園	染地３－１（多摩川住宅ホ号棟）	042-483-9356
71	調布多摩川幼稚園	染地３－１－２９（多摩川住宅ハ号棟）	042-483-4666
72	染地小学校学童クラブ	染地３－１－８１	042-444-1936
73	染地小学校ユーフォー	染地３－１－８１	042-485-1317
74	染地小学校内 ふれあい給食室	染地３－１－８１	042-481-5322
75	染地小学校	染地３－１－８１	042-485-1285

No.	施設名	住所	電話番号
76	就労継続支援B型事業所ファーストステップ	染地3-1-946	042-426-4223
77	第三中学校	染地3-2-7	042-482-0293
78	わかば事業所	染地3-8-26	042-486-3174
79	有料老人ホーム イリーゼ調布	多摩川1-13-1	042-443-0461
80	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2	042-444-3900
81	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川1-15-2	042-442-4733
82	リハビリデイ・すまいるウォーク	多摩川1-33-5 サンプラザ昭和1F-B号室	042-426-8246
83	有料老人ホーム そんぼの家調布多摩川	多摩川3-17-1	042-440-2101
84	サ高住 そんぼの家S調布多摩川	多摩川3-17-2	042-490-5051
85	多摩川小学校学童クラブ	多摩川3-21-1	042-481-7025
86	多摩川小学校ユーフォー	多摩川3-21-1	042-481-9915
87	多摩川小学校	多摩川3-21-1	042-481-7648
88	あむハウス調布1号館	多摩川3-59-5	03-6304-3090
89	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2	042-480-8081
90	京王キッズプラッツ多摩川	多摩川4-39-1	042-490-5550
91	多摩川児童館	多摩川5-1-2	042-481-7680
92	GENKINEXT 調布多摩川	多摩川5-14-1 高井ビル1F	042-444-0752
93	ふみ月チャレンジたま川	多摩川5-24-18	042-446-0633
94	カフェ大好き	多摩川5-7-4 京王多摩川88ビル1F	042-481-3933
95	アーリーバード	多摩川5-7-4 京王多摩川88ビル2F	042-446-2550
96	都立調布南高等学校	多摩川6-2-1	042-483-0765
97	粹交舎3	菊野台1-24-38	042-443-0915
98	粹交舎4	菊野台1-24-4	042-443-0915
99	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18	042-444-1467
100	コミュニティハウスとみざわデイサービスセンター	菊野台1-48-3	042-443-4033
101	地域包括支援センター 至誠しばさき	菊野台1-52-4	042-488-1300
102	アーリーバード柴崎	菊野台1-52-4 三高家ビル2A	042-499-6030
103	レコードブック調布柴崎	菊野台1-54-2	042-444-1500
104	パイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階	042-444-8690
105	木下の保育園 柴崎	菊野台2-44-23 1階	042-480-4495
106	ツクイ調布菊野台	菊野台2-45-4	042-443-6520
107	パイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17	042-488-0533
108	調布市適応指導教室 太陽の子	菊野台3-27-45	042-481-7520
109	グランダ深大寺	佐須町2-30-3	042-490-7021
110	オリンピア保育園	佐須町3-1-5	042-482-4331
111	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2	042-426-7483

No.	施設名	住所	電話番号
112	あいケアデイサービス	佐須町４－３－２	042-443-7018
113	佐須児童館	佐須町４－４２－２	042-481-0348
114	SOMPO ケア 調布柴崎 定期巡回	柴崎１－１５－６ カナメレジデンス３０３	042-443-0616
115	SOMPO ケア 調布柴崎 デイサービス	柴崎１－１５－６ カナメレジデンス１Ｆ	042-442-4773
116	にじいろ保育園柴崎	柴崎１－２－１	042-426-9673
117	シルバーピア柴崎	柴崎１－４６－１	042-481-4150
118	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町１－１０－８	042-444-3041
119	まどか深大寺	深大寺元町１－１２－２	042-440-0071
120	柏野小学校	深大寺南町１－１－１	042-488-2861
121	調和小学校	西つつじヶ丘４－２２－６	042-485-4818
122	つつじがおか幼稚園	西つつじヶ丘４－２３	042-482-1779
123	ブライト保育園調布仙川	仙川町３－１７－６	03-3300-0190
124	という調布ヶ丘ルーム	調布ヶ丘３－１９－１２	042-444-6959
125	GreenApple 調布ヶ丘	調布ヶ丘４－４１－２ マルワビル２Ｆ	042-444-4216
126	第２ポピーの家	ハ雲台２－１１－２４	042-483-7090
127	第七中学校	ハ雲台２－１６－１	042-487-4521
128	富士見町じゃんぷ	富士見町４－３０－２０	042-444-3919
129	れいんぼー	富士見町４－３０－２０	042-499-6777
130	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘２－２５	03-3309-5605

71 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

(本文 562 頁)

No.	施設名	住所	電話番号
1	神代中学校	佐須町 5-26-1	042-482-0171
2	仙川くぬぎ園	入間町 2-28-33	03-5787-7668
3	ウエリスオリーブ成城学園前ケアレジデンス	入間町 2-28-36	03-6811-6465
4	ウエリスオリーブ成城学園前	入間町 2-28-36	03-6811-6465
5	入間町地域密着型認知症デイサービス ぷちぽあん	入間町 3-22-5	03-3483-1681

72 風水害時避難所（風水害時指定避難所及び協定先避難所）一覧

(本文 565 頁)

No.	区分	避難場所	住 所	電話番号	収容人員			床面積(㎡)	災害種別ごとの開設予定避難所				
					一時	長期	感染症 考慮時		体育館 のみ	校舎を含 めたもの	洪水 (多摩川)	洪水 (野川)	洪水 (仙川)
1	一次避難所（公 共 施 設）	第一小学校	小島町 1－8－1	042－481－7636	3,488	1,744	417	834	4,276	○			
2		第二小学校	国領町 4－19－1	042－485－1245	3,176	1,588	390	690	2,658	○			
3		第三小学校	上石原 2－19－13	042－485－1251	3,592	1,796	446	648	3,023	○			
4		八雲台小学校	八雲台 1－1－1	042－485－1255	3,848	1,924	478	677	3,239	○	○		
5		富士見台小学校※1	小島町 3－20－1	042－481－7640	3,416	1,708	425	660	2,860	○			
6		滝坂小学校	東つつじヶ丘 1－4－1	03－3308－5515	2,644	1,322	328	667	2,218	○		○	
7		深大寺小学校	深大寺元町 5－16－21	042－485－1265	2,836	1,418	350	695	2,388	○	○		
8		上ノ原小学校	柴崎 2－26－1	042－485－1271	3,956	1,978	493	663	3,333	○		○	
9		石原小学校	富士見町 1－37－1	042－481－7644	3,104	1,552	383	722	2,598	○	○		
10		緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 2－16－1	03－3308－6166	2,504	1,252	485	638	2,099	○	○		
11		北ノ台小学校	深大寺北町 2－41－1	042－485－1291	3,844	1,922	304	677	3,242	○		○	
12		国領小学校	国領町 8－1－55	042－488－0551	4,008	2,004	420	1,169	3,343	○	○		
13		調布中学校	富士見町 4－17－1	042－482－0275	5,160	2,580	524	2,033	4,318	○	○		
14		神代中学校	佐須町 5－26－1	042－482－0171	6,392	3,196	775	2,107	5,355	○	○		
15		第六中学校	国領町 3－8－23	042－485－5276	2,324	1,162	264	821	1,947	○	○		
16		第八中学校	仙川町 2－15－2	03－3309－4131	2,540	1,270	300	866	2,116	○	○		
17		文化会館たづくり	小島町 2－33－1	042－441－6111	1,000	500	369	3,916	-	○			
18		グリーンホール	小島町 2－47－1	042－481－7611	1,500	750	742	7,288	-	○			
19		西部地域福祉センター	上石原 2－15－6	042－486－1600	55	55	55	453	-	○※5			○
20		深大寺地域福祉センター	深大寺北町 2－40－1	042－480－8725	69	69	69	595	-	○※5			○
21		人間地域福祉センター	人間町 1－13－2	03－3309－4996	125	125	125	814	-	○※5			○
収容人数小計					59,581	29,915	8,142	27,633	49,013				
22	(協 定 先)	N T T 中央研修センタ	人間町 1－44		576	-	-	951	-	○		○	
23		桐朋学園	若葉町 1－41－1		1,042	-	-	4,516	-	○		○	
24		武蔵野の森総合スポーツプラザ	西町 290－11		220	-	-	1,800	-	○			
25		東京都バラスポーツトレーニングセンター	西町 376－3		25	-	-	185	-	○			
26		電気通信大学	調布ヶ丘 1－5－1		392	-	-	648	-	○			
収容人数小計					2,255	-	-	8,100	-				
合計					61,836	29,915	8,142	35,733	49,013				

No.	区分	避難場所	住 所	電話番号	収容人員			面積 (m ²)	同時開設
					一時	長期	感染症 考慮時		
27	福祉避難所	総合福祉センター※2※3	小島町2-47-1	042-481-7613	496	248	67	5,740	○
28		西調布体育館※2	上石原2-4-1	042-481-2400	624	346	95	578	○
29		西部地域福祉センター※2	上石原2-15-6	042-486-1600	55	55	55	453	○
30		子ども家庭支援センターすこやか※2※4	国領町3-1-38 コスコエア2階	042-481-7733	448	224	61	1,500	○
31	福祉避難所 (公共施設)	金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4-43-3	042-485-5888	90	90	90	634	
32		調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘3-58-2	042-487-7753	84	84	84	550	
33		緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘2-18-49	03-3326-4861	75	75	75	487	
34		菊野台地域福祉センター	菊野台1-38-1	042-481-5641	69	69	69	567	
35		富士見地域福祉センター	富士見町4-15-6	042-483-9652	62	62	62	499	
36		入間地域福祉センター	入間町1-13-2	03-3309-4996	125	125	125	814	
37		深大寺地域福祉センター	深大寺北町2-40-1	042-480-8725	69	69	69	595	
38		希望の家	富士見町2-16-33	042-481-7700	40	40	40	911	
39		希望の家分場	入間町1-13-2	03-3305-7737	30	30	30	199	
				小計	2,267	1,517	922	13,527	
40	(協定先)	東京都立調布特別支援学校	調布ヶ丘1-1-2	042-487-7221	30	-	-	455	
41		調布福祉事業団(なごみ・そよかぜ・すまいる・まなびや)	西町290-4	042-481-7493	204	-	-	572	
42		ちようふの里	西町290-5	042-441-6650	162	-	-	536	
43		調布ゆうあい福祉公社	国領町3-8-1	042-481-7711	57	-	-	829	
				小計	453	-	-	2,392	
				合計	2,720	1,517	922	15,919	

(注) 状況によっては開設しない場合があります。協定施設は一時収容を想定しています。

- ※1 富士見台小学校は浸水想定区域内のため人数の制限を行う場合があります。
- ※2 一次避難所と同時に開設予定です。その他の福祉避難所については、状況に応じて開設可否を判断します。
- ※3 主に体の不自由な方を受入れる避難所として開設します。
- ※4 主に乳幼児や妊産婦を受入れる避難所として開設します。
- ※5 福祉避難所として開設します。

73 風水害時要配慮者専用の駐車場所及び車両避難場所

風水害時要配慮者専用の駐車場所

避難所	最寄りの駐車場（所在）	台数	備考
調布中学校	調布中学校（富士見町４－１７－１）	90	
北ノ台小学校	神代植物公園ドッグラン隣 （深大寺北町２－２，２－５）	100	
西調布体育館	西調布体育館（上石原２－４－１）	7	
武蔵野の森総合 スポーツプラザ	武蔵野の森総合スポーツプラザ （西町 290－11）	134	有料
東京都パラスポーツ トレーニングセンター	味の素スタジアム本体下駐車場 （西町 376－3）	330	有料
	味の素スタジアム北側駐車場 （西町 290－3）	440	有料

※避難所を開設した場合に駐車場の利用が可能になります。

風水害時の車両自体の避難（駐車）場所一覧

駐車場の名称（所在）	台数	備考
調布基地跡地運動広場（西町 290-3）	200	
神代植物公園第一駐車場（深大寺北町 1-4）	288	有料

※備考欄「有料」は，駐車場の利用時間ごとに料金が発生します。

74 公用負担権限委任証明

(本文 634 頁)

第	号	公用負担権限委任証明	
身 分		氏 名	
上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日		水 防 管 理 者 氏 名 (または消防機関の長)	印

75 公用負担命令票

(本文 634 頁)

第 号 公 用 負 担 命 令 票 住 所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用，収用，処分等）	期 間	摘 要
水防法第 28 条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。 年 月 日 水 防 管 理 者 (または消防機関の長) 印 事 務 取 扱 者 印				

76 水防活動報告表

(本文 635 頁)

〈 速報版 〉

水 防 活 動 報 告 表

都様式－Ⅰ

水防管理団体・ 建設事務所名			年 月 日 時 現在	
担当部署 連絡先	部	課 係	Tel Fax	報告者
水防活動実施箇所	左 川 岸 地先 右			
地名・住所			区 市 町 村	
活動日時	自 月 日		時 ～ 至 月 日 時	
出勤人員	職員		消防団	
	人		人	
水防活動の概況 および工法	工 法			
	延 長	m		
使用 資 器 材	品名	単位	数量	水位の状況
				水防関係者の 死傷状況
通 信 欄				

注 1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注 2. 水防活動終了後 3 日以内に建設局河川部防災課に F A X で提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注 3. 俵、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

建設局河川部防災課 Tel 03-5320-5431

Fax 03-5388-1534

77 被害報告書

(本文 635 頁)

被害報告表

都様式－2

建設事務所・区 市町村名		第 報		報 告 者		年 月 日 時 現在				
						調査率		％ 気象コード		
担当部署				連絡先						
異常気象名				災害発生年月日		自平成 年 月 日：至平成 年 月 日				
気 象 デ ー タ	市町村名		連続雨量最大：				被災中心地：			
	連続雨量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時	
	最大日雨量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時	
	最大時間雨量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時	
	最大平均風速		m/秒		日 時 分～ 時 分		m/秒		日 時 分～ 時 分	
	その他									
一 般 被 害 等	人 的 被 害				住 家 被 害					
	区 分	人数	市町村名	原 因 (がけ崩れ, 転落 等)	区分	戸数	主な 市町村名	原 因 (破堤, 溢水, 内水 等)		
	死者				全壊					
	行方不明				半壊					
	負傷者				一部損壊					
	避難者				床上浸水					
	避難勧告				床下浸水					
	災害救助法適用市町村名(発令月日)									
工種		都工事		市町村工事		計				
		箇所数	金額(千円)	箇所数	金額 (千円)	箇所数	金 額 (千円)			
河川										
海岸(港湾に係るもの)										
海岸(その他)										
砂防設備										
地すべり防止施設										
急傾斜地崩壊防止施設										
道路										
橋梁										
港湾										
下水道										
公園										
計										
道 路 ・ 橋 梁 を 除 く 主 な 施 設 被 害	区分 河川・海岸名等	被災位置 (市町村字 名)	被災延長 (m)	被害額 (千円)	応急工法の概要 (期 間)	被害状況等 (原因・状況等)				
主 道 路 ・ 橋 梁 施 設	区分 路線名	被災位置 (市町村字名)	被災延長 (m)	被害額 (千円)	応急工法の概要 (期 間)	迂回路の有無	交通規制月日	被害状況等 (原因, 状況, バス路 線, 孤立集落の有無)		
全 面 通行止	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部 通行規制	都管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所		都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所	

文 書 番 号
年 月 日東 京 都 知 事 殿
(建 設 局 長)市町村長 氏 名
(建設事務所)

災 害 報 告 書

年 月 日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり
災害が発生したので報告します。

記

- 1 災害報告内容 : 別添被害報告表のとおり
- 2 災 害 箇 所 : 別添案内図のとおり
- 3 気 象 資 料 : 別添気象資料のとおり
- 4 災 害 状 況 : 別添状況写真のとおり

連 絡 先
担当部署
T E L

第 3 部 參考資料編

79 調布市民意識調査報告書【防災について】

調布市は、調布市基本構想（令和5年度～令和12年度）及び調布市基本計画（令和5年度～令和8年度）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。調布市基本計画では、計画期間中の各施策の成果を図る目安として「まちづくり指標」を設定しています。

調布市民意識調査は、「まちづくり指標」の現状値や、市民が日常感じているくらしの満足度、市の施策に関する市民ニーズ等を把握し、今後の市政・まちづくりに活用することを目的としています。

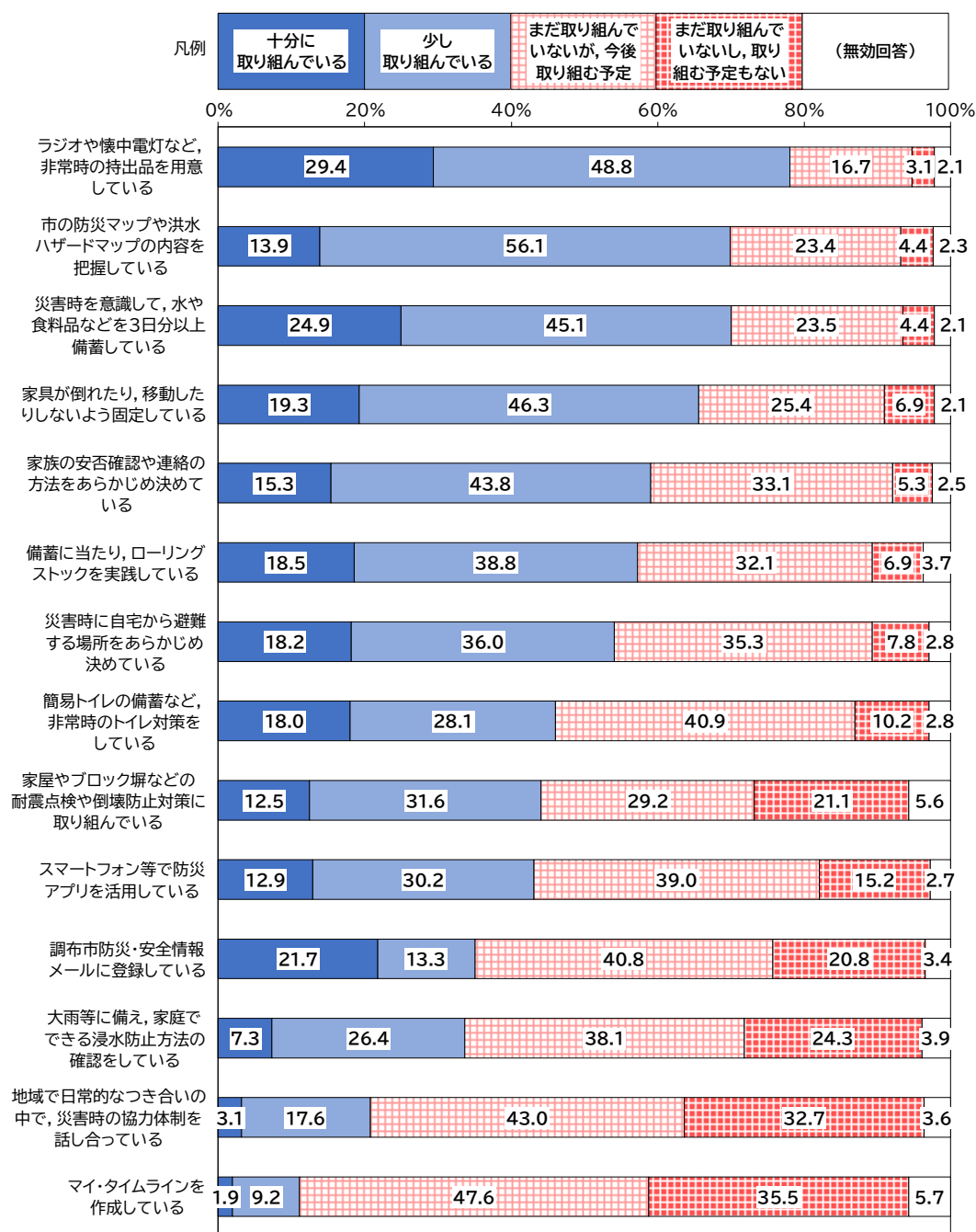
ここでは、特に「防災について」の調査結果について、報告書より抜粋し掲載します。

<調布市民意識調査報告書（令和５年度版）【防災について】>

問 14) あなたは、日ごろからどのような防災対策に取り組んでいますか。

<全体（n=1,211）>

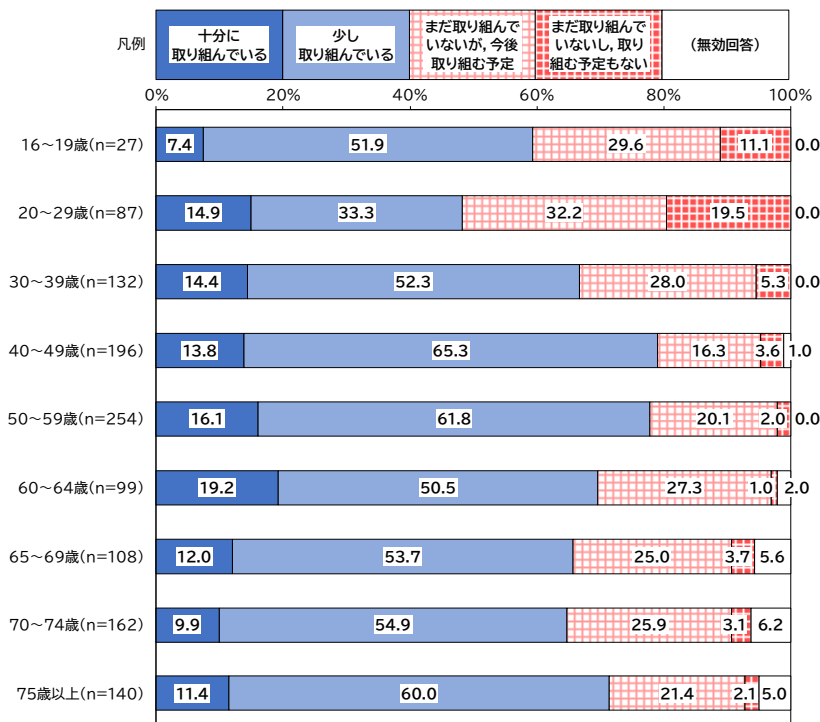
○「十分に取り組んでいる」と「少し取り組んでいる」の合計は、「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」が 78.2%と最も高く、次いで、「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」、「災害時を意識して、水や食料品などを３日分以上備蓄している」の 70.0%の順となっています。



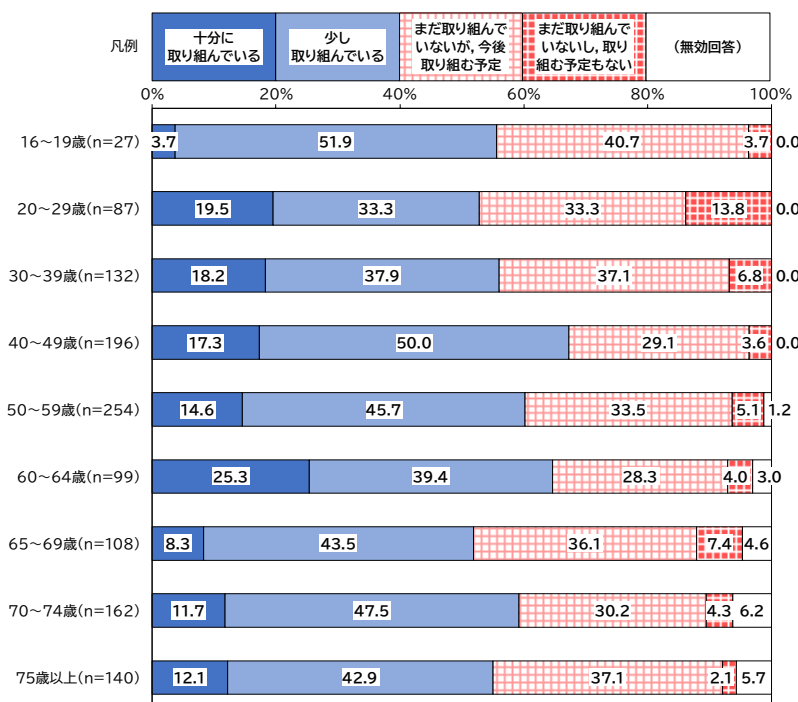
<年齢層別>

○「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」では、40～59歳と75歳以上で「十分に組み組んでいる」と「少し組み組んでいる」の合計が70%を超えて高くなっています。また、「備蓄に当たり、ローリングストックを実践している」では、75歳以上を除く各年代で半数を超え、40～59歳で60%を超えています。

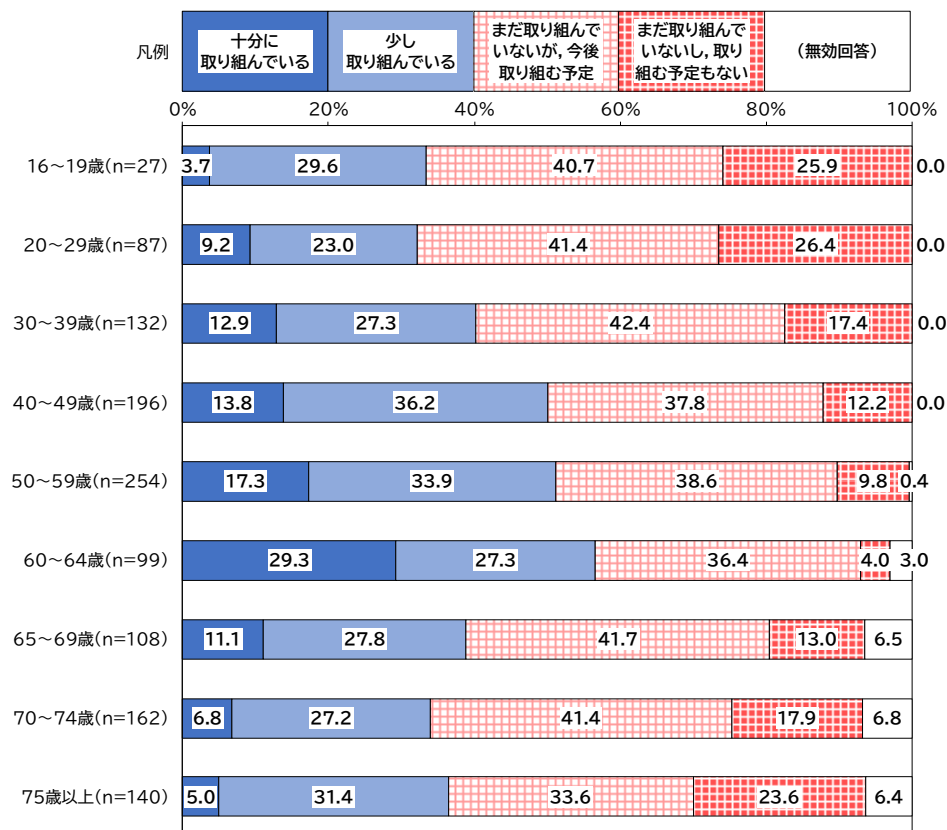
1 市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している



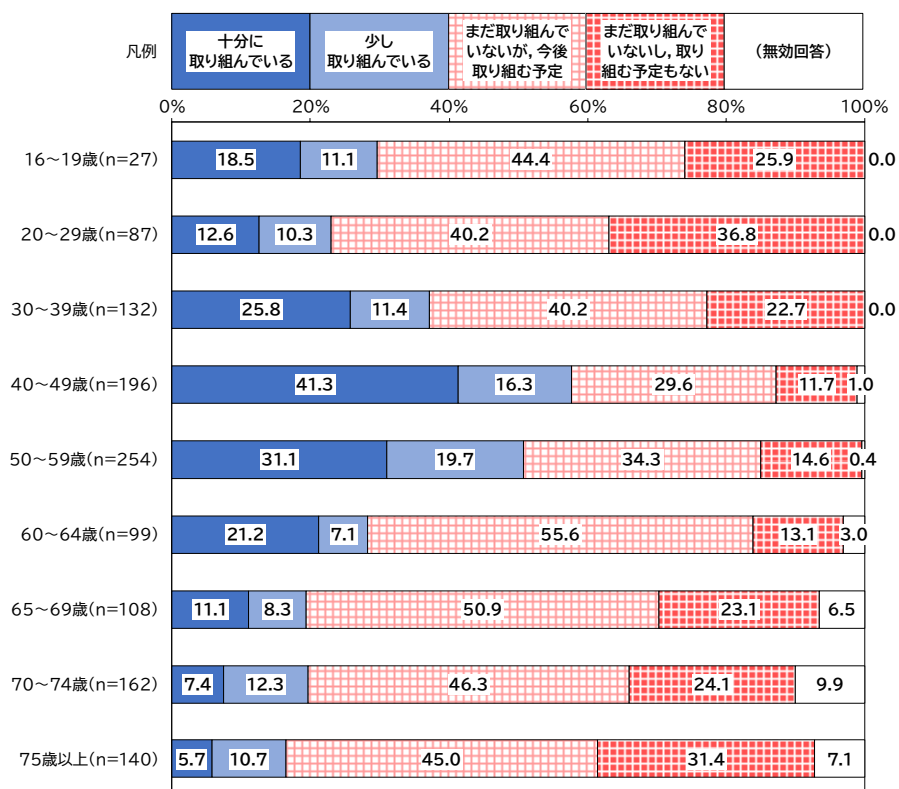
2 家族の安否確認や連絡の方法をあらかじめ決めている



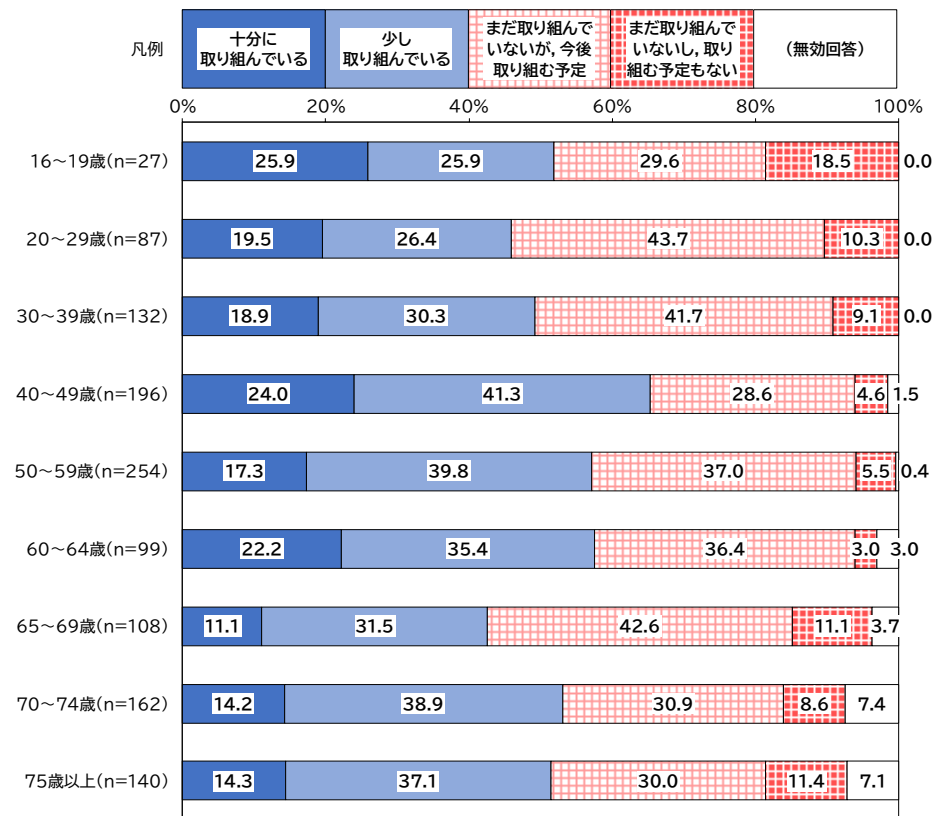
3 スマートフォン等で防災アプリを活用している



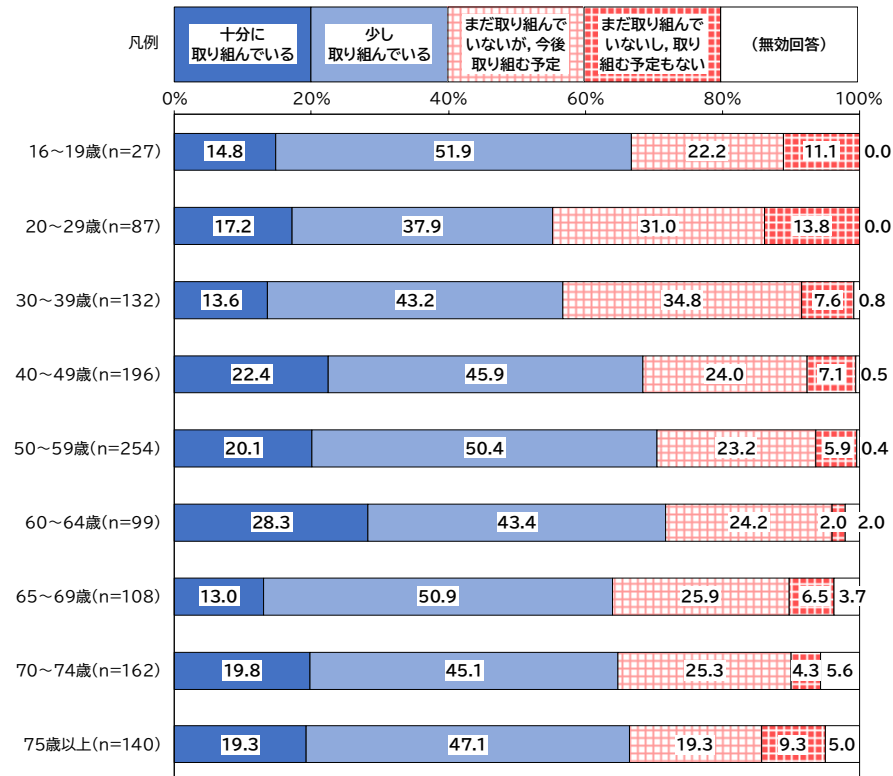
4 調布市防災・安全情報メールに登録している



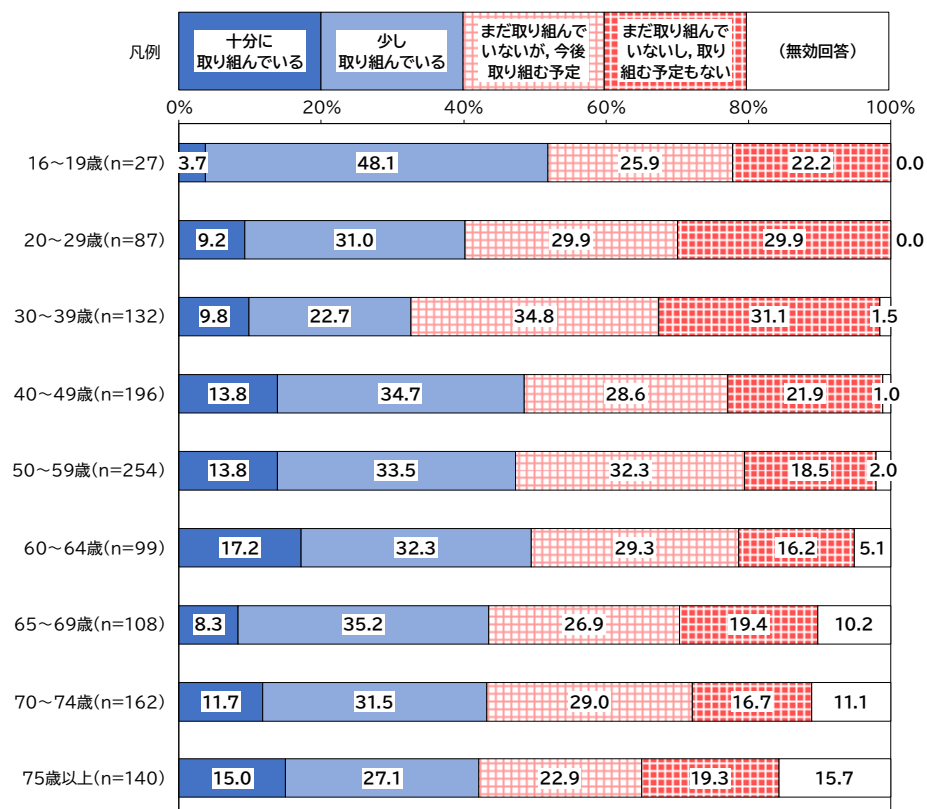
5 災害時に自宅から避難する場所（避難所、自宅の上層階、親族や友人・知人宅）をあらかじめ決めている



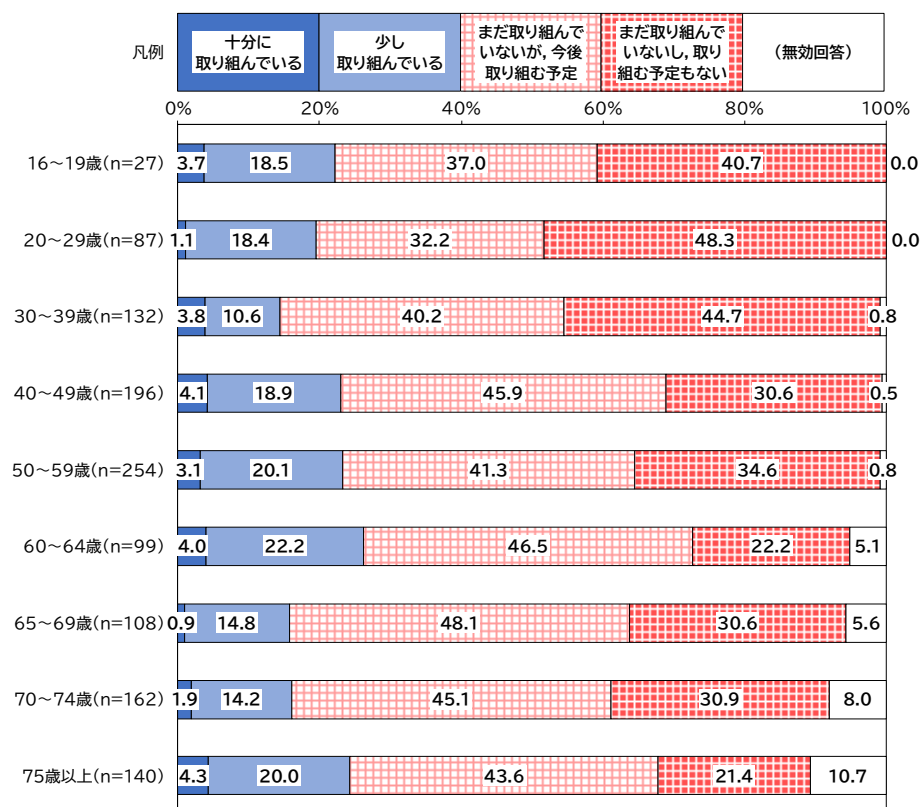
6 家具が倒れたり、移動したりしないよう固定している



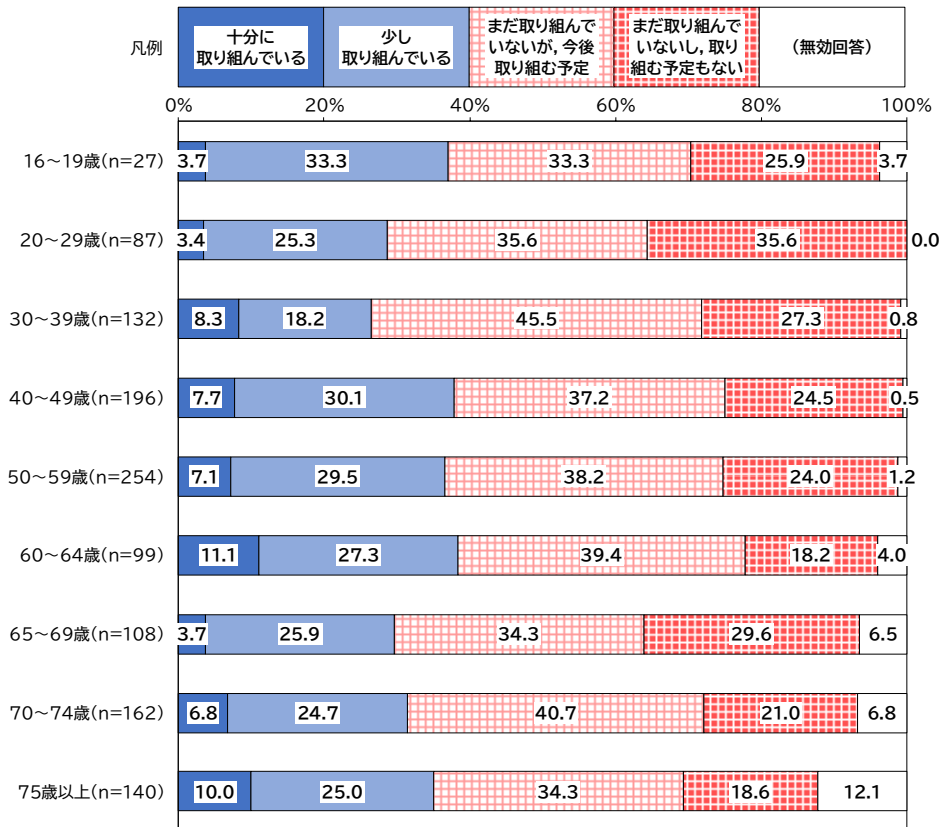
7 家屋やブロック塀などの耐震点検や倒壊防止対策に取り組んでいる



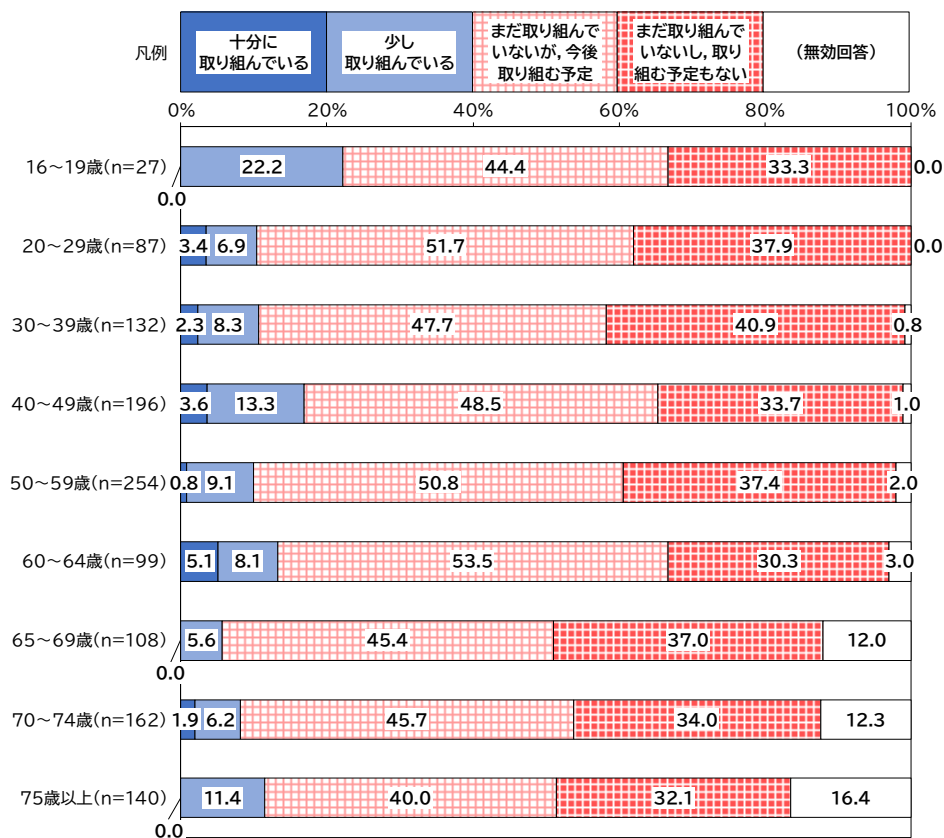
8 地域で日常的なつき合いの中で、災害時の協力体制を話し合っている



9 大雨等に備え、家庭でできる浸水防止方法の確認をしている

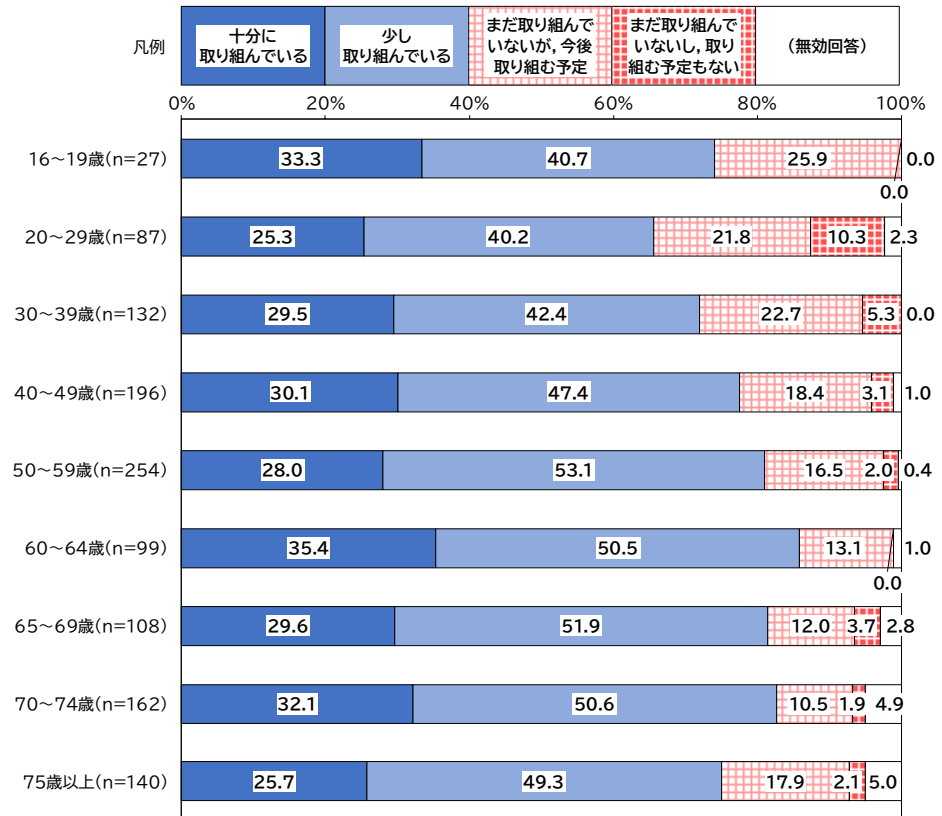


10 マイ・タイムライン※を作成している

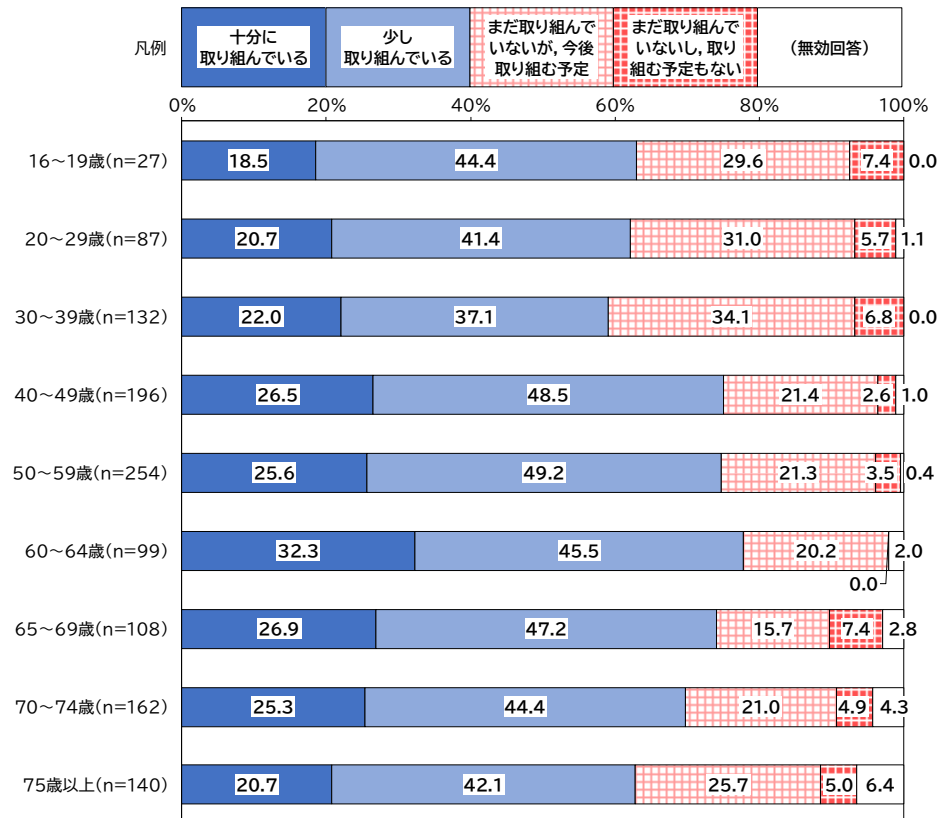


※マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起きるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことです。

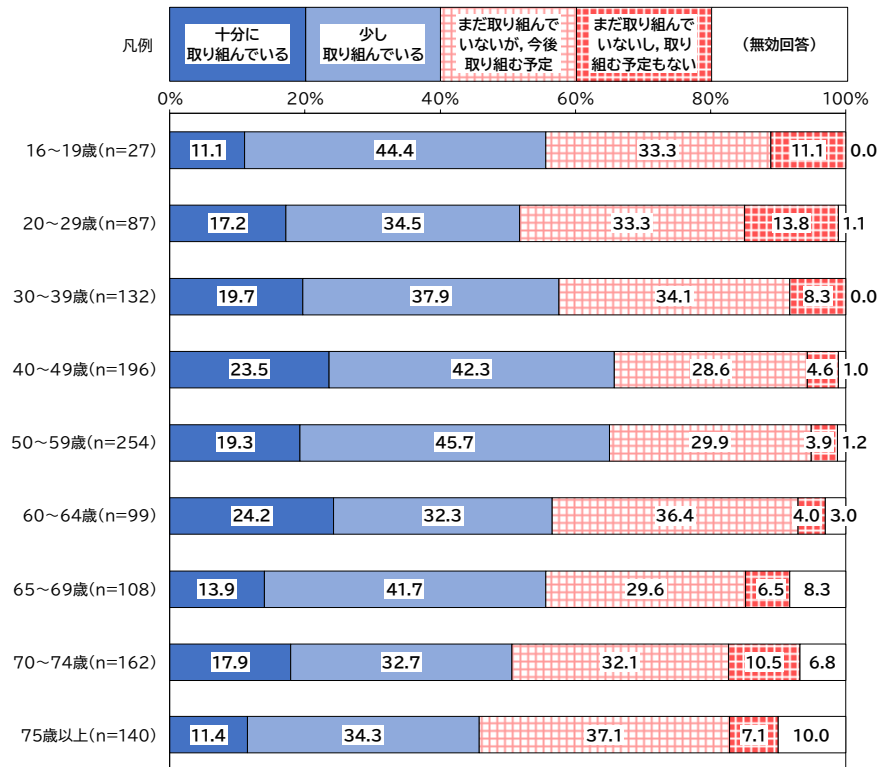
11 ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している



12 災害時を意識して、水や食料品などを3日以上備蓄している

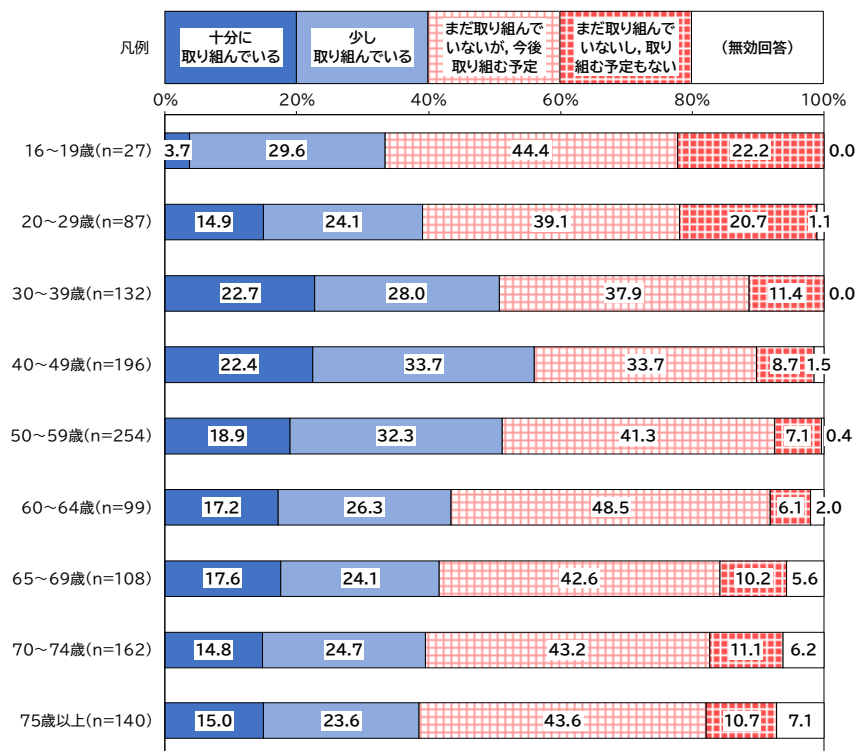


13 備蓄に当たり、ローリングストック※を実践している



※ローリングストックとは、普段から使っているものを常に少し多めに備えておき、消費したらその分を補充して、常に一定量の食品・日用品を備蓄することです。

14 簡易トイレの備蓄など、非常時のトイレ対策をしている



<自由記述>主な意見を抜粋

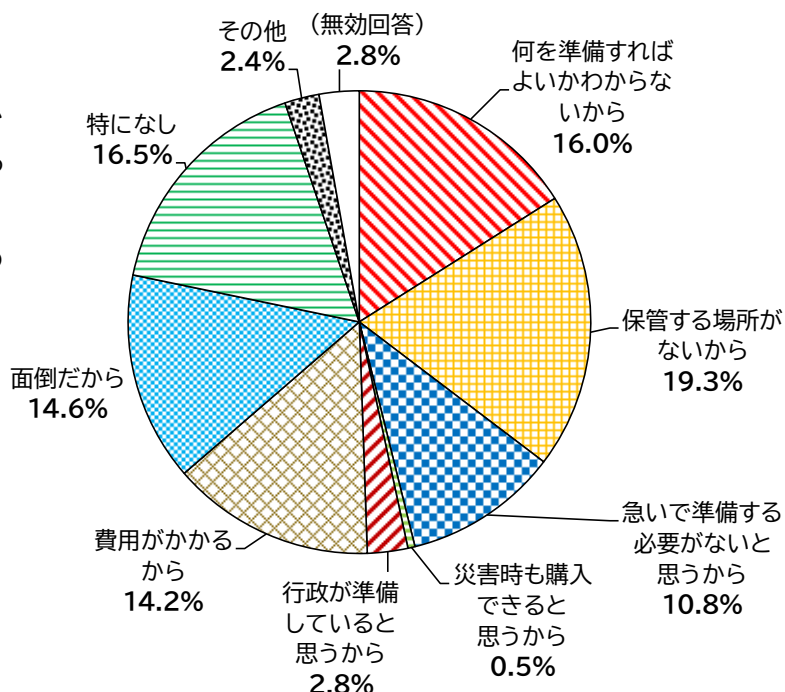
【図表 防災対策についてのご意見・ご提案】(44 件)

- ・ 防災バッグ・グッズはきちんとしたものを用意すると 1 人一万円ほどする。家族人数分揃えておらず補助などあれば全員分揃えたい。
- ・ 台風や豪雨が増えているので，野川の氾濫対策を進めてほしい。風水害への備えを強化してほしい。
- ・ 公共公園に防災用トイレの建設。

問 14-1) 問 14 の「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」「災害時を意識して、水や食料品などを 3 日以上備蓄している」「簡易トイレの備蓄など、非常時のトイレ対策をしている」について、「まだ取り組んでいないし、取り組む予定もない」と回答した主な理由をお聞かせください。

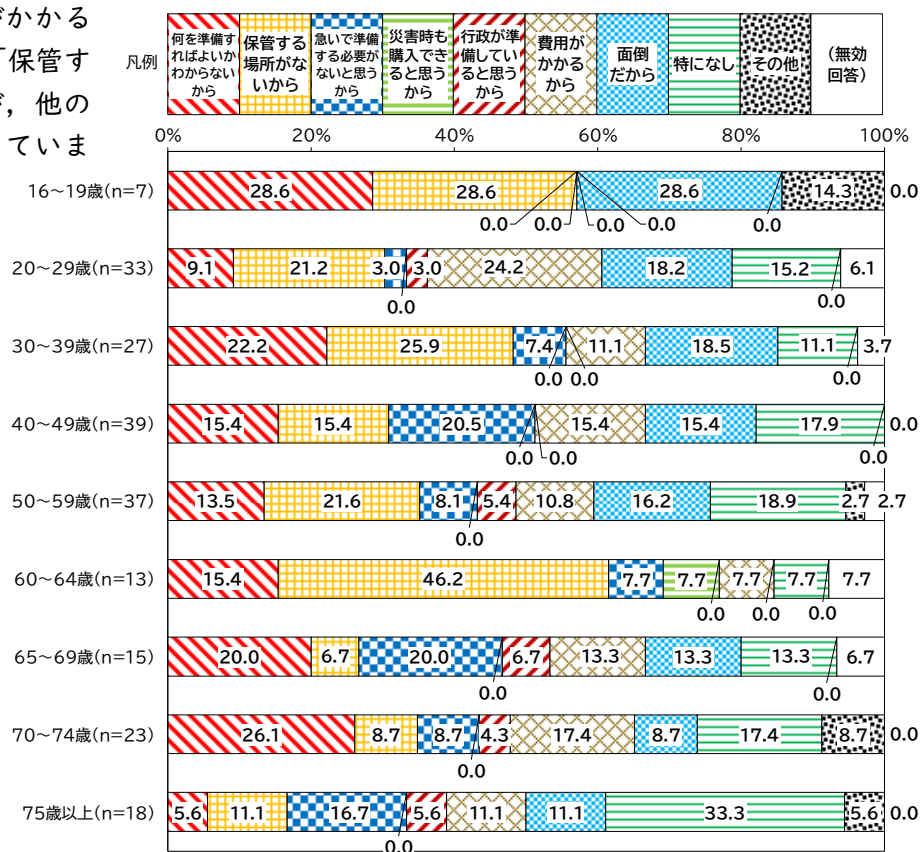
< 全体 (n=212) >

○「保管する場所がないから」が 19.3% で最も高く、次いで「何を準備すればよいかわからないから」の 16.0%、「面倒だから」の 14.6% の順となっています。



< 年齢層別 >

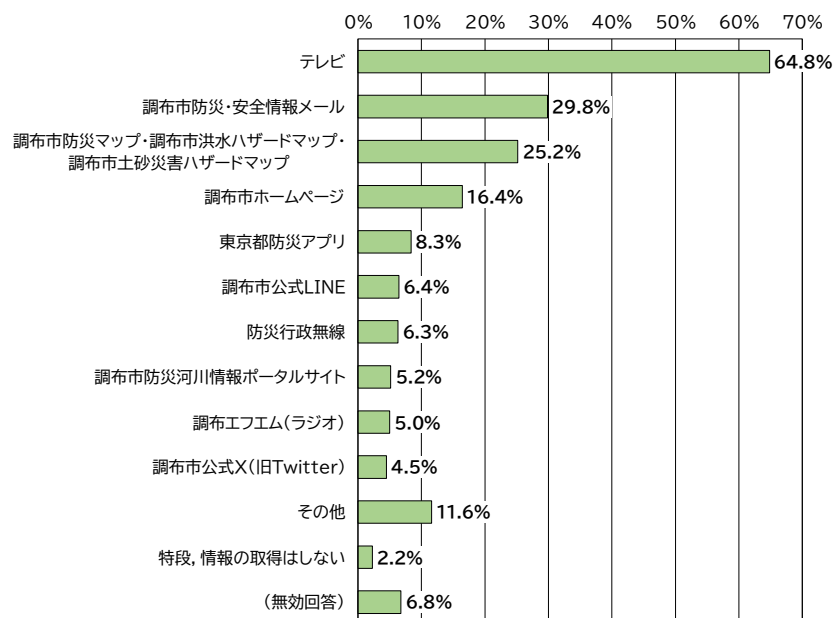
○20～29 歳で「費用がかかるから」、60～64 歳で「保管する場所がないから」が、他の年齢層に比べ高くなっています。



問 15) あなたは台風や地震等の災害時にどのように情報を得ていますか。

<全体 (n=1,211)>

○「テレビ」が 64.8%で最も高く、次いで「調布市防災・安全情報メール」の 29.8%、「調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ」の 25.2%の順となっています。



<年齢層別>

○いずれの年齢層においても、「テレビ」が最も高く、これに次ぐものとしては、16～19歳及び30～59歳で「調布市防災・安全情報メール」、60歳以上は「調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ」となっています。

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,211	27	87	132	196	254	99	108	162	140
テレビ	785	17	52	78	108	159	61	77	125	103
調布市防災・安全情報メール	361	10	14	44	93	102	27	18	36	15
調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ	305	1	14	28	61	61	28	24	46	42
調布市ホームページ	199	3	12	21	35	48	20	21	18	20
東京都防災アプリ	101	1	3	12	15	23	11	13	14	9
調布市公式LINE	78	0	3	10	11	23	7	3	15	6
防災行政無線	76	4	6	1	5	14	4	10	13	18
調布市防災河川情報ポータルサイト	63	2	2	7	19	18	4	3	3	5
調布エフエム(ラジオ)	60	0	3	2	6	12	5	6	13	12
調布市公式X(旧Twitter)	54	2	10	15	9	14	1	0	3	0
その他	141	3	19	23	29	19	18	11	12	7
特段、情報の取得はしない	27	1	4	3	7	5	1	2	1	3
(無効回答)	82	2	2	6	9	14	9	10	12	18

(上段：実数(人)，下段：構成比)

回答割合が最も高い：

回答割合が2番目に高い：

80 令和元年東日本台風 調布市の記録

Ⅰ 令和元年東日本台風の概要

10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、東京都を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

（出典：令和元年10月台風第19号を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」）



この台風の通過に伴い、東京都では10月10日から13日にかけて暴風や大雨となった。最大風速は羽田で34.8m/s、江戸川臨海で32.6m/sを観測し、統計開始以来の極値を更新した。最大瞬間風速は神津島で44.8m/s、江戸川臨海で43.8m/sを観測した。

10日0時から13日24時までの総降水量は、解析雨量（96時間積算）では、多摩地方を中心に広い範囲で400ミリを超え、多摩西部及び多摩南部では600ミリを超えた所があった。アメダスでは、西多摩郡奥多摩町小河内で610.5ミリ、西多摩郡檜原村小沢で649.0ミリ、八王子で427.0ミリ、青梅で404.0ミリを観測した。24時間降水量では、小沢627.0ミリ、小河内580.0ミリなど、統計開始以来の極値を更新する地点が複数あった。

（東京管区气象台「令和元年台風第19号に関する東京都気象速報」より抜粋）

※台風第19号による被害を受け、調布市は「災害救助法」の適用を受けた。

適用年月日：令和元年10月12日

適用基準：災害救助法施行令第1条第1項第4号

2 気象状況

（1）気象警報

令和元年東日本台風により、調布市には10月12日4時14分に大雨警報（土砂・浸水）、6時32分に大雨警報（洪水）、12時13分に暴風警報が発令された。

台風の接近に伴い、12日15時30分以降、東京都内及び近県の一部地域に大雨特別警報が発令されたが、調布市には発令されなかった。

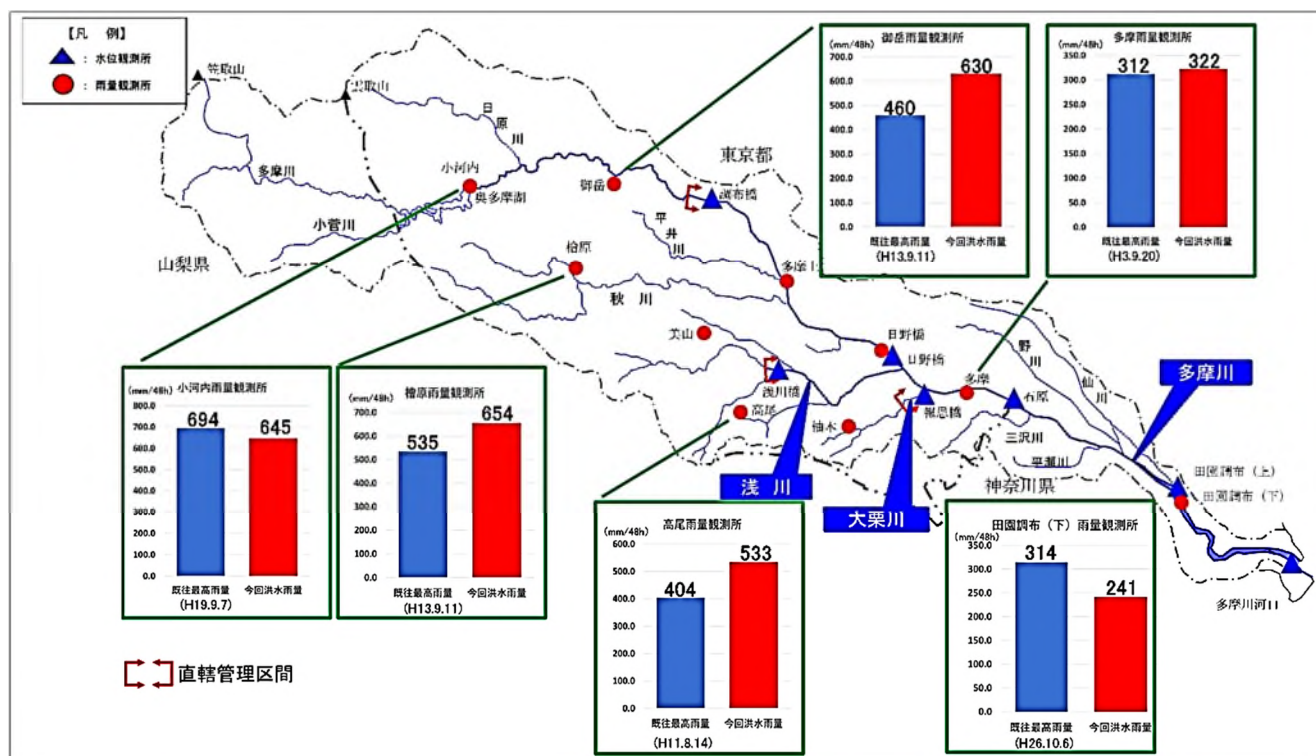
月日・時刻	10月11日(金)		10月12日(土)				10月13日(日)		
	15:46	20:27	4:14	6:32	12:13	23:55	2:13	8:19	16:52
大雨 (土砂・浸水)		注意報	警 報				注意報		
大雨 (洪水)			注意報	警 報					
強風・暴風		注意報			警 報	注意報			

※注意報から警報に格上げの際の注意報解除については表示を省略している。

（2）多摩川流域の降水量

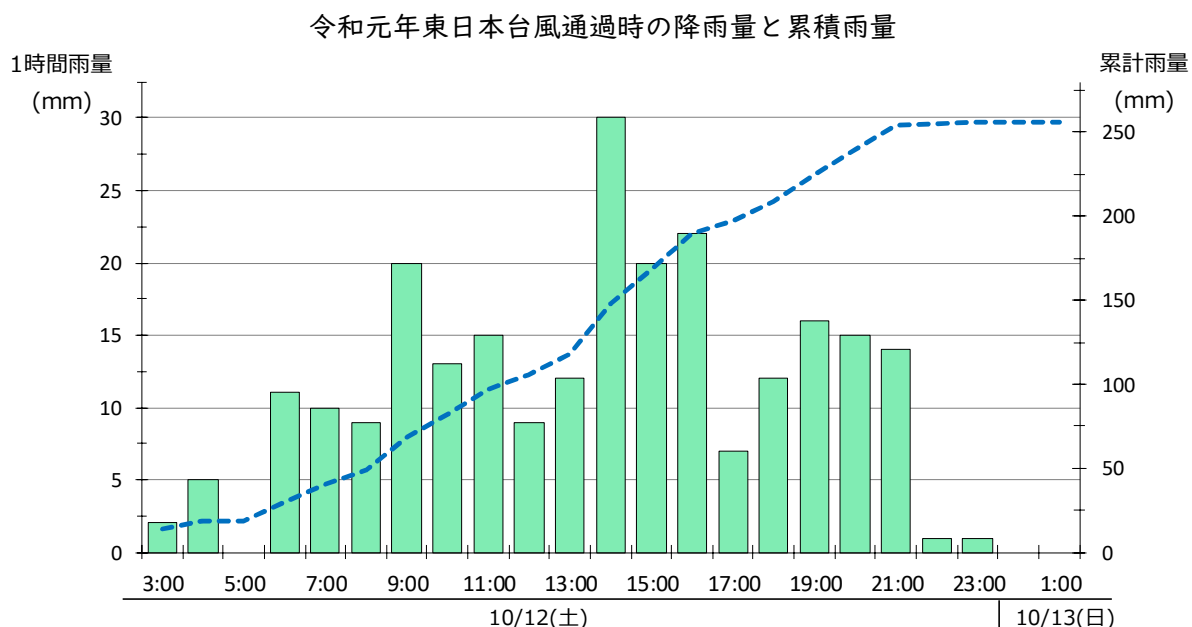
多摩川流域では、10月11日の昼過ぎから降り始め、御岳（東京都青梅市）、檜原（東京都西多摩郡檜原村）で1時間に最大56mmの大雨を観測し、総雨量は檜原（東京都多摩地域西部）で最大654mmに達した。流域全体では241mmから654mmの降雨となった。

（出典：国土交通省 水文水質データベースより算出）



（３）調布市の降水量

調布市は10月12日朝から1時間に10mmを超える強い雨が観測され、台風上陸前の14時に最大雨量となる30mmを観測、11日17時からの累積雨量は256mmを記録した。



観測日時	10/12(土)												
	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	
1時間雨量	2	5	0	11	10	9	20	13	15	9	12	30	
累計雨量	14	19	19	30	40	49	69	82	97	106	118	148	
時間最大雨量												30	

観測日時	10/12(土)									10/13(日)		
	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
1時間雨量	20	22	7	12	16	15	14	1	1	0	0	0
累計雨量	168	190	197	209	225	240	254	255	256	256	256	256
時間最大雨量												

※表の最大雨量はグラフ表示時間内の時間最大雨量を表示しています。

3 各河川水位の状況

（１）多摩川の水位（石原水位観測所）及び小河内ダムの放流状況

多摩川流域では、10月12日早朝から雨が強くなり、急激な水位上昇を続けた。

石原水位観測所では、12日19時には、計画高水位の5.94mを超える6.00mに達し、12日22時50分頃、最大水位である6.33mを観測している。（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「出水概要」第3報より）以降、13日0時まで計画高水位を超える水位が観測された。

平常時

10月12日21:40頃



多摩川：左岸 27.6k 付近石原（調布市多摩川地先）

（出典：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「出水概要」第3報）



10月12日(土)21時頃の多摩川の様子



10月12日(土)22時頃の多摩川の様子（陸間）

多摩川（石原水位観測所）水位の状況

日時		水位	水位の状況等
10月12日(土)	13:00	4.05 m	水防団待機水位（4.00m）超過
	14:00	4.37 m	避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）超過
	16:00	5.03 m	はん濫危険水位（4.90m）超過
	19:00	6.00 m	計画高水位（5.94m）超過
	22:50	6.33 m	最大水位を観測
10月13日(日)	0:00	5.79 m	計画高水位（5.94m）以下に低下
	3:00	4.88 m	はん濫危険水位（4.90m）以下に低下
	6:00	4.21 m	避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）以下に低下

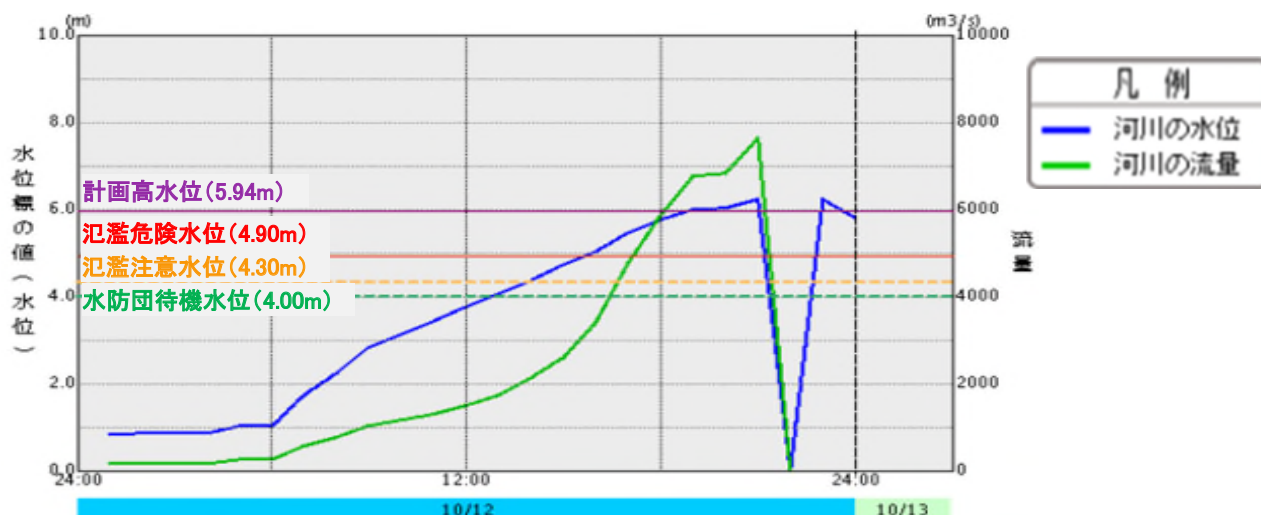
多摩川上流の奥多摩町にある小河内ダムの放流状況は、下表の通りである。

最大放水量は、10月12日18時から21時までの毎秒750 m³であるが、16時以降は放水量が流入量より毎秒300 m³程度少ない。

日 時	放水量 (m ³ /秒)	流入量 (m ³ /秒)	貯留増減量 (m ³ /秒)
10月12日(土)	6:00	42.50	56.51
	7:00	47.50	79.69
	8:00	68.50	140.64
	9:00	93.00	274.60
	10:00	139.50	360.85
	11:00	201.00	367.40
	12:00	275.50	373.26
	13:00	319.00	463.85
	14:00	366.00	563.80
	15:00	417.00	663.81
	16:00	532.00	833.25
	17:00	647.00	930.43
	18:00	750.00	987.12
	19:00	750.00	1,012.33
	20:00	750.00	1,069.00
	21:00	750.00	1,078.80
10月13日(日)	1:00	550.00	562.61
	7:00	300.00	237.04

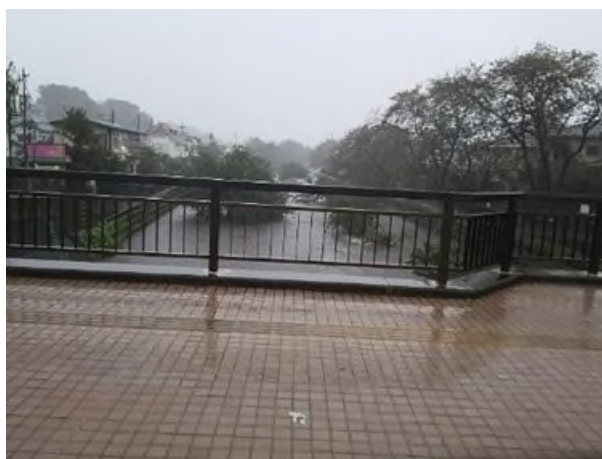
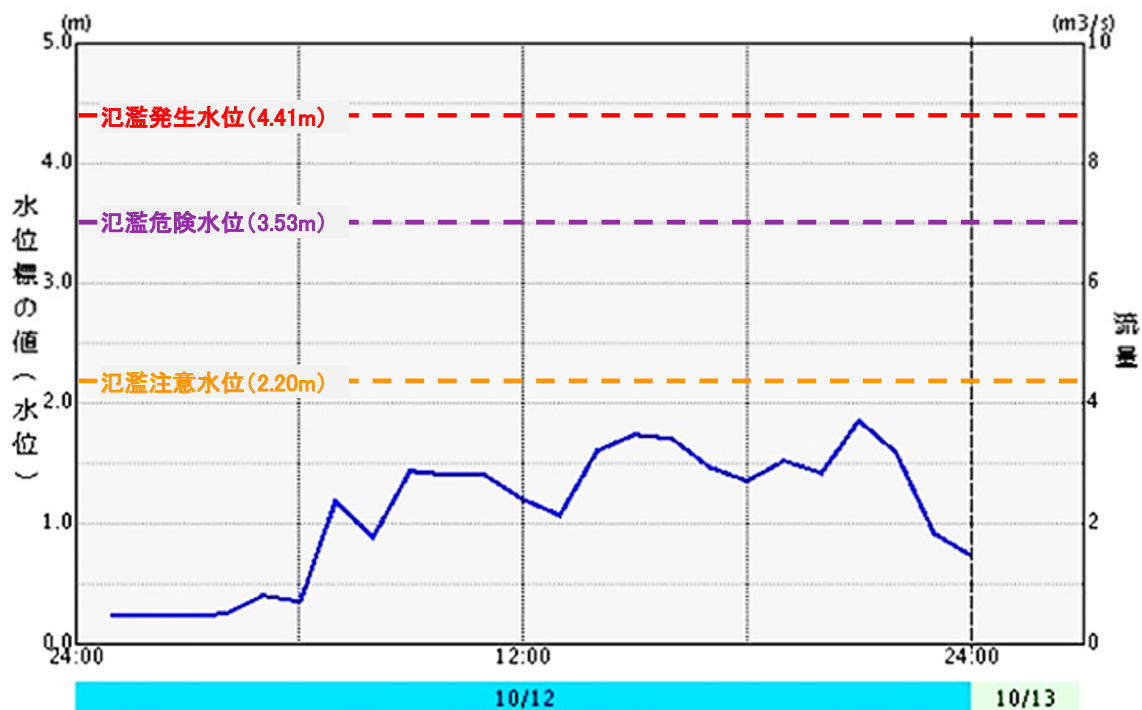
多摩川（石原水位観測所）水位の状況

多摩川は、10月12日22時50分に最大水位を観測した。（22時の水位は、データ欠測）

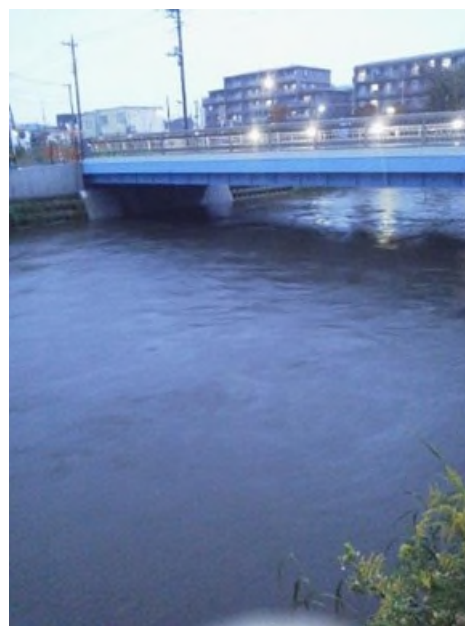


（2）野川の水位（大沢橋水位観測所）

野川は、雨が強くなり始めた10月12日早朝から水位が上昇したが、1.5m前後で安定し、継続した水位上昇は見られなかった。



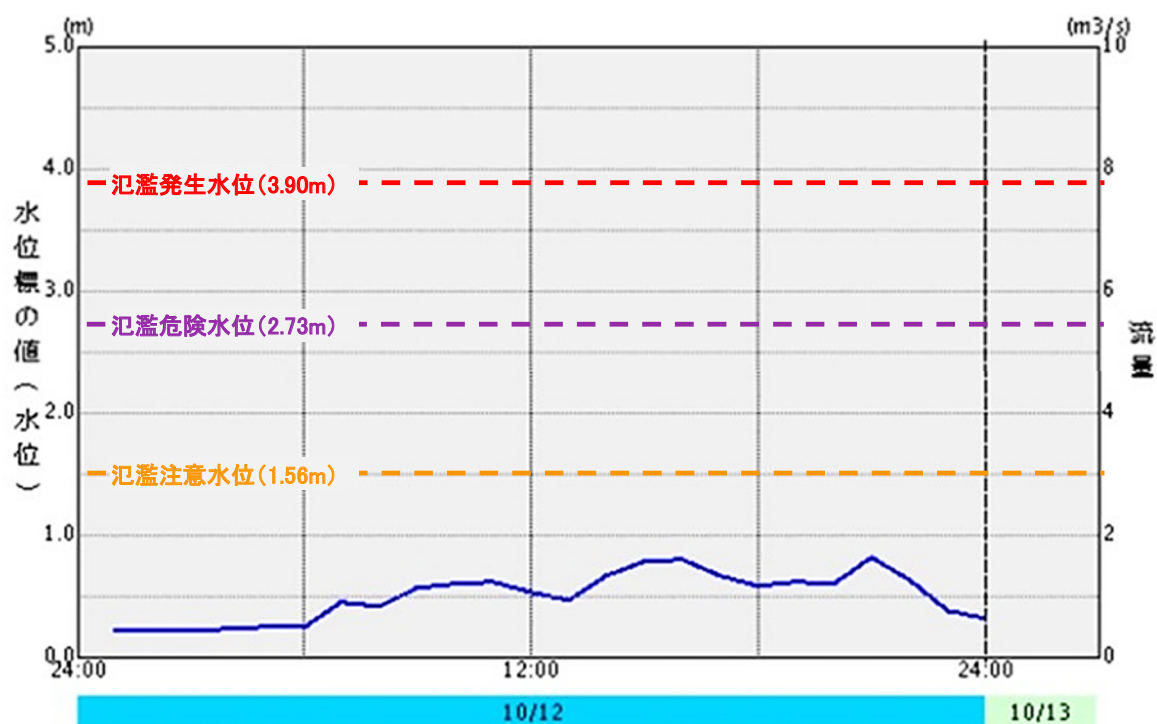
10月12日(土)16時頃の野川の様子



10月12日(土)16時頃の野川の様子

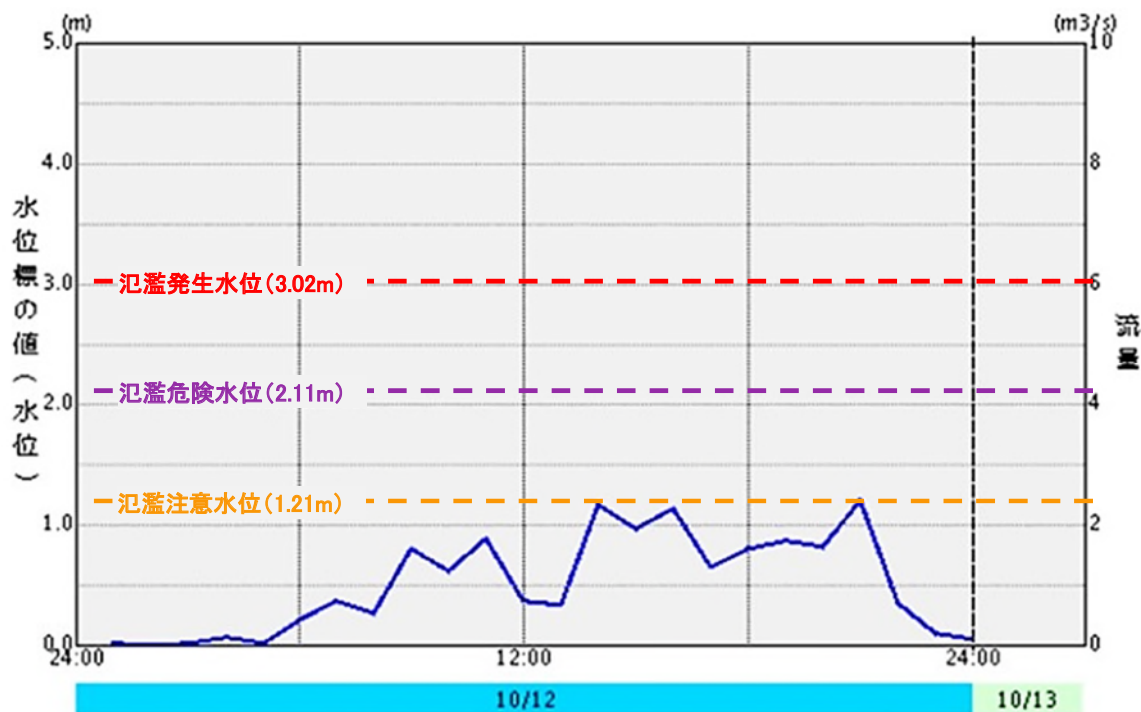
（3）仙川の水位（長久保水位観測所）

仙川は，雨が強くなり始めた 10 月 12 日早朝から若干水位の上昇が見られたものの，0.5m前後で安定していた。



（４）入間川の水位（入間川水位観測所）

入間川においても、雨が強くなり始めた10月12日早朝から水位の上昇が見られ、最大で1.19m（10月12日21:00）であった。



4 台風上陸前の対応

（1）水防警戒本部会議等の開催

日 時		実 施 内 容
10月10日(木)	12:11	新着情報で職員に参集態勢の確認などについて周知
	16:45	庁議メンバー及び水防所管部署による緊急会議 (台風進路及び準備状況, 態勢の確認, 自主避難所の開設検討)
10月11日(金)	15:30	庁議メンバー及び水防所管部署による緊急会議(水防警戒本部会議) (自主避難所開設及び運営体制決定)
	16:30	自主避難所職員説明会

（2）市内各施設等及びイベント等の状況

※（表は，10月11日（金）時点で事前に決定した施設及びイベント等の状況である。）

台風が通過する10月11日(金)から14日(祝)までは荒天が予想されたため，調布市が実施するイベントや各部で管理する施設は，事前に中止や閉所・閉館が決定された。

・市内各施設等

施設所管課	施 設 名	11 日 (金)	12 日 (土)	13 日 (日)	14 日 (祝)	備 考
ごみ対策課	利再来留館	○	×	-	-	
緑と公園課	野草園	○	×	○	-	屋外の施設のため， 13日（日）は状況 に応じて閉館。
産業振興課 (産業労働支援セ ンター)	コクティー3階 市民 プラザあくろす 調布市 産業労働支援センター	○	△	-	-	産業労働支援センタ ー：12日(土)の個 別相談を休止。絶対 創活塾(第21期)第 3回を延期。
環境政策課	多摩川自然情報館	○	×	○	○	
交通対策課	子ども交通教室	○	×	○	○	
男女共同参画推進 課	市民プラザあくろす	○	△	○	○	12日(土)の午後5 時で閉館。あくろす 全館閉鎖
	中央図書館	○	△	○	○	たづくり閉館時間 にあわせて午後5時 で閉館。状況に 応じて変更あり。
	図書館分館	○	○	○	○	状況に応じて変更 あり。

施設所管課	施設名	11 日 (金)	12 日 (土)	13 日 (日)	14 日 (祝)	備考
保育課	認可保育園	○	△	-	-	通常通り午前7時から開園。なお、午前11時以降、利用児童がいない場合は閉園する。利用児童がいる場合は、最終の降園をもって閉園する。
児童青少年課	ユーフォー	○	×	-	-	12日(土)は中止。
児童青少年課	学童クラブ	○	△	-	-	12日(土)は原則自宅待機（勤務等の都合上、どうしても学童クラブを利用する必要がある場合は、必ず保護者の方が学童クラブまで児童を送るとともに職員に引き渡すことを条件に、午前9時から開設する。なお、利用児童がいない場合は、午前11時以降閉館する。利用児童がいる場合は、最終の降館・降室時刻をもって職員が退勤する。）
児童青少年課	児童館 青少年ステーション CAPS	○	△	○	○	12日(土)は午前11時以降閉館。
教育総務課	教育会館	○	-	○	○	
指導室	小学校（授業）	○	×	-	-	土曜授業の中止。
	中学校（授業）	○	×	-	-	土曜授業の中止。
社会教育課	青少年交流館	○	×	×	○	
	学校開放	○	×	×	-	
公民館	東部，西部，北部公民館	○	△	○	-	12日(土)は午後5時以降は閉館。
図書館	本館（たづくり）	○	×	△	○	13日(日)は開館を遅らせたり、閉館を早めるなど変更する場合がある。

施設所管課	施設名	11 日 (金)	12 日 (土)	13 日 (日)	14 日 (祝)	備考
図書館	各分館	○	×	△	○	13日(日)は各分館において開館を遅らせたり、閉館を早めるなど変更する場合がある。
郷土博物館	深大寺水車館	○	×	○	-	
	武者小路実篤記念館	○	△	△	○	12日(土), 13日(日)は開館・閉館時間を変更する可能性があり、また実篤公園を閉鎖する場合がある。
福祉総務課	総合福祉センター	○	△	○	-	12日(土)は午後5時に閉館します。
障害福祉課	こころの健康支援センター	○	△	-	-	12日(土)は正午まで面接予約を受け付けている方のみ対応、午後は休館。
	障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう	○	×	-	○	通常は土曜営業のところ閉館（祝日は営業）。
	地域生活支援センター希望ヶ丘	○	×	-	-	通常は土曜営業のところ閉館（祝日は休業）。
子ども発達センター	子ども発達センター	○	×	-	-	12日(土)は初回相談の事前予約者のみ実施予定だったが、中止により休館。14日(祝)は緊急一時養護事業の事前予約者のみ来庁予定。
高齢福祉担当	深大寺老人憩の家	○	△	-	-	12日(土)は午前10時～正午まで開館。
	布田老人憩の家	○	△	-	-	12日(土)は午前10時～正午まで開館。
子ども政策課	子ども家庭支援センターすこやか	○	×	○	○	
スポーツ振興課	総合体育館	○	△	○	○	12日(土)は午後6時まで開館。森のこみちは終日休業。
	西調布体育館	○	×	○	○	
	深大寺テニスコート	○	×	○	○	
	緑ヶ丘テニスコート	○	×	○	○	

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
スポーツ振興課	多摩川テニスコート	○	×	○	○	
	調布中学校テニスコート	-	-	○	-	
	調和小学校プール	○	△	○	○	12日(土)は午後6時まで開館。
	市民野球場	○	×	○	○	
	多摩川児童公園内運動施設	×	×	×	×	
	調布基地跡地運動広場	○	×	○	○	
	西町サッカー場	○	×	○	○	
	西町野球場	○	×	○	○	
	西町少年野球場	○	×	○	○	
	大町スポーツ施設	○	△	○	○	12日(土)は体育館は正午まで開館。会議室・大運動場・小運動場は終日休館。
文化生涯学習課	みんなの広場	○	△	○	○	12日(土)は、正午まで。
	文化会館たづくり	○	△	○	○	12日(土)は午後5時で閉館（レストランは午後2時まで）。
	グリーンホール	○	△	○	○	12日(土)は、午後5時で閉館（レストラン含む）。
	せんがわ劇場	○	△	○	○	12日(土)は、午後5時で閉館。
	消費生活センター	○	△	×	×	12日(土)は、正午まで電話のみ相談対応予定。状況に応じて変更。
協働推進課	地域福祉センター（10施設）	○	×	○	○	12日(土)は、全館休館。
	地域福祉センター（上記のうち5施設）	○	×	×	○	富士見・深大寺・菊野台・下石原・入間地域福祉センター（5施設のみ、自主避難所開設の予定があり、休館。残る5施設は、開館予定。）

施設所管課	施設名	11 日 (金)	12 日 (土)	13 日 (日)	14 日 (祝)	備考
産業振興課	ぬくもりステーション	△	×	△	○	11日（金）は臨時開所として正午～午後7時まで開所予定だったが、正午～午後4時までに変更。 12日（土）は閉所。13日（日）は午前9時～午後7時まで延長開所予定だったが、正午～午後4時までに変更。
	深大寺観光案内所	○	×	×	○	12日（土）、13日（日）は閉所。14日（祝）は通常開所予定。

※○：通常営業，△：一部変更有（備考欄に変更内容の詳細を記入），×：臨時休館（台風による休館のみ），－：通常休館

・イベント等

所管課等	イベント名称	実施可否	備考
産業振興課(産業労働支援センター)	絶対創活塾(第21期)第3回	△	実施日の延期。
協働推進課	第三小学校地区合同防災訓練	×	中止
つつじヶ丘児童館	オータムコンサート	△	3月28日(土)午前11時～正午に延期。
佐須児童館	吹奏楽のタベ	×	延期するかどうかは未定。
西部児童館	オータムコンサート	×	延期するかどうかは未定。
緑ヶ丘保育園	遊びの広場	×	中止
しきの森保育園	園庭開放	×	中止
中央図書館	初めての方の読書会	×	中止
指導室	調和小学校（運動会）	×	
	第11回中学生「東京駅伝」大会選考記録会	×	於：府中市民競技場
社会教育課	地域運動会（国領小学校）	×	
障害福祉課	すずかけフェスタ2019	×	中止
健康推進課	母親学級「もうすぐママ・パパ教室」	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。
	両親学級「もうすぐママ・パパ教室」	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。
	ゆりかご調布面接	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。

所管課	イベント名称	実施可否	備考
オリンピック・パラリンピック担当	パブリックビューイング	×	
	ファンゾーン	×	13日(日)以降は未定。
	スクラムフェスティバル	×	13日(日)以降は未定。
文化生涯学習課	サンデー・マティネ・コンサート Vol.221	×	
産業振興課	第二十一回深大寺十三夜観月会	△	場所の変更。山門前から本堂内に変更。
	もみじ市	×	中止。14日(祝)に調布市内にて「10月14日のもみじ市 in 神代団地」を開催するよう準備中とのこと。
	近藤勇生誕祭	△	台風のため内容変更あり。西光寺本堂内で式典のみ実施。一般者の参加不可。

※△：一部変更有（備考欄に変更内容の詳細を記入）、×：中止

（３）市民への事前広報

日時		実施内容
10月11日(金)	14:00	ホームページ公開 自主避難所の開設について

5 台風上陸当日の対応

(1) 時系列

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	5:10	情報連絡態勢（総合防災安全課）
	7:00	総合防災安全課12名参集完了
	7:30	自主避難所職員参集
	7:50	東京都情報連絡員受入（2人）
	8:30	消防団メール【自宅待機命令】
		調布エフエム、広報、J-COM 情報共有（避難所開設について）
	8:45	自主避難所開設（富士見・深大寺・入間・菊野台・下石原地域福祉センター）
	10:30	自主避難所2箇所追加決定（第二小・第三小）
	11:04	参集メール【初動要員】（第二小・第三小）
	12:42	参集メール【初動要員】（杉森小・染地小・布田小・第三中⇒第二小へ，飛田給小・第五中⇒第三小へ）
	13:00	多摩川陸コウ閉鎖
		自主避難所開設（第三小）
	13:30	自主避難所開設（第二小）
	13:40	現場確認出動 （市長・消防団長・総合防災安全課職員）
	13:44	消防団メール【各分団詰所待機】
		各分団機械器具置場（詰所）待機
	13:50	避難所開設5箇所検討（富士見台小・滝坂小・八雲台小・国領小・グリーンホール）
	14:00	調布市災害対策本部設置
	14:01	水防第一非常配備態勢発令
		参集メール【全職員】 全管理職及び所要人員参集
	15:12	災害対策本部での協議
	15:15	避難所開設（富士見台小・グリーンホール）以降7箇所順次開設
	15:18	避難勧告発令（飛田給3丁目，上石原3丁目，多摩川1～7丁目，染地1～3丁目）
	17:00	避難所開設（増設）決定 第一小・調布中・たづくりくすのきホール・石原小

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	18:00	小島町防災倉庫からグリーンホールへ毛布約 900 枚, クラッカー約 800 食。くすのきホールへ毛布 100 枚, クラッカー100 食を搬送開始（～21:00）
	19:00 頃	自衛隊情報連絡員 2 名受入
	20:42	副市長・消防副団長・総合防災安全課職員, 多摩川の水位確認
	21:00	第二小・第三小・富士見台小・グリーンホール・自主避難所として開設した地域福祉センターが著しく混雑
	21:10	副市長・消防団副団長・総合防災安全課職員, 多摩川の水位確認後, 浸水現場へ出向
	21:32	現場確認班より連絡 日活撮影所付近の桜堤通りが冠水 染地3-1 浸水 多摩川住宅ト号棟浸水
	22:17	参集メール【全職員宛】 （市民帰宅抑制案内：桜堤通り, 多摩川住宅周辺の道路冠水・通行止め）
	22:47	染地3丁目ボート隊救助 大人2人・小人2人
	22:50	多摩川石原水位（6.33m） （※計画高水位は 5.94m）
10月13日(日)	0:45	災害対策本部での協議
		避難勧告一部解除（飛田給3丁目, 上石原3丁目, 多摩川1～7丁目）
		避難所一部閉鎖決定（石原小）
	2:06	参集メール【全職員】 情報共有：避難勧告の一部解除・桜堤通りの通行止めを解除。
	6:39	参集メール【全職員】 避難所対応職員連絡（避難所 8:45 閉鎖, 染地地域住民避難状況報告依頼, 避難所閉鎖に伴う作業）
	7:30	災害対策本部での協議
		避難勧告解除（染地1～3丁目）
		避難所閉鎖を決定（一部の避難者は第三中第二体育館へ移動）
		調布市災害対策本部解散 ※本部解散後台風第19号復旧本部体制に移行

（２）職員の参集状況

・台風対応職員参集人数（10月12日(土)から13日(日)まで）

管 理 職	117 人
一 般 職	272 人
合 計	389 人

※避難所対応要員を含む

・10月12日(土)における管理職の参集状況

時刻毎の参集状況（全管理職154人 再任用（フルタイム）含む）

時 刻	9 時	12 時	14 時	15 時	17 時
人 数	38 人	45 人	54 人	82 人	117 人
割 合	24.7%	29.2%	35.1%	53.2%	76.0%

※10月12日(土)14時1分 ⇒ 水防第一非常配備態勢発令

（３）情報連絡員（リエゾン）の受入れ状況

10月12日(土)7時50分に、東京都から情報連絡員（リエゾン）2名を受け入れ。

（４）災害対策本部会議の開催

調布市では、10月12日(土)14時に調布市災害対策本部を設置し、その後、随時災害対策本部会議を開催し、台風に対する対応や避難情報発令の決定、避難所開設の決定及び防災関係機関との協議を行った。

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	15:12	災害対策本部会議
		避難勧告発令（飛田給3丁目，上石原3丁目，多摩川1～7丁目，染地1～3丁目）を決定
10月13日(日)	0:45	災害対策本部会議
		避難勧告一部解除（飛田給3丁目・上石原3丁目・多摩川1～7丁目）を決定
	7:30	災害対策本部会議開催
		避難勧告全解除を決定

(5) 市民への広報

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	4:14	大雨警報発令
	6:32	洪水警報発令
	8:30	調布エフエム，広報課，J-COM 情報共有（避難所開設について）
	15:18	避難勧告発令
	15:48	防災行政無線放送【避難勧告】（1回目：避難所案内）
	16:00	防災・安全情報メール【避難勧告】，エリアメール送信
	16:07	防災行政無線放送（2回目：1回目と同内容）
	17:02	防災・安全情報メール（避難所開設状況）
	17:29	防災行政無線放送（3回目：避難勧告地域・避難所案内）
	19:28	防災・安全情報メール【避難勧告】（避難所案内）
		防災行政無線放送（4回目：避難勧告地域・避難所案内）
	21:00	ホームページ避難施設開設状況更新
	24:00	各避難施設開設状況更新。21:00 時点と受入不可避難所変更なし。
10月13日(日)	1:53	防災・安全情報メール（避難勧告の一部解除，避難所閉鎖）
	8:34	防災・安全情報メール （避難勧告の解除（全地域），避難所の閉鎖）

(6) 広報媒体

防災行政無線（4回）	避難勧告
防災・安全情報メール（7回）	避難勧告・一部解除・全解除／避難所情報
防災フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容をフリーダイヤル（0800-8000-903）にて情報提供
ホームページ（38件）	警報・避難勧告（11件）／臨時休館・事業中止等（5件）／避難所情報（15件）／道路情報（2件）／注意喚起（2件）／その他（緊急災害用トップページの切り替え，京王線運行情報）（3件） ※10月12日(土)午後は，ホームページへのアクセスが集中し，つながりにくい状況となったため，サーバー上限値の拡大や緊急災害用トップページの切り替え等緊急対応を図ったうえで，画像等の容量の大きいデータを削除するなど更なる軽量化を図った。

	【参考】 ◆トップページへのアクセス件数 60,422 件（10 月 12 日(土)の合計） 平時：5,091 件（10 月 1 日(火)～11 日(金)の平均アクセス件数） ◆1 時間当たりの最大アクセス件数：6,084 件（発生時間帯 10 月 12 日(土)15 時～16 時） 平時：446 件（10 月 1 日(火)～11 日(金)の平均アクセス件数の最大値 発生時間帯 13 時～14 時）
ツイッター（39 件）	警報・避難勧告（9 件）／避難所情報（10 件）／道路情報（6 件）／注意喚起（9 件）／その他（調布エフエム放送や防災・安全情報メールの案内等，5 件）
調布エフエム放送 83.8MHz	警報・避難勧告／臨時休館・事業中止等／避難所情報／道路情報／啓発・注意喚起／その他の情報を随時放送
J：COM（ジェイコム）	警報・避難勧告／避難所情報／道路情報／その他の情報をテレビ画面での表示及びアナウンスにて随時放送
調布市消防団による巡回	消防団の広報車による巡回放送を実施 10 月 12 日(土)15 時 30 分から随時実施

（7）避難所の開設等

ア 自主避難所の開設状況

場 所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
富士見地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 8:00	約60人	4人
深大寺地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 9:30	約120人	4人
入間地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 9:00	約70人	4人
菊野台地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 7:00	約65人	4人
下石原地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 8:45	約120人	4人

自主避難所避難者数 約435人



菊野台地域福祉センターの状況
富士見地域福祉センターの状況



深大寺地域福祉センターの状況



イ 指定避難所の開設状況

場 所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
第三小学校 ^(注1)	10月12日(土) 13:00	10月13日(日) 8:45	534人 ^(注2)	25人
第二小学校 ^(注1)	10月12日(土) 13:30	10月13日(日) 8:45	1,057人 ^(注2)	33人
富士見台小学校	10月12日(土) 15:15	10月13日(日) 8:45	910人 ^(注2)	11人
グリーンホール(大・小)	10月12日(土) 15:15	10月13日(日) 8:45	1,731人	19人
国領小学校	10月12日(土) 16:30	10月13日(日) 8:45	130人	8人
八雲台小学校	10月12日(土) 16:30	10月13日(日) 8:45	86人	8人
滝坂小学校	10月12日(土) 17:30	10月13日(日) 8:45	32人	9人
第一小学校	10月12日(土) 17:50	10月13日(日) 8:45	127人	14人
調布中学校	10月12日(土) 18:30	10月13日(日) 8:45	53人	6人
文化会館たづくり くすのきホール	10月12日(土) 18:45	10月13日(日) 8:45	150人	13人
石原小学校	10月12日(土) 19:00	10月13日(日) 8:45	0人	7人
第三中学校 ^(注3)	10月13日(日) 10:30	10月15日(火) 13:00	13日宿泊： 10人(5世帯) 14日宿泊： 3人(2世帯)	25人
染地地域福祉センター ^(注3)	10月15日(火) 17:00	10月16日(水) 7:30	2人(1世帯)	2人

避難所避難者数延べ人数 約6,000人（自主避難所を含む）

※上記のほか文化・コミュニティ振興財団職員8人が、グリーンホール・たづくりで避難所対応。

※避難者数は避難者名簿による集計

(注1)第三小学校及び第二小学校は当初自主避難所として開設し、避難勧告をもって避難所に移行。

(注2)第三小学校、第二小学校及び富士見台小学校については名簿未記載の避難者が多数あったため、上記の避難者数と欄外の延べ人数は一致しない。

（注3）染地1丁目から3丁目の住民の避難所として10月13日（日）に第三中学校第二体育館に設置し、15日に1世帯となったため、染地地域福祉センターへ移行。

※避難所におけるペット対応

グリーンホール小ホールをペット受入れ施設として開放した。また、避難所によっては現場判断によりペットの受入れを行った。なお、各避難所運営マニュアルでは、ペットの受入方法を記載しているが、多数の避難者で混乱したことから、適切な対応が困難な状況となった。



富士見台小学校（体育館）の状況



富士見台小学校（廊下）の状況



第一小学校（体育館）の状況



グリーンホール大ホール（2階席から）の状況



グリーンホール小ホールの状況



くすのきホールの状況



第三小学校（車両避難）の状況

※車両避難の考え方

車両での避難については、風水害時には水害に巻き込まれる危険があることや交通渋滞による避難の妨げとなることなどから、要配慮者で車両での避難が必要な方を除き原則として徒歩による避難をお願いしているが、要配慮者以外にも避難所に車両で避難して来る方が多くいたことから、徒歩による避難者の動線との交錯により交通安全上も危険な状況があった。

ウ 福祉避難所の開設状況

場 所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
総合福祉センター	10月12日(土) 15:00	10月13日(日) 8:30	46人	19人※

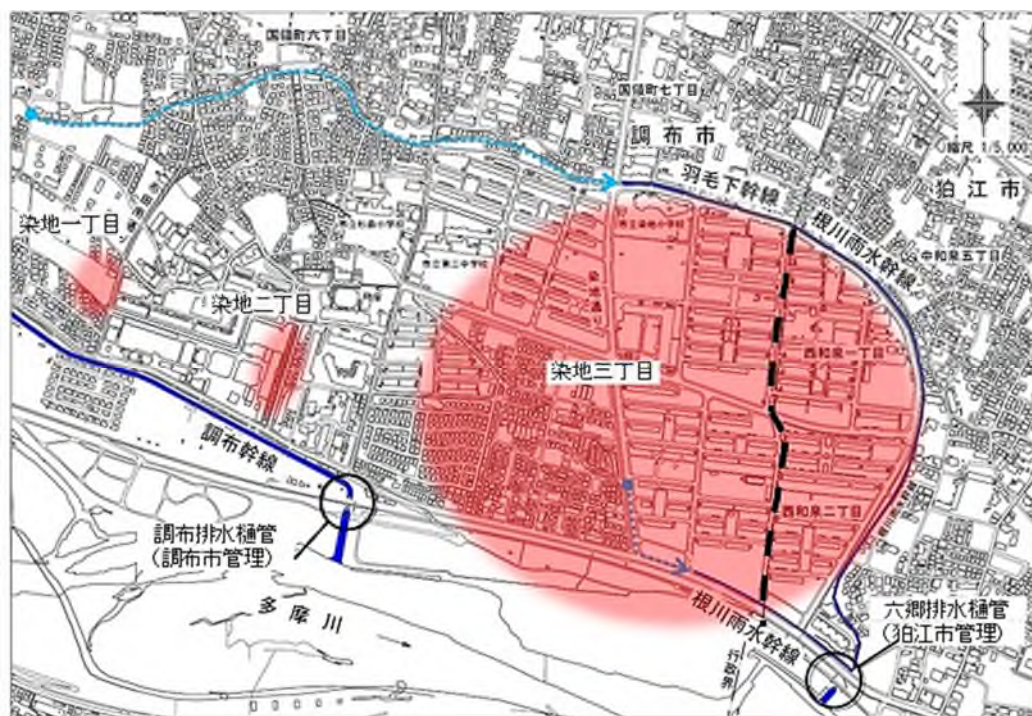
※うち4人は社会福祉協議会職員

(8) 排水樋管対応

・ 設置場所

調布市内には、染地2丁目地先の調布幹線（府中用水）最下流に「調布排水樋管」があり、調布市で運用管理をしている。

また、狛江市の管理となるが、狛江市中和泉4丁目地先の根川雨水幹線最下流に「六郷排水樋管」がある。この根川雨水幹線は布田6丁目の調布郷土博物館分室南側の羽毛下を起点とする雨水幹線で、調布市と狛江市の行政境で名称が羽毛下幹線から根川雨水幹線へ変わる（流域面積約260haの内、約95%が調布市域となっている）。



・役割

多摩川の水位が上昇した際、樋管を閉め多摩川の水が市内に逆流するのを防ぐための施設。ただし、流域内に降雨が認められる場合は、それによって滞水するため、樋管を閉めることでかえって水害を引き起こしてしまう恐れがある。

・排水樋管の操作について

当日の樋管操作状況（六郷排水樋管を含む）

調 布 排 水 樋 管	日 時		対 応 状 況
	10月12日(土)	11:20	樋管水位 3.5mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
		13:00	樋管水位 4.7mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
		15:00	調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。 水位計の上限水位（5m）を超えていたため、水位は不明。
		18:20	調布幹線の水位があと10cm程度の余裕があることを確認、 越水・逆流はなかったため、開放を継続した。
		22:20	樋管水位を確認 越水・逆流はなし。 なお、22:50の多摩川最高水位の際も越水・逆流はなし。

六郷排水樋管（狛江市対応）	日 時		対応状況（狛江市資料から引用）
	10月12日(土)	12:00	職員が樋管に常駐を開始。降雨があり、多摩川への流れがあったため、開門のままとした。
		15:10	消防団に待機を依頼。
		16:00	常設ポンプ及び消防団ポンプ車にて排水作業開始。根川から多摩川への流れが確認できたため、樋管は閉めていない。
		18:00	六郷さくら通りの冠水範囲が広がっていること消防団のポンプ車が増えたことにより、樋管を一旦閉め排水作業を行う。
		18:20	冠水範囲がさらに広がったため、樋管を開け排水作業を継続。
		19:30	石原の水位観測所水位が6mを超えたため、安全を考慮して職員は退避。引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
		23:00	市内の雨が小康状態となったため、閉門し常設ポンプにて排水を開始。その後多摩川の水位を監視しながら開門した。
	10月13日(日)	2:50	冠水解消



調布排水樋管の状況

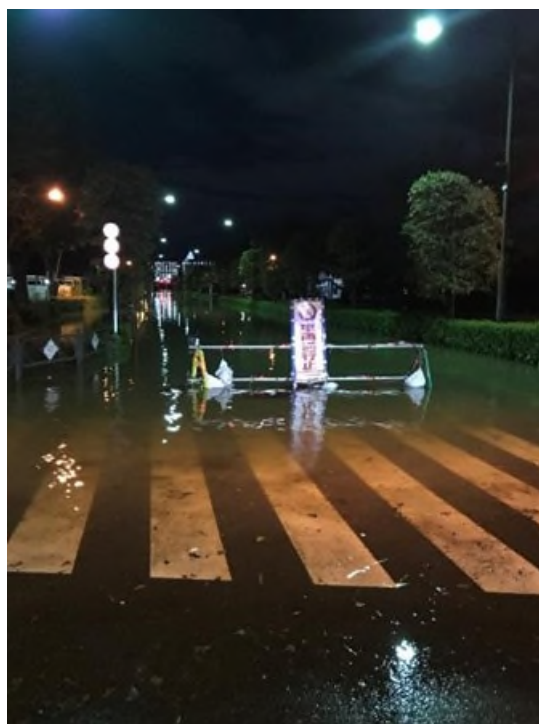
（9）市内道路，下水道施設等のパトロール

・市内道路パトロール等の実施

期 間	実 施 内 容
10月12日(土)～13日(日)	・指令班3人，2人1組の5班体制で道路パトロールを実施 ・桜堤通り（染地通り～狛江市境）の冠水による道路規制対応 ・染地小学校前交差点・布田南通り・京王閣周辺の冠水による道路規制対応
10月13日(日)・10月19日(土)・10月31日(木)・11月6日(水)～	・多摩住宅周辺道路清掃を実施



消防団第8分団前多摩川陸間の状況



道路冠水（染地）の状況（10月13日(日)）

・下水道施設パトロールの実施

期 間	実 施 内 容
10月12日(土)	・3人1組2班体制で下水道施設パトロールを実施 ・下水道施設の点検，雨水枡の清掃を実施（飛田給2丁目，多摩川3丁目，小島町3丁目，染地1丁目，染地2丁目，染地3丁目） ・調布排水樋管（水門）の状況確認 ・交通規制の応援（警察・道路管理課と連携）
10月13日(日)	・調布排水樋管の外柵破損に対する応急対応 ・集水枡（緑ヶ丘1丁目）の清掃を実施 ・仙川ポンプ場の稼働状況確認
10月15日(火)	・調布排水樋管の河口への流木・土砂等の堆積確認

(10) 消防団活動

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	8:36	消防団自宅待機命令
	10:30	消防団本部役員参集
	13:40	多摩川の水位確認（本団）
	13:44	全分団機械器具置場（詰所）待機
	14:20	野川の水位確認
	15:30 ～17:10	避難勧告発令に伴う広報，警戒活動
	17:26～	避難所追加の広報
	19:00	全分団に機械器具置場待機指示
	20:42	多摩川の水位確認（本団）
	21:10～	染地3－1浸水対応
	22:08	染地3－1出火報
	22:14	染地2－32浸水対応
	22:15	染地3－1浸水現場救助活動（救命ボート要請）
	22:30	染地3－1浸水現場（救命ボートを署隊に引継ぎ）
	22:47	染地3－1浸水現場（署隊により大人2人，小人2人救出）
	22:50	染地2－33床上浸水
	22:55	染地1－19先下水の溢水（下水道課に連絡）
	23:48	染地2－34先下水の溢水（下水道課に連絡）

日 時		実 施 内 容
10月13日(日)	1:20	全分団機械器具置場（詰所）待機一部縮小
	2:30	全分団一旦撤収
	2:50	消防団本部役員一旦撤収
	7:00	消防団本部役員参集
	8:15	多摩川の水位，染地地区の浸水状況確認
	13:45	染地3－1浸水現場の排水活動開始
	14:15	染地3－1浸水現場の応援増強
	16:30	小島町3丁目出火報
	16:55	小島町3丁目火災現場引上げ
	17:25	染地3－1浸水現場の排水活動終了

（出場：消防団本部役員4人，7個分団56人，総合防災安全課4人）

（11）要支援者への対応

日 時	内 容	所 管 課
10月12日(土)	開設している避難所等についてのお問合せ対応。	介護保険担当・生活福祉課・障害福祉課
	17:30～25:00 福祉避難所等において，保健師派遣要請があり，健康推進課及び障害福祉課の保健師を派遣した。（4人体制）	健康推進課・障害福祉課
	18:30 訪問看護ステーションから，避難勧告地域の住民が逃げられないとの情報提供があり，障害福祉課職員が移送した。	障害福祉課
	18:30 重度の要介護者の家族から移送要請があり，福祉総務課及び高齢者支援室職員が福祉避難所へ移送した。	福祉総務課・高齢者支援室・健康推進課
	21:45 健康推進課及び高齢者支援室4人が10箇所の避難所を訪問し，避難者の健康確認を行った。	健康推進課・高齢者支援室・子ども生活部
	障害者へ電話での安否確認。（3件）	障害福祉課

6 被害発生状況等

（1）人的被害

死傷者の報告なし

（2）住家被害

・被害件数 246 件（令和2年3月25日時点）

【被害状況の内訳】

（単位：件）

被災地域	床上浸水	床下浸水	その他※	合 計
染地3丁目	120	79	2	201
染地2丁目	2	5	1	8
染地1丁目			1	1
飛田給2丁目			1	1
上石原1丁目			1	1
上石原2丁目			1	1
上石原3丁目	1		2	3
富士見町4丁目			2	2
小島町1・2・3丁目	1		3	4
国領町1丁目			1	1
国領町3丁目			1	1
国領町5丁目			1	1
多摩川2丁目	1			1
多摩川4丁目	2			2
多摩川5丁目			2	2
多摩川7丁目			2	2
菊野台3丁目			1	1
東つつじヶ丘1丁目	1			1
西つつじヶ丘4丁目			1	1
入間町2丁目			1	1
仙川町1丁目			1	1
緑ヶ丘1・2丁目		1	1	2
深大寺元町1丁目			1	1
深大寺元町3丁目	1			1
深大寺元町4丁目			1	1
深大寺北町3丁目			1	1
深大寺東町1・8丁目			2	2
深大寺南町4丁目			1	1
合 計	129	85	32	246

※「その他」は、屋根の破損、雨漏りによる天井裏の浸水など

（３）農業被害

農業用施設（ビニールハウス）	全壊，倒壊はなし。ビニールハウスの一部破れや天窓のゆがみ等の被害
農作物（畑）	染地地区において，畑の冠水による農作物破棄等の被害

※令和元年11月5日時点



染地3丁目付近の状況

（４）公共施設被害

公共施設 （学校を除く）	雨漏り含む漏水31施設，窓ガラスなど一部破損9施設，その他機械警備設備不具合や倒木などが数件発生した。多摩川児童公園内運動施設グラウンドでは，フェンス等が破損した。
学校施設	小学校10校，中学校4校で，雨風の吹込み等による雨漏りが発生した。また，避難所を開設した第三小学校と富士見台小学校では，校庭が自家用車で避難した市民の車両の駐車場となり轍が発生したことから，復旧作業が必要となった。

子ども発達センター2階の状況（10月13日(日)10時頃）



（5）ライフラインの被害

電気	停電	東京電力から10月12日（土）午後9時42分に情報提供有り。 染地2，3丁目の約3,500世帯が停電したが，すぐに復旧した。
道路	冠水	布田南通り，多摩川住宅周辺，桜堤通り（染地通り～狛江市境）等にて冠水。
	通行止め	桜堤通り（三中通り～狛江市境），多摩川堤通り（京王閣周辺）ほか。



道路の冠水の状況（消防署提供データ）



道路の冠水の状況（10月12日（土）23時頃）

（6）多摩川河川敷

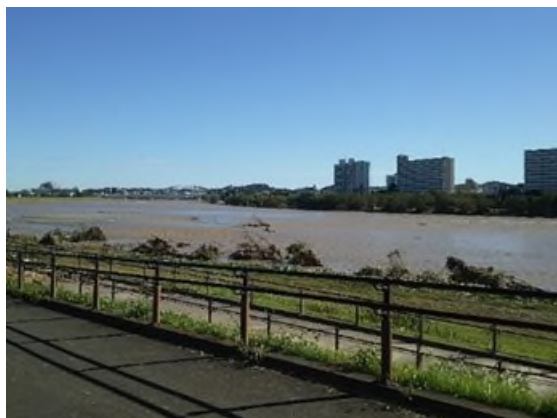
・グラウンドの被害



多摩川河川敷（10月13日(日)9時頃）



多摩川河川敷（10月13日(日)9時頃）



多摩川河川敷（10月13日(日)14時頃）



多摩川（調布排水樋管付近）（10月16日(水)15時頃）

7 浸水区域の復旧及び被災者に対する支援

（1）排水活動

浸水被害の家屋等を対象に専門業者等による排水処理を実施。

・排水件数 94 件

※広範囲が浸水した地域においては、消防団の協力による排水活動を実施。



染地3丁目付近の排水活動の状況

（２）災害ごみの収集

・浸水被害等により発生した，災害ごみについて，無償で収集，処分を実施。

【災害廃棄物処理量（令和元年11月5日時点）】（単位：トン）

収集期間	処理量
10月15日（火）	20.3
10月16日（水）	35.6
10月17日（木）	52.7
10月18日（金）	33.9
10月19日（土）	13.6
10月21日（月）	15.9
10月22日（火）	25.3
10月23日（水）～31日（木）	122.7
11月1日（金）～5日（火）	11.9
合 計	331.9



染地3丁目付近の災害ごみ収集の状況

（３）浸水家屋の消毒

- ・床上浸水、床下浸水した家屋（住居スペース）を対象に、専門業者への委託により消毒を実施。（令和元年度中）

浸水区分	件数
床上浸水	99件
床下浸水	248件
合計	347件

（４）冠水道路の清掃

- ・多摩川住宅周辺の道路清掃を実施（10月13日・19日・31日・11月6日～）。



自衛隊による土砂対応（多摩川住宅付近）

（５）銭湯入浴券の配布

- ・床上・床下浸水等に伴う給湯設備の故障等で入浴できない世帯を対象に市内の銭湯（4箇所）で利用可能な入浴券を配布 ※1枚で家族全員が利用できる入浴券を配布。

利用期間	令和元年10月17日（木）～10月31日（木）
利用者数	335人

※その他 杉森小学校、第三中学校のシャワールームを貸出し。

（６）り災証明書の発行

- ・り災証明書等申請受付及び発行件数（令和２年３月２５日時点）

発行 246 件

【り災証明書の認定内訳】

認 定 区 分	件 数
全 壊	0 件
大規模半壊	0 件
半 壊	133 件
一部損壊（準半壊）	90 件
一部損壊（10%未満）	23 件
合 計	246 件

- ・認定基準

【非木造】部位（柱・床・梁・外部仕上・屋根・内部仕上・天井・建具など）ごとに算出した損害割合を積算して認定。（※主に集合住宅や戸建の地下居室など）

認 定 区 分	住家の損害割合
全 壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
半 壊	20%以上 40%未満
一部損壊（準半壊）	10%以上 20%未満
一部損壊（10%未満）	10%未満

【木 造】浸水深による判定。

認 定 区 分	住家の損害割合
全 壊	住家流失又は床上 1.8m以上の浸水 50%以上
大規模半壊	床上 1 m以上 1.8m未満の浸水 40%以上 50%未満
半 壊	床上 1 m未満の浸水 20%以上 40%未満
一部損壊（準半壊）	床下浸水 10%以上 20%未満
一部損壊（10%未満）	床下浸水 10%未満

（7）被災届出受理証の発行

- ・台風第19号の特例措置として、災害対策基本法に基づく、被災証明の対象とならない住家以外の不動産、動産（車両など）を対象に被災者からの被災届の提出があった旨を証明するもの。
- ・運用開始日 令和元年11月7日（木）
- ・発行件数 13件

（8）住宅修繕等の臨時相談窓口の設置

設置期間	令和元年10月24日（木）～11月8日（金）（日曜日を除く）
設置場所	染地地域福祉センター
相談員	東京土建一般労働組合調布支部（事前予約制）
相談件数	19件 ※一部住宅の管理組合は、東京土建一般労働組合に直接相談につき上記件数に含まず。
主な相談内容	床上・床下浸水に伴う工事の進め方、リフォーム・床下の点検、消毒。 庭の塀（木製）の修繕・シャッターが水圧で損傷・畳、押し入れ下床、断熱材の点検など。

（9）調布市災害ボランティアセンターの開設

運営者	調布市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）
活動期間／災害ボランティアセンター設置場所	第1期 令和元年10月14日（月）～10月20日（日） 設置場所：調布市災害ボランティアセンター（多摩川住宅トー7号棟集会室） 第2期 令和元年10月21日（月）～12月19日（木） 設置場所：市民活動支援センター、染地地域福祉センター
活動内容	第1期 水災家財の運びだし、清掃ほか 第2期 水災家財の運びだし、清掃、消毒作業時の家具移動、不安の傾聴ほか
活動エリア	染地3丁目付近浸水被害エリア
活動人数（ボランティア）	第1期 延べ381人 第2期 延べ71人
案件数	第1期 64件 第2期 18件

※調布市災害ボランティアセンターは令和元年12月19日で活動を終了したが、それまで活動したボランティアの有志が立ち上げたボランティア団体が、現在も写真洗浄などの活動を続けている。



（10）被災児童・生徒への対応

・教科書の無償給与

小学校	1校3人
中学校	2校2人

・被災後の児童・生徒の状況

臨時校長会（10月15日(火)）及び定例校長会（10月30日(水)）にて児童・生徒の状況把握及び必要に応じた対応等を依頼。心理面でのケアの必要ある子どもの報告はなし。

（11）被災者支援のための案内窓口の設置

・被災者の生活再建支援への取組を支援するため、各種の支援制度を御案内するもの

日 時	令和元年 11 月 5 日(火)～11 月 8 日(金) 午前 9:00～午後 5:00	令和元年 11 月 9 日(土)～11 月 10 日(日) 午前 10:00～午後 4:00
場 所	市役所 2 階 市民ロビー	染地地域福祉センター
内 容	り災証明書の発行 災害ごみの収集 浸水した家屋の消毒 災害見舞金 災害援護資金(貸付制度) 個人市民税・都民税、国民健康保険税の減免など	
案内窓口 受付状況	相談者数：20 人	



主な相談 内容	災害見舞金の支給に関すること 減免に関すること その他（自動車の水没に関する支援等）	11 件 11 件 5 件

（12）被災者生活再建支援事業補助金の実施

台風第19号により住宅が半壊以上の損害を受けた人に対し、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助（給付）するもの。

（令和3年2月24日時点）

被害の程度	再建方法別	件数	補助金額（千円）
半壊	建設・購入	2	3,500
	補修	95	104,945
	賃借	6	814

（13）住宅補修緊急支援事業の実施

台風第19号による被害があり、り災証明書で「一部損壊（10%未満）」の判定結果を受けている住宅の所有者かつ居住者に対し、住宅の補修工事に要した費用を補助（給付）するもの。

（令和2年3月31日時点）

被害の程度	再建方法	件数	補助金額（千円）
一部損壊（10%未満）	補修工事	13	2,601

（14）災害援護資金

調布市内において、災害により被害を受けた世帯に対し、その世帯の生活の立て直しを支援することを目的とするために、資金を貸し付けるもの。

（令和2年3月31日時点）

件数	補助金額（千円）
1	3,200

（15）見舞金の支給

災害救助法の適用により国及び市からの給付金や見舞金の支給対象外となる被災者に対し、市内の風水害における過去の災害見舞金支給状況等を踏まえ、特例として「調布市災害見舞金等支給規則」に定める見舞金と同額の見舞金を支給した。

なお、当該見舞金支給の後、東京都が行った「被災者生活再建支援制度」における支給対象者に対しては、給付金を支給している。

（令和2年4月30日時点）

災害種類程度		件数	支給額（千円）
半壊	単身世帯	34	680,000
	家族世帯	92	2,760,000
合計		126	3,440,000

（16）止水板設置工事等助成金交付事業

止水板設置工事等助成金交付事業とは、風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用の一部を助成する制度を創設した。

【申請状況】（令和3年2月1日時点）

件数	助成金額（千円）
3	724

（17）住民説明会の開催等

・台風第19号被害状況の報告

主 催	染地みどり自治会（説明：総務部総合防災安全課，環境部下水道課）
日 時	令和元年10月29日（火）午後7:00～9:30
場 所	染地ふれあいの家（多摩川自然情報館1階）
内 容	経過，被害状況及び発生原因，調布市の対応ほか
参加人数	約120人

・台風第19号における被害状況及び被災者支援についての住民説明会

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，荒井副市長ほか17人）
日 時	令和元年11月4日（月）午後6:30～9:15
場 所	杉森小学校体育館
内 容	経過，被害状況及び発生原因，調布市の対応，今後の被災者支援
参加人数	約300人



・台風第19号における原因究明の経過報告等に関する中間報告

主 催	調布市
日 時	令和2年4月30日（月）
場 所	市ホームページへの掲載 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言期間中のためホームページに掲載して報告）
内 容	原因究明経過報告，当面の対策，樋管水門の暫定運用，国土交通省の多摩川における対策，避難等に関する対策

・台風第19号における浸水被害の原因の究明結果などに関する住民説明会

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，黒岩副市長ほか10人） 説明：下水道課，総合防災安全課
日 時	令和2年10月30日（金）午後6:30～8:00 10月31日（土）午前10:30～12:00
場 所	杉森小学校体育館
内 容	下水道課：これまでの経緯，降雨・水位等の基礎情報，浸水発生時の検証，狛江市検証結果との比較，当面の対策，最終報告までの課題，国土交通省の多摩川における対策 総合防災安全課：風水害に備えた取組
参加人数	10月30日（金）71人 10月31日（土）83人

・令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会（最終報告）

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，黒岩副市長ほか14人） 説明：下水道課，総合防災安全課，都市計画課
日 時	令和3年3月12日（金）午後6:30～8:00 3月13日（土）午前10:30～12:00
場 所	染地小学校体育館
内 容	下水道課：これまでの経緯，中間報告概要，調布排水樋管流域における流出解析，羽毛下・根川雨水幹線流域における流出解析，今後の予定 総合防災安全課：避難対策 都市計画課：開発・建築行為に関する浸水対策
参加人数	3月12日（金）60人 3月13日（土）67人

8 令和元年東日本台風対応に関する課題と対策

（1）ハード対策

ア 根川雨水幹線・羽毛下幹線治水対策

No.	課 題	対 策
1	浸水原因の究明を行うとともに、対策の検討を進める必要がある。	・令和2年4月30日に市ホームページで、令和2年10月30、31日に住民説明会で、進捗状況の中間報告を実施。 ・調布市・狛江市の水害対策等に関する検討会をこれまでに4回開催し、両市の検討状況の情報共有を図っており、今後も継続。
2	水位等を遠隔監視するシステムがない。	・水位計等による遠隔監視システムを構築。（令和2年6月）
3	樋管閉門時の排水設備が不足していた。	・可搬式排水ポンプを3台配備。（令和2年5月）（移動車両は9月に配備完了）

イ 調布幹線治水対策

No.	課 題	対 策
1	水位等を遠隔監視するシステムがなかった。市民が水位情報等を確認する手段がない。	・水位計・監視カメラによる遠隔監視システム及びインターネットの閲覧サイト（調布市防災河川情報ポータルサイト）を構築。（令和2年6月）
2	目視によるほか逆流を確認する手段がなかった。	・調布排水樋管に流向計を設置。（令和2年7月）
3	樋管の操作は現地で手動で行う仕組みとなっていた。	・調布排水樋管の遠隔操作化を検討。 ・調布排水樋管操作要領（暫定運用）を定めた。（令和2年10月） ・令和2年度中に流出解析に基づく正式な操作要領を策定予定。
4	樋管閉門時の排水設備の不足、調布幹線から水路への逆流の防止、越水の危険がある際の情報提供の不備に課題があった。	・可搬式排水ポンプを3台配備。（令和2年5月）（移動車両は9月に配備完了） ・調布幹線から水路への逆流防止のためのフラップゲートを令和3年5月末までに設置予定。 ・水位情報に関するインターネットの閲覧サイト（調布市防災河川情報ポータルサイト）を構築。

ウ 自助による水防

No.	課 題	対 策
1	多摩川の想定浸水区域内に土のうステーションがなかった。	・市内の合計7箇所に土のうステーションの設置が完了。（令和2年8月） ・広報紙を作成し、ホームページで周知するとともに多摩川浸水想定区域に広報紙を配布。（令和2年9月）
2	止水板設置など浸水対策が進んでいないなど浸水対策に対して、課題があった。	・調布市止水板設置工事等助成金交付要綱を制定（令和2年9月） ・市報・ホームページ等で広報。

(2) ソフト対策

ア 防災意識の啓発

No.	課 題	対 策
1	想定浸水区域の住民に浸水リスクが正しく理解されていなかった。	・ 多摩川浸水想定区域にある小中学校7校及び調布南高の周辺の電柱に想定浸水深の表示を実施。（令和2年5月） ・ 令和3年3月までに、追加で掲示箇所を検討し、表示を継続。 ・ 浸水深表示だけでなく、実際に浸水が想定される高さの位置に赤色テープを貼るとともに、QRコードを貼り浸水深について市民等に周知。 ・ 洪水ハザードマップを全戸配布。（令和2年10月5日）
2	災害リスクが高まっている場面で住民の避難行動に繋がらなかった。 風水害の備えが周知されていなかった。	・ 令和元年台風19号避難行動等調査報告書を作成。この結果をもとに、避難勧告の発令時期や避難所の開設時期、混雑緩和、避難手段に応じた避難先の選択肢確保などの諸課題への対策に引き続き取り組む。（令和2年9月） ・ 出前講座のメニューにマイ・タイムラインのメニューを追加し、普及啓発を行う。（令和2年5月） （令和2年度2件実施／令和3年2月1日時点） ・ 浸水被害のあった地域を中心に風水害への備えについて周知・啓発を促す出前講座を22件（平成31年度11件、令和2年度11件）実施。（令和3年2月1日時点） ・ 京浜河川事務所との共催で「お天気キャスターとつくるマイ・タイムライン」を実施。（令和2年1月）

イ 情報提供

No.	課 題	対 策
1	市ホームページでアクセス障害が発生した。	・ 災害用トップページの容量の軽量化を図るとともに、必要な情報を得られやすいようコンテンツの配置を見直し、災害時の機能を強化。
2	避難所の混雑状況が分からない。	・ 避難所の混雑状況を確認し、混雑状況の分散化につながるよう、避難所受付・情報共有システムを導入。

ウ 避難行動

No.	課 題	対 策
1	寝たきりなど自力避難が難しい避難者に対し、専門的な支援ができる人員体制、車両の配備が十分でなかった。	- 福祉車両を保有する市の監理団体と専門的な支援ができる人員の派遣について、協定を締結。 - 障害福祉課で避難困難が予測される方のリストを作成し、輸送車両に乗れるようにリスト掲載者には個別に周知。
2	避難所への避難者の情報がつかめず、要配慮者の安否確認に時間を要した。	障害福祉課において作成する避難困難が予測される方のリストに加え、非常時の安否確認者リストを相談支援事業所ごとに作成してもらい障害福祉課で集約し、24時間以内の安否確認必要者、水害時の安否確認必要者、水害時自力困難のため介助の必要者は別にリスト化。
3	高齢者・要配慮者の避難行動に課題があった。	- 障害福祉課において作成する避難困難が予測される方のリストを基に、事前に電話連絡を行い、避難開始や物品の準備などについて注意喚起。 「災害時における輸送等の協力に関する協定」を活用して、浸水想定区域内に居住する自力では避難できない高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を浸水想定区域外に開設する避難所まで巡回バスによる搬送を検討。

エ 避難所

No.	課 題	対 策
1	多摩川の浸水想定区域近辺の避難所の確保に課題があった。	- 東京都管理施設の活用に向けて、交渉中。 - 西調布体育館を要配慮者の避難施設に指定。
2	多摩川の浸水想定区域内に避難所がある。	- 全避難所の建物ごとの浸水深等を検証した結果、下石原地域福祉センターを風水害時の避難所から除外。 - 浸水想定区域内に位置する富士見台小学校について避難人数に制限を設ける形で避難所指定を継続。

No.	課 題	対 策
3	車両での避難者の対応に課題があった（車両での避難は原則禁止とされているが、令和元年台風19号では、大量の車両の来場により周辺道路が激しく渋滞するため、駐車を断れず、校庭に駐車せざるを得なかった）。	・ 車両自体の避難及び車両を利用する要配慮者の避難の考え方の整理を行い、多摩川浸水想定区域に広報紙を配布し、ホームページで広報。（令和2年9月5日）
4	ペットの同行避難。	・ ペットの同行避難に関する考え方を整理し、多摩川浸水想定区域に広報紙を配布し、ホームページで広報。（令和2年9月5日） ・ 小学校4校で実施した避難所開設訓練の中で、ペットの同行避難の考え方、避難場所、受付の流れなどの確認を実施。当該4校の避難所に従事する職員に加え、小・中学校全28校の避難所から代表者が参加し、各避難所における訓練内容を共有。（令和2年7月） ・ 令和3年度の「調布市防災教育の日」では、小・中学校全28校において、令和2年7月の避難所開設訓練と同様の訓練を地域と協働で実施する予定であり、その中で、ペットの対応等についても確認予定。
5	避難所の避難者数にばらつきがあった。 早期の避難所開設の要望があった。	・ 避難所の混雑状況を確認し、混雑状況の分散化につながるように、QRコードによる避難所受付情報共有システムを試験導入。合わせて、令和2年7月の避難所開設訓練で試験を実施し、市報でも体験について周知。 ・ 職員参集メールを活用した訓練を実施。（令和2年7月） ・ 早期の避難所開設に向け、職員参集のタイムライン見直しを実施。
6	風水害の局面では一次避難所開設と同時に福祉避難所の開設が必要となった。	・ 市民からの要望を踏まえて避難所の見直しを行い、学校などの一次避難所と同時に開設する福祉避難所として、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館の4箇所を新たに指定。このうち、総合福祉センターは主に体の不自由な方の避難所として、子ども家庭支援センターすこやかは乳幼児及び妊産婦の避難所として開設。

（３）災害対策本部の機能強化

ア 避難所運営

No.	課 題	対 策
1	避難所要員，初動要員の対応能力の向上が必要であった。	・ 小学校4校で実施した避難所開設訓練において，校門の開錠，ペットの対応，防災備蓄倉庫の確認，感染症対策を講じた受付・避難スペースの設置等に関する訓練を実施。当該4校の避難所に従事する職員に加え，小・中学校全28校の避難所から代表者が参加し，各避難所における訓練内容を共有。（令和2年7月） ・ 初動要員を対象に，たづくり・グリーンホール避難所開設訓練を実施し，図上訓練及び避難所開設シミュレーションを実施。（令和2年8月，9月）
2	避難所開設時の初動要員の人員が不足していた。	・ 令和2年度から学校配属の市職員（用務員，栄養士，給食調理員，事務※正規・再任用に加え，教育総務課雇用の会計年度任用職員含む）を所属する学校の「学校避難所対応職員」として位置付けたことで，円滑かつ速やかな避難所開設に向けた体制を強化。（各校2人以上，合計135人）
3	地区協議会等の地域への情報伝達の仕組みが未整備だった。	・ 地区協議会連絡会にて「緊急時地域情報共有体制」の提案・検討を行い，メール等連絡ツールの整備や地域での連絡体制を確認。（令和2年8月）
4	要配慮者への対応	・ 福祉車両を保有する市の監理団体と専門的な支援ができる人員の派遣について，協定を締結。 ・ 安否確認の実施フローを作成した。今後各事業所に周知する方針。サービス利用計画策定・更新の際には，個別に避難場所や避難方法を所定の用紙に記入し，毎回確認する方針。
5	避難所運営に当たる職員が市民から認識しづらかった。	・ 避難者と協力者を区別するためのビブスを192着（3着×32箇所×2色）配備。
6	避難所運営職員間の情報連絡手段がなかった。	・ 避難所担当職員用のトランシーバーを令和2年度中に配備。

イ 庁内の体制

No.	課 題	対 策
1	災害対策本部（総合防災安全課）の電話・MCA無線が繋がらず各部の情報収集，指示連絡に支障をきたした。	・協定締結事業者の災害対策本部・避難所受付 情報共有システムを利用することにより，情報収集能力をさらに強化。 ・防災行政無線（移動系）を使用する訓練を行い，使用方法を習得し，平時も含めて日頃から訓練を継続して実施。

ウ 職員の体制

No.	課 題	対 策
1	避難所を担当する職員の人員確保が困難だった。	・令和2年度から学校配属の市職員（用務員，栄養士，給食調理員，事務※正規・再任用に加え，教育総務課雇用の会計年度任用職員含む）を所属する学校の「学校避難所対応職員」として位置付けたことで，円滑かつ速やかな避難所開設に向けた体制を強化（各校2人以上，合計135人）。 ・混雑が予想される避難所に，避難所要員を増員配置。 ・早期の避難者開設に備えるため，公共交通機関の計画運休の前の早い段階から職員を参集できるよう，タイムラインの見直しを実施。
2	職員参集メールの不達があった。	・参集メールを活用した訓練実施。（令和2年7月） ・引き続き訓練を実施予定。

令和元年11月5日号（第1面）

台風19号での市内の被害状況などをお知らせします

台風19号により被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この度の台風19号への対応に当たっては、警察、消防をはじめとする関係機関や調布市消防団、各種事業者組合などの関連団体、そして自治会やボランティアの方々など多くの皆様にご協力いただき、厚く感謝申し上げます。
10月19日には、調布市も台風19号に伴う災害に対して、災害救助法の適用地域に指定されました。



多摩川の河川敷

避難所への避難者数 約6,000人

市内の被害状況

床上・床下等の浸水被害世帯数 **177世帯** (10月25日現在)

今回の台風では、調布市内においても、染地地域を中心に床上・床下浸水などの被害が多数発生しました。
※浸水発生後、り災証明書交付のための調査状況に基づいた件数。今後、変動する場合あり

被害発生後の調布市の対応

市では現在、被害に遭われた方に対して、関係機関・団体などと連携しながら、各種対応を進めています。まだ必要な手続きがお済みでない方は担当課へご連絡ください。

り災証明書の発行

各種公的融資や租税・保険料の減免の申請などに「り災証明書」が必要となります。職員が被害箇所の確認と写真撮影などの現地の調査を行い、り災証明書を発行しています。

受付件数/198世帯、調査件数/177世帯(10月25日現在)

調布資産税課 ☎481-7205

ごみ処理

浸水などの被害によって発生したり災ごみを無料で収集・処分しています。

処理量/約197トン(10月22日現在)

調布ごみ対策課 ☎042-306-8200

家屋の消毒

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、希望があった方に対して、無料で浸水被害を受けた家屋の消毒作業を行っています。

受付件数/215世帯(10月25日現在)

調布健康推進課 ☎441-6100

※災害救助法の適用に伴う被害者支援の内容は、確認ができ次第、市報などでお知らせ

令和元年度総合防災訓練は中止

台風19号被害への対応が最優先であることや、訓練会場の設営が困難であることなどを踏まえ、11月10日(日)に多摩川河川敷で予定していた調布市総合防災訓練は、中止となりました。
調布総合防災安全課 ☎481-7346

台風19号の被害などに伴う総合窓口

市では、台風19号の被害などに伴う総合窓口を設置します。被害に遭われた方に、生活再建に関する各種支援制度の受け付けや説明を行いますので、ご相談ください。

①11月5日(火)～8日(金) ②9日(土)・10日(日)(予定)

③①午前9時～午後5時 ②午前10時～午後4時

④①市民ロビー(市役所2階) ②染地地域福祉センター

調布総合防災安全課 ☎481-7346

災害ボランティア



調布市災害ボランティアセンターが立ち上がり、10月14日～20日に、ボランティアや市職員が被災された方と一緒に、浸水被害のあった家屋内の家財道具運び出し、片付け、土砂の掃除、割れたガラス・外れたドアなどの運び出しを行いました。
(社会福祉協議会)

続きは2面をご覧ください ➡➡➡

令和元年11月5日号（第2面）

台風19号災害に関わる情報

○災害に便乗した詐欺被害にご注意を～トラブルに遭わないために～

- 事業者が突然、点検または格安で家屋の点検・消毒をしようと訪問し、依頼した後に高額な請求をされるトラブルが多く発生しています。十分注意してください
- 台風による住宅の損害については、火災保険や損害保険の補償対象になる場合があります。業者から代行すると言われても、まず自分で契約先の保険会社や代理店に連絡し、保険金の支払いの対象や手続きについて確認しましょう
- 突然、業者から保険金を使った住宅修理を勧誘されても、その場で契約するのはやめましょう
- 住宅修理を検討する時は、必ず複数の業者から見積もりを取り、家族や周りの人にも相談しましょう
- 市役所などの公的機関が電話で費用金を求めることはありません。不審な電話がかかってきたらすぐに切ってください

困った時は、
一人で悩まずに

調布市消費生活センター ☎481-7034 または、
消費者ホットライン ☎188 にご相談ください。
また、相手が居座り、しつこく勧誘してくる場合は、すぐに警察
に通報してください。（文化生涯学習課）

令和元年台風第19号災害義援金へのご協力を

令和2年3月31日（火）まで
■総合案内所前（市役所2階）、福祉総務課（市役所3階）、神代出張所、
文化会館たづくり1階総合案内所 ■福祉総務課 ☎481-7101

○災害時の情報収集方法の確認を

災害時は防災行政無線や市報のほか、下記でも緊急情報などが配信されますので、ご利用ください。

●調布市防災・安全情報メール

市からの緊急情報や地震情報（震度3以上）、気象情報（特別警報、警報、注意報）、災害情報などを配信します。右記2次元コードからアクセスし、空メールを送信すると送られてくるメールに従って登録してください



●防災フリーダイヤル（0800-8000-903）

防災行政無線で放送した防災・災害などの緊急情報を24時間確認できます

●市公式ツイッター アカウント／chofu_shi

●調布エフエム放送

ラジオ／FM83.8MHz
パソコン／「ListenRadio」または「サイマルラジオ」
スマートフォン／無料アプリ「ListenRadio」をインストール

●ケーブルテレビ J:COM（デジタル111ch）

○災害に備えて「防災マップ」と「洪水ハザードマップ」の確認を

「防災マップ」と「洪水ハザードマップ」を確認し、災害に対する備えや実際に災害があった時にどのように行動するべきか、家族や地域で考えましょう。各マップは、総合防災安全課などで配布しているほか市報からも閲覧できます。
■総合防災安全課 ☎481-7346

台風19号では、避難所設置の在り方や、避難に関する情報発信などについて、各方面からさまざまなご意見・ご要望をいただいています。皆様のご意見は真摯に受け止め、市として引き続き現在進めている被災後の対応に最大限取り組みながら、課題を整理し、今後の防災・減災対応に生かしてまいります。

令和元年11月20日号（第16面）

台風19号関連情報

各種支援窓口

被害を受けた方は、被害の程度などにより、利用できる制度がありますので、一部を紹介いたします。詳細は各問い合せ先へ問い合わせ、または市報をご覧ください。



被災証明（被災届出受理証）の発行

被災者からの届け出により、被害程度の判定を必要としない住家以外の不動産、車などの動産が被災した旨を証明するものです。

■総合防災安全課 ☎481-7346

り災証明書の発行

被災した住居の被害の程度を証明するものです。各種公的融資や租税・保険料の減免の申請などに「り災証明書」が必要となります。職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。

■調布市税課 ☎481-7205

災害見舞金の支給

住居が床上浸水・半壊以上の被害を受けた方に対して、見舞金を支給します。支給対象者には、市から連絡します。

■総合防災安全課 ☎481-7346

災害復旧資金（貸付制度）

住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸付けます。貸付限度金額や条件、対象者は要問い合わせ

■福祉総務課 ☎481-7341

市・都民税の減免

災害により住宅や日常生活に要する家財に甚大な損害を受け、生活が著しく困難な際に、申請により納期限が到来していない納付額を減免できる場合があります。

■調布市民税課 ☎481-7193-7

国税の特別措置

納税の滞りや所得税の軽減などの、国税の特別措置を受けられる場合があります。

■国税局税務部 ☎042-362-4711

医療保険などの軽減支援

保険料や保険税・窓口負担の支払いが困難と認められる方は軽減支援を受けられる場合があります。保険者によって取り扱いが異なるため、下記以外はお加入の社会保険などにお問い合わせください。

■国民健康保険税・一部負担金の減免：

保険年金課 ☎481-7052-4

介護サービス費等の利用料・介護保険料の減免：

高齢者支援室 ☎481-7321

後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免：

保険年金課 ☎481-7148

国民年金保険料の免除：保険年金課 ☎481-7062

災害に便乗した悪質高法や詐欺にご注意

「義援金を求める電話がくる」「事業者が突然、点検または格安で家屋の点検・消毒をしようと訪問し、依頼したあとに高額な請求をされる」などの台風災害に便乗した詐欺や悪質高法によるトラブルが多く発生しています。十分注意してください。

○困った時は、一人で悩まずに

調布市消費生活センター ☎481-7034 または、消費者ホットライン ☎188 にご相談ください。また、相手が居座り、しつこく勧誘してくる場合は、すぐに警察に通報してください。（文化生涯学習課）

台風19号調布市災害義援金にご協力を

染地地域を中心に床上浸水などの被害が発生しました。市では、市内の被災者支援のため、独自の義援金を受け付けています。いただいた義援金は、全額、市が定める配分基準に従って、市内の被災者へ届けられます。令和2年1月31日（火）まで ■総合案内所前（市役所2階）、福祉総務課（市役所3階）、神代出張所、文化会館たづくり1階総合案内所、市民活動支援センター（市民プラザあくるさ2階）、総合福祉センター1階 ■福祉総務課 ☎481-7101

台風19号復旧対策への寄附にご協力を

多摩川（河川敷）にある多摩川児童公園では、少年野球場のバックネットが破損するなど大きな被害が発生しています。いただいたご寄附は、こうした台風19号被害の復旧・復興のために活用します。※返礼品は送っていませんので、ご了承ください
■「ふるさとチョイス」から申し込み
■ふるさと納税の受け付けを備えた詐欺サイトの存在が確認されていますので、ご注意ください
■管財課 ☎481-7173

お詫びと訂正

「調布市防災・安全情報メール」の登録方法

市報ちょうふ11月5日号の2面に掲載の「調布市防災・安全情報メール」記事内の2次元コードに誤りがありました。お詫びして訂正します。正しい2次元コードとメールアドレスは次の通りです。

登録方法／右記2次元コードからアクセスまたは、Eメールアドレス（ecbousai@sgm.jp）に空メールを送信し、自動返信されるメールに従って登録 ■総合防災安全課 ☎481-7346



令和元年12月5日号（第3面）

台風19号関連情報

～り災証明書の発行手続きはお済みですか～

被害を受けた方は、被害の程度などにより利用できる制度があります。公的融資や租税・保険税の減免の申請など各種制度を利用するためには、被災した住居の被害の程度を証明するり災証明書の発行が必要となります。職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。

図調資産税課 ☎481-7206～7208

支援制度はこの他にもあります。詳細は、総合防災安全課 ☎481-7346にお問い合わせください。

支援制度の紹介（一部）

手続きがお済みでない方は、各問い合わせ先へお問い合わせ、または市番からご確認ください。



○被災証明（被災届出受理証）の発行

被災者からの届け出（被害状況がわかる写真など）により、住家以外の不動産（フェンス、カーポート、物置など）、車などの動産が被災した旨を証明するものです。

図調総合防災安全課 ☎481-7346

○災害見舞金の支給

住居が床上浸水・半壊以上の被害を受けた方に、見舞金を支給します。支給対象者には、市から連絡します。

図調総合防災安全課 ☎481-7346

○市・都民税の減免

災害により住宅や家財に甚大な被害を受け、生活が著しく困難な状況となった場合、申請により納期限が到来していない納付額を減免できる制度があります。

図調市民税課 ☎481-7193～7197

○国税の特別措置

納税の猶予や所得税の軽減などの、国税の特別措置を受けられる場合があります。

図調武蔵府中税務署 ☎042-362-4711

令和元年12月5日号（第5面）

生活ひとくちメモ



災害に便乗した 詐欺や悪質商法にご注意

地震や台風などの災害に便乗した詐欺や悪質商法のトラブルが発生しています。

事例1

市役所を名乗り、豪雨災害の義援金10万円を集めていると電話があった。市役所に確認すると伝えたら、電話を切られた。

事例2

台風後に、屋根を無料で点検するという業者が訪問した。点検後に、このまま放置すると雨漏りすると言われ、慌てて屋根工事の契約をしてしまった。高額なのでクーリング・オフしたい。

アドバイス

●公的機関が、電話や戸別訪問で義援金や寄付金を募ることはありません。

不審な話には耳を貸さずに、電話を切りましょう。

●自然災害による被害で住宅の修理などが必要な場

合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取り慎重に契約しましょう。

●火災保険の保険金請求を代行するという勧誘による住宅修理のトラブルが多く発生していますので注意しましょう。

●事例2のような訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの方法など不明な点がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

図調布市消費生活センター（市役所3階）

☎481-7034

来所相談／平日午前9時～正午・午後1時～3時
（事前予約制）

電話相談／平日午前9時～正午・午後1時～3時
30分、第2土曜日午前9時～正午

令和元年12月20日号（第3面）

支援制度の紹介(一部)

○災害援護資金(貸付制度)

住居、家財(車・バイクなどを除く)の損害を受けた方に生活再建に必要な資金を貸し付けます。

国市税に未納がなく、10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)

●家財の3分の1以上に損害があった

●住居の半壊、全壊または滅失・流失

☎1月31日(金) 詳細は市審参照

☎総務課☎481-7341

○被災者生活再建支援制度

住宅が半壊以上の被害を受けた方に対して、住宅の建設・購入・補修や賃借に要した費用を補助します。

☎10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ●住宅が全壊した世帯 ●住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊防止などやむを得ない事由により、住宅を解体した世帯

●住宅が半壊した世帯 ※住宅が賃貸であった世帯は住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみが対象

☎り災証明書を申請済みで対象となる方には市から連絡

☎総合防災安全課☎481-7346

※令和元年第4回調布市議会定例会での議決を経て決定となります

台風19号関連情報

～り災証明書の発行手続きはお済みですか～

被害を受けた方が各種制度を利用するためには、被災した住居の被害の程度を証明するり災証明書の発行が必要となります。

職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。☎資産税課☎481-7206～7208

支援制度はこの他にもあります

詳細は、総合防災安全課☎481-7346

に問い合わせ、または市審(右記2次元コードからもアクセス可)でご確認ください。



令和2年3月5日号（第2面）

令和元年台風第19号災害調布市義援金のお礼

令和元年台風第19号災害調布市義援金に123万2480円の募金が集まりました。集まった義援金は全額市内の被災者へ配分します。ご協力いただきありがとうございました。

☎福祉総務課☎481-7101

令和元年台風第19号災害に係る義援金の支給申請をお忘れなく

令和元年台風第19号災害により、調布市で被災された方々を支援するため、市では独自に義援金を受け付けました。東京都から配分される義援金を合わせて、義援金配分委員会でその配分額を確定し、対象となる被災者の方に申請書を送付しています。

義援金の配分を申請する方は、必要事項を記入の上、期限までに必ず返送または持参してください。

受付期限／3月13日(金) ☎福祉総務課☎481-7101

令和2年3月20日号（第3面）

台風第19号関連のごみ処理に係る申込受付終了

昨年10月の台風第19号によって発生した災害廃棄物の戸別収集と処理手数料免除の措置は、3月31日(火)までの申し込み分をもって終了します。まだ申し込みしていない方は、期日までにごみ対策課までご連絡ください。

なお、申請には市条例などに基づく申請書とり災証明書（写しでも可）の提出が必要です。

☎ごみ対策課業務係（クリーンセンター）☎042-306-8200・☎042-368-9921

令和2年7月5日号（第5面）

令和元年台風第19号災害調布市義援金の支給申請をお忘れなく

令和元年台風第19号災害により、調布市で被災された方々を支援するため、市独自の義援金と都から配分される義援金を合わせて、義援金配分委員会でその配分額を確定し、対象となる被災者に申請書を送付しています。

都などから新たに市への義援金の配分がありましたので、第二次配分（最終配分）を行います。義援金の配分を申請する方は、必要事項を記入の上、期限までに必ず返送または持参してください。

受付期限／7月17日(金)（必着）

☑一次配分の申請をした方は申請不要

☎福祉総務課☎481-7101

令和2年10月5日号（第2面）

風水害に備えよう

調布市洪水ハザードマップの全戸配布

調布市洪水ハザードマップを更新しました。市報10月5日号と一緒に全戸配布します。

修正点／令和元年6月に東京都が発表した東京都管理河川の想定最大規模降雨（1時間当たりの最大雨量153mm・総雨量690mm）などを反映

調布市総合防災安全課 ☎481-7346



止水板設置工事などに係る費用の一部を助成

共同住宅を含む住宅、店舗、事務所などで、浸水被害の防止・軽減のために止水板の設置や浸水防止対策をする場合、費用の一部を助成します。

助成対象事業／浸水被害を受けたことがある、または浸水被害が発生するおそれのある地域で令和元年10月12日以降に止水板・排水ポンプ・可搬式非常用発電機などの購入・設置

①止水板の購入・設置：住宅などの所有者または管理組合など

②排水ポンプの購入：防災市民組織または管理組合など

③可搬式非常用発電機の購入：防災市民組織または管理組合など

④その他設備の購入・設置：住宅などの所有者または管理組合など

止水板・排水ポンプ・可搬式非常用発電機などの購入または設置工事にかかる経費の実支出額の2分の1と、次の限度額のいずれか低い額

限度額／①④20万円 ②5万円 ③10万円

申請書類（総合防災安全課（文化会館たづくり西館3階）で配布、または市から印刷可）を総合防災安全課 ☎481-7346へ

令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会

令和元年台風第19号で生じた浸水被害の原因究明結果などを説明します。

10月30日（金）午後6時30分～8時・31日（土）午前10時30分～正午 ※各回同内容
 市立杉森小学校体育館 各日170人（多数抽選。市民優先）
 車の来場不可
 10月19日（月）午後5時までに、電話・FAX・Eメールで住所、名前、電話番号、参加希望日（第2希望まで可）を下水道課 ☎481-7228・31・☎481-7550・✉gesui@w2.city.chofu.tokyo.jpへ ※申込者全員に10月26日（月）までに結果を郵送

令和2年12月20号（第4面）

令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する 住民説明会（会場：市立染地小学校）

令和元年台風第19号で生じた浸水被害の原因究明結果と、今後の対策の検討状況に関する説明会を開催します。

日 1月29日(金)午後6時30分～8時、30日(土)午前10時～11時30分（開場は各回30分前）※各回同内容

所 市立染地小学校体育館※前回と会場変更

定 各日120人（多数抽選。市民優先）

他 申し込みは1人1回。参加決定者には1月22日(金)までに結果通知を郵送

申 図住所、氏名、電話番号、参加希望回（第2希望まで）を12月21日(月)～1月15日(金)午後5時に電話またはFAX、Eメールで下水道課 ☎481-7228・31・

☎481-7550・✉ gesui@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

No.	コンテンツ名	公開開始日	部署名
1	台風19号接近に伴うイベント等の中止(開催)等	2019/10/9	広報課
2	台風19号の接近に伴うイベントの中止・延期一覧	2019/10/11	
3	台風19号接近に伴う市施設などの臨時休館	2019/10/11	
4	台風19号の接近に伴う指定避難場所の開設情報	2019/10/11	
5	台風19号に伴う災害に対する金融上の措置	2019/10/21	
6	(10月28日発表)令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会(令和2年10月中間報告)	2020/10/29	
7	台風19号による被害などのお問い合わせ	-	
8	台風19号に関する災害救助法(住宅の応急修理)	-	
9	(受付終了)台風19号に伴う災害援護資金の貸付け	2019/11/8	法制課
10	令和元年台風第19号復旧対策への寄附のお願い	2019/11/1	管財課
11	台風19号の接近に伴う自主避難場所の開設	2019/10/11	総合防災安全課
12	台風19号の被害状況及び被災者支援についての住民説明会	2019/10/31	
13	台風19号被災者支援に係る案内窓口の開設	2019/11/1	
14	台風19号に伴う被災証明(被災届出受理証)の発行	2019/11/7	
15	令和元年台風19号に関する情報・お問い合わせ	2019/11/19	
16	台風19号に伴う市内の被害状況等	2019/11/19	
17	令和元年台風19号に伴う被災者生活再建支援事業	2019/12/24	
18	台風19号の被害状況及び被災者支援についての住民説明会議事録(要旨)	2020/1/17	
19	令和元年台風19号による被害などのお問い合わせ	2020/2/14	
20	台風19号の水害対策(令和2年4月中間報告)	2020/4/30	
21	令和元年台風19号避難行動等調査報告書	2020/10/29	
22	台風19号被害に対する緊急対応(り災証明書の発行)	2019/10/15	資産税課
23	台風19号の接近に伴う文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場の開館時間変更	2019/10/11	文化生涯学習課
24	令和元年台風19号により被害を受けた中小企業者の再建を支援「東京都自治体連携型補助金」	2020/1/28	産業振興課 産業労働支援係(産業労働支援センター)

No.	コンテンツ名	公開開始日	部署名
25	台風 19 号に伴う放課後子供教室「ユーフォー」の開設判断基準	2019/10/11	児童青少年課
26	台風 19 号による調布市内被災者への災害支援ボランティアの募集	2019/10/15	福祉総務課
27	令和元年台風第 19 号災害義援金への御協力をお願い	2019/11/29	
28	令和元年台風第 19 号災害調布市義援金への御協力をお願い	2019/12/5	
29	令和元年台風第 19 号災害に係る義援金の支給申請	2020/3/3	
30	令和元年台風第 19 号災害に係る義援金の最終配分	2020/6/18	
31	令和元年台風第 19 号災害に係る義援金の配分	2020/10/21	
32	台風 19 号により被災された方の子ども発達センター 緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業利用料の免除	2019/11/14	子ども発達センター
33	台風 19 号により浸水被害を受けた家屋の消毒	2019/10/15	健康推進課
34	令和元年台風第 19 号により被災された方の国民健康保険税の免除	2019/11/18	保険年金課
35	令和元年台風第 19 号により被災された方の国民健康保険税の減免期間を延長	2020/4/2	
36	令和元年台風第 19 号により被災された方の国民健康保険一部負担金免除等(令和 2 年 9 月 30 日終了)	2020/9/1	
37	台風 19 号による多摩川河川敷内公園 2 園の貸出の中止	2019/10/18	緑と公園課
38	令和元年台風第 19 号に伴う浸水被害に関する住民説明会(10 月 30 日・10 月 31 日実施)	2020/12/10	下水道課
39	(開催延期)令和元年台風第 19 号に伴う浸水被害に関する住民説明会(1 月 29 日・30 日)	2020/12/20	
40	台風 19 号接近に伴う粗大ごみ受付センター業務	2019/10/11	ごみ対策課
41	台風 19 号により発生した「災害廃棄物(り災ごみ)」の収集	2019/11/1	
42	台風 19 号接近にともなう調布市公民館の使用時間の変更	2019/10/11	東部公民館
43	令和元年台風第 19 号に係る調布市議会災害対策支援本部活動等報告書	2020/1/30	議会事務局

令和元年 10 月 16 日 調布市役所

台風 19 号による被害などのお問い合わせ

台風 19 号被災者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。
風水害により被害を受けた際は、り災ごみの処理などの支援が受けられます。
被害の程度等により、ご利用できる制度が異なりますので、詳しくは各問
い合わせ先までご連絡ください。

■ ごみの処理

浸水被害等により発生した、り災ごみについては、無償で収集・処分します。

ごみ対策課(クリーンセンター) 電話番号 042-306-8200

■ 災害ごみ搬出ボランティア

災害ごみの搬出をボランティアへ依頼することができます。

調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター

電話番号 042-443-1220

■ り災証明の発行

り災証明書の発行にあたっては、被災家屋の現地調査が必要です。

資産税課 電話番号 042-481-7206～7208

■ 床上・床下浸水の被害を受けた家屋の消毒

床上・床下浸水した居住スペースは、感染症予防のため消毒が必要です。

健康推進課 電話番号 042-441-6100

上記のほか、税の減免などの支援があります。
詳細は市ホームページをご覧ください



【全般的なお問い合わせ】調布市 総務部 総合防災安全課
042-481-7346～7348

令和元年10月23日

台風19号被害に伴う「住宅修繕相談臨時窓口の設置」について

この度の、台風19号による床上・床下浸水に伴う住宅修繕に係る臨時相談窓口を下記のとおり設置いたします。浸水被害により相談事をお持ちの方は、ぜひご利用ください。

【臨時相談窓口概要】

対象者：台風19号の床上・床下浸水により住宅被害を受けられた方

設置場所：~~調布染地地域福祉センター~~（調布市染地3-3-1 都営住宅染地8号棟内）

設置期間：令和元年10月24日（木）～11月8日（金）

午前10時から午後4時まで

※事前予約制、[日曜日、10月28日（月）、11月4日（月）]は除く

相談員：東京土建一般労働組合（市内の工事業者や職方による団体）

【ご利用方法】

①調布市役所 住宅課（481-7545）へ事前予約の連絡をしてください。

※相談希望日当日の予約は対応困難のため、相談希望日前日の午後4時までに予約連絡をお願いします。（月曜の予約は、金曜午後4時まで。）

②相談日時の決定。

③相談決定日時に「調布市染地地域福祉センター」へ行ってください。（下図参照）

※日によって相談室が異なりますので、地域福祉センター窓口にて、その日の相談室をご確認ください。

【相談例】

- ・浸水した部分の修繕工事をしたい。
- ・浸水した部分の洗浄・消毒作業をお願いしたい。
- ・床下の点検確認をお願いしたい。
- ・その他、浸水被害に係る各種住宅相談

【問合せ先】

調布市 都市整備部 住宅課 住宅支援係

電話：042-481-7545（直通）



調布市染地地域福祉センター

※地域福祉センターには駐車場が
ございませんので、あらかじめ
ご承知置きください。

染地3丁目に お住まいのみなさまへ

調布市社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを立ち上げ、台風19号で浸水等の被害を受けられた皆様のお宅の片づけ等の作業をしてまいりました。

これまで多摩川住宅ト号棟管理組合様のご厚意でト号棟集会所をお借りし活動してきましたが、現地での災害ボランティアセンターは20日(日)の午前をもってひとまず閉じ、その後の拠点は市民活動支援センターになります。今後につきましては次のとおりとなりますのでお知らせします。

災害ボランティアの依頼

市民活動支援センター

TEL 042-443-1220

9:00～17:00 10/21(月)休み

調布市国領町 2-5-15

コクティ2階

相談・お話し…etc

染地ボランティアコーナー

(染地地域福祉センター内)

9:00～16:00 日曜・祝日、28日(月)休み

お茶を飲みながら情報交流や何気ないお話ができる場として、ご利用ください。

※10/21(月)13:00～11/1(金)



市民活動支援センター
キャラクター
「えんがわくん」



調布市社会福祉協議会

調布市小島町2-47-1

TEL 042-481-7693



社協キャラクター
「ちよびット」

令和元年11月1日 調布市役所

台風19号により発生した災害廃棄物（り災ごみ）について

台風19号の被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申しあげます。
調布市では、現在、通常のごみ収集に加え、個別に御連絡をいただいた災害ごみにつきまして、別途、収集にお伺いしているところです。

また、市条例に基づく廃棄物処理手数料の免除につきましては、申請手続きを省略の上、適用させていただいているところです。

この取扱につきましては、台風が東京都に最接近した10月12日の翌日から起算して60日（12月11日）を期限とさせていただきます。その後の処分を御希望の方につきましては、別途、手数料免除の申請手続きが必要となりますのでお知らせします。

1 災害ごみの収集申込

- (1) 受付時間 月～金曜の午前8時30分から午後5時まで
（祝日も受け付けます）
- (2) 申込み先 ごみ対策課（クリーンセンター）
042-306-8200

2 災害ごみの収集日時

原則として受付した日の翌日に収集します。別に収集希望日があるときは御相談ください。収集時間帯の指定はお受けできません。

3 廃棄物処理手数料免除の申請

令和元年12月12日（木）以降のお申込につきましては、市条例に基づく申請書が必要になります。申請いただく内容等詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

4 災害ごみの出し方

できるだけ「可燃物」「不燃物」「家具類」「家電製品」「建築廃材」に仕分けしてお出してください。

一日も早く、平穏な日常生活が戻りますよう、お祈り申しあげます。

お問合せ

調布市環境部ごみ対策課（クリーンセンター）

電話 042-306-8200 FAX 042-368-9921

令和元年10月16日 調布市役所

台風19号により浸水した家屋の消毒について

台風19号の被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかる恐れがあるため、清掃が大切です。

市では、台風19号により床上・床下浸水した市内の家屋に関して、感染症予防の観点から、無料で消毒を行います。

以下をご覧ください。消毒をご希望の方は、健康推進課にお申し込みください。

1 対象

台風19号により床上・床下浸水をした家屋（居住スペース）

※事業所や駐車場、倉庫は対象外です。

2 申込み

お電話で健康推進課にお申し込みください。住所、氏名、連絡先、被害状況などお伺いします。

電話042-441-6100

（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

3 費用

無料（ただし市で行う範囲に限る）

4 消毒の流れ

- (1) 健康推進課にお申し込みください。
- (2) 市が対象家屋であることを確認し、委託業者に連絡します。
- (3) 委託業者から各申請者に連絡をし、具体的な被害状況や家屋の構造、清掃・乾燥の状況を伺い、消毒作業を行う日時を調整します。

委託業者：多摩建物環境協同組合に加盟している事業所

- (4) 委託業者が申請者宅を訪問し、事前に同意書にご記入のうえで消毒します。【消毒方法については裏面をご覧ください】

5 消毒方法及び注意事項

【床下浸水の場合】

消毒薬（塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん））を縁の下の通気口からコンプレッサーを使い噴霧します。コンプレッサーの電源は消毒する家屋からお借りします。所要時間は1時間程度。

※泥水がたまったままでは消毒の効果がないので、十分乾燥してから消毒します。（乾いた土が残っている状態なら消毒可能）そのため、床上だけ消毒し、床下は後日の場合あり。

※通気口がないなど床下に機器を挿入する口がない場合、消毒が出来ない場合があります。

【床上浸水の場合】

消毒薬（塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん））をハンドスプレーで噴霧します。所要時間30～40分程度。（床下の消毒も行う場合は、同時に行いますので、あわせて1時間程度かかります）

※乾燥していない状態では消毒の効果がありませんので、各ご家庭で汚泥等の清掃をして、十分乾燥してから行います。

◇詳しい消毒方法等については、委託業者が事前連絡をした際に確認してください。

◇市にお申し込みをいただいた時点で、委託業者に住所、氏名等の個人情報を提供することに同意したものと見なします。いただいた個人情報は、家屋の消毒に関する業務のみに使用し、調布市個人情報保護条例に基づき厳重に管理いたします。

◇【参考】消毒の前に同意いただく内容は以下のとおりです。

浸水被害等による感染症予防のための消毒の実施を希望します。
なお、消毒中の作業において調布市（委託業者）の過失によらない事故が発生した場合には、利用者において責任を持って処理することに同意いたします。

QRコードから
市のホームページに
アクセスできます



お問合せ

調布市福祉健康部健康推進課 までご連絡ください

電話 042-441-6100 FAX 042-441-6101

台風19号被害に伴う市内銭湯入浴券の配布について

この度、台風19号による床上・床下浸水に伴う給湯設備の故障等で入浴できない世帯を対象に調布市内の銭湯（裏面の全4店舗）でご利用可能な「銭湯入浴券」を配布いたします。利用期限は、**令和元年10月31日（木）**までとなります。

入浴料金（※）は、調布市で負担させていただきますので、**無料**でご利用いただくことが可能です。

ただし、サウナの利用や貸しタオル等は、別途料金がかかりますので、サービスについてご不明な点につきましては、ご利用される銭湯にお問い合わせください。

「銭湯入浴券」は、下記のとおり配布します。

- （※）一人当たりの入浴料金
- | | |
|-------------|--------|
| A：12歳以上 | ⇒ 470円 |
| B：6歳以上12歳未満 | ⇒ 180円 |
| C：6歳未満 | ⇒ 80円 |

【ご利用方法】

「銭湯入浴券」に**利用日**、**A～Cの利用人数の内訳**をご記入いただき、ご利用になる**銭湯名のチェック欄にチェック**を入れ、銭湯の受付でお渡しください。

1回のご利用につき、1枚の「銭湯入浴券」が必要となります。

【入浴券配布場所】

- ①**調布市災害ボランティアセンター**（多摩川住宅ト号棟集会室「調布市染地3丁目1-7」）
（災害ボランティアセンター連絡先 070-4231-3310）

配布日時：令和元年10月18日（金）～10月20日（日）午前10時～午後3時

- ②**調布市染地地域福祉センター**（調布市染地3丁目3-1） 連絡先 042-483-5578

配布日時：令和元年10月17日（木）～10月31日（木）午前9時～午後5時

※10月28日（月）休館日を除く



調布市染地地域福祉センター



調布市災害ボランティアセンター

調布市 総務部 総合防災安全課 TEL 042-481-7346～7348

◆神代湯



【営業時間】 15:00～24:00
 【定休日】 水曜日（祝日の場合は翌日）
 【住所】 調布市菊野台1-13-1
 【TEL】 042-489-2641
 ※駐車場有

京王線柴崎駅北口より徒歩1分

◆梅の湯



【営業時間】 15:00～23:00（日曜13:00～）
 【定休日】 月曜日（祝日の場合は翌日）
 【住所】 調布市深大寺東町6-9-5
 【TEL】 042-482-4526
 ※駐車場有

諏訪神社バス停（調布駅北口発：吉祥寺駅行き小田急・京王バス）から徒歩5分

◆深大湯



【営業時間】 15:00～23:00（日曜14時～）
 【営休日】 木曜日、第三水曜日
 【住所】 調布市深大寺北町6-17-3
 【TEL】 042-482-4652
 ※駐車場有

山野バス停（調布駅北口発：武蔵境営業所行き小田急バス、三鷹駅行き小田急バス、吉祥寺駅行き小田急・京王バス）から徒歩1分

◆鶴の湯



【営業時間】 15:00～23:00
 【定休日】 水曜日
 【住所】 調布市下石原1-10-2
 【TEL】 042-482-3017
 ※駐車場有

西調布駅北口から徒歩7分

台風第19号における
被害状況及び被災者支援についての
住民説明会を開催します。

台風19号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
被害状況及び災害により住居や家財に被害を受けた方への支援
制度について、説明会を実施します。
貸付（融資）や税の減免などの行政の行う支援のほか、法律や
ローンなどの相談先について御案内します。

日時 2019年11月4日（月・祝）
開会18：30

会場 調布市立杉森小学校体育館

※お車でのお越しはご遠慮ください。

※スリッパ等お履き物をご持参ください。

・説明内容

- ① 市内の被害の状況について
- ② 被災者支援制度について

・台風19号被災者支援に係る案内窓口の開設について

11月5日（火）～8日（金）

市民ロビー（市役所2階） 9時～17時

11月9日（土）～10日（日）

染地地域福祉センター 10時～16時

【説明会に関するお問い合わせ】

調布市総務部総合防災安全課 TEL 042-481-7346

災害援護資金（貸付）制度について

1 災害援護資金制度とは

災害により負傷又は住居、家財（車、バイク等を除く。）の損害を受けた方に対し、生活再建に必要な資金を貸し付ける制度です。

2 対象となる方

次の（1）～（4）すべてに該当する世帯の世帯主が対象です。

（1）被害を受けた当時、調布市内に住所を有していた方

（2）以下のいずれかの被害を受けた方

ア 世帯主が災害により負傷し、療養期間が概ね1か月以上

イ 家財に3分の1以上の損害

ウ 住居の半壊、全壊又は滅失・流失

（3）前年の総所得金額が次の表未満の世帯の方

世帯人員	市税における前年の総所得金額の合計
1人	220万円未満（給与収入のみの場合：340万円未満）
2人	430万円未満（"：605万円未満）
3人	620万円未満（"：約822万円未満）
4人	730万円未満（"：約944万円未満）
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満

※ただし、住居が滅失した場合は、世帯人員にかかわらず1,270万円（給与収入のみの場合：1,490万円）未満

（4）市税に未納がない方（貸付けができない場合があります。）

3 貸付限度額

		災害援護資金（国制度）		東京都災害援護資金（都制度）	
		世帯主の状況			
		1か月以上の負傷がある場合	1か月以上の負傷がない場合	1か月以上の負傷がある場合	1か月以上の負傷がない場合
貸付限度額	当該負傷のみ	150万円	—	150万円 （左記限度額を超えてなお、貸付金を必要とする場合）	
	家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円		
	住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)		
	住居の全壊	350万円	250万円 (350万円)		
	住居全体の滅失又は流失		350万円		

※被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別な事情がある場合には（ ）内の額となります。

4 貸付期間

10年（据置期間3年を含みます。）

※据置期間とは償還が猶予される期間です。据置期間経過後の4年目から償還を開始していただきます。

5 利子

- (1) 連帯保証人あり：無利子（据置期間を含む全ての貸付期間において無利子）
- (2) 連帯保証人なし：1.0％/年（据置期間後の4年目から適用。据置期間は無利子）

【連帯保証人の要件】

- ①連帯して債務を負担する能力があり、弁済の資力を有する（給与収入のある）こと
- ②調布市内に居住していること（市内にいない場合は、市外に居住している方も可）
- ③申込人と同一世帯、同一生計でないこと
- ④連帯保証人となる方又はその世帯員が災害援護資金の借受をしていないこと、また、すでに他の災害援護資金の連帯保証人となっていないこと

6 貸付の流れ・必要書類等

(1) 貸付の流れ

①借入申請→②市による審査・調査→③貸付決定→④貸付手続→⑤貸付金支出

※申請から約30日程度で貸付開始となる予定です。

(2) 申込時に必要なもの

	世帯主	連帯保証人
① 借入申込書（所定のもの）	○	—
② 身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等）	○	○
③ 診断書の写し（世帯主に1か月以上の負傷がある場合）	○	—
④ 災害証明書の写し（住居に被害がある場合）	○	—
⑤ 所得証明書（平成31年1月2日以降に転入した方）	○	—

※その他の書類の提出をお願いする場合があります。詳細はお問い合わせください。

※借入申込書につきましては、都制度も利用する場合、2枚提出していただきます。

(3) 貸付時に必要なもの

	世帯主	連帯保証人
① 決定通知書（所定のもの）	○	—
② 借用書（所定のもの）	○	—
③ 印鑑証明書	○	○
④ 通帳（又はカード）の写し	○	—
⑤ 請求書（口座振替依頼書）（所定のもの）	○	—

※貸付時に必要なものの詳細は、決定通知書と一緒に御案内します。

※償還開始時に、市から納付書をお送りします。

7 申請期限

令和2年1月31日

8 問合せ

調布市総務部総務課

電話 042-481-7341

台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内

＜台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内＞

令和元年の台風19号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平常の生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。台風19号災害に係る生活再建への取り組みを支援するため、「調布市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業」について御案内させていただきます。

1 調布市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業とは

台風19号による被害があり、り災証明書で「一部損壊」の判定結果を受けている住宅の所有者かつ居住者に対し、住宅の補修工事に要した費用を補助（給付）する制度です。

2 対象となる方

- ・ 自ら補修工事をする資力のない方
- ・ 令和元年10月12日時点で調布市内に居住していた方
- ・ 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う方
- ・ 令和2年2月28日（金）までに補修工事が完了し、契約書・領収書のコピー等を提出できる方

3 対象となる工事

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

4 補助金の額

補助対象工事を行う住戸1戸につき、補修工事費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1の額を補助します（上限30万円・1回限り）。

5 受付開始日

令和2年2月3日（月）から
平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除きます。

6 申請期限

裏面「7(1) 交付手続の流れ・必要書類等」にて各手続きの期限を必ず御確認ください。

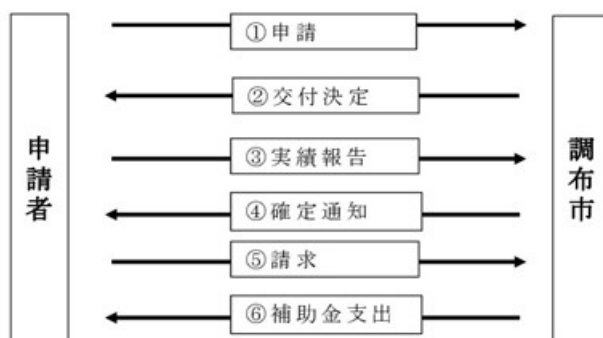
7 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内

7 交付手続の流れ・必要書類等

(1) 交付手続の流れ



- ※ ①申請は令和2年2月14日（金）まで。
- ※ ③実績報告は令和2年2月28日（金）まで。
- ※ ⑤請求は令和2年3月末日まで。
- ※ ①申請から②交付決定まで約2週間程度、③実績報告から④確定通知まで約2週間程度かかります。
- ※ 補修工事が既に完了しており契約書・領収書のコピー、工事完了写真等が揃っている方は、①申請・③実績報告を同時に行うことも可能です。

(2) 申請に必要なもの

	必要なもの	備考
①	印鑑	
②	り災証明書（コピー）	
③	住宅の所有権者が分かる書類	調布市の保有する情報で確認することに同意する場合は、省略可
④	申請者の住所が分かる書類	
⑤	工事着工前のカラー写真	被災状況が分かるもの
⑥	補修工事見積書の写し、または補修工事の内容・金額が分かる書類	
⑦	預金通帳の表紙の写し等	振込先口座が確認できる書類

(3) 実績報告に必要なもの

	必要なもの	備考
①	印鑑	
②	契約書（コピー）	
③	領収書（コピー）	
④	工事完了後の写真	

台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内

< 台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内 >

このたびの台風19号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平常の生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。台風19号災害に係る生活再建への取り組みを支援するため、「調布市被災者生活再建支援事業」について御案内させていただきます。

1 調布市被災者生活再建支援事業とは

台風19号により住宅が半壊以上の損害を受けた方に対し、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助（給付）する制度です。

2 対象となる方

令和元年10月12日時点で調布市内に居住していた世帯であって、台風19号により、次のいずれかに該当する被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

※ 家財、車等の被害は対象となりません。

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体した世帯（解体世帯）
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 住宅が半壊した世帯（半壊世帯）

※ 「半壊」等は、り災証明書に記載されているものが対象となります。

※ 被害を受けた住宅が賃借であった世帯については、住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみが対象となります。

3 補助金の額

次の表に定める基準額を限度として、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助します。

住宅被害別世帯	住宅再建方法	基準額	
		複数世帯	単身世帯
全壊世帯及び解体世帯	建設・購入	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
	賃借	150万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円
	賃借	100万円	75万円
半壊世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	120万円	90万円
	賃借	80万円	60万円

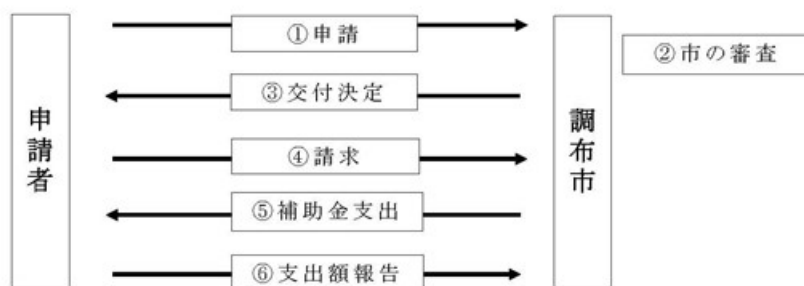
※複数世帯＝2人以上の世帯、単身世帯＝1人世帯（令和元年10月12日時点）

※賃借に要した費用とは、住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用、不動産会社に支払う不動産仲介手数料、借主が貸主に対して支払う礼金で返還されないもの等となります。

台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内

4 交付手続の流れ・必要書類等

(1) 今後の手続の流れ



※申請から③交付決定まで約2週間程度、④請求から交付金支出まで約30日程度

(2) 申請時に必要な書類（原則として、世帯主の方が申請をしてください。）

☆申請時にご印鑑をお持ちください。

	必要書類等	住宅再建方法		
		建設・購入	補修	賃借
①	申請書（窓口でご記入いただきます）	○	○	○
②	り災証明書（写し）※	○	○	○
③	住民票等（世帯全員が記載されているもの）※	○	○	○
④	住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した経費に係る契約書、領収書等の写し（経費の内訳が確認できるもの）	○	○	○
④	預金通帳の表紙の写し等振込先口座が確認できる書類（交付金支払時の振込先確認のため）	○	○	○
⑤	住宅の損壊により引き続き居住できなくなったことが証明できる書類	—	—	○
⑦	（その他市長が必要と認める書類）	（○）	（○）	（○）

※なお、市で同意を得られた場合は省略可。不明な点はお問合せください。

(3) 申請後に必要な書類（申請時にご案内いたします）

ア 交付決定後 請求書（所定のもの）

イ 建設、購入、補修又は賃借に要した経費が証明できる領収書等を完了後に提出

4 申請及び受付開始日

令和2年1月14日から ※事前に来庁される日をお知らせください。

平日の午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時を除く

5 申請期限

令和2年11月11日まで

6 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

<調布市止水板設置工事等助成金交付事業に関する御案内>

風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策を行う取り組みを支援する事業について御案内させていただきます。

1 調布市止水板設置工事等助成金交付事業とは

風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用の一部を助成する制度です。

2 助成の対象となる事業

次の設備を整備する事業について、令和元年10月12日以降のものを対象とします。

- (1) 止水板の設置工事（止水板の製品購入費を含む。）
- (2) 排水ポンプの購入
- (3) 可搬式非常用発電機の購入
- (4) 上記以外の関連工事（関連設備の購入費を含む。）

止水板の設置例



止水板設置前



設置後

3 対象となる方

過去に浸水被害を受けたことがある又は浸水被害が発生するおそれのある地域にある住宅等の所有者又は管理組合等とします。ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 納期の経過した市税を滞納しているもの
- (2) 暴力団及び計画的又は常習的に暴力、脅迫又はこれらに類する手段を用いて不法行為又は要求を行う集団
- (3) 国、公共団体、独立行政法人その他これらに準ずる団体
- (4) 不動産業者等であって、売買等を目的とする住宅等において実施するもの

4 助成金の額

次の表に定める基準額を限度として、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用を補助します。なお、1住宅等につき、1会計年度1回を助成限度とします。

助成対象事業	設置工事等の別	基準額	
		助成割合	助成額の上限
止水板	購入及び設置工事	実支出額の 2分の1	20万円
排水ポンプ（※）	購入		5万円
可搬式非常用発電機（※）	購入		10万円
上記以外に市長が認める設備	購入及び設置工事		20万円

※防災市民組織又は管理組合等が対象の事業です。

調布市止水板設置工事等助成金交付事業に関する御案内

5 申請手続の流れ・必要書類等

(1) 手続の流れ



※①申請から③交付決定までは約2週間程度、⑦請求から助成金支出までは約30日程度かかります。

(2) 申請時に必要な書類（原則として、建物の所有者又は管理者が申請してください。）

☆申請時にはご印鑑をお持ちください。

必要書類	購入のみ	設置工事	付帯設備
申請書	○	○	○
設置箇所の案内図、位置図及び写真		○	○
工事計画図面		○	○
仕様が明示されている図面等	○	○	○
工事見積書の写し		○	○
購入を予定している設備の金額が確認できる書類	○		
申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書の写し又はこれに準ずるもの	(注)	(注)	(注)
市税の納税証明書その他納税の事実が確認できる書類又は非課税証明書	(注)	(注)	(注)
防災市民組織又は管理組合等の代表者が申請する場合は、工事等の実施に関して議決したことを証する書類	○	○	○
その他市長が必要と認めた書類	(○)	(○)	(○)

注 防災市民組織又は管理組合等が申請する場合は、不要です。

(3) 申請後に必要な書類（申請時にご案内いたします）

交付決定を受けて工事等が完了後（交付決定前に既に工事等が完了している場合を含む。）に、工事完了届（所定の様式）、竣工図、工事写真（購入のみの場合は購入したものの写真）、領収書の写しを提出してください。

4 申請及び受付開始日

令和2年9月23日から ※事前に来庁される日をお知らせください。

平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

5 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

問い合わせ先／調布市総務部総合防災安全課 ☎042-481-7346



昨年の台風19号を受け、市は様々な課題の解決に向け取り組んで参りました。今後も市民の皆様のご意見を参考にさせて頂きながら対策の改善・強化に引き続き取り組んで参ります。

まずは、洪水ハザードマップで自宅が危険な区域にあるかどうか、調べてみましょう。

洪水ハザードマップは総合防災安全課などで配布しているほか市ホームページで閲覧することができます。事前に避難する場所を確認しておきましょう。避難所は密集した空間になるため新型コロナウイルスなど感染症が拡大する危険性もあります。可能な場合は安全な親戚や知人の家へ避難するなど避難所以外への避難を含め事前に検討ください。



想定浸水深について

市では、右記の表示例の通り市内の電柱や公共施設に想定浸水深（洪水などによって市街地が水で覆われる深さ）を表示しています。

浸水深の情報を水害関連標識として生活空間である「まちなか」に表示することにより、日頃から水防災への意識を高めるとともに、ご自宅の付近にどの程度の浸水が予想されるのかを改めて確認いただくことを目的としています。



※表示例（図面小型表示H400mm×W330mm）

大雨や台風などの風水害に備えるに当たり、想定浸水深の表示や調布市洪水ハザードマップなどで日頃から避難場所や避難方法の確認、事前準備などを行っていただきますようお願いいたします。
※想定浸水深は、多摩川の河道の整備状況を踏まえた想定最大規模降雨（多摩川流域に2日間総雨量58.8mm）を基に浸水深を国土交通省が公表しているものです。

土のうステーションについて

土のうステーションの中に入っている土のうは自由に使うことができます。必要に応じて、必要な分だけ各自でお持ちください。

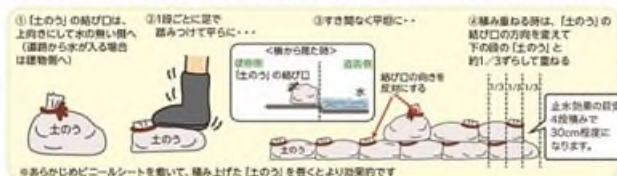


【設置場所】

- ①西部公民館前（上石原3-21-6）
- ②いなり橋児童公園バス停付近南側緑地（下石原3-70先）
- ③市田小学校北側緑地（染地1-1先）
- ④染地緑道（染地3-1先）
- ⑤多摩川自然情報館前（染地3-8-26）
- ⑥染地地域福祉センター横（染地3-3-1）

「土のう」の積み方

「土のう」の積み方には、増水状況や浸水環境によって様々な方法があります。今回ご紹介する積み方は、増水程度の低いところで「土のう」だけを使用した方法です。ほかに止水板やビニールシートなどを利用する方法もあります。



避難に役立つ情報の入手方法

河川の情報

調布市防災河川情報ポータルサイト

市内の河川等の水位情報・監視カメラ映像などを確認できます。



多摩川

●指定河川洪水予報（気象庁）

指定河川の水位や流量など（右記2次元コードからアクセス可）



●緊急速報メール（国土交通省）

国土交通省では、洪水時に住民の避難を促すため、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を実施しています。

配信対象者／市内の携帯電話など（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイルを含む）のユーザー※電波状況が悪い場合などは、受信できない場合があります）

配信する情報／河川氾濫の恐れがある（2基危険水位に到達した）情報、河川氾濫が発生した情報。詳細は国土交通省ホームページ参照

野川、仙川、入間川

●水防災総合情報システム（東京都建設局）

東京都が管理する河川の水位や雨量など（右記2次元コードからアクセス可）



市からの情報

●調布市防災・安全情報メール

市からの緊急情報や地震情報（震度3以上）、気象情報（特別警報、警報、注意報）、災害情報などを配信します。

登録方法／右記2次元コードからアクセスまたはメールアドレス（c-bousai@sg-m.jp）にメールを送信し、自動返信されるメールに従って登録



●防災フリーダイヤル（☎0800-8000-903）

防災行政無線で放送した防災・災害などの緊急情報を放送後24時間確認できます。

●市公式ツイッター

アカウント／chofu_shi



ハッシュタグをご活用ください

ハッシュタグを利用することで、市が発信した災害情報を効率的に収集できます。検索バーに入力するか、市のツイートに記載されているハッシュタグをクリックすると、ハッシュタグが記載されたツイートの一覧を確認できます。ハッシュタグ／#調布市災害

●調布エフエム放送 ラジオ／FM83.8MHz

パソコン／[ListenRadio]または「サイマルラジオ」

スマートフォン／無料アプリ[ListenRadio]

をインストール

ラジオをご活用ください

市内の災害情報、避難所の状況、ライフライン、交通情報などを放送します。



●ケーブルテレビ J:COM(地デジ11ch)

災害時には、番組画面に災害情報が表示されます。

ボタンを押すと地域情報を確認できます。



車両避難の考え方

1 避難は徒歩が基本です。

車両での避難は、避難する歩行者動線との交錯により危険であること、渋滞や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになるため、おやめください。(令和元年台風19号では、亡くなった方の3割が車で移動中に亡くなったというデータがあります。)



2 要配慮者の車両での避難について

避難所となる学校には避難者の駐車スペースはありませんが、車両での避難が必要な高齢者や体の不自由な方、乳幼児を連れた方、妊産婦などの要配慮者は、下記の避難所については最寄りの駐車場を利用できますので、早めの時間帯での避難をお願いします。

なお、駐車台数に限りがありますのでご承知おきください。

【要配慮者の駐車場所】※避難所を開設する場合のみ

避難所	最寄りの駐車場 (所在)	台数	避難所までの所要時間
調布中学校	調布中学校 (富士見町4-17-1)	90	徒歩 1分
北ノ台小学校	市代植物公園ドッグラン横 (深大寺北町2-2)	100	徒歩 10分
西調布体育館	西調布体育館 (上石原2-4-1)	7	徒歩 0分

※上記以外にも要配慮者専用の駐車スペースの確保に向けて検討していきます。

3 車を避難させること(車両自体の避難)について

昨年の台風19号では、浸水した一部の地域で車両が浸水被害を受けており、市では「車両自体の避難」についての要望を頂いております。「車両自体の避難」に当たっては、1と同様、渋滞や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになるため、早めの時間帯での避難に限り、下記駐車場をご活用ください。

なお、下記の駐車場は浸水の恐れが低い駐車場としてご用意しておりますが、駐車台数に限りがあることから、同乗駐車場の利用もご検討ください。

駐車場の名称 (所在)	台数	備考
調布基地跡地運動広場 (西町290-3)	200	
市代植物公園第一駐車場 (深大寺北町1-4)	288	有料

※備考欄「有料」は、駐車場の利用時間ごとに料金が発生します。※利用時の要配慮者については、自己責任となります。

風水害時の避難所一覧

施設名 (所在)	最寄りの交通機関から避難所までの所要時間	避難所	備考
第一小学校 (小田町1-8-1)	京王線調布駅から徒歩5分		
第二小学校 (国領町4-19-1)	京王線国領駅から徒歩7分 京王バス調布第二小学校バス停から徒歩2分 小田急バス調布第二小学校バス停から徒歩2分	避難	
第三小学校 (上石原2-19-13)	京王線西調布駅から徒歩5分 京王バス上石原二丁目バス停から徒歩1分	避難	
八雲台小学校 (八雲台1-1-1)	京王線国領駅から徒歩7分 京王バス八雲台小学校バス停から徒歩1分 小田急バス八雲台小学校バス停から徒歩1分		
富士見台小学校 (小田町3-20-1) ※3	京王線国領駅から徒歩6分 京王バス小田急バス停から徒歩4分	避難	
滝沢小学校 (東つづみヶ丘1-4-1)	京王線つづみヶ丘駅北口から徒歩5分		
深大寺小学校 (深大寺元町5-16-21) ★	京王線深大寺小学校バス停から徒歩1分 小田急バス深大寺小学校バス停から徒歩1分		
上ノ原小学校 (国領2-26-1)	京王バス東国領バス停から徒歩2分		
石原小学校 (深大寺1-37-1)	小田急バス東国領バス停から徒歩4分 小田急バス東国領バス停から徒歩4分		
緑ヶ丘小学校 (緑ヶ丘2-16-1) ★	京王線国領駅から徒歩13分 小田急バス緑ヶ丘小学校正門入口バス停から徒歩1分 京王バス上石原二丁目バス停から徒歩2分		
北ノ台小学校 (深大寺北町2-41-1) ★	京王線国領駅から徒歩7分 京王バス調布第二小学校バス停から徒歩2分 小田急バス調布第二小学校バス停から徒歩2分		
国領小学校 (国領町8-1-55)	京王線国領駅から徒歩7分 京王バス国領バス停から徒歩4分 小田急バス国領バス停から徒歩4分	避難	
調布中学校 (富士見町4-17-1)	京王バス上ノ原国領バス停から徒歩1分 京王バス調布中学校バス停から徒歩1分	避難	
神代中学校 (国領町5-26-1) ★	京王バス上ノ原国領バス停から徒歩1分		
第六中学校 (国領町3-8-23)	京王線国領駅から徒歩5分		
第八中学校 (仙川町2-15-2) ★	京王線国領駅から徒歩7分 小田急バス仙川女子大学入口バス停から徒歩1分		
文化芸術たづくり (小田町2-33-1)	京王線調布駅から徒歩3分	避難	
グリーンホールホール (小田町2-47-1)	京王線調布駅から徒歩2分	避難	
総合福祉センター (小田町2-47-1) ※1	京王線国領駅から徒歩1分	要配慮者	
子ども家庭支援センターすこやか (国領町3-1-38) ※2	京王線国領駅から徒歩1分	要配慮者	
西部地域福祉センター (上石原2-15-6)	京王線西調布駅から徒歩6分 京王バス調布基地跡地センターバス停から徒歩1分	避難	
西調布体育館 (上石原2-4-1)	京王線西調布駅から徒歩5分	要配慮者	

★避難が予想される避難所以外で、他の避難所に比べてバス停からの距離が短い避難所です。なお、各避難所の避難状況については右側に記載の避難所受付システムの専用ホームページでご確認いただけます。

備考の表記は、要配慮者を主に受け入れる避難所です。

※1 総合福祉センターは、主に体の不自由な方を受け入れる避難所として開設します。

※2 すこやかは、主に乳幼児や妊産婦を受け入れる避難所として開設します。

※3 深大寺元町区域のため受入の制限を行う場合があります。

上記以外にも避難所の確保に向けて検討していきます。

警戒レベルと避難行動等

警戒レベル	災害発生の危険度				
	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
避難情報等	早期注意情報 (気象庁が発表)	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令) 必ずしも避難を要するものではありません。	避難勧告 避難指示(緊急) (市が発令) 避難指示(緊急)は、避難を要するものではありません。	災害発生情報 (市が発令) 避難指示(緊急)は、避難を要するものではありません。
避難行動			●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。	●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。	●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。
車両避難			●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。	●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。	●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要する場合があります。 ●高齢者など以外の人は避難の準備をし、自主的に避難。
備え	●避難の検討(家族や友人など) ●ペットの避難の検討(ペットホテルなど) ●車などの浸水防止対策の準備	●避難場所、避難方法の再確認(洪水ハザードマップ、浸水予測図など) ●非常持ち出し品の確認 ●ペット同行避難の準備	●避難場所、避難方法の再確認(洪水ハザードマップ、浸水予測図など) ●非常持ち出し品の確認 ●ペット同行避難の準備	●避難場所、避難方法の再確認(洪水ハザードマップ、浸水予測図など) ●非常持ち出し品の確認 ●ペット同行避難の準備	●避難場所、避難方法の再確認(洪水ハザードマップ、浸水予測図など) ●非常持ち出し品の確認 ●ペット同行避難の準備

※避難情報は必ずしも順次通りに発表されるとは限らないのでご注意ください。

ペットと一緒に同行避難について

災害時の避難ではペット同行避難の受け入れを行います。

同行避難とは?

災害の発生時に、ペットと一緒に避難場所まで避難することです。動物が苦手な方やアレルギーのある方に配慮するため、一般の避難所とは異なる場所にペットの飼育場所を設置し、対応します。ケージ内で飼育します。

飼い主の皆さんへお願い

災害時は動物たちもいっしょに行動をとる可能性があります。同行避難に備えて、ケージなどを備え付けに備えておくなど、ペットのしつけや健康管理を行い不妊手術の実施やマイクロチップの装着を検討しましょう。また、ペット用の備品の準備もしておきましょう。

同行避難時の持ち物

避難先では、食料などの物資は飼い主が用意する必要があります。あらかじめ避難に必要なものは袋などにひとまとめておきましょう。

避難場所を検討しましょう

- 安全な場所にある親戚・知人宅など、一時的に安全な場所へ移動
- ペットホテルやかかりつけの動物病院など、動物関連施設の一時的な利用
- 車内やテントを活用して飼育

避難所での受付の流れ

避難所では、発熱・咳などの症状がある方は、ほかの避難者と隔離やスペースを分けて案内します。



- ① 総合案内
避難者の体調や体温を確認し、一般避難者、要配慮者、発熱者、ペット同行避難者などの区分けを行い、それぞれの受付へ案内します。
- ② 各受付
再度検温し、避難者名簿と健康チェックシートを配布し、避難スペースへ案内します。
- ③ 名簿の記入・提出
避難スペースで避難者名簿を記入し、受付に提出してください。

スマートフォンをお持ちの方は 避難所受付システム(試験的取り組み)

- 避難所ではQRコードで受付
受付人数が専用のホームページに自動掲載されます。
- 避難所の避難状況を専用のホームページで確認
<https://shelter.chofuvc/>にアクセス
- 避難所で新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合
濃厚接触の可能性をメールで通知

81 調布市防災会議条例

○調布市防災会議条例

(昭和38年12月21日)
(条例第 34 号)

改正 平成10年6月5日条例第22号 平成12年3月24日条例第32号
平成19年12月18日条例第43号 平成24年9月25日条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定により、調布市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法第2条第4号に掲げる指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 調布市消防団長
- (7) 法第2条第5号に掲げる指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）又は同条第6号に掲げる指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 法第5条第2項に規定する自主防災組織その他市長が防災上必要と認める機関若しくは団体を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の職員のうちから市長が任命する者

2 前項各号に掲げる者（以下「委員」という。）の総数は、34人以内とする。

3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

4 委員（第1項第6号に掲げる者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第2条第10号ロに掲げる市町村地域防災計画としての調布市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、東京都知事の部内の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、前項の規定による委嘱又は任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月5日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月18日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の調布市防災会議条例第2条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる委員の職にあった者は、この条例による改正後の調布市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定による委員とする。

3 前項の規定により委員とされた者及び施行日から平成21年11月14日までの間に改正後の条例第2条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる委員として委嘱し、又は任命する者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成21年11月14日までとする。

附 則（平成24年9月25日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

82 調布市災害対策本部条例

○調布市災害対策本部条例

(昭和38年12月21日)
(条例第 35 号)

改正 平成19年3月22日条例第21号 平成24年9月25日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、調布市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 調布市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 調布市災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 調布市災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 部に属する本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

83 調布市災害対策用被服貸与規程

○調布市災害対策用被服貸与規程

(昭和51年7月30日)
(訓令第 16 号)

改正	昭和56年4月1日訓令第8号	昭和56年8月31日訓令第14号
	平成元年9月5日訓令第18号	平成10年6月22日訓令第9号
	平成14年12月16日訓令第16号	平成16年11月8日訓令第17号
	平成17年3月31日訓令第12号	平成19年3月30日訓令第8号
	平成19年7月18日訓令第19号	平成20年10月29日訓令第21号
	平成23年12月28日訓令第20号	平成30年3月28日訓令第4号

(趣 旨)

第1条 この規程は、災害対策用被服（以下「被服」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者等)

第2条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）並びに貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、貸与期間及び貸与数は、別表第1に定めるところによる。

2 貸与品のうち、ヘルメット、アポロキャップ及びベルトの形状、寸法、これらに表示する周章等については、別表第2に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、貸与期間は、貸与品の耐用年数を考慮して伸縮することができる。
(準用)

第3条 調布市職員被服貸与規程（昭和33年調布市訓令第2号）第4条から第8条まで及び第10条の規定は、貸与品の再貸与、被貸与者の異動による貸与品の取扱い、貸与品の支給、貸与品の取扱い、貸与品の管理、所属長の報告義務及び貸与品に対する調査について準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「総合防災安全課長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和51年4月1日から適用する。

2 この訓令の適用の日前に既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（昭和56年4月1日訓令第8号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月31日訓令第14号）

この訓令は、昭和56年9月10日から施行する。

附 則（平成元年9月5日訓令第18号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月22日訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成14年12月16日訓令第16号）

この訓令は、平成14年12月17日から施行し、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月8日訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月9日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第12号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年7月18日訓令第19号）

- 1 この訓令は、平成19年7月19日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成20年10月29日訓令第21号）

この訓令は、平成20年10月30日から施行する。

附 則（平成23年12月28日訓令第20号）

- 1 この訓令は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

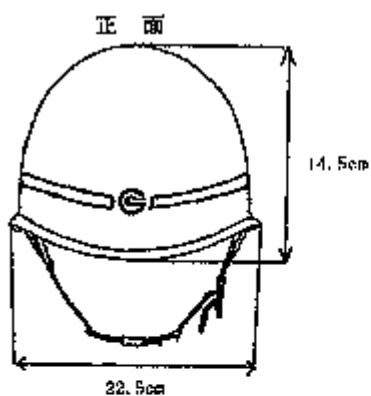
番 号	被 貸 与 者	貸与品の種類	貸与期間	貸与数
1	調布市議会議員	作 業 服（上・	4 年	1
2	調布市災害対策本部条例施行規則 （昭和 46 年調布市規則第 42 号。 以下「規則」という。）第 3 条に規定 する者のうち、市長が適当と認める もの	下） ヘルメット アポロキャップ 作業靴 ベルト	4 年 4 年 4 年 4 年 4 年	1 1 1 1 1
3	調布市組織規則（昭和 46 年調布市 規則第 35 号）第 11 条に規定する 者	雨衣		
4	規則別表に定める避難所班の職員	作 業 服（上・	4 年	1
5	調布市災害発生時における初動態勢 に関する規程（平成 8 年調布市訓令 第 5 号）第 4 条第 4 号に掲げる初動 要員	下） ベルト	4 年	1

別表第 2

（第 2 条関係）

1 形状図及び寸法図

（1）ヘルメット



(2) アポロキャップ

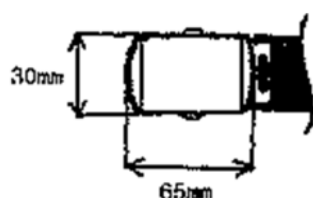


(3) ベルト

ナイロンベルト



バックル



2 周 章

区 分	ヘルメット		
	周 章	寸法	色
調布市議会議員		8	蛍光性青色
本部長		8 3 8 3 8	蛍光性金色
副本部長		8 3 8	同
本部員		8	同
本部班の職員		8	同

備考 寸法の単位はミリメートル

84 災害時情報伝達手段等一覧

(1) 防災行政無線（同報系）屋外子局設置場所

No	屋外子局設置場所	所在地
1	調布市消防団第1分団機具置場	飛田給1丁目38番地31
2	アコーディアガーデン調布	飛田給3丁目1番地4
3	日本郵船(株)飛田給体育場	飛田給1丁目54番地1
4	調布市飛田給児童遊園	飛田給2丁目39番地21
5	調布市立飛田給小学校	飛田給3丁目29番地1
6	調布市立宮の下保育園	上石原3丁目34番地10
7	調布市ちょうふの里	西町290番地5のうち
8	調布市消防団第2分団機具置場	上石原1丁目28番地3
9	調布市立第三小学校	上石原2丁目19番地13
10	都立野川公園	野水1丁目3番地4 野川公園内
11	多摩川1丁目36番地先水路敷	多摩川1丁目36番地先
12	調布市調布中前児童遊園	富士見町4丁目40番地1
13	上石原浄水所	上石原1丁目34番地
14	調布市立調布中学校	富士見町4丁目17番地1
15	調布市下石原1丁目児童遊園	下石原1丁目32番地33
16	松屋駐車場	下石原2丁目8番地1のうち
17	コングレガシオン・ド・ノートルダム修道院	下石原3丁目55番地1
18	調布市立多摩川小学校	多摩川3丁目21番地1
19	調布市多摩川3丁目第2児童遊園	多摩川3丁目44番地1
20	都営富士見町3丁目第1アパート内公園	富士見町3丁目17番地1
21	調布市立石原小学校	富士見町1丁目37番地1
22	調布市立富士見保育園	富士見町2丁目3番地26
23	調布市あおぞら公園	下石原1丁目16番地3
24	調布市ターザン児童遊園	下石原2丁目54番地2
25	調布市立富士見台小学校	小島町3丁目20番地1
26	調布市多摩川5丁目児童遊園	多摩川5丁目3番地6
27	調布市消防団第8分団機具置場	多摩川5丁目37番地1
28	調布市山野公園	深大寺北町6丁目19番地1
29	調布市立図書館深大寺分館	深大寺北町5丁目6番地1
30	調布市深大寺北児童遊園	深大寺東町8丁目21番地5
31	都営調布深大寺第2アパート内公園	深大寺元町4丁目35番地1
32	都立神代植物公園北	深大寺元町5丁目37番地先
33	調布市立北ノ台小学校	深大寺北町2丁目41番地1
34	調布市すわくぼ東児童遊園	深大寺東町8丁目5番地27
35	調布市神明児童遊園	深大寺元町5丁目32番地3
36	都立神代植物園	深大寺北町2丁目1番地

No	屋外子局設置場所	所在地
37	調布市立深大寺児童館	深大寺東町5丁目14番地1
38	調布市野ヶ谷公園	深大寺東町6丁目21番地8
39	カトリックカルメル会女子修道院	深大寺元町3丁目27番地1
40	深大寺浄水所	深大寺南町5丁目56番地1
41	調布市深大寺市営住宅内集会所	深大寺東町2丁目23番地1
42	調布市立深大寺小学校	深大寺元町5丁目16番地21
43	絵堂第1仲よし広場	深大寺南町5丁目9番地2
44	調布市立上ノ原小学校	柴崎2丁目26番地1
45	調布市御塔坂児童遊園	深大寺元町1丁目28番地1
46	調布市佐須児童遊園	佐須町1丁目3番地35
47	調布市立柏野小学校	深大寺南町1丁目1番地1
48	調布市佐須公園	佐須町4丁目63番地1
49	調布市けやき児童遊園	西つつじヶ丘1丁目57番地105
50	調布市サレジオ児童遊園	富士見町3丁目21番地34
51	調布市布多公園	調布ヶ丘3丁目30番地1
52	佐須児童館	佐須町4丁目42番地2
53	都営調布佐須町アパート内公園	佐須町4丁目1番地2
54	光照寺仲よし広場	柴崎1丁目38番地8
55	調布市菊野台地域福祉センター	菊野台1丁目38番地1
56	調布市立第一小学校	小島町1丁目8番地1
57	調布市下布田公園	布田2丁目26番地4
58	調布市立八雲台小学校	八雲台1丁目1番地1
59	調布市立第七中学校	八雲台2丁目16番地1
60	調布市菊野台1丁目児童遊園	菊野台1丁目51番地28
61	下石原市営住宅	下石原3丁目30番地2
62	調布市役所	小島町2丁目35番地1
63	調布市消防団第5分団機具置場	布田3丁目4番地7
64	布田駅南ふれあいの家	国領町5丁目10番地27
65	調布市国領町1丁目児童遊園	国領町1丁目33番地20
66	調布市立第六中学校	国領町3丁目8番地23
67	調布市菊野台2丁目第1児童遊園	菊野台2丁目8番地15
68	京王バス(株)調布営業所	国領町6丁目14番地7
69	調布市立第二小学校	国領町4丁目19番地1
70	調布市立国領小学校	国領町8丁目1番地55
71	国領町8丁目2番地34先 都市計画路226号線歩道内	国領町8丁目2番地34先
72	調布市布田老人憩の家	布田5丁目50番地1
73	調布市立布田小学校	染地1丁目1番地85
74	調布市立杉森小学校	染地2丁目25番地4

No	屋外子局設置場所	所在地
75	調布市立染地小学校	染地3丁目1番地81
76	桜堤緑道	染地2丁目49番地先
77	調布市染地公園	染地3丁目3番地1
78	調布市多摩川自然情報館	染地3丁目8番地26
79	多摩川住宅ホー1北側道路	染地3丁目1番地先
80	調布市つつじヶ丘公園	西つつじヶ丘2丁目24番地19
81	調布市立神代保育園	西つつじヶ丘1丁目40番地5
82	調布市立つつじヶ丘児童館	西つつじヶ丘3丁目19番地1
83	菊野台3丁目緑地帯	菊野台3丁目51番地272
84	調布市立緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2丁目16番地1
85	調布市緑ヶ丘1丁目児童遊園	緑ヶ丘1丁目39番地19
86	都営仙川アパート屋上	緑ヶ丘2丁目25番地
87	調布市立第八中学校	仙川町2丁目15番地2
88	調布市消防団第13分団機具置場	仙川町3丁目3番地38
89	調布市立滝坂小学校	東つつじヶ丘1丁目4番地1
90	国道20号線歩道内	東つつじヶ丘1丁目15番地先
91	仙川駅前広場	仙川町1丁目21番地5
92	調布市立東部児童館	若葉町1丁目29番地21
93	神代団地内公園	西つつじヶ丘4丁目23番地
94	調布たちばな幼稚園	東つつじヶ丘3丁目3番地1
95	調布市立若葉小学校	若葉町3丁目17番地5
96	調布市入間地域福祉センター	入間町1丁目13番地2
97	調布市民大町スポーツ施設	菊野台3丁目27番地40
98	調布市金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4丁目43番地3
99	明照院	入間町2丁目19番地12
100	入間町2丁目緑地	入間町2丁目28番地
101	さくらセントラルガーデン	入間町3丁目5番地11
102	多摩川7丁目第2公園	多摩川7丁目20番地7
103	入間町1丁目第2公園	入間町1丁目39番地2
104	調布市調布ヶ丘児童遊園	調布ヶ丘4丁目26番地7
105	ボナールつつじヶ丘	東つつじヶ丘2丁目6番地2
106	調布市高速第3児童遊園横緑地緩衝帯	富士見町3丁目11番地8
107	調布上布田公園	調布ヶ丘1丁目24番地
108	国領第1仲よし広場	国領町1丁目8番地16
109	調布市総合福祉センター	小島町2丁目47番地1
110	多摩川住宅トー7号棟前公園	染地3丁目1番地71
111	調布市西部地域福祉センター	上石原2丁目15番地6
112	白山通り 火の見緑地内	布田5丁目26番地先
113	郷土博物館分館北歴史の広場	布田6丁目60番地

No	屋外子局設置場所	所在地
114	京王閣 玉川苑内	多摩川4丁目29番地45
115	都営調布若葉町2丁目アパート内公園	若葉町2丁目4番地

(2) 防災行政無線（移動系）

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
1	基地局	-	調布市文化会館たづくり	東館13階第2機械室
2	統制台	全グループ	総合防災安全課	西館3階無線室
3	遠隔リモコン	災害対策本部	総合防災安全課	事務室
4	遠隔リモコン	消防団	総合防災安全課	西館3階会議室
5	遠隔リモコン	避難所運営本部	教育会館	教育会館4階
6	遠隔リモコン	災害対策医療本部	健康推進課	西館4階事務室
7	半固定機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階無線室
8	半固定機	消防団	消防団第1分団詰所	2階
9	半固定機	消防団	消防団第2分団詰所	2階
10	半固定機	消防団	消防団第3分団詰所	2階
11	半固定機	消防団	消防団第4分団詰所	2階
12	半固定機	消防団	消防団第5分団詰所	2階
13	半固定機	消防団	消防団第6分団詰所	2階
14	半固定機	消防団	消防団第7分団詰所	2階
15	半固定機	消防団	消防団第8分団詰所	2階
16	半固定機	消防団	消防団第9分団詰所	2階
17	半固定機	消防団	消防団第10分団詰所	2階
18	半固定機	消防団	消防団第11分団詰所	2階
19	半固定機	消防団	消防団第12分団詰所	2階
20	半固定機	消防団	消防団第13分団詰所	2階
21	半固定機	消防団	消防団第14分団詰所	2階
22	半固定機	消防団	消防団第15分団詰所	2階
23	半固定機	避難所運営本部	教育総務課	教育会館4階
24	半固定機	避難所運営本部	教育総務課	教育会館4階
25	半固定機	避難所運営本部	第一小学校	体育館1階
26	半固定機	避難所運営本部	第二小学校	体育館1階
27	半固定機	避難所運営本部	第三小学校	体育館1階
28	半固定機	避難所運営本部	八雲台小学校	体育館1階
29	半固定機	避難所運営本部	富士見台小学校	体育館1階
30	半固定機	避難所運営本部	滝坂小学校	体育館2階
31	半固定機	避難所運営本部	深大寺小学校	体育館1階
32	半固定機	避難所運営本部	上ノ原小学校	体育館2階
33	半固定機	避難所運営本部	石原小学校	体育館2階
34	半固定機	避難所運営本部	若葉小学校	体育館1階
35	半固定機	避難所運営本部	調和小学校	体育館3階
36	半固定機	避難所運営本部	緑ヶ丘小学校	体育館1階
37	半固定機	避難所運営本部	染地小学校	体育館2階
38	半固定機	避難所運営本部	北ノ台小学校	体育館1階
39	半固定機	避難所運営本部	多摩川小学校	体育館2階
40	半固定機	避難所運営本部	杉森小学校	体育館2階
41	半固定機	避難所運営本部	飛田給小学校	体育館1階

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
42	半固定機	避難所運営本部	柏野小学校	体育館1階
43	半固定機	避難所運営本部	国領小学校	体育館1階
44	半固定機	避難所運営本部	布田小学校	体育館1階
45	半固定機	避難所運営本部	調布中学校	体育館1階
46	半固定機	避難所運営本部	神代中学校	体育館1階
47	半固定機	避難所運営本部	第三中学校	体育館1階
48	半固定機	避難所運営本部	第四中学校	体育館1階
49	半固定機	避難所運営本部	第五中学校	体育館1階
50	半固定機	避難所運営本部	第六中学校	体育館1階
51	半固定機	避難所運営本部	第七中学校	体育館1階
52	半固定機	避難所運営本部	第八中学校	体育館1階
53	半固定機	避難所運営本部	大町スポーツ施設	体育館2階
54	携帯機	避難所運営本部	都立神代高校	
55	携帯機	避難所運営本部	都立調布南高校	
56	携帯機	避難所運営本部	都立調布北高校	
57	半固定機	帰宅困難者	文化生涯学習課	本庁舎8階
58	半固定機	災害対策福祉健康部	総合体育館	1階事務室
59	半固定機	災害対策福祉健康部	西調布体育館	1階事務室
60	半固定機	災害対策福祉健康部	市民プール	1階事務室
61	半固定機	災害対策環境部	環境政策課	本庁舎8階
62	半固定機	災害対策環境部	緑と公園課	本庁舎8階
63	半固定機	災害対策環境部	下水道課	本庁舎8階
64	半固定機	関係機関	神代植物公園	
65	半固定機	災害対策環境部	クリーンセンター	2階事務所
66	半固定機	災害対策環境部	ふじみ衛生組合	2階事務所
67	半固定機	災害対策都市整備部	道路管理課	本庁舎7階
68	半固定機	関係機関	調布郵便局	1階
69	半固定機	関係機関	調布FM	東館3階事務所
70	半固定機	関係機関	調布消防署	2階事務所
71	半固定機	関係機関	調布警察署	
72	車携帯機	災害対策本部	指揮車	
73	車携帯機	災害対策本部	ミニ指揮車	
74	車携帯機	災害対策本部	資機材車	
75	車携帯機	災害対策本部	赤十字車	
76	車携帯機	災害対策本部	青色パトロール車	
77	車携帯機	消防団	消防団第1分団ポンプ車	
78	車携帯機	消防団	消防団第2分団ポンプ車	
79	車携帯機	消防団	消防団第3分団ポンプ車	
80	車携帯機	消防団	消防団第4分団ポンプ車	
81	車携帯機	消防団	消防団第5分団ポンプ車	
82	車携帯機	消防団	消防団第6分団ポンプ車	
83	車携帯機	消防団	消防団第7分団ポンプ車	
84	車携帯機	消防団	消防団第8分団ポンプ車	

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
85	車携帯機	消防団	消防団第9分団ポンプ車	
86	車携帯機	消防団	消防団第10分団ポンプ車	
87	車携帯機	消防団	消防団第11分団ポンプ車	
88	車携帯機	消防団	消防団第12分団ポンプ車	
89	車携帯機	消防団	消防団第13分団ポンプ車	
90	車携帯機	消防団	消防団第14分団ポンプ車	
91	車携帯機	消防団	消防団第15分団ポンプ車	
92	車携帯機	災害対策環境部	環境政策課	
93	車携帯機	災害対策環境部	環境政策課	
94	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
95	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
96	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
97	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
98	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
99	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
100	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
101	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
102	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
103	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
104	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
105	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
106	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
107	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
108	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
109	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
110	車携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	
111	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
112	車携帯機	災害対策医療本部	健康推進課	
113	車携帯機	災害対策医療本部	健康推進課	
114	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
115	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
116	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
117	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
118	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
119	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
120	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
121	車携帯機	避難所運営本部	協働推進課	
122	車携帯機	帰宅困難者	多様性社会・男女共同参画推進課	
123	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
124	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
125	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
126	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
127	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
128	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
129	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
130	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
131	車携帯機	災害対策都市整備部	交通対策課	
132	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
133	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
134	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
135	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
136	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
137	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
138	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
139	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
140	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
141	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
142	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
143	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
144	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
145	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
146	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
147	携帯機	帰宅困難者	グリーンホール	1階事務所
148	携帯機	帰宅困難者	総合福祉センター	1階事務所
149	携帯機	帰宅困難者	文化会館たづくり	1階警備室
150	携帯機	帰宅困難者	せんがわ劇場	1階事務所
151	携帯機	帰宅困難者	青少年交流館	1階受付
152	携帯機	帰宅困難者	つつじヶ丘児童館ホール	1階事務所
153	携帯機	消防団	調布市消防団団長	
154	携帯機	消防団	調布市消防団副団長1	
155	携帯機	消防団	調布市消防団副団長2	
156	携帯機	消防団	調布市消防団副団長3	
157	携帯機	災害対策都市整備部	交通対策課	本庁舎7階
158	携帯機	災害対策医療本部	調布市医師会	
159	携帯機	災害対策医療本部	調布市歯科医師会	
160	携帯機	災害対策医療本部	調布市薬剤師会	
161	携帯機	災害対策医療本部	調布市柔道整復師会	
162	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
163	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
164	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
165	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
166	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
167	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
168	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
169	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
170	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
171	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
172	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
173	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
174	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
175	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
176	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
177	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
178	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
179	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
180	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
181	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
182	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
183	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
184	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
185	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
186	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
187	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
188	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
189	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
190	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
191	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
192	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
193	半固定機	災害対策医療本部	慈恵医大第三病院	
194	半固定機	災害対策医療本部	調布病院	
195	半固定機	災害対策医療本部	東山病院	
196	半固定機	災害対策医療本部	青木病院	
197	半固定機	災害対策医療本部	飯野病院	
198	半固定機	災害対策医療本部	多摩川病院	
199	半固定機	災害対策医療本部	東京さつきホスピタル	
200	半固定機	災害対策医療本部	北多摩病院	
201	半固定機	災害対策医療本部	吉祥寺病院	
202	半固定機	ライフライン	小田急バス 狛江営業所	
203	半固定機	ライフライン	東京電力 調布事務所	
204	半固定機	関係機関	ジェイコム東京 調布局	
205	半固定機	関係機関	調布市建設業協同組合	
206	半固定機	関係機関	調布管工土木事業協同組合	
207	携帯機	関係機関	調布市電設協同組合	

(3) MCA無線

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
1	携帯機	防災	危機管理担当部長	
2	携帯機	防災	総合防災安全課長	
3	携帯機	防災	総合防災安全課	西館3階会議室
4	半固定機	防災	総合防災安全課	西館3階会議室
5	携帯機	防災	予備（総合防災安全課）	西館3階会議室
6	携帯機	医療班	慈恵医大第三病院	事務室
7	携帯機	医療班	調布病院	事務室
8	携帯機	医療班	調布東山病院	事務室
9	携帯機	医療班	青木病院	事務室
10	携帯機	医療班	飯野病院	事務室
11	携帯機	医療班	北多摩病院	事務室
12	携帯機	医療班	吉祥寺病院	事務室
13	携帯機	医療班	多摩川病院	事務室
14	携帯機	医療班	東京さつきホスピタル	事務室
15	携帯機	医療班	医療対策本部（健康推進課）	事務室
16	携帯機	医療班	調布市医師会	事務室
17	携帯機	医療班	調布市歯科医師会	事務室
18	携帯機	医療班	調布市薬剤師会	事務室
19	携帯機	医療班	東京都柔道接骨師会	事務室
20	携帯機	医療班	慈恵医大第三病院	事務室
21	携帯機	医療班	調布病院	事務室
22	携帯機	医療班	調布東山病院	事務室
23	携帯機	医療班	青木病院	事務室
24	携帯機	医療班	飯野病院	事務室
25	携帯機	医療班	北多摩病院	事務室
26	携帯機	医療班	吉祥寺病院	事務室
27	携帯機	医療班	多摩川病院	事務室
28	携帯機	医療班	東京さつきホスピタル	事務室
29	携帯機	-	市長	
30	携帯機	-	副市長	
31	携帯機	-	副市長	
32	携帯機	-	教育長	
33	携帯機	-	秘書課	事務室
34	携帯機	-	市長車	

85 調布市庁舎等防火管理規程

○調布市庁舎等防火管理規程

昭和44年8月7日訓令第8号

改正

昭和46年11月15日訓令第30号

昭和52年4月9日訓令第8号

昭和53年3月7日訓令第4号

昭和55年11月29日訓令第12号

昭和56年4月1日訓令第8号

昭和58年4月30日訓令第4号

昭和60年3月27日訓令第2号

昭和60年10月9日訓令第18号

昭和61年3月31日訓令第9号

昭和62年3月31日訓令第13号

平成元年3月31日訓令第7号

平成3年3月30日訓令第5号

平成7年3月31日訓令第2号

平成8年3月29日訓令第6号

平成10年3月31日訓令第4号

平成12年3月31日訓令第5号

平成13年3月30日訓令第2号

平成15年3月31日訓令第3号

平成16年3月30日訓令第5号

平成16年5月25日訓令第12号

平成17年3月31日訓令第12号

平成18年3月31日訓令第5号

平成19年3月30日訓令第8号

平成19年3月30日訓令第13号

平成21年3月24日訓令第3号

平成21年9月24日訓令第17号

平成22年3月31日訓令第4号

平成22年10月27日訓令第24号

平成23年3月31日訓令第9号

平成24年3月30日訓令第12号

平成25年3月29日訓令第7号

令和2年3月31日訓令第9号

令和3年3月25日訓令第2号

令和4年3月31日訓令第6号

調布市庁舎等防火管理規程

(目的)

第1条 この規程は、調布市庁舎その他の市有施設（以下「庁舎等」という。）における防火管理の徹底を図り、もって火災その他の災害から人命及び施設を保護することを目的とする。

(防火管理組織)

第2条 火災予防の徹底を期するため、庁舎等に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者を置き、そのもとに火元責任者を置く。

(防火管理者)

第3条 防火管理者は、別表に定める者をもって充てる。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる防火管理業務に従事する。

- (1) 消防法第8条第1項に規定する消防計画の作成及び変更
- (2) 消防訓練及び防火教育の実施
- (3) 建築物、火気使用施設、危険物関係施設等の点検検査の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

3 防火管理者は、必要があると認めたときは、関係職員に、前項各号に掲げる防火管理業務を行わせることができる。

(火元責任者)

第4条 火元責任者は、課（局，所，室，館，センター及び公の施設を含む。以下同じ。）ごとに置くものとし、課の長が指名する者をもって充てる。

2 課の長は、火元責任者を指名したとき、又は変更したときは、速やかに、防火管理者に通知しなければならない。

3 火元責任者は、防火管理者が指定する区域内における次の各号に掲げる防火管理業務に従事する。

- (1) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (2) 物件の整理及び消防の活動に支障のある物件の撤去
- (3) 消火器、消火栓及び避難器具の位置、数量及び使用方法の確認並びに職員に対する周知
- (4) 前各号に掲げるもののほか、火災の防止に関すること。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第5条 防火管理者は、火災警報が発令されたとき、又は庁舎等の構内の諸設備について火災発生のおそれその他人命の危険が切迫していると認めたときは、その旨を当該庁舎等内全般に伝達しなければならない。

2 前項の伝達が行われたときは、防火管理者は、火気の使用及び危険な場所への立入りを禁止することができる。

(自衛消防隊)

第6条 火災その他の災害が発生した場合に被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、消防計画に定めるところによる。

3 隊長は総務部を所掌する副市長の職にある者を、副隊長は総務部長の職にある者をもって充てる。

4 前各項に規定するもののほか自衛消防隊の運営について必要な事項は、隊長が別に定める。

(活動)

第7条 自衛消防隊は、庁舎等の構内及びその周辺において火災その他の災害が発生した場合及び隊長が活動の指令を発した場合は、被害を最小限度にとどめるため、直ちに担当任務の遂行に当たらなければならない。

(被服)

第8条 自衛消防隊の隊員に職務上必要な被服を貸与することができる。

(調布市災害対策本部との関係)

第9条 防火管理者は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に定める調布市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたときは、本部との連絡を密にし、本部の指示に従って行動しなければならない。

(防火教育)

第10条 職員は、率先して防火に関する教育を受け、防火管理の徹底を期するよう努力しなければならない。

(消防訓練)

第11条 防火管理者は、有事に際し、被害を最小限度にとどめるため消防訓練を行う。

2 消防訓練の実施基準は、消防計画に定めるところによる。

(消防機関との連絡)

第12条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

2 前項の連絡事項については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導等の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡並びに法令に基づく諸手続の促進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防火管理についての必要な事項

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程は、市役所に出入りする請負業者または運搬業者にも適用する。

附 則（昭和46年11月15日訓令第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月9日訓令第8号）

この訓令は、昭和52年4月11日から施行する。

附 則（昭和53年3月7日訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年11月29日訓令第12号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日訓令第8号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月30日訓令第4号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日訓令第2号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年10月9日訓令第18号)

この訓令は、昭和60年10月10日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日訓令第9号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日訓令第13号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成6年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

(調布市庁舎等防火管理規程の一部改正に伴う経過措置)

15 この訓令による改正前の調布市市庁舎等防火管理規程の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

附 則 (平成8年3月29日訓令第6号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成7年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日訓令第4号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成9年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日訓令第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成12年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成16年3月30日訓令第5号抄）
（施行期日）

- Ⅰ この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月25日訓令第12号抄）
（施行期日）

- Ⅰ この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第12号抄）
（施行期日）

- Ⅰ この訓令は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成18年3月31日訓令第5号抄）
（施行期日）

- Ⅰ この訓令は、平成18年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）
（施行期日）

- Ⅰ この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第13号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日訓令第3号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日訓令第17号）
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日訓令第24号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第9号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第12号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第9号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令第2号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第6号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防火管理者

防火対象物	防火管理者
調布市電算センター	行政経営部デジタル行政推進課長
調布市被災者一時宿泊所	総務部総合防災安全課長
調布市市庁舎（議会棟及び附属建物を含む。）	総務部管財課長
調布市文化会館たづくり	生活文化スポーツ部長が指名する者
調布市グリーンホール	同
調布市地域福祉センター	同
調布市ふれあいの家	同
調布市総合体育館	同
調布市役所神代出張所	所長
調布市老人憩の家	福祉健康部長が指名する者
調布市ちょうふの里	同
調布市国領高齢者在宅サービスセンター	同
調布市立保育園	園長
調布市立児童館	子ども生活部児童青少年課長
調布市希望の家	福祉健康部長が指名する者
調布市医療ステーション	福祉健康部健康推進課長
調布市総合福祉センター	福祉健康部福祉総務課長
調布市子ども発達センター	福祉健康部子ども発達センター長
調布市クリーンセンター	環境部ごみ対策課クリーンセンター担当課長
調布市公民館	教育委員会教育長が指名する者
調布市立図書館	同
調布市郷土博物館	同
調布市武者小路実篤記念館	同
調布市ハケ岳少年自然の家	同

86 調布市防災市民組織補助金交付要綱

○調布市防災市民組織補助金交付要綱

昭和60年3月30日要綱第6号

改正

昭和63年4月1日要綱第8号
平成16年3月24日要綱第17号
平成29年3月31日要綱第81号
令和3年3月31日要綱第45号
令和4年3月11日要綱第23号
令和5年3月3日要綱第15号

調布市防災市民組織補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、防災市民組織に補助金を交付することにより、防災市民組織の育成及び充実を図り、もって市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱で「防災市民組織」とは、震災等の災害から地域社会を守るために自治会等を単位として、市民が自主的に結成した組織で、市長が認めたものをいう。

第3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の交付を受ける会計年度内に支出する経費であって、他の補助金制度等により現に全部又は一部の補助を受けていないものに限る。

- (1) 防災のための各種訓練実施に要する経費
- (2) 防災のための各種啓発活動に要する経費
- (3) 防災市民組織の運営に要する経費
- (4) 防災市民組織の防災用品等の充実に図るために要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

第4 補助金の種類

防災市民組織に交付する補助金の種類は、防災市民組織結成時に交付する補助金（以下「組織結成時補助金」という。）及び防災市民組織結成の翌年度以降に交付する補助金（以下「組織結成後補助金」という。）とする。

第5 補助金の額及び交付回数

第4に規定する組織結成時補助金の額は、1防災市民組織につき4万5,000円とする。

- 2 組織結成後補助金の額及び交付回数は、1防災市民組織につき3万円とし、1年度1回に限るものとする。

第6 申請の手続

補助金の交付を受けようとする防災市民組織の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）により補助金の交付を受ける会計年度2月末日までに市長に申請しなければならない。

第7 交付の可否及び通知

市長は、第6の申請書を受理したときは、審査のうえ、補助金の交付を行うことが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、その旨を文書により代表者又は申請者に通知するものとする。

第8 実績報告

補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者は、補助事業を完了するとき、又は当該補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、速やかに、実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

第9 補助金に関する調査等

市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

第10 決定の取消し

市長は、防災市民組織の代表者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第11 補助金の返還

市長は、第10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日要綱第8号）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日要綱第17号）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成16年度分以後の補助金に係るものについて適用し、平成15年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日要綱第81号）

この改正は、平成29年3月31日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成28年度分以後の補助金に係るものについて適用する。

附 則（令和3年3月31日要綱第45号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日要綱第23号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日要綱第15号）

この改正は、令和5年4月1日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の補助金に係るものから適用する。

年 月 日

調布市長 宛

防災市民組織の名称

代表者 氏名
住所

印

(電話)

補助金交付申請書

調布市防災市民組織補助金交付要綱第6の規定により、下記のとおり
年度の補助金を交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額 円

〔 内 訳 〕

2 補助金の振込先

振 込 先	金融機関名		銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合 労 働 金 庫							本 店 支 店 出張所
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号							
	口座名義 (カタカナ記入)									

私は、上記の口座名義人に、調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長

印

調布市防災市民組織補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、調布市防災市民組織
補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額

円

〔 内訳
〕

2 補助対象事業

年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、申請書添付の
「事業計画書」のとおりとする。

年度防災市民組織補助金に係る実績報告書

防災市民組織の名称 _____

[収支内容]

補助金（該当するものを○印で囲んでください）	
結成時 45, 000 円	・ 継続時 30, 000 円
支 出	
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円
戻 入 金 額	
（※支出額が補助金交付額に満たない場合のみ記入してください）	
合 計	円

[事業報告]

月 日	事業名（内容もご記入下さい）	参加者数

第 4 部 協定資料

87 協定No.1 調布市狛江市消防相互応援協定（狛江市）

○調布市狛江市消防相互応援協定

（昭和 45 年 4 月 18 日締結）

第1条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づく調布市（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1） 普通応援

甲乙の行政境から相互 500mを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

（2） 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災又は大規模災害が発生し、特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着及び引揚げ並びに消防行動等について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和 45 年 4 月 20 日から効力を生ずる。

2 （東京都調布市）相互応援協定（昭和 33 年 12 月 24 日締結）は廃止する。
（東京都狛江市）

右協定する。

昭和 45 年 4 月 18 日

東京都調布市長

本 多 嘉一郎

東京都狛江市長

富 永 和 作

別 表

応 援 出 場 区 域 表

調 布 市 側	狛 江 市 側
入間町，東つつじヶ丘，西つつじヶ丘，菊野台，国領町，染地の一部	覚東，小足立，和泉の一部

88 協定No.2 東京都防災行政無線局設置等に関する協定書（東京都）

○東京都防災行政無線局設置等に関する協定書

改正 平成3年3月20日

東京都（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に緊密な連絡を図るために、東京都防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（無線局の設置）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎内に、無線局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第2条 無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第3条 乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第4条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

2 前項により、場所を変更するために必要な費用については乙の負担とする。

3 甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

4 前項により、場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（設置機器類の基準）

第5条 無線局の無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

（無線専用電話機の設置）

第6条 甲は、乙と協議のうえ、乙の所管する庁舎内に無線専用電話機を設置する。

（無線管理者等）

第7条 乙の庁舎内に設置された無線局に無線管理者及び無線従事者（電波法第2条第6号の規定に基づく。）を置く。

2 無線管理者は、乙の長をもって充てる。

3 無線従事者は、乙の職員で当該無線設備に適合した郵政大臣の免許を取得した者の中から、乙の推薦により甲が選任する。

（無線従事者の研修）

第8条 甲は、無線従事者の確保又は技術向上を図るため、毎年1回以上研修を行うこととする。

第2章 管理運用

(定期点検等)

第9条 甲は無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3 無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(法規に定める備えつけ品)

第10条 無線局の管理運用に関するもので、電波法及び同法施行規則等で規定された備えつけ品については、甲の負担において常備する。

(光熱水費等の負担)

第11条 乙の庁舎内に設置された無線設備の運用に要する電力及び発動発電機用燃料その他消耗品等は、乙の負担とする。

(通信の原則)

第12条 通信は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

(無線局の管理運用)

第13条 この協定書に定めるものを除くほか、無線局の管理運用に関する事項は、甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

第3章 その他

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和54年4月1日

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 美濃部 亮 吉 

東京都調布市小島町2丁目35番地1

乙 東京都調布市

代表者 東京都調布市長 金子 佐一郎 

別表

	無線設備	
(1)	多重無線電話裝置	一式
(2)	遠隔監視制御裝置	//
(3)	複合端局裝置	//
(4)	操作卓	//
(5)	直流電源裝置	//
(6)	空中線設備	//
(7)	無線専用電話機	//

89 協定No.3 災害時の医療救護活動についての協定書（調布市医師会）

○災害時の医療救護活動についての協定書

調布市を「甲」とし、公益社団法人調布市医師会を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、調布市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班は、医師及び医師が指定する者をもって構成する。

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として、乙の自主努力により行うものとする。

（医療救護班の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第9条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる実費弁償等の額については、甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する調布市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

附則

災害時の医療救護活動についての協定(昭和55年9月1日締結)は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市小島町3丁目68番地9
公益社団法人 調布市医師会

代表者 調布市医師会長 小田切 光 男

90 協定No.4 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布管工土木事業協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の場合、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市長（以下「甲」という。）と調布管工土木事業協同組合理事長（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 前項により甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（防災活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い防災活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて防災活動を実施するものとする。

2 防災活動の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の防災活動の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の防災活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、防災活動の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、防災活動に要した経費の明細書等を作成し、甲の認定を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 防災活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した防災活動に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項，その他必要な事項は，甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は，昭和55年9月25日から適用する。この協定を証するため，本書2通を作成し，甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

昭和55年9月25日

甲 調布市長 金子 佐一郎 

乙 調布管工土木事業協同組合
理事長 小林 信男 

91 協定No.5 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設業協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の場合、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市長（以下「甲」という。）と調布市建設業協同組合理事長（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 前項により甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（防災活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い防災活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて防災活動を実施するものとする。

2 防災活動の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の防災活動の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の防災活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、防災活動の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、防災活動に要した経費の明細書等を作成し、甲の認定を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 防災活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した防災活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項，その他必要な事項は，甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は，昭和57年7月1日から適用する。

この協定を証するため，本書2通を作成し，甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和57年7月1日

甲 調布市長 金子 佐一郎 

乙 調布市建設業協同組合
理事長 林 貞夫 

92 協定No.6 調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定書（狛江市）

○調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

（情報の提供及び交換）

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- （1） 降雨量に関すること。
- （2） 河川の水位に関すること。
- （3） 陸閘の開閉に関すること。
- （4） 宿河原及び上河原堰堤水門に関すること。
- （5） 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- （6） 被害状況に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

（重要水防箇所の調査等）

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を適確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

（巡視警戒）

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ、適確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

（会議の開催）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

（通信訓練）

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎月1回定期的な通信訓練を行うものとする。

（協議）

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和 58 年 4 月 1 日

甲 東京都調布市小島町 2 丁目 35 番地 1

東京都調布市

代表者 調布市長 金子 佐一郎 印

乙 東京都狛江市和泉本町 1 丁目 1 番地 5

東京都狛江市

代表者 狛江市長 吉岡 金四郎 印

93 協定No.7 震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する覚書（調布狛江浴場組合）

○震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する覚書

震災時等の災害時における浴槽水の使用に関しては、下記の条項により、双方が確認する。

記

- 1 浴場付近に火災等が発生し、消火用水の必要が生じた場合には、消防ポンプ車等は当該浴場の浴槽水を使用することができる。
- 2 市内の浴場の浴槽水を使用する際は、消防署長の指示により、消防団又は市民消防隊が行うものとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和58年8月15日

調布市長 金子 佐一郎 

調布狛江浴場組合
組合長 田村 治平 

調布市内浴場箇所一覧表

名 称	所 在	電 話
鶴 の 湯	下石原 1-10-2	042-482-3017
梅 の 湯	深大寺東町 6-9-5	042-482-4526
深 大 湯	深大寺北町 6-17-3	042-482-4652
神 代 湯	菊野台 1-13-1	042-489-2641

94 協定No.8 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（調布市アマチュア無線クラブ）

○災害時における非常無線通信の協力に関する協定書

調布市を甲とし、調布市役所アマチュア無線クラブを乙として、甲乙間において、災害時における非常無線通信の協力に関し、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害が発生し、又は発生するそれがある場合及び訓練のために市が行う無線通信活動に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）

第52条第4号に定める非常通信（以下「非常通信」という。）の活動を行うこと。

(2) 災害に関する情報を収集し、伝達すること。

(3) 市が行う通信訓練に参加すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか必要と認められること。

（協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し前条に定める協力を要請するときは、要請の理由、内容その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙は甲から前項に定める協力要請を受けたいときは、担当業務に支障がない範囲において必要な協力を行うものとする。

3 第3条第1項の規定により協力を要請する場合の手続きは、総務部総合防災安全課長（以下「総合防災安全課長」という。）が担当する。

（通信統制）

第4条 乙は、第2条に定める協力を行うときは、調布市災害対策本部の指揮を受け、総合防災安全課長の指定する無線局の統制に従うものとする。

（従事者）

第5条 非常通信の活動に協力できる者は、法第40条第1項に規定するいずれかの資格を有する者のうち乙の部長が認めたものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条に定める資格を有する者から成る資格者名簿及び非常時における連絡態勢図を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める資格者名簿又は、連絡態勢図に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(無線設備の貸与等)

第7条 甲は、甲の所有する無線室及び無線設備を必要に応じ乙に使用させ又は、貸与するものとする。

2 前項において、乙に貸与された無線設備は、甲がその保守点検及び維持補修を行い、乙がその管理を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、昭和60年9月1日から令和31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和60年8月31日

甲 調布市
調布市長 金子 佐一郎

乙 調布市役所アマチュア無線クラブ
部長 長島 晃一

95 協定No.9 三鷹市，府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書（三鷹市，府中市）

○三鷹市，府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書

三鷹市は，府中市及び調布市（以下「三市」という。）は，消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 21 条の規定により，消防の相互応援に関して，次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は，火災等の災害発生の際，三市相互の消防力を活用して，災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（消防隊）

第 2 条 この協定により出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は，三市管内のそれぞれの消防団の各分団とする。

（応援の種別）

第 3 条 この協定による応援は，次の各号に掲げるところによる。

（1） 普通応援 別表に定める区域内で火災等の災害が発生した場合には，被応援側の市長の要請がなくても出動する。

（2） 特別応援 三市管内に大火災又は集団災害等の発生した場合には，前号の規定にかかわらず，被応援側の市長の要請又は応援側の状況判断により出動するものとする。

この場合における消防隊の出動数については，応援側において決定するものとする。

（指揮）

第 4 条 消防隊は，すべて被応援側の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

（報告）

第 5 条 消防隊の長は，応援消防活動について，引き揚げ時に現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費）

第 6 条 応援のために要した経常的経費及び事故（隊員，機器の損傷等）により生じた経費は，応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は，被応援側の負担とする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項については，三市協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため，本書 3 通を作成し，記名押印のうえ，各 1 通を保有する。

昭和 60 年 9 月 1 日

三鷹市長 坂 本 貞 雄

府中市長 吉 野 和 男

調布市長 金 子 佐一郎

三鷹市側の応援区域

調布市内

富士見町	3丁目	西町	全域
	4丁目	野水	1丁目
深大寺元町	1丁目		2丁目
	3丁目		
	4丁目		
深大寺北町	4丁目		
	5丁目		
	6丁目		
	7丁目		
深大寺東町	3丁目		
	4丁目		
	7丁目		
	8丁目		
柴崎	2丁目		
東つつじヶ丘	1丁目		
西つつじヶ丘	1丁目	47～58番地	
	2丁目		
仙川町	2丁目		
緑ヶ丘	1丁目		
	2丁目		

府中市内

多磨町	1丁目
	2丁目
朝日町	3丁目
	府中市側の応援区域

調布市内

飛田給	1丁目
	2丁目
	3丁目
上石原	3丁目
西町	全域
野水	1丁目
	2丁目

三鷹市内

大沢	六丁目

調布市側の応援区域

三鷹市内

大	沢	一丁目 四丁目 四丁目 五丁目 5 ～ 11 番, 19 ～ 21 番 1313 番地, 1318 番地, 1370 番地
野 新	崎 川	1 ～ 265 番地 一丁目 六丁目 9 ～ 22 番, 29, 30 番, 36 ～ 38 番
中	原	一丁目 二丁目 4 ～ 7 番, 18 ～ 25 番 三丁目 9 ～ 14 番 四丁目 5 ～ 11 番, 18 ～ 36 番
北	野	三丁目 5 番 四丁目

府中市の内

白	糸	6 丁目
押	立	町 2 丁目
		4 丁目
		5 丁目
朝	日	町 3 丁目

96 協定No.10 大規模停電時の広報に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社）

○大規模停電時の広報に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と東京電力㈱調布支社（以下「乙」という。）は、市内において大規模な停電が発生した場合における広報に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 目的

乙は大規模な停電が発生した場合は、停電の区域、停電の原因、復旧の見込み等についての的確な情報を甲に提供し、甲は甲が所有する防災行政無線で関係地域に放送し、もって市民生活の混乱を防止するものとする。

2 適用範囲

甲が行う広報の対象となる大規模停電とは、高圧線の事故又は地震、台風、落雷等の災害による停電で、おおむね1000以上の世帯に被害が生じ、復旧に30分以上を要するものとする。

3 広報内容

広報の内容は、甲と乙が十分協議し、停電の区域、停電の原因、復旧の見込み等に応じて行うものとする。

4 連絡体制

乙からの情報の提供は、乙の営業課長から甲の防災課長へ電話又は文書により行うものとする。ただし、甲乙それぞれが定める勤務時間外、日曜日及び祝日の場合は乙の代務者から甲の宿日直者に対して行うものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

昭和61年4月16日

甲 調布市

調布市長 金子 佐一郎 印

乙 東京電力株式会社調布支社

支社長 若林 秀雄 印

97 協定No.11 災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書（調布市薬剤師会）

○災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の薬剤医療救護活動に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、調剤、服薬指導、医薬品管理等の救護活動

（以下「薬剤医療救護」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤医療救護班の派遣ならびに、医薬品および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙は薬剤医療救護組織に基づき薬剤医療救護班を選任し、医療救護所および医薬品等の集積場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定および提出）

第3条 乙は前条定めによる活動を実施するため、災害医療救護計画（以下「救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤医療救護班の活動場所）

第4条 薬剤医療救護班は救護所等において、薬剤医療救護を実施するものとする。

（薬剤医療救護班の業務）

第5条 薬剤医療救護班の業務は次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤・服薬指導

(2) 救護所等における医薬品等の仕分・管理

（指揮命令）

第6条 薬剤医療救護班に係る指揮命令および活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤医療救護班の輸送）

第7条 薬剤医療救護班の輸送は原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 薬剤医療救護班は、原則として甲が提供する医薬品等もしくは備蓄医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において必要とする給食・給水の給付は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費等）

第9条 救護所等における薬剤医療救護における調剤費および服薬指導料は無料とする。

（応急医薬品等の価格）

第10条 甲の要請に基づき、乙が供給する医薬品等の価額は災害発生直前における標準小売価格とする。

(防災訓練への参加)

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練における一般の参加者に傷病者が発生したときは、調剤および服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償)

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が救護所等で薬剤医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤医療救護班の編成および派遣に伴うもの
- (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 薬剤医療救護に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (4) 合同訓練時における薬剤医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の規定による経費にかかる価額について、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成24年3月31日までとする。その後、1年ごと更新するものとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙から変更の申し出がない場合には、さらにこの協定は延長されたものとみなし、以後はこの例による。

(協定実施細目)

第 14 条 この協定を実施するために必要な事項については別途定める。

(協議)

第 15 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附則

災害時における応急医薬品等の供給に関する協定（昭和62年2月2日締結）は廃止する。

この協定を証するために、甲と乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市小島町1丁目11番地30
一般社団法人 調布市薬剤師会
代表者 調布市薬剤師会長 栗 山 衛

第Ⅰ号様式（第3条関係）

応 急 医 薬 品 等 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市薬剤師会

会 長

殿

調布市長

「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」第3条により、医薬品等の供給を下記のとおり要請します。

記

1 品 名 }
2 数 量 } 医薬品等内訳書のとおり

3 納入日時 年 月 日 時

4 納入場所 調布市 町 丁目 番地

()

第2号様式（第4条関係）

応 急 医 薬 品 等 供 給 費 用 請 求 書

年 月 日

調布市長 殿

調布市薬剤師会
会 長

「災害時における
応急医薬品等の調達に関する協定書」第4条第1項により、 年 月 日
から 月 日までに供給した医薬品等の費用を下記のとおり請求します。

請求金額 記 円
(医薬品等内訳書のとおり)

98 協定No.12 多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書
(多摩市)

○多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又はそのおそれがあるときにおいて、防災行政無線（全国共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又はそのおそれがあるときは、次に掲げる事項について、相互に積極的に連絡を取り合い正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

(1) 降雨量に関すること。

(2) 河川の水位に関すること。

(3) 被害状況に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又はそのおそれがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え通信運用の習熟を図るために必要に応じて、通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

昭和62年2月13日

甲 東京都多摩市貝取1724番地

多摩市長 白井千秋 

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 吉尾勝征 

大規模模停電時の広報・資料

変電所名	供給範囲	供給区域内屋外子局の個別番号
飛田給	IB 飛田給1～3丁目 上石原1～3丁目 下石原1丁目 富士見町1～4丁目(2丁目11～15除く)	1・2・3・4・5・6・8・9・12・13・14・15・20・21・22・ 23・50
	2B 下石原2～3丁目 多摩川1～4丁目	10・11・16・17・18・19・24・25・27
布田	IB 多摩川5～6丁目 小島3丁目 布田5～6丁目 国領4～7丁目 染地1～3丁目	25・26・27・62・64・65・66・69・70・71・72・73・74・ 75・76・77・78・79
	2B 小島2丁目 布田1～4丁目	24・37・56・61・62・64
調布	3B 富士見町2丁目11～15 小島町1丁目 調布ヶ丘1～ 3丁目 八雲台1丁目 国領町1丁目 佐須町1～ 3丁目	22・23・46・47・50・51・52・56・57・58・64・65
	IB 調布ヶ丘4丁目 深大寺南町1～5丁目 深大寺東町 1～3丁目・5丁目 深大寺北町1～2丁目・7丁目 深大寺元町1～5丁目	31・32・33・37・39・40・41・42・43・44・45・47・50
柴崎	2B 深大寺東町4丁目・6～7丁目 深大寺北町3～6丁目 八雲台2丁目 国領町2丁目 柴崎1～2丁目 菊野 台1～3丁目 西つつじヶ丘1～3丁目・4丁目1～ 17 東つつじヶ丘1丁目 仙川町2丁目	29・30・33・34・37・38・41 44・49・53・54・55・59・60・65・67・81・82・83・87・ 89・93・97
	3B 佐須町4～5丁目	44・48・53
	IB 西つつじヶ丘4丁目(1～17を除く)・東つつじヶ丘 3丁目 人間町1～3丁目	93・94・97・98・99・100・101・102・103
狛江	2B 東つつじヶ丘2丁目 仙川町1丁目 若葉町1～3丁 目	89・91・92・93・95・96
	IB 仙川町3丁目 緑ヶ丘1～2丁目	84・85・86・87・88

99 協定No.13 災害時における米穀の供給に関する協定書（調布市米穀商組合）

○災害時における米穀の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市米穀商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき甲が実施する米穀の供給に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 市内に米穀の供給を必要とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合、甲は市民及び救援救護活動等の作業従事者に対し応急用米穀（以下「米穀」という。）の供給確保を図るため、乙の協力を求めるものとする。

2 乙は前項の協力要請があった場合はこれを協力するものとする。この場合において供給する米穀は、標準価格米を第一優先とする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする米穀の供給
- (2) 甲が調達した米穀のとう精
- (3) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合における市民に対する米穀の安定供給

（要請の手続）

第4条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、米穀供給要請書（第1号様式）に必要な事項を記入して要請するものとする。

2 乙は甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り必要な業務を実施するものとする。

（米穀供給計画）

第5条 乙は前条第2項の業務を円滑に実施するため米穀供給計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の米穀供給計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 米穀供給のための協力組織及び連絡調整態勢
- (2) 協力組織を構成する店舗の名称、位置及び業務従事者の氏名
- (3) 災害時における調達可能な米穀数量
- (4) その他米穀供給活動に必要な事項

（指揮命令）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（米穀の価格）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する米穀の価格は災害発生直前における販売価格とする。

（費用弁償）

第8条 乙は米穀を納入したときは、米穀供給費用請求書（第2号様式）により、甲に請求するものとする。ただし、第3条3号に定める直接市民に供給した米穀代金については負担しない。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときの損害は甲が補償するものとする。

2 前項の損害補償額は東京都市町村消防団員等公務災害補償条例で定める条例の例により甲が負担するものとする。

（住民への周知）

第10条 甲、乙、双方は本協定の趣旨を広く市民に周知するよう努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈について疑議を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、双方にて別途協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は昭和63年9月1日から昭和64年8月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙、いずれかからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年8月27日

甲 調布市

代表者 調布市長 吉 尾 勝 征 印

乙 調布市米穀商組合

代表者 組合長 柴 田 昭 平 印

第Ⅰ号様式（第4条関係）

米 穀 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市米穀商組合

組合長

殿

調布市長

「災害時における米穀の供給に関する協定書」第4条により米穀の供給を下記のとおり要請します。

記

1 品 目

2 数 量

3 納入日時

4 納入場所

米 穀 供 給 費 用 請 求 書

年 月 日

調布市長 殿

調布市米穀商組合
組合長

「災害時における米穀の供給に関する協定書」第8条により 年 月 日から 年 月 日までに供給した米穀の費用を下記のとおり請求します。

記

Ⅰ 請求金額 円
内訳

品 目	数 量	単 価	金 額

第4部 協定資料

100 協定No.14 調布市及び木島平村災害援助協定（長野県木島平村）

○調布市及び木島平村災害援助協定

調布市及び木島平村は、災害が発生した場合において姉妹都市盟約の精神に基づき、次の条項により災害援助協定を締結する。

（目的）

第1条 調布市と木島平村は、災害時における応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（援助の内容）

第2条 相互に援助する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 応急対策に要する車両・機械の供給
- （2） 食料・生活必需品・医薬品その他の供給
- （3） 復旧に必要な資器材の供給
- （4） 復旧に必要な職員の派遣
- （5） 児童（専ら小学生とする。）の一時受入れ

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて協議のうえ援助する業務の内容を追加することができる。

3 前2項の援助は、援助を必要とする側の要請により行うものとする。

（輸送）

第3条 前条に定めるものの輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、協議のうえその輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）

第4条 第2条に定める業務に要する費用（輸送料を含む。）は、当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については協議のうえ定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、昭和63年11月18日から昭和64年11月17日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、協議して定める。

この協定の証として本協定書2通を作成し、各々署名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和63年11月18日

調布市長

吉 尾 勝 征 

木島平村長

高 山 盛 男 

101 協定No.15 東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書（東京都）

○東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書

東京都（以下「甲」という）と調布市（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務に関し相互に緊密な連絡を図るため、東京都防災行政無線に接続する端末機器（以下「端末機器」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定書を締結する。

第1章 総則

（端末機器の設置）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎内に東京都防災行政無線に接続する端末機器を設置する。

（端末機器設備の経費負担）

第2条 端末機器設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第3条 乙は、端末機器を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更）

第4条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

2 前項により、場所を変更するために必要な費用については、乙の負担とする。

3 甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

4 前項により場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（端末機器の種類等）

第5条 設置する端末機器設備は、次の機器類とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

(1) 準動画端末装置 一式

(2) データ端末装置 一式

(3) ファクシミリ装置 一式

2 乙は、前項の機器を自己の負担により増設しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

第2章 管理

（管理責任者）

第6条 甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書第七条に定める無線管理者は、甲が乙の庁舎内に設置した端末機器を常に良好に機能を発揮できるよう責任をもって管理しなければならない。

(定期点検等)

第7条 甲は、端末機器を常に確実かつ安全に作動させるために定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3 端末機器の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(消耗品)

第8条 端末機器の運用に要する消耗品については、乙の負担において常備する。

(光熱水費)

第9条 乙の庁舎内に設置された端末機器の運用に要する電気料金は、乙の負担とする。

第3章 運用

(運用の原則)

第10条 端末機器による情報伝達は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

2 データ端末で得られる情報は、防災行政以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、データ端末機器及びそのソフトに加工修正を加えようとするときは、甲に協議するものとする。

(研修)

第11条 甲は、乙の職員が端末機器を確実かつ円滑に操作できるよう十分な研修を行うものとする。

第4章 その他

(無線局の管理運用)

第12条 この協定書に定めるものを除くほか、端末機器の設置及び管理運用等に関する事項は、甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書並びに甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成4年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年12月20日

甲 東京都

代表者 東京都知事 鈴木 俊一

印

乙 東京都調布市役所

代表者 東京都調布市長 吉尾 勝征

印

102 協定No.16 災害時における燃料等の供給に関する協定書（調布狛江プロパン商工組合調布支部）

○災害時における燃料等の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布狛江プロパンガス商工組合調布支部（以下「乙」という。）は、災害時の燃料等の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う応急給食活動に際しての乙の燃料等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 風水害、火災及び地震をいう。

（2）燃料等 プロパンガス、木炭、固形燃料その他の燃料及びこれらを使用するためのコンロ等の器具をいう。

（優先供給）

第3条 乙は、甲の燃料等の供給要請に対して積極的かつ優先的に供給するものとする。

（供給要請）

第4条 甲は、乙に対しこの協定の規定による要請を行うときは、燃料等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。この場合において、要請書により要請する暇のないときは、甲は、口頭で要請することができる。

2 甲は前項後段による要請を行ったときは、後日、要請書を乙に送付するものとする。

（支払）

第5条 乙は、燃料等を納入したときは、遅滞なく燃料等供給費用請求書（第2号様式）により甲に請求するものとする。

2 燃料等の価格は、災害発生の直前における標準小売価格とする。

3 甲は、請求書の内容を確認のうえ、速やかに、その費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成7年7月18日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長

吉尾勝征

乙 調布市国領町8丁目6番地20

調布狛江プロパンガス商工組合

調布支部長

戸坂 賢

第1号様式（第3条関係）

燃 料 等 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市狹江プロパンガス商工組合
調布支部長 様

調布市長

「災害時における燃料等の調達に関する協定書」第3条により、燃料等の供給を下記のとおり要請します。

記

1	品	名	}	燃料等内訳書のとおり
2	数	量		

3 納入日時 年 月 日 時ごろ

4 納入場所 調布市 町 丁目 番地
()

燃 料 等 内 訳 書

品 名	規 格	数 量	摘 要
合 計			

第4部 協定資料

第2号様式（第4条関係）

燃 料 等 供 給 費 用 請 求 書

年 月 日

調布市長 様

調布狛江プロパンガス商工組合
調布支部長

「災害時における燃料等の調達に関する協定書」第4条第1項により、
年 月 日から 月 日までに供給した燃料等の費用を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

（燃料内訳書のとおり）

燃 料 等 内 訳 書

供給月日	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
合 計						

第4部 協定資料

103 協定No.17 震災時の相互応援に関する協定（多摩地区 31 市町村）

○震災時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- （5）前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の從事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	安田辺栄吉
府中市市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市市長	細川一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷高範
福生市長	石川彌八郎
狛江市長	石井三雄
東大和市長	尾又正則
清瀬市長	星野繁
東久留米市長	稲葉三千男
武蔵村山市市長	志々田浩太郎
多摩市長	白石千秋
稲城市市長	石川良一
羽村市長	井上篤太郎
あきる野市長	田中雅夫
瑞穂町長	関谷久
日の出町長	青木國太郎
奥多摩町長	大館
檜原村長	鈴木陸實

104 協定No.18 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市）

○大規模災害発生時における相互応援に関する協定書

大規模災害発生時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に、大規模な地震，風雪水害その他災害（以下、「大規模災害」という。）が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

（協定市）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

（1） 東京ブロック

- ア ハ王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

（2） 山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表のとおりとし、記載事項に変更が生じた協定市は、各ブロックの協定市に通知するものとする。

（ブロックの代表市）

第3条 大規模災害時に相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックに代表市を置くものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、前条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順（前条に掲げる順。別表参照）に、その任に当たるものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、大規模災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、各ブロックの代表市の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項

3 第1項の要請は、様式1により行うものとする。ただし、急を要する際は、口頭等により様式1に掲げる事項を明らかにして行うものとし、後日、各ブロックの代表市の市長に様式1を提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 代表市は、応援要請があったときは、迅速にブロック内の協定市に要請内容を連絡するものとする。

2 代表市から連絡を受けた協定市は、可能な限り応援に努めるものとし、受諾できる応援内容を代表市に様式2により迅速に回答するものとする。

3 回答を受けた代表市は、これを速やかに取りまとめ、発災市に報告するものとする。

4 前2項の規定により、応援を受諾した協定市（以下「応援市」という。）は、速やかに応援体制を整えるものとし、応援にあたっての具体的な調整等は、発災市と応援市の間で直接行うものとする。

(応援従事者の業務)

第6条 第4条第2項第3号の規定により派遣された職員（以下「応援従事者」という。）は、発災市の市長の指揮のもと業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(状況の報告)

第7条 発災市の市長は、応援市の市長に対して、定期的に応援従事者の活動状況を報告するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、応援従事者に係る経費については、同一の応援従事者の派遣期間が1月未満である場合は公務出張による扱いとし、応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発災市と応援市が協議するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援従事者に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第1

21号)の定めるところによる。

- 2 第6条の規定により応援従事者が応援業務中に、第三者に対して損害を与えた場合は、発災市が賠償の責任を負うものとし、発災市への往復経路の途中に生じた損害については、応援市が責務を負うものとする。

(連絡会議)

第10条 相互応援協定の事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議(以下「連絡会議」という。)を開催することができるものとする。

- 2 連絡会議の招集は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、協定市から書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、連絡会議を招集し、協定市の市長が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれ1通を保有する。

付 則

(効力の期日)

- 1 この協定は、平成28年4月1日から効力を生ずる。

(大規模災害発生時等における相互応援に関する協定の廃止)

- 2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定(平成8年11月27日)は廃止する。

平成28年3月31日

八王子市長 石森 孝志

甲府市長 樋口 雄一

立川市長 清水 庄平

諏訪市長 金子 ゆかり

府中市長 高野 律雄

山梨市長 望月 清賢

調布市長 長友 貴樹

大月市長 石井 由己雄

日野市長 大坪 冬彦

韮崎市長 内藤 久夫

国立市長 佐藤 一夫

茅野市長 柳平 千代一

別表（第2条，第3条関係）

本協定書に係る連絡担当部署

	市名	担 当 部 署	代 表 電 話 番 号 直 通 電 話 番 号 F A X 番 号	代 表 市 度 該 当 年 度
東京ブロック	八 王 子 市			2016・2017年 2028・2029年
	立 川 市			2018・2019年 2030・2031年
	府 中 市			2020・2021年 2032・2033年
	調 布 市			2022・2023年 2034・2035年
	日 野 市			2024・2025年 2036・2037年
	国 立 市			2026・2027年 2038・2039年
山梨・長野ブロック	甲 府 市			2016・2017年 2028・2029年
	諏 訪 市			2018・2019年 2030・2031年
	山 梨 市			2020・2021年 2032・2033年
	大 月 市			2022・2023年 2034・2035年
	韭 崎 市			2024・2025年 2036・2037年
	茅 野 市			2026・2027年 2038・2039年

番 号
年 月 日

（応援代表市）
市 長 様

（発災市）
市 長 名 印

応援要請について

標記のことにつきまして、下記のとおり本市を含む地域に大規模災害が発生いたしましたので、その概要をご報告いたしますとともに、「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書」第 5 条の規定により応援要請をいたします。

記

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の場所及び被害の状況
- 3 結集場所
- 4 要請する職種別人数及び期間
- 5 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- 6 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

105 協定No.19 災害時における応急対策に関する協定書（マインズ農業協同組合）

○災害時における応急対策に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とマインズ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、調布市地域防災計画に基づく災害時における応急対策について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の協力が必要であると認めたときは、次の各号に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

- (1) 生鮮食料品等の供給をすること。
- (2) 一時緊急的に農地に避難すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めたこと。

2 乙に対する協力要請及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。ただし緊急の場合は、この限りでない。

3 乙は、協力要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか迅速に協力を行うものとする。

4 乙は、協力要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（手続）

第2条 この協定に基づく協力要請に係る手続については、別に定める。

（計画の策定等）

第3条 乙は、協力要請について、迅速に応ずるために、生鮮食料品等の供給に関する計画を策定し甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、甲の要請により生鮮食料品等を供給したときは、甲に対し、これに要した費用を請求することができる。

（市民への周知）

第5条 甲と乙とは、この協定の趣旨を広く市民及び組合員に周知するよう努めなければならない。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、第1条第1号に掲げる供給事務に従事した者が死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は廃疾となったときの損害は甲が補償するものとする。

2 前項の補償額は、東京都市町村消防団員等公務災害補償の例による。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成9年9月1日から平成12年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に3年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の施行について必要な事項は、甲と乙とが別途に協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の及ぼす範囲は、調布市管内とする。

2 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 調布市

代表者 調布市長 吉尾 勝征

乙 マインズ農業協同組合

代表理事組合長 小塚 博

106 協定No.20 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（調布市歯科医師会）

○災害時の歯科医療救護活動についての協定書

調布市を甲とし、東京都調布市歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班）

第2条 甲は、調布市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 前項に定める歯科医療救護班の構成は、次の各号に掲げるところによるものとし、その人数は甲乙協議のうえ定めるものとする。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士
- (3) その他補助事務

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所及び東京都が指定した後方歯科医療施設に設置する救護所において医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する患者に対する応急処置
- (2) 後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療
- (4) 検死・検案に際しての法医学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医療品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医療品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(実費弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲がその実費を弁償するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の経費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(扶助金)

第12条 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動又は合同訓練において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は扶助金を支給するものとする。

2 前項の定めによる扶助金の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する調布市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を証するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲と乙が別途協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成9年10月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 吉 尾 勝 征

乙 東京都調布市小島町一丁目12番地7小笠原ビル

東京都調布市歯科医師会

代表者 会 長 安 村 治 国

107 協定No.21 災害時における調布市及び調布郵便局の協力に関する覚書（調布郵便局）

○災害時における調布市及び調布郵便局の協力に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と調布郵便局（以下「乙」という。）とは、市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急用車両等として甲に提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時避難場所、物資集積場所等として甲に提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を乙に提供すること。
- (4) 被災した市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 乙は、甲の提供する施設において、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては調布市総務部防災課長、乙においては調布郵便局総務課長とする。

(雑則)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成9年11月1日から平成11年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、この覚書の有効期間は更に1年間効力を有し、以後もまた同様とする。

この覚書を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市長 吉尾 勝征

乙 調布市八雲台2丁目6番地1
調布郵便局長 伊藤 武彦

○災害の場合における放送に関する協定

調布エフエム放送株式会社（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、放送法（昭和25年法律第132号）第108条の規定による災害の場合の放送（以下「災害放送」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（災害放送の実施）

第1条 放送区域内において災害等が発生し、乙が災害対策本部を設置し、又はその恐れ（警戒宣言を含む）があり、乙が放送を必要としたとき災害放送を行うものとする。

（要請の手続）

第2条 乙は、前条の規定による災害放送を要請するときは、放送要請書

（別記様式）を甲に提出するものとする。ただし、暇のないときは、この限りでない。

（災害放送の内容）

第3条 甲は、乙から要請を受けた災害放送の内容については、正確に放送しなければならない。この場合において、放送の形式については甲の判断によるものとする。

（料金）

第4条 災害放送に係る料金は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 災害放送が確実及び円滑に行われるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め相互に届け出ておかなければならない。

（無人自動放送がされている場合の対応）

第6条 甲において無人自動放送がされている場合の災害放送の要請手続きについては、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は平成23年 月 日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙のいずれからも書面による解約又は変更の申出がないときは、同一の内容で更に1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協議書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

災害の場合における放送に関する協定（平成10年8月19日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成23年10月 5日

甲 調布市小島町2丁目33番地1
調布エフエム放送株式会社
代表取締役 南 孝 二

乙 調布市小島町2丁目35番地1
調布市代表者
調布市長 長 友 貴 樹

調布エフエム放送株式会社
代表取締役 様

書請要送放

記

[illegible]

109 協定No.23 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコムイースト調布局）

○災害時における放送等に関する協定

調布市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト 調布局(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別に定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で提供済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成27年10月19日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。
付則

第9条 災害時における災害情報等の放送に関する協定（平成10年8月19日締結）は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年10月19日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番1
調 布 市 長 長友 貴樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘一丁目12番地3
株式会社ジェイコムイースト 調布局
局長 荒井 明

110 協定No.24 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布北高校）

○東京都立調布北高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立調布北高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉 尾 勝 征

(乙) 調布市深大寺北町5丁目39番地1

東京都立調布北高等学校長

村 木 逸 子

111 協定No.25 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布南高校）

○東京都立調布南高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立調布南高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉 尾 勝 征

(乙) 調布市多摩川6丁目2番地1

東京都立調布南高等学校長

田 村 雅 俊

112 協定No.26 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立神代高校）

○東京都立神代高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立神代高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉 尾 勝 征

(乙) 調布市若葉町1丁目46番地

東京都立神代高等学校長

阿 部 興

113 協定No.27 災害時における緊急輸送業務に関する協定（東京都トラック協会多摩支部）

○災害時における緊急輸送業務に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下、「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において大規模な地震災害、風水害その他火災が発生するおそれがある場合において、調布市地域防災計画（平成10年3月修正）に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として、乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及びその運転者（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）業務の期間

（2）輸送する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（車両等の供給）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し、車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃料金

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の料金は、東京都と社団法人東京都トラック協会との間で契約している運賃及びその他の条件を準用する。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、予算措置後に速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（供給可能車両等の報告）

第10条 乙は、甲に対し、毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長友貴樹

乙 国立市北3丁目27番11
社団法人 東京都トラック協会多摩支部
支部長 岩田敏雄

114 協定No.28 災害時における相互応援協定書（世田谷区）

○災害時における相互応援協定書

調布市（以下「甲」）と世田谷区（以下「乙」）とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（緊急応援）

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

調布市長 長 友 貴 樹

世田谷区長 熊 本 哲 之

115 協定No.29 災害時におけるボランティア活動に関する協定（社会福祉法人 調布市社会福祉協議会）

○災害時におけるボランティア活動に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と調布市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害時における甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項
- （2） 避難者の誘導・避難所内の世話・業務の協力に関する事項
- （3） 罹災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力
- （4） 災害時要援護者（障害者、高齢者、児童等）に対する要援護実態調査及び移動、コミュニケーション支援・話し相手、慰問についての協力等
- （5） ボランティアに関する情報収集及び発信についての協力
- （6） 被災状況調査等災害対策業務全般についての協力

（要請）

第3条 甲は、この協定に基づく乙への要請は、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日、文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく救助等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

（ボランティアの養成）

第4条 乙は、平常時よりボランティアの研修又は講習を行い、また、ボランティアの受入、派遣等非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

（活動拠点）

第5条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等の活動は、乙の事務所等を拠点とするものとする。

（近隣団体との協力体制）

第6条 乙は、登録ボランティア以外のボランティアとの協力体制の確立を図るものとする。

（合同訓練）

第7条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（資器材等の確保）

第8条 乙は、災害時の復旧活動等に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の下に準備する

ものとする。

2 乙は、配備してある災害時等用の資器材については、配置場所、量及び管理者等を明記した文書を甲に提出しなければならない。

（関係機関等との協力体制）

第9条 乙は、災害時にどのように活動すべきか甲とともに関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

（費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は業務終了後、当該協力業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務に係る従事者の損害賠償は「ボランティア保険」によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険の加入金については、甲が支払うものとする。

（報告）

第12条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務については、甲に報告するものとする。

（業務期間）

第13条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務期間については、甲と乙の協議により判断する。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第15条 協定の有効期間は、平成17年3月29日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年3月29日

甲 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 社会福祉法人

調布市社会福祉協議会

代表者 会 長 恩 田 章 司

116 協定No.30 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（東京都立調布特別支援学校）

○障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、東京都立調布特別支援学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、介護を要する障害者等とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

付則 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定（平成17年3月29日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市調布ヶ丘1丁目1番地2
東京都立調布特別支援学校

校長 宮田 守

117 協定No.31 災害時における井戸の使用に関する協力協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院）

○災害時における井戸の使用に関する協力協定

調布市（以下「甲」という。）と東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙所有の井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協力協定は、災害時に乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し水の供給に関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により、第1条に掲げる要請に対して、医療活動に支障のない範囲で要請に協力するものとする。

（資機材等の備蓄）

第4条 甲は、災害時に給水活動を行うために必要な機材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を設置するものとする。ただし、甲が当該設備のために利用することのできる倉庫が存する場合にあっては、この限りではない。

2 前項に定める内容を実施及び維持管理するために係る費用は、全て甲の負担とする。

（用地の提供）

第5条 乙は、前条第1項の定めにより、甲が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第6条 乙は、自家発電用の燃料について、災害時にも確保できるように予め準備しておくものとする。また、乙の備蓄分を使いきった時点で、甲が補充するものとし、補充に係る費用は、全て甲の負担とする。

（協議）

第7条 この協力協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）

第8条 この協力協定は、平成18年9月1日から効力を有するものとする。この協力協定の成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成 18 年 8 月 31 日

調布市小島町 2 丁目 35 番地 1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

狛江市和泉本町四丁目 11 番 1 号

乙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院長 坂井 春男

118 協定No.32 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）

○災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書

三鷹市，府中市，調布市，小金井市，国立市（以下これらを「甲」という。）と東京多摩青果株式会社（以下「乙」という。）は，災害時に青果物の提供及び甲が避難場所として乙の管理する敷地の一部を利用することに関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は，甲の区域内で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において，甲が行う災害対策業務に対する乙の協力に関して，必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は，災害時における避難所開設や運営を行う地域住民及び従事職員等に対して，緊急に青果物を調達する必要があるときは，必要に応じて乙に対し，青果物の提供（運搬を含む。以下同じ。）及び災害時に市民の避難場所として，乙が定めた敷地の範囲内で，敷地の利用を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は，前条の規定による甲の要請を受けたときは，特別の理由がない限り，可能な範囲において，青果物の提供及び避難場所の敷地利用に協力するものとする。

（青果物の受領）

第4条 青果物の提供場所は，甲が指定するものとし，当該提供場所において甲が青果物の品目，個数等を確認のうえ，受け取るものとする。

（避難場所の利用の通知）

第5条 甲は，第2条の規定により乙が定めた敷地を避難場所として利用する場合は，事前に乙に対しその旨を口頭で通知し，事後に文書を提出するものとする。

2 甲は，避難場所の利用に緊急を要するときは，前項の規定にかかわらず，事前に通知することなく乙が定めた敷地を避難場所として利用できるものとする。ただし，この場合において，甲は，速やかに乙に利用した旨を通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により，乙が実施する青果物の提供に要した費用は，市が負担するものとする。

2 乙が甲に対して提供する青果物の価格は，災害発生前の一般市場の卸価格とする。

（費用の請求）

第7条 乙は，第3条に規定する協力業務が終了したときは，甲に対しその旨を報告し，青果物の提供に要した費用を請求するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については，甲

乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年10月23日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定（平成18年10月24日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
代表者 三鷹市長 清原 慶子

東京都府中市宮西町二丁目24番
府中市
代表者 府中市長 高野 律雄

東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長 稲葉 孝彦

東京都国立市富士見台二丁目47番の1
国立市
代表者 国立市長 佐藤 一夫

乙 東京都国立市谷保367番地
東京多摩青果株式会社
代表取締役社長 柏 武彦

青果物の内容及び避難場所	
青果物品名	バナナ, ジャガイモ, 玉ネギ 他
用 途	場 所
一時避難場所	東京都多摩青果株式会社 国立市場 国立市谷保 367 番地
1 青果物の提供できる内容は上記のとおりです。 2 避難場所として利用可能な場所は上記のとおりです。 平成 24 年 11 月 1 日 東京都国立市谷保 367 番地 東京多摩青果株式会社 代表取締役社長 柏 武彦	

119 協定No.33 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部）

○災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員及び調布市災害ボランティアセンターに登録された者（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用

は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年11月29日

調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

狛江市岩戸南2丁目18番1号

乙 東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部

代表者 支部長 山田 政宏

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部長 様

調布市災害対策本部長

調布市長

印

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業 務 内 容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備 考	

連絡先：調布市・調布市災害対策本部

課・班

担当者

電話 ()

FAX ()

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

調布市災害対策本部長

調布市長

様

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部

支部長

印

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希 望 実 施 日 時	年 月 日 ()	
実 施 場 所		
業 務 提 供 を 受 け た 人 数 及 び 業 務 別 内 訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
	3 顔剃り	人
業 務 提 供 者	住所	氏名
備 考		

担当者：

電話

()

○災害時における応急対策業務に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と調布市植木組合（以下「乙」という。）との間において、災害時の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、風水害、地震、その他の災害が発生した際に、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時における甲が必要とする応急対策用資機材の提供
 - （2）災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- （応援の要請）

第3条 甲は調布市内で災害が発生し、応急対策用資機材等の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明かにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする応急対策用資機材の種別、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者等
- （5）その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲から第3条の規定により応急対策用資機材等の要請があったときは、特別な理由がない限り、応急対策用資機材を甲に提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した応急対策用資機材の経費を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づいて、応急対策業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又死亡した場合の損害補償費は、「調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償するものとする。

（定めのない事項の処理）

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年2月14日から平成21年2月13日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までにそれぞれから申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所有する。

平成20年2月14日

調 布 市 長 長 友 貴 樹

調布市植木組合
組 合 長 浅 田 憲 一

121 協定No.35 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（有限会社調布清掃）

○災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、大規模災害発生時におけるし尿の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）について、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、甲は乙に対し、し尿の収集等を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を行う日時、場所、必要となるし尿収集車両の台数その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿の収集等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は、し尿の収集等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬委託費（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額とする。

（し尿収集車両の台数等の報告）

第5条 乙は甲の要請に対応することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 20 年3月 31 日までとする。ただし、同年3月 31 日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間延長するものとする。

2 前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第7条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保管する。

平成20年3月3日

甲 調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙 有限会社調布清掃

代表取締役 梶 原 良 介

122 協定No.36 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（株式会社吉野清掃）

○災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社吉野清掃（以下「乙」という。）との間において、大規模災害発生時におけるし尿の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）について、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、甲は乙に対し、し尿の収集等を要請するものとする。

2 前項の要請は原則として、し尿の収集等を行う日時、場所、必要となるし尿収集車両の台数その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿の収集等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は、し尿の収集等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬委託費（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額とする。

（し尿収集車両の台数等の報告）

第5条 乙は、甲の要請に対応することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、同年 3 月 31 日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとする。

2 前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第7条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保管する。

平成20年3月3日

甲 調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙 株式会社吉野清掃

代表取締役 吉 野 幸 雄

123 協定No.37 非常通信の運用に関する協定書（調布消防署）

○非常通信の運用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）及び東京消防庁調布消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲の職員が、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからもなんら申し出がないときは、この協定書は

更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年3月25日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

東京都調布市下石原1丁目16番地1

乙 東京消防庁調布消防署

代表者 調布消防署長 窪田 和弘

124 協定No.38 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設防災連 合会）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市（以下「甲」という。）と調布市建設防災連合会（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- (3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（協力の要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙が、前項により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（応急対策）

第4条 乙が、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費は、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（雑 則）

第11条 この協定は、平成20年11月5日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成20年11月5日

甲 調布市

代 表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市建設防災連合会

代 表 会 長 富 澤 貴

125 協定No.39 防災情報等の提供及び活用に関する協定書（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）

○防災情報等の提供及び活用に関する協定書

防災情報等の提供及び活用に関する協定書

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長（以下「甲」という。）と調布市長 長友 貴樹（以下「乙」という。）とは、関東広域ネットワークの公共情報通信基盤を利用した防災情報等の提供とその活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共情報通信基盤を接続することにより形成される関東広域ネットワークの情報通信網（以下「広域情報ネットワーク」という。）を活用し、防災情報及び河川情報等の情報交換を円滑に実施するために、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（施設の整備）

第2条 広域情報ネットワークの構築に必要な施設の整備については、甲及び乙が相互に協力して行うものとする。

（施設の維持管理及び修繕の区分範囲）

第3条 広域情報ネットワークに関する施設の維持管理及び修繕等は、別図の維持管理及び修繕等の区分範囲をもって、甲及び乙がそれぞれ維持管理及び修繕等を行うものとする。ただし、この区分範囲に限らず障害等を発見した場合は、速やかに該当管理者へ連絡を行うものとする。また、突発的な異常が生じた場合は、甲及び乙協議の上、協力して異常の改善に努めるものとする。

（情報の内容）

第4条 甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる防災情報及び河川情報等の情報とする。

2 甲及び乙は、それぞれに保有する情報について互いに提供を求めることができる。

3 提供を受けた情報は、それぞれの防災対策等に活用できるものとする。

ただし、外部（広域情報ネットワーク化されていない他の機関や第三者）への公開や譲渡及び提供を受けた情報等を二次活用する場合は、情報提供者の承諾を必要とするものとする。

4 甲及び乙は、新たな情報提供内容や手法等を開発するときは、相互に連携を取り、必要な協力及び助言等を行うものとする。

(意見交換)

第5条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供を受けた情報の活用状況や成果等について意見交換を行うこととする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを解決するものとする。

(有効期限)

第7条 この協議の有効期限は、平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから、本協定の改廃棄について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、以後も同様とする。

付則

- 1 この協定は、平成21年3月16日から効力を生ずる。
- 2 この協定の証として、本書2部を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目18番1号
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長 鈴木 研 司

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市 長 長 友 貴 樹

126 協定No.40 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）

○災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

調布市(以下「甲」という。)と東京都下水道局流域下水道本部(以下「乙」という。)とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

(事前対応)

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

(役割分担)

第3条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

(その他)

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

(有効期限)

第5条 この覚書の有効期限は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙いずれからこの覚書に改定について、期間満了の 1 か月前までに書面による申し出がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの 1 通を保有する。

平成 21 年 7 月 14 日

甲 調布市長 長友 貴樹

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 新田 洋平

127 協定No.41 災害時における応急対策の協力に関する協定書（東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、調布市内に風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急対策に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請に当たり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- (3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（応急対策）

第4条 乙は、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからもなんらの申出がないときは、1年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成22年2月3日

甲 調布市

代 表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部

代 表 支部長 唐 沢 俊 一

128 協定No.42 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市電設協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市電設協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、調布市内に風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急対策に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請に当たり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- (3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（応急対策）

第4条 乙は、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからもなんらの申出がないときは、1年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成22年2月3日

甲 調布市

代 表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市電設協同組合

代 表 理事長 畑 野 政 之

129 協定No.43 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（公益社団法人 東京都柔道整復師会武蔵野支部）

○災害時における応急救護活動の協力に関する協定書

調布市(以下「甲」とする。)と公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部（以下「乙」とする。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。なお、乙が救護所等において行う医療救護は、緊急医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

(1) 傷病者に対する医療救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 傷病者に対する医療救護に関する衛生材料等の提供

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用補償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する柔道整復師会の派遣に伴うものの経費は、甲が負担するものとする。

(1) 柔道整復師会の派遣に要する経費

(2) 柔道整復師会の救護活動等における衛生材料等

(3) 柔道整復師会が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は令和元年5月31日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

附則

災害時における応急救護活動の協力に関する協定（平成２２年２月８日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和元年５月３１日

甲 東京都調布市小島町２丁目３５番地１

調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都府中市美好町３丁目２６番地１２

公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部

代表者 支部長 佐 藤 雅 徳

130 協定No.44 特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 桐仁会）

○特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームかしわ園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市下石原3丁目44番地1

社会福祉法人 桐仁会

理事長 杉崎海陽

131 協定No.45 災害時における情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

○災害時における情報交換に関する協定

国土交通省（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 この協定は、調布市の地域について災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 甲及び乙の情報交換は、次のいずれかに該当した場合に実施するものとする。

- （1）調布市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）調布市災害対策本部が設置された場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次に掲げるところによる。

- （1）一般被害状況に関すること。
- （2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡口を明確にしておき、前項の規定による情報連絡員の派遣に必要な事項に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する他図等の資料の整備に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、甲が実施する業務に係る経費については甲が、乙が実施する業務に係る経費については乙が負担するものとし、相手方に請求しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が前項の規定により難いと認めた場合は、甲及び乙が協議し、各自の負担すべき額を決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙がそれぞれ記名・押印のうえ各1通を保有する。

平成23年6月1日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

代表者 国土交通省 関東地方整備局長 下保 修

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

132 協定No.46 大規模災害発生時における施設使用に関する協定（株式会社東京スタジアム）

○大規模災害発生時における施設使用に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と、株式会社東京スタジアム（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の管理する施設の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、調布市の地域について地震・風水害等の災害が発生した場合において、甲が実施する応急対応活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲に対して行う協力内容は次のとおりとする。ただし、乙の営業や災害後の営業再開に向けた準備等の支障にならない期間での協力とする。

- (1) 援助物資等の集積又は集配場所としての支援
- (2) 前項のほか、甲及び乙が協議して定める事項

（使用施設）

第3条 乙が甲に一時的に使用させる施設は、別図のうち、800 m²の範囲とする。

（協力要請）

第4条 甲は乙に前条に規定する協力を要請する場合は、事前に文書で協力を要請するものとする。

2 甲は、協力の要請に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、口頭にて要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は乙に対して事後において文書により要請を行うものとする。

（協力）

第5条 乙は甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。

（人員の確保）

第6条 乙が甲に一時的に施設を使用させる場合、一時使用する施設の管理等に要する人員については甲が必要な人数を確保し配置する。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき、甲が一時使用した施設の利用率については、乙は甲に負担を求めないものとする。その他の費用については甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協議）

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙がそれぞれ記名・押印のうえ各1通を保有する。

平成24年9月1日

甲) 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

代表者 調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙) 東京都調布市西町376番地3

株式会社東京スタジアム

代表者 代表取締役社長 山 本 洋 一

133 協定No.47 至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム)

○至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームを「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「至誠ホーム調布若葉ケアセンター」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成24年11月9日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 立川市錦町6丁目28番地15

社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム

ホーム長 橋 本 正 明

134 協定No.48 災害時における動物救護活動に関する協定書（公益社団法人 東京都獣医師会多摩東支部）

○災害時における動物救護活動に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部（以下「乙」という。）とは、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画等に基づき、地震、風水害等の災害時において甲が実施する動物などの保護対策及び救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、被災地域内の人に飼育されている犬、猫、小鳥その他の小動物（以下「被災動物」という。）とする。ただし、人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれのある動物は除く。

（協力内容）

第3条 乙の協力内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所等における被災動物の保護及び管理に関すること。
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関すること。
- (3) その他必要な災害応急業務に関すること。
- (4) 被災動物に関する情報提供に関すること。
- (5) 飼い主不明、若しくは放し飼い状態の動物の保護に関すること。
- (6) 協力業務に必要な医薬品、ペットフード等の備蓄及び調達に関すること。
- (7) 東京都獣医師会、動物愛護団体との連絡調整に関すること。

（協力要請）

第4条 甲は、活動を実施する必要が生じた場合には、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項に定める甲の要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な理由のない限り、可能な範囲において甲の実施する活動に協力するものとする。

（平常時の対応等）

第6条 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する愛護動物の災害対策に対して適切な助言、指導を行うものとする。

3 甲及び乙は、平常時から災害時の対応について飼い主への啓発に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。ただし、乙が当該活動において携行した医薬品等を使用した場合は、その実費については甲が負担するものとする。

（損害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、次に掲げる場合を除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）」の規定を準用して、補償するものとする。

(1) 当該乙の会員の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合

2 第4条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

（活動の終了）

第9条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

（訓練への参加）

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

（協議）

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第12条 この協定の期間は、協定締結日から平成 26 年2月4日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹 印

乙 東京都国分寺市東元町1丁目38番47号

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 木 村 譲 印

135 協定No.49 災害時における消防支援活動等に関する協定書（調布市消防団OB会）

○災害時における消防支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市消防団OB会（以下「乙」という。）は、災害時における消防支援活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で発生した地震、その他の災害（以下「災害等」という。）において、甲が行なう消防活動等に対し、乙が行なう消防支援活動等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の参集）

第2条 乙は、災害等が発生した場合には、自らの安全と家族等の安全を確認、確保した上で参集すること。

2 乙は、調布市消防団機械器具置場、災害現場又は避難所等に参集する。

（支援内容）

第3条 乙が支援する消防支援活動等の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 消火活動の支援
- (2) 救出・救助活動の支援
- (3) 応急救護活動の支援
- (4) 情報収集活動
- (5) その他甲が要請する支援活動等

（協力要請）

第4条 甲は、調布市内で災害が発生し、消防支援活動等の要請の必要がある場合は、乙に対して、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭等により支援要請を行うことができるものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合において、やむを得ず前項の規定による甲の要請を待たずに前条に規定する消防支援活動等を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（消防支援活動等の指揮）

第5条 乙は、第3条に規定する消防支援活動等を実施するときは、甲及び調布市消防団の指揮により活動するものとする。

（連絡及び協力体制等）

第6条 甲と乙は、緊急時の連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が第3条に規定する消防支援活動等に要した経費は、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 車輛、機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

(経費の請求)

第8条 乙は、第3条に規定する消防支援活動等が終了したときは、速やかに消防支援活動等の報告を行なうとともに、その活動に要した消耗品等の費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに、消耗品等の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、第3条に規定する消防支援活動等に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の例により、これを補償するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月18日

(甲) 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 調布市消防団OB会

代表者 会 長 小 川 一 洋

136 協定№50 特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 常盤会)

○特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人常盤会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームときわぎ国領」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成25年2月18日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年2月18日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922-1

社会福祉法人 常 盤 会

理 事 長 丹 下 芳 典

137 協定No.51 災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定（日本郵船株式会社）

○災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定

調布市を甲とし、日本郵船株式会社を乙として、甲乙間において、災害時に日本郵船飛田給体育場の一部を避難所として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に日本郵船飛田給体育場（調布市飛田給一丁目 54 番地1，以下「体育場」という。）の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、体育場の一部に避難所を開設する必要性が生じた場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、体育場のグラウンド部分（別紙青線囲み部分。以下「対象地」という。）に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、対象地に避難所を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書若しくは口頭により通知するものとする。

2 前項の規定に拘わらず、避難所の開設に緊急を要する場合は、甲は、事前に乙に通知することなく対象地に避難所を開設することができるものとする。この場合において、甲は、避難所を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

（例外措置）

第4条 甲は、災害の規模・機関等に鑑み、対象地に加え、体育場内のその他の部分にも避難所を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。この場合においては、甲は、当該避難所を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

2 避難所若しくは避難所の運営によって体育場の施設等に損害が生じた場合は、甲の負担により原状に復するものとする。

(資機材の準備)

第7条 甲は、避難所の開設に必要な資機材等をあらかじめ準備するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設時期を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所としての利用を終了する際には、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した体育場の施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年6月13日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年6月12日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社
代表者 代表取締役社長 工 藤 泰 三

138 協定No.52 災害時における緊急医療救護所に関する協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院，狛江市）

○災害時における緊急医療救護所に関する協定

狛江市（以下「甲」という），調布市（以下「乙」という。），東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）との間において，災害時における緊急医療救護所の開設等に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，地震，風水害，その他の災害等が発生した，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において，丙が災害拠点病院として医療活動を実施する際，丙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して，緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定における緊急医療救護所とは，災害時等において丙の災害拠点病院としての機能を維持するため，傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は，次のとおりとする。

所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

名称 東京慈恵会医科大学附属第三病院，慈恵第三看護専門学校，
医学部医学科，医学部看護学科

（協力要請）

第4条 災害時等に，緊急医療救護所を開設する必要があるときは，甲及び乙は，丙に対し協力を要請する。ただし，丙は，災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは，自主的な判断に基づき，緊急医療救護所を開設することができる。この場合，丙は速やかに甲乙へ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する協力要請の目的を達するため，甲乙丙は互いに緊急時の連絡先を報告し，随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲乙丙は，あらかじめ協力内容について互いに協議し，協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合，互いに報告するものとする。

(災害発生時の対応)

第7条 丙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲乙に対して施設等を提供するものとする。

2 丙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲乙と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

(訓練等)

第8条 丙が、緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙丙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1

調布市長 長友貴樹

丙 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

東京慈恵会医科大学附属第三病院
院長 谷口郁夫

139 協定No.53 旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人 大泉旭出学園）

○旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし、社会福祉法人大泉旭出学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「旭出調布福祉作業所」（調布市小島町3丁目26番地1）の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者（家族等を含む）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成26年2月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年2月28日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 練馬区東大泉7丁目21-32
社会福祉法人 大泉旭出学園
理事長 浅井 浩

140 協定No.54 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書（東京都美容生活衛生同業組合調布支部）

○災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都美容生活衛生同業組合調布支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する美容店の従業員とする。

（業務を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により美容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第5条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、美容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第6条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、美容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付

のうえ甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。
(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

- 3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。
(資料提供及び組合員名簿の提出)

第10条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年 3月11日

甲 調布市

調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都美容生活衛生同業組合調布支部

世田谷区喜多見7丁目25番17号

支部長 小 川 知 明

141 協定No.55 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人金龍寺）

○災害時における施設利用に関する協定書

調布市を甲とし、宗教法人金龍寺（以下「金龍寺」という。）を乙として、甲乙間において、災害時に金龍寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に金龍寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、金龍寺の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、金龍寺の一部を一時滞在施設として利用することができる。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、斎場（大雲閣）及び駐車場とする。

（開設の通知）

第4条 甲は、一時滞在施設を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話若しくは口頭により連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え、金龍寺のその他の部分にも一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙は、乙の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内及び屋外スペースの提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品等の貸与

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙若しくは乙への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

- 2 乙が、第7条に定める協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成26年3月19日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘二丁目14番地1
宗教法人金龍寺
代表役員 小 林 公 人

142 協定No.56 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定（公益社団法人東京都助産師会調布地区分会）

○災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会調布地区分会（以下「乙」という。）は、震災、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における妊産婦及び乳児の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う災害応急・復旧活動における妊産婦及び乳児への支援活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、妊産婦及び乳児に対して支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対して乙の会員である助産師の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに助産師複数名をもって派遣班を編成し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

3 甲の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面をもって処理するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、甲からの要請に基づき、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める助産師の業務の範囲において、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 医療救護所等における妊産婦及び乳児に対する応急救護活動
- (2) 甲が指定する避難所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面の支援活動
- (3) 医療機関等への搬送が困難な妊産婦及び乳児への必要な処置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲若しくは甲が指定する者が行うものとする。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が行う防災訓練等に参加し必要な協力を行うものとする。

（実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費。この場合において、実費弁償の額は東京都と公益社団法人東京都医師会が締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の看護師の単価を準用する。
- (2) 第3条各号に掲げる業務で使用した医療品等の実費

（費用の請求）

第7条 乙は、第3条に定める協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条に係る経費の明細書を作成して、費用を請求するものとする。

（損害補償）

第8条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

付則 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定（平成26年4月1日締結）は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 公益社団法人東京都助産師会調布地区分会

地区分会長 菅 野 紀 代 美

143 協定No.57 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社アーク・システム）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社アーク・システム（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）使用する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）発電機

（2）照明機器

（3）その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により

負傷，若しくは疾病，又は死亡した場合は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし，同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき，又は第三者から損害賠償を受けたときは，これらの価格の限度において，甲は損害賠償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は，甲の要請に基づき，甲が行う防災訓練に対し，必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に当たって，甲及び乙は，連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は，協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし，期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは，当該期間は，1年間延長されたものとみなし，以降この例によるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは，甲及び乙は，協議してこれを定める。

この協定締結を証するため，甲と乙とは本協定書を2通作成し，それぞれ記名押印のうえ，その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市富士見町4丁目25番地11
株式会社 アーク・システム
代表取締役 武 藤 光 哉

144 協定No.58 災害時における物資の供給に関する協定（田中運輸リース株式会社）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と田中運輸リース株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）使用する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）トイレ

（2）ハウス

（3）発電機

（4）照明機器

（5）冷暖房機器

（6）重機

（7）その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市
調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙 大田区上池台1丁目14番6号
富士プラザビル2階
田中運輸リース 株式会社
代表取締役社長 猪 股 泰太郎

145 協定No.59 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社東リース調布営業所）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社東リース調布営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）使用する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）トイレ

（2）ハウス

（3）発電機

（4）照明機器

（5）冷暖房機器

（6）重機

（7）その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議これを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市富士見町4丁目29番地15
株式会社 東リース
調布営業所長 大久保 薫 趣

146 協定No.60 防災用品のあっせんに関する協定（社会福祉法人東京コロニー）

○防災用品のあっせんに関する協定

調布市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚と防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品を斡旋することを目的とする。

（あっせん事業の実施方法及び実施期間）

第2条 あっせん方法は、パンフレットによるあっせんとし、実施期間は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（あっせんの品目及びあっせんの価格）

第3条 あっせん品目及び価格

甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し周知する。

（乙の責務）

第5条 あっせん事業における乙の責務は次のとおりとする。

(1) 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行うこと。

(2) 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、申込者へ宅配する。なお、配送は調布市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。

(3) 乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行すること。

(4) 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告すること。

(5) 申込者の個人情報について、乙は調布市個人情報保護条例を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第6条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの解約の申出がないときには、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第8条 第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を解除することができる。

(1) 防災用品のあっせん事業の必要性が失われたとき。

(2) その他、特別な理由と認められる事由が発生したとき。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年6月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都葛飾区金町2-8-20
社会福祉法人 東京コロニー
代表者 理 事 鬼 頭 克 介

147 協定No.61 避難標識設置に関する協定（NPO 法人都市環境標識協会・株式会社トーコン）

○避難標識設置に関する協定

調布市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人都市環境標識協会（以下「乙」という）及び株式会社トーコン（以下「丙」という）とは、避難標識等の設置事業の実施について互に合意したので、ここに協定を締結する。

（事業趣旨）

第 1 条 甲の防災計画に基づく標識事業に関し、大災害発生時における住民・外来者等の避難場所への避難を迅速且つ円滑にするための避難関連標識の設置を行うものとし、且つ将来の総合情報受信標識整備のための官民協働事業として、甲、乙、丙は取り組むものとする。

（費用負担）

第 2 条 標識の製作、設置、保守、維持管理及び更新等に関わる費用は、甲の支援の基に、主として乙、丙の活動による民間企業等の地域貢献協賛資金及び補助金、助成金、交付金、寄付金、PFI 事業手法等をもって行うものとする。

（設置場所）

第 3 条 標識の設置場所は、甲と乙及び丙の協議に基づき関連行政機関の指導のもとに決定するものとする。甲の要望により乙、丙が設置計画案の作成等の作業を行う場合、甲は乙、丙に地図等の関連資料の提供を行うものとする。

（申請手続）

第 4 条 申請地の地下埋設物の調査及び図化、標識の設置に関わる道路占用許可・道路使用許可・屋外広告物許可等の申請は、避難場所案内標識板については甲、乙、丙、協賛板は乙、丙の名の基に行うものとする。但し、これらの申請書の作成、事務手続き等は乙、丙が行うものとする。

（免除）

第 5 条 甲は、標識設置に関わる道路占用料を免除するものとする。

（期間）

第 6 条 各標識の設置期間は、本協定第 12 条（本協定の解除）の適用が行われる期間とする。

（事業の周知）

第 7 条 甲は、地域住民・協賛者に対して乙、丙との協働事業の周知を図るため、甲の広報等に掲載し、更に協賛活動の促進と円滑な展開を図るため趣意書を発行し協賛者に協力の呼びかけを行うものとする。又、甲は、協賛者に感謝状を贈呈する。

（管理確認）

第 8 条 設置した標識の管理状況の確認は甲、乙、丙が共同で行うものとする。

甲、乙、丙、何れかが、標識の破損・汚れ・錆び・倒壊等を確認したときには相手方に連絡し合い、乙、丙、において速やかに対策を講じるものとする。

（仕様）

第 9 条 標識の表示面は、全国統一デザインで行うが、甲の意見も採用したデザインとする。又、協賛者の表示面は公序良俗にふさわしいものとし、甲の許容範囲内のものとする。

（標識の帰属）

第 10 条 設置された標識は、甲の住民及び来訪者の防災計画に基づく事業であることに鑑み、その所有権を設置時以降及び本協定の解除後も甲に帰属するものとする。但し、協賛者の協賛者との契約行為、標識全体の維持管理等については、乙、丙の責任で行うものとする。

（損害賠償）

第 11 条 乙、丙は、標識に関わる事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

（本協定の解除）

第 12 条 甲の相当な期間を設けた催促にも関わらず乙、丙が本協定を履行しない場合、甲は書面による勧告のうえ、一定の期間経過後、本協定を解除出来るものとする。

（協議）

第 13 条 本協定に定めのない事項又は、協定の履行に疑義が生じた場合は、関係法令、一般慣習に従い甲、乙、丙、誠意を以って協議し、その解決を図るものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙、丙、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成26年10月15日

甲：調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙：東京都武蔵野市西久保1-38-5
NPO法人都市環境標識協会
代表理事 小 関 長一郎

丙：ソーラー照明標識使用許可取得者
(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター認定)
東京都立川市富士見町7-33-28
株式会社トーコン
代表取締役 小 関 長一郎

148 協定No.62 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人光源寺）

○災害時における施設利用に関する協定書

調布市を甲とし、宗教法人光源寺（以下「光源寺」という。）を乙として、甲乙間において、災害時に光源寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に光源寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、光源寺の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、光源寺の一部を一時滞在施設として利用することができる。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、1階居室及び2階和室とする。

（開設の通知）

第4条 甲は、一時滞在施設を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話若しくは口頭により連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え、光源寺のその他の部分にも一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙は、乙の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内スペースの提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品等の貸与

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙若しくは乙への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

- 2 乙が、第7条に定める協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成26年11月19日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月25日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘二丁目14番地1

宗教法人光源寺

代表役員 佐 々 木 瑞 恵

149 協定No.63 特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人寿真会)

○特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 寿真会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームらくえん深大寺」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成26年12月12日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年12月12日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 調布市佐須町1丁目26番地1

社会福祉法人 寿 真 会

理 事 長 相 馬 健 治

150 協定No.64 災害時における避難所運営への協力に関する協定（調布ビル管理協同組合）

○災害時における避難所運営への協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布ビル管理協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における施設清掃
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

- （1）協力の期間
- （2）協力を実施する場所
- （3）協力の内容
- （4）その他必要な事項

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、協力報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が業務を提供するために要した薬剤等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第8条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（事業所名、所在、連絡先及び担当者が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年2月18日

甲 調布市

調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布ビル管理協同組合

調布市富士見町1丁目8番地56

理事長 福 谷 範 雄

151 協定No.65 調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定（東京瓦斯株式会社西部支店）

○調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙の依頼に基づく調布市防災行政無線、防災・安全情報メール、その他市所有の広報ツール等（以下「調布市緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給について、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が発生するおそれがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が調布市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、ガスの安全に関わる事象が発生した場合は、甲に対して調布市緊急速報発信ツール等による情報発信の依頼（以下「発信の依頼」という。）を行うものとする。
2 前項に定めるもののほか、発信の依頼に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ「調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する運用要領」に定める。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく発信の依頼を受けたときは、調布市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2 甲は、前項に規定する発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
3 前各項に定めるもののほか、発信の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、発信の依頼及び発信の実施に関する連絡を確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡責任者を置くこととする。
2 前項の連絡責任者及びその職務は、別に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 3月30日

調布市小島町二丁目35番地1
甲 調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

東京都杉並区西荻北五丁目8番地22号
乙 東京瓦斯株式会社 西部支店
代表者 支店長 伊 藤 麻 紀 子

152 協定No.66 災害時における施設利用に関する協定（社会福祉法人東京かたばみ会）

○特別養護老人ホーム調布八雲苑及び小規模特別養護老人ホーム神代の杜の避難所施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし、社会福祉法人東京かたばみ会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム調布八雲苑」及び「小規模特別養護老人ホーム神代の杜」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要が生じた場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成27年7月8日から平成28年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年7月8日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市八雲台1丁目5番地5

社会福祉法人 東京かたばみ会

理事長 時崎謙

153 協定No.67 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

○災害に係る情報発信等に関する協定

調布市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、調布市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、調布市が調布市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ調布市の行政機能の低下を軽減させるため、調布市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、調布市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、調布市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、調布市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 調布市が、調布市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 調布市が、調布市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 調布市が、災害発生時の調布市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 調布市が、調布市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて調布市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 調布市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、調布市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく調布市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、調布市から提供を受ける情報について、調布市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、調布市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、調布市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、調布市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 7月14日

調布市：調布市小島町2丁目35番地1
調布市長 長 友 貴 樹

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

154 協定No.68 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）

○広告付避難場所等電柱看板に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、調布市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 看板

乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2） 広告主

本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1） この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2） 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3） 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4） 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5） 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2） 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。

- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年9月10日

甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番地7
東電タウンプランニング株式会社
多摩総支社長 望 月 優

155 協定No.69 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社調布支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社 調布支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を

講ずるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（損害補償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（委任）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都府中市西原町1丁目5番地の1
アルフレッサ株式会社 調布支店
支店長 近 藤 健 司

156 協定No.70 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社三鷹営業所）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都三鷹市野崎1丁目22番22号
酒井薬品株式会社 三鷹営業所
所 長 下 川 成 昭

157 協定No.71 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社スズケン府中第一支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン府中第一支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（損害補償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（委任）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（期限）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都府中市四谷六丁目13番地の10
株式会社スズケン府中第一支店
支店長 本城弘一

158 協定No.72 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社 立川・府中営業所）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社 立川・府中営業所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都府中市美好町1丁目38番地4
東邦薬品株式会社 立川・府中営業所
所 長 高 梨 正 行

159 協定No.73 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社バイタルネット東京支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット東京支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都世田谷区弦巻1丁目1番地12
株式会社バイタルネット東京支店
支店長 高松伸一

160 協定No.74 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（損害補償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（委任）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都府中市白糸台3丁目36番地8
株式会社メディセオ

取締役副社長 東京支社長 嶋 路 博 昭

161 協定No.75 岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定（岐阜市）

○岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び調布市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援の原則）

第1条 協定市は、そのいずれかの市域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の求めに応じて必要な応援を実施するものとする。

2 前項により応援を行う場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の過剰な負担とならない範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時的な受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市は、次に掲げる事項について明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 災害による被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、機材又は車両等の品目、規格及び数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4） 応援期間
- （5） 応援の実施場所
- （6） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入れを求める被災者世帯の状況及び数
- （7） 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援市は、応援の求めを受けたときは直ちに可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 応援市は、災害が大規模で、かつ通信が途絶して被災市と連絡が取れない場合には、自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（応援職員に対する指揮権）

第5条 応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）は、被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1） 応援に要する経費は、被災市が負担することを原則とする。
- （2） 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。
- （3） 前2号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

（災害補償等）

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、応援市の負担により行うものとする。ただし、負傷等の原因が被災市の過失にある場合は、この限りでない。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（情報等の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（補則）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年1月20日から施行する。

平成28年1月20日

岐阜県岐阜市

代表者 岐阜市長 細 江 茂 光

東京都調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

162 協定No.76 富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定（富山市）

○富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定

富山市及び調布市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災児童、生徒等の一時受け入れ
- （7）ホームページの代理掲載などの災害時の情報発信協力
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当者部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （7）前条第6号に掲げる一時受け入れを要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生し

たときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報等の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年1月21日から施行する。

平成28年1月21日

富山市

代表者 富山市長 森 雅 志

調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

163 協定№77 特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 桐仁会)

○特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームちょうふ花園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成28年3月1日から平成29年2月28日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市下石原3丁目44番地1
社会福祉法人 桐仁会
理事長 杉崎海陽

164 協定No.78 災害時における協力体制に関する覚書（白百合女子大学）

○災害時における協力体制に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と白百合女子大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、市民（市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。）の安全確保を図るために甲及び乙の協力体制についての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所を開設する必要が生じた場合、乙の指定する大学施設の一部の提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ指定する避難所等への避難が困難な特別な配慮を必要とする妊産婦、乳幼児を連れた女性等の短期避難施設としての使用に限る。）を依頼することができる。
- (2) 乙の大学施設内にある井戸水を、飲料水又は生活用水として周辺住民への提供を依頼することができる。
- (3) 市内被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣を依頼することができる。

（協力の依頼）

第3条 甲が前に掲げる協力を依頼する場合は、大学施設等の状況を確認し、乙と協議のうえ、口頭又は文書で通知する。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力の依頼を受けた場合は、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該協力の依頼に応じられない場合は、この限りではない。その可否は学長が判断するものとする。

（避難者の誘導）

第5条 避難者等の誘導は、甲の責任において行う。

2 避難者等の誘導について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担する。

（避難所の開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生後3日以降から10日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用延長できるものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

（避難所の閉鎖）

第10条 避難所の使用を終了し、閉鎖する場合には、甲は、その施設をすみやかに原状に回復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 避難所利用者の移動や退出について、甲は責任をもって行う。

（備蓄物資）

第11条 避難所利用者用物資の備蓄及び管理は、甲の責任において行う。

（情報提供）

第12条 甲は、乙の大学施設内に通信機器を置くなど、災害時の情報提供に努めるものとする。

（訓練）

第13条 乙は、甲から依頼があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（有効期間）

第14条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、同一の内容をもって1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この覚書に疑義の生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年 3月 2日

甲 調布市長 長 友 貴 樹

乙 白百合女子大学
学 長 山 内 宏 太 郎

165 協定No.79 遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定（遠野市）

○調布市及び遠野市災害時相互応援に関する協定

調布市及び遠野市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者を一時収容するための施設の提供
- （6） 被災児童、生徒等の一時受け入れ
- （7） ホームページの代理掲載などの災害時の情報発信協力
- （8） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （7） 前条第6号に掲げる一時受け入れを要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （8） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（情報等の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名捺印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年3月12日から施行する。

平成28年3月12日

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

遠野市

遠野市長 本 田 敏 秋

166 協定No.80 災害時における施設利用に関する協定（株式会社京王閣，東京都十一市競輪事業組合）

○災害時における施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし，株式会社京王閣を「乙」とし，東京都十一市競輪事業組合を「丙」として，災害時に乙の所有管理する京王閣の施設（以下「施設」という。）の一部を近隣住民若しくは，帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を，次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は，甲が災害時に施設の一部を近隣住民若しくは，帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて，必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は，大規模な災害発生等の理由により，施設の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は，開設に必要な職員を配置したうえで，当該施設を利用することができる。

2 乙は，競輪等の開催中における災害状況等により，丙の要請に基づき緊急を要すると判断した場合には，甲からの要請を待たずに，一時滞在施設を開設することができるものとし，開設後，直ちに甲に報告するものとする。

なお，その場合には，入場者数を勘案し丙と協議のうえ，他の帰宅困難者の受け入れが可能かを判断し，甲に通知する。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は，乙が指定する範囲とする。

（開設の通知等）

第4条 甲は，一時滞在施設の開設を要請する場合は乙に連絡し，協議のうえ，受入れの判断をする。協議決定後，事前にその旨を乙に対して文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は，甲は，電話若しくは口頭により乙に連絡し，開設するものとする。この場合において，甲は，一時滞在施設を開設した後速やかに，乙に対し，その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は，災害の規模・期間等に鑑み，第3条に定める範囲に加え，施設のその他の部分にも，一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは，事前に乙及び丙の承認を得たうえで，これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は，甲の責任において行うものとする。

2 乙及び丙は，甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

（乙及び丙の協力内容）

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙及び丙は、双方の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- （1） 屋内スペースの提供（別図のとおり）
- （2） 水道水の提供
- （3） トイレの利用
- （4） その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品の貸与

（費用負担）

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲の要請により、乙及び丙が行った業務に従事、若しくは協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において、損害賠償の責めを免れるものとする。

- 2 乙及び丙が、第6条2項及び第7条に定める協力を行う際に、従事者に故意又は重大な過失がない場合、発生した損害の責任は、乙及び丙に及ばない。

（開設期間）

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

（一時滞在施設の終了）

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙丙が協議し合意に至った場合、更に1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については
甲乙丙が協議して定めるものとする。

甲乙丙は、この協定を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市多摩川四丁目31番地1
株式会社京王閣
代表取締役社長 遠 藤 篤 子

丙 東京都調布市多摩川四丁目31番地1

東京都十一市競輪事業組合

管理者 長 友 貴 樹

167 協定No.81 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、調布市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、調布市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意

をもって協議し解決に努めるものとする。

以上，本協定の成立を証するため，本書2通を作成し，甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年9月16日

甲) 調布市小島町2丁目35番1号
調布市長 長友 貴樹

乙) 東京都千代田区西神田1丁目1番1号
オフィス21ビル8階
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 園田 孝司

168 協定No.82 災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定（内外サービス株式会社）

○災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と内外サービス株式会社（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における下水道施設の清掃及び調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙の間に災害時における下水道施設の清掃及び調査（以下「清掃等」という。）に関する、協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し下水道施設の清掃等が必要となった時は、甲は乙に対し、下水道施設の清掃等を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機器等を出動させ、清掃等に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は下水道施設の清掃等を行う日時、場所、必要となる高圧洗浄車、テレビカメラ車、吸引車等の必要となる台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、下水道施設の清掃等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、下水道施設の清掃等を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、清掃等の活動終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、下水道施設の調査等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における下水道管渠清掃委託（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額をいう。

（経費の請求）

第6条 乙は、清掃等に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 清掃等の活動に伴い、第3者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（清掃機器等の報告）

第8条 乙は、甲の要請に対応する事のできる高圧洗浄車等の機器その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は平成29年3月31日までとする。ただし、同年3月24日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（雑則）

第11条 この協定は、平成29年1月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑨

乙 内外サービス株式会社
代表取締役 中 島 茂 雄 ⑨

169 協定No.83 災害時における石油燃料の供給協力に関する協定（市内ガソリンスタンド5事業者）

○災害時における石油燃料の供給協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と別記に示す事業者（以下「乙」という。）とは、災害時における石油燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙から石油燃料の供給の協力を受けるために必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、調布市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命、身体、財産及び生活の維持のために必要な活動を実施するため、石油燃料（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の確保が必要である場合に、乙に対し石油燃料の供給の協力を要請するものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条に基づく要請を行う場合には、乙に対し別紙の石油燃料供給活動要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する対応）

第4条 乙は、甲からの要請に対し、自己事業所等の被害の程度、石油燃料のタンク残量等から判断し、可能な範囲で石油燃料の供給を行うものとする。

（供給の方法等）

第5条 石油燃料の供給は乙の事業所において行うことを原則とする。ただし、必要に応じて甲が乙に対して供給場所の変更及び石油燃料の当該場所までの運搬を要請し、乙が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、石油燃料の供給作業を行う際には、甲の職員を立会わせなければならない。

3 前項において、調布市消防団所属車両（緊急車として走行可能なものに限る。）への給油の場合は、職員を消防団員と読替える。

4 乙は、甲に対する石油燃料の供給にあたり、一般顧客との混乱等を防ぐため、甲に対して前第2項及び第3項に規定する者とは別に、整理誘導員の派遣を求めることができるものとする。

（経費の負担等）

第6条 乙が協力に要した費用については、供給した石油燃料調達時の実勢価格等を基準として、甲乙が別途協議して決定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、甲に対して、前条で決定した価格に基づき費用を請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、乙から費用の請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議し決定する。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも締結解除の申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を甲乙全者と同数作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成29年2月1日

甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市下石原一丁目9番地1
関東礦油株式会社
セルフ調布インターSS
店 長 佐々木 誠

調布市深大寺東町六丁目37番地8
関東燃料株式会社
深大寺サービスステーション
マネージャー 石 井 芳 郎

調布市小島町三丁目72番地1
斉藤石油株式会社
代表取締役 斉 藤 哲 雄

調布市下石原三丁目59番地2
日之出石油販売株式会社
昭和シェル 調布SS
エリアマネージャー 山 田 仁

調布市調布ヶ丘二丁目1番地1
ヤマヒロ株式会社
AOS事業部セルフ調布ヶ丘SS
店 長 加 藤 淳 也

170 協定No.84 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（合同会社 太陽サービス）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、合同会社 太陽サービス を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協力体制）

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 〒206-0811
東京都稲城市押立474番地番地5号
合同会社 太陽サービス
代表社員 関 口 俊 和

171 協定No.85 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（シマノ介護タクシー）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、シマノ介護タクシーを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都武蔵野市境南町4-16-19
テラスサカエ102
シマノ介護タクシー
代 表 島 野 高 広

172 協定No.86 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社シティリファイン）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、株式会社シティリファインを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協力体制）

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年 ３月２３日

甲 東京都調布市小島町二丁目３５番地１
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 〒182-0006
東京都調布市西つつじヶ丘２丁目１３番地６
るんびに苑１０４
株式会社 シティリファイン
代表取締役 一 志 浩 平

173 協定No.87 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（日本交通立川株式会社）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、日本交通立川株式会社を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月23日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 日本交通立川株式会社
東京都立川市富士見町6丁目48番地25号
代表取締役 若 林 泰 治

174 協定No.88 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（山田福祉タクシー）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、山田福祉タクシーを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協力体制）

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年 ３月２３日

甲 東京都調布市小島町二丁目３５番地１
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都調布市深大寺東町１－２０－６
山 田 福 祉 タ ク シ ー
山 田 春 義

175 協定No.89 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人武蔵野コアラ）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、特定非営利法人 武蔵野コアラ を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年 ３月２６日

甲 東京都調布市小島町二丁目３５番地１
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 〒１８２-００１ 東京都調布市深大寺北町
１丁目３４番地１４
特定非営利法人 武蔵野 コアラ
理事長 相 田 和 郎

176 協定No.90 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社レクトン）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社レクトン（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第3者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

（協議事項）

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（準用規定）

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
深大寺小学校	東京都調布市深大寺元町5-16-21

平成29年3月28日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑨

乙 株式会社レクトン
代表取締役 岩 見 竜 作 ⑨

177 協定No.91 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東洋食品）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社東洋食品（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第3者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
富士見台小学校	東京都調布市小島町3-20-1
多摩川小学校	東京都調布市多摩川3-21-1
緑ヶ丘小学校	東京都調布市緑ヶ丘2-16-1
布田小学校	東京都調布市染地1-1-85

平成29年3月28日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑨

乙 株式会社東洋食品
代表取締役 荻久保 英男 ⑨

178 協定No.92 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社メフォス）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社メフォス（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第3者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

（協議事項）

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（準用規定）

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
染地小学校	東京都調布市染地3-1-81
国領小学校	東京都調布市国領町8-1-55

平成29年3月28日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑨

乙 株式会社メフォス
代表取締役 西 村 博 夫 ⑨

179 協定No.93 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社 全国介護タクシー協会関東本部）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、株式会社全国介護タクシー協会関東本部を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協力体制）

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、

以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 〒110-0012 東京都台東区竜泉1-13-6
ISビル2階
株式会社 全国介護タクシー協会
関東支部
代表取締役 中岡和夫

180 協定No.94 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社双葉資材）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、株式会社双葉資材を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、

以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都世田谷区玉川2丁目10番15号
株式会社 双 葉 資 材
代表取締役 山 口 昌 弘

181 協定No.95 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（狛江市・NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン）

○災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、狛江市（以下「乙」という。なお、甲と乙をあわせて以下「甲ら」ということがある。）及びNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲らのいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における丙による支援活動及び平時における甲乙丙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 甲らのいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、丙は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（搜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲らへの提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲らへの提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙丙における協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

2 丙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲らは、平常時から可能な範囲で丙に協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定する丙への協力を行うにあたり、甲及び乙は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、丙が負担するものとする。

2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲	東京都調布市小島町2丁目35番地1 調布市長 長友貴樹
乙	東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号 狛江市長 高橋都彦
丙	東京都調布市国領町3丁目4番地41 NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン 理事長 古橋大地

182 協定No.96 多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定（東京都，多摩29市町村，公益財団法人 東京都都市づくり公社，下水道メンテナンス協同組合）

○多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。），ハ王子市（以下「乙1」という。），立川市（以下「乙2」という。），武蔵野市（以下「乙3」という。），三鷹市（以下「乙4」という。），青梅市（以下「乙5」という。），昭島市（以下「乙6」という。），調布市（以下「乙7」という。），町田市（以下「乙8」という。），小金井市（以下「乙9」という。），小平市（以下「乙10」という。），日野市（以下「乙11」という。），東村山市（以下「乙12」という。），国分寺市（以下「乙13」という。），国立市（以下「乙14」という。），福生市（以下「乙15」という。），狛江市（以下「乙16」という。），東大和市（以下「乙17」という。），清瀬市（以下「乙18」という。），東久留米市（以下「乙19」という。），武蔵村山市（以下「乙20」という。），多摩市（以下「乙21」という。），稲城市（以下「乙22」という。），羽村市（以下「乙23」という。），あきる野市（以下「乙24」という。），西東京市（以下「乙25」という。），瑞穂町（以下「乙26」という。），日の出町（以下「乙27」という。），檜原村（以下「乙28」という。），奥多摩町（以下「乙29」という。）（以下「乙1」から「乙29」までを総称して「乙」という。），公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは，地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して，以下のとおり，協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め，災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は，下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに，「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は，乙が管理する公共下水道管路施設とし，下水道管きょ（圧送管を含む），人孔（マンホールポンプを含む），公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は，丙及び丁に対し，災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は，乙の要請があったときは，特別な理由がない限り，乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は，協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし，多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は，協定下水道施設の巡視，点検，調査，清掃及び修繕とす

る。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

（支援体制）

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

（報告）

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

（業務の指揮）

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

（丙の業務の実施）

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

（丁の業務の実施）

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第 11 条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙 1 から乙 29 までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第 12 条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第 13 条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第 14 条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第 16 条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第 17 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 32 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都公営企業管理者 下水道局長	石原 清次
乙1	東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市長	石森 孝志
乙2	東京都立川市泉町1156番地の9 立川市長	清水 庄平
乙3	東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市長	邑上 守正
乙4	東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市長	清原 慶子
乙5	東京都青梅市東青梅一丁目11番1号 青梅市長	浜中 啓一
乙6	東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市長	臼井 伸介
乙7	東京都調布市小島町二丁目35番地1 調布市長	長友 貴樹
乙8	東京都町田市森野二丁目2番22号 町田市長	石阪 丈一
乙9	東京都小金井市本町六丁目6番3号 小金井市長	西岡 真一郎
乙10	東京都小平市小川町二丁目1333番地 小平市長	小林 正則
乙11	東京都日野市神明一丁目12番1号 日野市長	大坪 冬彦
乙12	東京都東村山市本町一丁目2番3号 東村山市長	渡部 尚
乙13	東京都国分寺市戸倉一丁目6番1号 国分寺市長	井澤 邦夫

- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番 1 号
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市市長 高橋 都彦
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号
多摩市長 阿部 裕行
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町市長 石塚 幸右衛門

- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

183 協定No.97 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（介護タクシーしらゆり）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、介護タクシーしらゆりを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年４月２日

甲 東京都調布市小島町二丁目３５番地１
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 〒184-0013 小金井市前原町 3-8-2-202
介護タクシー しらゆり
代表 佐藤 良一

184 協定No.98 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人エクセルシア）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、特定非営利活動法人エクセルシアを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月7日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 特定非営利活動法人エクセルシア
代表 松野健太郎
東京都調布市飛田給1-9-10-103

185 協定No.99 無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定（株式会社セイコー社）

○無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社セイコー社（以下「乙」という。）とは、無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定を以下のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生した場合またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による支援活動及び平常時における相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 災害時に、乙は甲からの要請に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索・救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、次の支援活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（航空法第2条第22項で規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項

（要請の方法）

第3条 第2条に示す甲から乙への要請は、支援活動要請書（別記様式第1）を提出することによるものとする。ただし、そのいとまがない場合には口頭によるものとし、事後に支援活動要請書を提出することができる。

（支援活動の範囲）

第4条 第2条に基づいて行う乙による支援活動（以下「支援活動」という。）については、乙が有する技術、物資、人員等並びに関係法令等による規制等の要素を勘案し、乙が実施可能と認めた範囲内で行うものとする。

2 乙は、支援活動の開始に先立って、前項に基づく活動可能範囲を甲に示すものとする。この際、甲は乙に対して当該範囲の変更を求めてはならない。

（取得情報の管理）

第5条 乙は、支援活動に伴って取得した情報を甲以外の者に提供してはならない。

2 甲は、乙から提供された情報は公文書として関係法令等の定めるところにより適切に扱うとともに、その全部または一部を第三者に提供する場合には、乙からの提供物である旨を併せて明示するものとする。

（連携訓練の実施）

第6条 甲及び乙は、相互に連携して甲の区域内における無人航空機の飛行を伴う訓練（以下「連携訓練」という。）の実施に努めるものとする。

2 連携訓練の実施を促進するため、乙は、平素の業務において甲の区域内で無人航空機を飛

行させる場合には、当該機会を活用し、連携訓練を併せて行うよう努めるものとする。

（費用の負担及び災害補償）

第7条 支援活動又は連携訓練の実施に要する費用の負担については、別に定める。

2 支援活動又は連携訓練の実施中に甲、乙又は第三者が人的又は物的損害を負った場合における災害補償については、別に定める。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月21日

甲 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市西つつじヶ丘1丁目5番地15
株式会社 セイコー社

代表取締役 森 下 光 昭

別記様式（第3条関係）

株式会社セイコー社
（代表者職・氏名） 様

調布市長 （氏 名）

支援活動要請書

無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定（平成29年12月21日締結）に基づき、下記のとおり支援活動を要請します。

記

場所

時間

（甲が必要とする情報の具体的な内容を記載すること）

内容

（第2条第3号に基づき、甲乙協議の上定める事項を必要に応じて記載すること）

その他

調布市連絡担当者
調布市災害対策本部 （氏名）
電話 （電話番号）
FAX （FAX 番号）
E-mail （メールアドレス）

186 協定No.100 特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人涼広会）

○特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 涼広会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム爽爽荘」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成30年9月14日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成30年9月14日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 調布市飛田給3丁目37番地1

社会福祉法人 淙 広 会

理 事 長 大 槻 利 次

187 協定No.101 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東京天竜）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社東京天竜（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成30年12月21日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
若葉小学校	東京都調布市若葉町3-17-5

平成30年12月21日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑥

乙 株式会社東京天竜
代表取締役 東 雅 臣 ⑥

188 協定No.102 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（協立給食株式会社）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と協立給食株式会社（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、令和元年9月2日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
八雲台小学校	東京都調布市八雲台1-1-1

令和元年9月2日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 印

乙 協立給食株式会社
代表取締役社長 高 村 充 印

189 協定No.103 特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人桐仁会)

○特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人 桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は令和元年12月25日から令和2年12月24日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和元年12月25日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市入間町2丁目28番地33

社会福祉法人 桐仁会

理事長 杉崎海陽

190 協定No.104 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局，東京都立調布南高等学校）

○避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。），調布市（以下「乙」という。）及び東京都立調布南高等学校（以下「丙」という。）は，次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は，災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて，設置，使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は，給水装置の一部として，配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管，止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は，避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲，乙及び丙（以下「三者」という。）は，協議の上，応急給水栓の設置について，次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は，丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし，三者は，応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は，設置工事を施行し，及び設置工事に係る費用を全額負担し，並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は，丙から甲への申込みにより行うものとし，この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は，甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は，設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して，明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて，負わないものとする。

5 丙は，設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して，明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて，負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は，設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後，三者は遅滞なく立ち会い，三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって，応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は，応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし，甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは，この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず，丙は，応急給水栓に隠れたかしを認めたときは，甲に対して，その修補を求めることができる。ただし，甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たない

ときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

（応急給水栓の維持管理）

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

（応急給水栓の機能維持）

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

（不可抗力に伴う調整）

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

（開栓器等の引渡し）

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

（1）開栓器

（2）蓋鍵

（3）スタンドパイプ

（4）蛇口アダプター

（5）排水用ホース

（6）ホーローカップ

（7）残留塩素キット

(8) 収納バッグ

- 2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。
- 3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急給水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

- 第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。
 - 3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。
- 6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。
- 7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。
- 5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第 14 条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。

3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第 15 条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。

3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第1項及び第 15 条第1項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第1項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書3通を作成し、三者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 12月20日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中 嶋 正 宏

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1号
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

丙 東京都調布市多摩川六丁目2番1号
東京都立調布南高等学校
校長 小 宮 徳 健

191 協定No.105 災害時における施設利用に関する協定（京王電鉄株式会社，京王レクリエーション株式会社）

○災害時における施設利用に関する協定

調布市を「甲」、京王電鉄株式会社を「乙」、京王レクリエーション株式会社を「丙」として、甲・乙・丙間において、乙が所有、丙が管理する京王多摩川テニスクラブの施設（以下「本施設」という。）の一部を、災害時に近隣住民または帰宅困難者の一時集合場所（以下「一時滞在施設」という。）として利用することに関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に本施設の一部を近隣住民または帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、本施設の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、本施設を利用することができる。

2 乙および丙は、本施設の営業時間中における災害状況等により、緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請を待たずに一時滞在施設を開設することができるものとし、開設後直ちに甲に報告するものとする。なお、その場合、乙および丙は、入場者数を勘案して他の帰宅困難者の受け入れが可能かを判断し、甲に通知するものとする。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、乙および丙が指定する範囲（別紙1）とする。

（開設の通知等）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設を要請する場合は、乙および丙に連絡し、協議のうえ、受入れの判断をする。協議決定後、事前にその旨を丙に対して文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話または口頭により丙に連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、丙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え本施設その他の部分に一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に丙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 丙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

（乙および丙の協力内容）

第7条 一時滞在施設の運営にあたり、乙および丙は、双方の管理する本施設の本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

（1）屋内スペースの提供（インドアコート）

（2）水道水の提供

（3）トイレの利用

（4）その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品の貸与

2 ただし、屋内スペースについては、乙または丙により施設の安全確認が出来た場合に限るものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の運営によって本施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲の要請により、乙および丙または協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付または補償を受けた場合、若しくは事故の原因となった第三者から損害賠償を受けた場合は、当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙および丙が、第6条2項及び第7条に定める協力を行う際に、従事者に故意または重大な過失がない場合、発生した損害の責任は乙および丙に及ばない。

（開設期間）

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙および丙に対し利用期間の延長を申請するものとする。

（一時滞在施設の終了）

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙および丙に文書により終了する旨を通知するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙および丙の確認を受けた後に、乙および丙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間

満了の3か月前までに甲、乙および丙のいずれかより異議申し立てがない場合は、更に1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 本協定の各条項に疑義が生じた場合または本協定に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

甲、乙および丙は、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年2月19日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都多摩市関戸一丁目9番地1
京王電鉄株式会社
代表取締役 紅 村 康

丙 東京都多摩市連光寺2985番地
京王レクリエーション株式会社
代表取締役 武 井 良 仁

192 協定No.106 災害時における被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会調布支部）

○災害時における被災者支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）被災者の生活再建を図るための総合的な相談
- （2）被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること。
- （3）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談の対象は、次に掲げる者とする。

- （1）災害により被害を受けた調布市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に規定する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談の報告を甲から求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、相談者からは報酬を受け取らないものとする。

(消耗品の費用負担)

第9条 乙が行政書士業務相談を行うに当たり、要した消耗品に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(消耗品費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、業務終了後、速やかに前条2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した行政書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を定めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月26日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長

乙 東京都調布市仙川町一丁目7番地1
ライブスクエア仙川202
東京都行政書士会調布支部
支部長

193 協定No.107 障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人巢立ち会）

○障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人巢立ち会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所 シンフォニー」の一部を、精神障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する精神障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は令和2年2月27日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年2月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長

(乙) 三鷹市野崎2丁目6番42号
社会福祉法人巣立ち会

理事長

194 協定No.108 災害時におけるIT支援に係る協定（サイボウズ株式会社）

○災害時におけるIT支援に係る協定

調布市を甲とし、サイボウズ株式会社を乙として、甲乙間において、「災害時におけるIT支援に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙の運営する災害支援プログラムに基づき次の各号に掲げる事項について、乙に対して支援を要請することができるものとし、乙は可能な範囲で支援を行うものとする。

- (1) 災害支援チームによるボランティア活動及びITに係る後方支援
- (2) IT機器の緊急提供
- (3) 災害支援ライセンスの提供(最大提供期間：申込日が属する月の翌月から6ヵ月間)
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請日
- (2) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する支援内容
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協力体制）

第10条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

3 乙は、甲の求めに応じ、平時においても可能な範囲で甲の実施する防災対策に協力するものとする。なお、協力の内容には災害支援ライセンスに相当するサービスライセンスの提供(最大提供期間：申込日が属する月の翌月から12ヵ月間)が含まれる。

（連絡担当者等の指定）

第11条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第14条 乙の運営する災害支援プログラムおよび災害支援ライセンス制度は、本協定の遂行に限り利用できるものとし、本協定の目的以外に利用してはならない。

2 本協定に基づいて提供されたライセンスの提供期間終了後、甲が当該ライセンスを継続して利用する場合には、乙に当該ライセンスの通常利用代金を支払わなければならない。ただし、代金の金額については甲乙協議の上、決定できるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市

調 布 市 長

乙 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
サイボウズ株式会社

代表取締役社長

195 協定No.109 災害時における創価学会会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書について（創価学会東京事務局）

創価学会東京事務局（以下、甲という。）と調布市（以下、乙という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民（帰宅困難者含む。以下「避難者という。」）の緊急避難のため甲の創価学会調布平和会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、大地震等の災害に起因し、公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した避難者に対し、乙が実施する応急対策活動に対する甲の連携協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の連携協力の内容）

第2条 大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（要請）

第3条 乙は、本確認書に基づき、甲に対し次に掲げる事項の全部または一部について要請することができる。

- 1) 避難者に対し、施設の一部を一時滞在施設（または一時待機場所）として提供し運営すること。
- 2) 避難者に対し、甲が備蓄する飲料水、食料および毛布等を提供すること。

（費用負担）

第4条 本確認書に基づき、避難者を受け入れた場合に甲が提供した飲料水・食料等の費用については、乙が負担する。その負担金額については、別途甲乙間の協議により決定する。

（災害補償）

第5条 乙の要請により、甲が行った業務に従事した甲若しくは甲への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙の要請に基づき、避難者の受入れを行う際に、甲および第三者に発生した損害については、その損害の発生原因について故意または重大な過失がない限り、乙がその費用を負担するものとする。

（一時滞在施設の開設期間）

第6条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から原則3日以内とする。

ただし、災害の被害の状況等により、一時滞在施設の開設期間を延長する必要があると認めら

れた場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができるものとする。

(施設の使用範囲・収容可能人数)

第7条 施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲ならびに収容人数を予め以下のとおり定める。

【創価学会調布平和会館（住所：東京都調布市西つつじヶ丘1丁目28番地9）】

2階大桜の間 100名、2階共戦の間 20名 合計 120名

(施設の運営)

第8条 施設の運営は甲が指揮権限を持つ。甲は乙と協議のうえ、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

(施設の原状回復)

第9条 乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の原状を変更したときは、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復および清掃の協力をしなければならない。

(一時滞在施設解消への協力)

第10条 乙は、甲が早期に事業活動等を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設が必要なくなった場合は、甲に対し、一時滞在施設の閉鎖の要請を文書で通知するものとする。ただし、これにより難しい場合には、口頭で甲に要請することができる。この場合には、乙は事後において速やかに文書を提出するものとする。

(双方の協議)

第12条 甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

(有効期間)

第13条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲または乙から申し合わせ事項確認の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

本確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年3月10日

東京都信濃町32番地
甲 創価学会 東京事務局
事務局長 萩原純夫 印

東京都調布市小島町二丁目35番地1
乙 調布市
調布市長 長友貴樹 印

196 協定No.110 災害時における緊急用資材の供給に関する協定書（サクラパックス株式会社）

○災害時における緊急用資材の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とサクラパックス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急用資材の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲は乙の協力を得て、避難所等の生活支援として段ボール製品、段ボールシート及び段ボールベット等の緊急用資材（以下「段ボール等」という。）を、迅速かつ円滑に避難所等に供給することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等への段ボール等の供給を受ける必要があるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして、文書により段ボール等の供給を要請するものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合においては、電話等により段ボール等の供給を乙に要請するものとし、後日、文書を提出するものとする。

（1）段ボール等の内容及び数量

（2）段ボール等を供給する場所

（3）段ボール等の使用目的及び使用期間

（4）その他参考となる事項

（供給の協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り優先して甲の指定する場所に段ボール等の供給を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく段ボール等の供給を実施したときは、甲に対して、文書により実施状況を速やかに報告するものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、文書を提出するものとする。

（段ボール等の撤去）

第5条 段ボール等の撤去については、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定に基づく協力の実施のために要する段ボール等、及び運搬費（有料道路の通行料、燃料費）、その他甲が負担すべきと認めた費用（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲、乙が協議して定めるものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別の事情がある場合は、

この限りではない。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(情報交換等)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協定期間および更新)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに甲乙いずれからも相手方に対しなんらの意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第12条 乙のみでは協力が困難と判断した時は、甲の許可を得た後、乙の協力会社に協力を依頼することができるものとする。また、協力会社が甲の支援を行うときは、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定を準用するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月14日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 富山市高木3000番地
サクラボックス株式会社
代表取締役社長 橋 本 淳

197 協定No.111 災害時における被災者支援に関する協定書（東京司法書士会調布支部）

○災害時における被災者支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京司法書士会 調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者、雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所、期間その他必要事項を明らかにした別紙様式の災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができる。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した司法書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連携)

第10条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年5月13日

(甲) 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 東京都調布市上石原一丁目39番地5

西調布駅前センタービル2階

東京司法書士会 調布支部

支部長 西久保 英 之

198 協定No.112 災害時における輸送等の協力に関する協定（さくらツーリスト株式会社）

○災害時における輸送等の協力に関する協定

調布市（以下「甲」という。）とさくらツーリスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について乙の協力が必要と認めるときは、乙に車両の供給を要請することができる。

- (1) 高齢者や障害者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- (2) 傷病者等の医療機関への輸送
- (3) 災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- (4) 支援物資等の避難所等への配送
- (5) 道路等の被害状況の情報提供
- (6) 避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- (7) その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り通常業務に優先して車両の供給を行い、甲の指示により協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認の上、協力業務に要した次に掲げる費用を負担する。この場合における費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力業務の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

(3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(協定単価)

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年8月25日

(甲) 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 東京都調布市小島町二丁目45番地7調布南ビル2階

さくらツーリスト株式会社

代表取締役社長 新 國 政 和

199 協定No.113 避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書 (東京都建設局)

○避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書

調布市(以下「甲」という。)と東京都建設局(以下「乙」という。)とは、避難場所となる都立公園における避難者(市民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等)対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の区域内の都立公園において、甲が行う避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

(対象都立公園)

第2条 本協定の対象となる都立公園(以下「当該公園」という。)は、別表のとおりとする。

(基本理念)

第3条 避難場所となる都立公園において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等ができるよう、当該公園の指定管理者(以下「指定管理者」という。)を適切に指導する。

(連携協力)

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。なお、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年9月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調 布 市

調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都

建設局長 中 島 高 志

対象都立公園

番号	名 称	備 考
1	武蔵野の森公園	
2	神代植物公園	

200 協定No.114 災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）

○災害時における相互連携に関する基本協定

調布市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1）電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2）乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4）住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月11日

東京都調布市小島町二丁目35番1号

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社支社長 鳥 越 千 尋

201 協定No.115 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）

○災害時における給電車両貸与に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（災害補償）

第12条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（連絡体制）

第13条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第14条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものと

する。

(締結期間及び更新等)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月13日

甲 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

乙 港区芝浦四丁目8番3号

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役 片山 守

202 協定No.116 自立支援教室 KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定書（一般社団法人ライフタイムコンディション）

○自立支援教室 KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、一般社団法人ライフタイムコンディションを「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「自立支援教室 KiZuNa（キズナ）調布教室」の一部を、発達障害児等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する発達障害児等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者（家族等を含む）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、別図の乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から別図に定める施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年12月14日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市布田6丁目25番地8 SPICAF
一般社団法人ライフタイムコンディション

代表理事 青木 伸二郎



203 協定№117 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布ゆうあい福祉公社）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益財団法人調布ゆうあい福祉公社（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、

速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年2月1日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国領町三丁目8番地1

乙 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

理事長 花 角 美 智 子

204 協定No.118 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局流域下水道本部）

○多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

- 第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
 - 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

（連絡体制）

- 第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- （1）甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- （2）乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署

(3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部

(4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市市長 高野 律雄
- 乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙9 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石阪 丈一
- 乙10 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙11 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則
- 乙12 東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙13 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市市長 渡部 尚
- 乙14 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙15 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長 永見 理夫

- 乙 16 東京都福生市本町5番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 18 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 19 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 20 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 21 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙 22 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙 23 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 並木 心
- 乙 25 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙 26 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 池澤 隆史
- 乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二

乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号

檜原村長 坂本 義次

乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6

奥多摩町長 師岡 伸公

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号

公益財団法人 東京都都市づくり公社

理事長 長谷川 明

丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

関東支部長 間山 一典

205 協定No.119 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東日本電信電話株式会社）

○風水害時における緊急避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、狛江市を「乙」、東日本電信電話株式会社を「丙」とし、甲、乙及び丙の間において、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（利用範囲）

第3条 甲及び乙が、丙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
NTT中央研修センタ	調布市入間町 一丁目44番	武道館	951 m ²
		7号館横駐車場	駐車台数 25 台

（目的外利用の禁止）

第4条 甲及び乙は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 丙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲及び乙に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第6条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、災害時において速やかに相互に連絡を取るものとし、丙との連絡調整は甲が行うものとする。

- 3 甲、乙及び丙は、第1項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

- 第7条 甲及び乙は、災害時において、緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合には、開設の時期等について相互に調整した上で、甲及び乙を代表して甲が開設の要請を行うものとする。
- 2 丙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

- 第8条 甲及び乙は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

- 第9条 甲及び乙は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

- 第10条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営について、丙は甲及び乙に協力するものとする。
 - 3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲及び乙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

- 第11条 甲及び乙は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 丙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。
 - 3 第3条の利用範囲のうち武道館内は、土足禁止とする。

(費用負担)

- 第12条 丙は、第3条に定める本件施設を甲及び乙に無償で利用させるものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は丙が負担するものとする。
 - 3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲及び乙が負担するものとする。

（開設期間）

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から2日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙は、丙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

（緊急時避難場所閉設への努力）

第14条 甲及び乙は、丙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

（緊急時避難場所の閉設）

第15条 甲及び乙は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、丙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第16条 甲及び乙は、本協定で知り得た丙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協議事項）

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、丙と協議の上、定めるものとする。この場合において、丙との協議は、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

（有効期間）

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月1日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙 狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

丙 東日本電信電話株式会社

総務人事部長 重 原 勝 則

206 協定№120 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般財団法人調布市市民サービス公社）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施を支援し、市民の生命・財産等の確保につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が甲から管理運営業務を受託する施設における災害時の対応に関すること。
- (2) 乙の職員の応援派遣に関すること。
- (3) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力を行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づく協力に関する連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）をそれぞれ提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年6月23日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国領町四丁目51番地7

乙 ピエールシークル2階

一般財団法人調布市市民サービス公社

理事長 島 田 尚

207 協定No.121 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車販売株式会社）

○災害時における電動車両等の支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において災害（大規模な地震災害、風水害、その他の災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（使用用途）

第4条 甲は、主に電力確保のために、電動車両を使用できるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第5条 乙又は丙は、第3条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(賠償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が賠償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、調布市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第13条 甲は、第5条に定める引渡しから第7条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（電動車両等の情報提供）

第15条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

（災害補償）

第16条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（平時の取組）

第17条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第18条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年8月27日

甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長 田 昭 夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 最高経営責任者
加 藤 隆 雄

208 協定No.122 災害時における応急復旧業務に関する協定書（スバル興産株式会社多摩営業所）

○災害時における応急復旧業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とスバル興産株式会社多摩営業所（以下「乙」という。）とは、調布市内の災害時応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応に関し、業務に必要な機器類、資材、労力等（以下「資機材」という。）について甲乙双方がその確保・動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害箇所の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協定の適用区分）

第3条 協定が適用される区分は、甲が管理する貸与資機材等（以下「貸与資機材等」という。）及び甲が乙に別途必要に応じて依頼する資機材を使用するの応援復旧等とする。

（業務の実施区域）

第4条 業務の実施区域は市内全域とする。

（協力の要請）

第5条 甲は、市内の災害に係わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- （1） 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名
- （2） 要請の理由
- （3） 要請する協力期間
- （4） 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- （5） 対応する人員数及び配置場所
- （6） 使用する資機材及び貸与資機材等
- （7） その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、現場責任者を定めて、直ちに市内の被害状況の把握、報告及び甲の指示により活動を実施するものとする。

(業務の完了)

第6条 乙の現場責任者は、業務を完了したときは、電話等の方法により直ちに甲へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等を速やかに甲へ報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力に要した経費を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(被害の負担)

第11条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は、資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。期間満了の6か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本協定は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都府中市四谷2丁目25番21号
スバル興業株式会社 多摩営業所
所長 阿部 義洋

209 協定No.123 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

2 前項に掲げる協力は、乙の管理する施設において行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力を行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事する者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（資料提供）

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

（委任）

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年9月27日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市小島町二丁目33番地1号

乙 公益財団法人

調布市文化・コミュニティ振興財団

理事長 荻本 貞臣

210 協定No.124 災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する協定書 （株式会社ココスクエア調布）

○災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社ココスクエア調布（以下「乙」という。）とは、災害時における調布市の対応への協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の所有する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 緊急時の避難場所（以下「緊急時避難場所」という。）として利用する施設の提供
- (2) 緊急時避難場所の運営及び管理の支援活動
- (3) 客用トイレ（3階及び5階）の24時間利用
- (4) 客用エレベータ（1号及び2号）の24時間利用
- (5) 共用部分の空調、電気、施錠等に関する運営業務
- (6) 6階会議室の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（緊急時避難場所の範囲）

第4条 緊急時避難場所は、甲が乙の管理する施設において乙の承認を得て災害時における円滑かつ迅速な避難のために開設する場所とする。

2 甲が緊急時避難場所として利用できる施設の範囲及び付属利用できる範囲は、別図のとおりとする。

3 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要がある場合は、乙の指示に従うものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により乙に協力を要請するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する甲の職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

- 2 甲は、前項の要請に当たり、次に掲げる乙の指定する連絡先にあらかじめ電話により報告するものとする。

	連絡先	電話番号
午前9時30分から午後6時30分まで	株式会社ココスケア調布	042-441-1822
上記以外の時間帯	防災センター	042-441-1827

(協力の実施)

- 第6条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、業務に支障がない限り、必要な協力を実施するものとする。

(指揮命令)

- 第7条 甲の協力要請に係る指揮命令及び連絡調整は、災害時に甲に設置される災害対策本部事務局その他甲の指定する者が行うものとする。

(資機材等の準備)

- 第8条 緊急時避難場所の開設等に必要な資機材は甲が準備し、乙の承認を得た上で事前に持ち込むものとする。

(緊急時避難場所として使用できる施設の周知)

- 第9条 甲は、乙の管理する施設を緊急時避難場所として利用する場合は、当該施設のうち、緊急時避難場所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 甲は、乙が管理する施設以外の施設を緊急時避難場所として開設している場合は、当該緊急時避難場所の名称、所在及び連絡先を乙に報告するものとする。

(緊急時避難場所等の運営及び管理)

- 第10条 緊急時避難場所等の運営及び管理は、甲の責任において行うものとする。

- 2 緊急時避難場所の運営により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。この場合における甲の負担額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

- 第11条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(開設期間)

- 第12条 緊急時避難場所等の開設期間は、原則として災害発生の日を含め前後3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議した上で、延長の申出をすることができる。

(緊急時避難場所解消への努力)

- 第13条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第14条 甲は、乙が管理する施設の緊急時避難場所としての利用を終了するときは、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月15日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友 貴樹

東京都調布市国領町三丁目1番地38号

乙 株式会社ココスクエア調布

代表取締役社長 牧野 高明

211 協定No.125 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定（東京都コンクリート圧送協同組合）

○災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定

調布市(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、調布市内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)におけるコンクリート圧送車及び運転士（以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内に災害が発生した場合の対応に関し、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（コンクリート圧送車等の報告）

第3条 乙は、乙の組合員（以下「組合員」という。 ）が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項のコンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策業務に関する要請）

第4条 甲は、市内の災害に係わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名

(2) 要請の理由

(3) 業務内容

(4) 要請する協力期間

(5) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号

(6) その他必要な事項

（コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、コンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

（業務の指示）

第6条 業務の指示は、甲が現場責任者を通じて行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第7条 乙又は組合員は、業務が終了したときは、作業開始時間、作業終了時刻等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力に要した経費を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(被害の負担)

第10条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はコンクリート圧送車等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本協定は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年10月25日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都墨田区両国二丁目21番地5
両国ダイカンプラザ503
東京都コンクリート圧送協同組合
理事長 末藤雅宏

212 協定No.126 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益社団法人調布市体育協会）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人調布市体育協会（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 職員の応援派遣に関すること。
- (3) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力を行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（資料提供）

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

（委任）

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年12月1日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市深大寺北町二丁目1番地65

乙 公益社団法人調布市体育協会

会長 林 清 一

213 協定No.127 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都，都内23区，都内26市，都内13町村）

○災害時に東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し，東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は，次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，都と区市町村が，災害時等において，被災し，又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は，次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか，被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は，東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し，次の各号に掲げる事項を明らかにし，協力の要求（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は，前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは，知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において，知事は，特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては，特別区支援対策本部長である区長），東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上，速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し，要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前第2項の規定による要求等は，電話等により行い，後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

- 第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

- 第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況を鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

- 第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

- 第7条 都は被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

- 第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力を排除するものではない。

（その他）

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本所4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(別表)

都内 23 特別区	千代田区，中央区，港区，新宿区，文京区，台東区，墨田区，江東区，品川区，目黒区，大田区，世田谷区，渋谷区，中野区，杉並区，豊島区，北区，荒川区，板橋区，練馬区，足立区，葛飾区，江戸川区
都内 26 市	八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，青梅市，府中市，昭島市，調布市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきる野市，西東京市
都内 13 町村	瑞穂町，日の出町，檜原村，奥多摩市，大島町，利島村，新島村，神津島村，三宅村，御蔵島村，八丈町，青ヶ島村，小笠原村

214 協定No.128 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（学校法人桐朋学園女子部門）

○風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と学校法人桐朋学園女子部門（以下「乙」という。）とは、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（協力の内容）

第3条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における利用施設の提供
- (2) 施設における災害時の避難所運営の補助
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（利用範囲）

第4条 甲が、乙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
学校法人 桐朋学園女子部門	調布市若葉町 1-41-1	保健体育センター	4,516.71 m ²

（目的外利用の禁止）

第5条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 2 乙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第7条 甲及び乙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

（緊急時避難場所の開設の要請）

第8条 甲は、災害時において緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合、開設の要請を行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、災害の規模等が休校を判断する程度のものであるときは、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。

3 甲及び乙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。
（開設の通知）

第9条 甲は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（緊急時避難場所として利用できる施設の周知）

第10条 甲は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時避難場所の管理）

第11条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（利用時の注意事項）

第12条 甲は、避難者に対し、第4条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第13条 乙は、第4条に定める本件施設を甲に無償で利用させるものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は乙が負担するものとする。

3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第14条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第15条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(開設期間)

第16条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第17条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第18条 甲は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了するときは、乙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第19条 甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第20条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲は、乙と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第21条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月27日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都調布市若葉町一丁目41番地1
学校法人桐朋学園女子部門
代表理事 今野 淳一

215 協定No.129 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（株式会社東京スタジアム、三鷹市、府中市、狛江市）

○緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、株式会社東京スタジアムを「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊が管理運営する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の管理運営する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の管理運営する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	最大駐車可能台数
味の素スタジアム	味の素スタジアム本体下駐車場及び北側駐車場（別図のとおり）	745台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

（緊急時避難場所の開設）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする際は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 緊急時避難場所の管理運営に係る費用（駐車場利用料金を含む。）、戊に生じた損害（施設内における器物損壊等）等は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。

2 前項の場合における費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。

(緊急時避難場所解消への努力)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を閉鎖するに当たり、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対しその旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからでも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月1日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

乙 三鷹市

三鷹市長 河 村 孝

東京都府中市宮西町二丁目24番地

丙 府中市

府中市長 高 野 律 雄

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

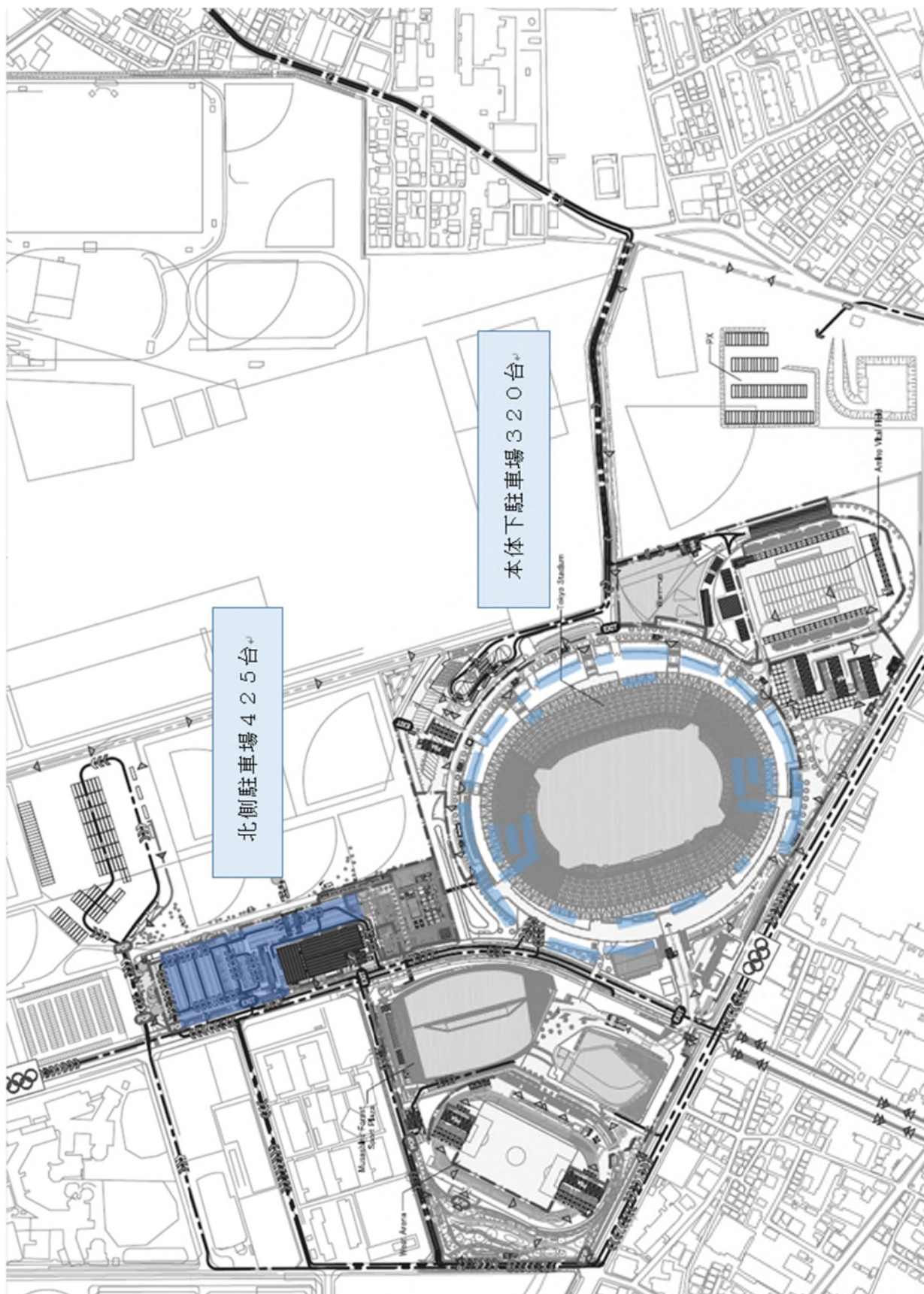
丁 狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

東京都調布市西町376番地3

戊 株式会社東京スタジアム

代表取締役社長 相 場 淳 司



216 協定No.130 災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定書（国立大学法人電気通信大学）

○災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、国立大学法人電気通信大学を「乙」とし、甲及び乙の間において、次のとおり災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を避難所（地震時においては、帰宅困難者の一時収容可能施設。以下「避難所等」という。）として利用することに対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定において対象とする災害は、台風、大雨等による風水害及び地震とする。

（利用範囲）

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち、避難所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所		利用床面積	災害種別
電気通信大学	調布市 調布ヶ丘一丁目5番地1	体育館	球技場	544.60 m ²	風水害
			武道場	104.23 m ²	
		講堂		357.60 m ²	地震

2 甲は、災害による本件施設の被害等に鑑みて、前項の範囲に加えて乙の管理するその他の施設等を利用する必要があると判断したときは、事前に乙の承認を得た上でこれを利用することができる。

（目的外利用の禁止）

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第6条 甲及び乙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(避難所等の開設の要請)

第7条 甲は、災害時において避難所等として利用する必要が生じた場合、乙に開設の要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち避難所等として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。

3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第9条 甲は、前条の通知後、本件施設のうち避難所等として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(避難所等の管理)

第10条 災害時における避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所等を閉設する場合は、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

第11条 甲は、避難所等として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外の建物に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 乙は、第3条に定める本件施設を甲に無償で利用させるものとする。

2 避難所等の管理運営に係る費用（備蓄品等の補てん及び光熱費を含む。）は、甲が負担するものとする。

3 避難所等の開設により乙の施設等に損害が生じた場合は、甲はこれを賠償するものとする。

4 乙は、乙の施設等内で発生した避難者の事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む。）については、乙に故意又は重過失がない限り責任を負わないものとする。

(開設期間)

第13条 避難所等の開設期間は、開設の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に延長の協議をするものとする。

(避難所等の閉設への努力)

第14条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉設に努めるものとする。

(避難所等の閉設)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を他の避難所等へ誘導した場合など本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日からその翌年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月15日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1

乙 国立大学法人電気通信大学

学長 田 野 俊 一

217 協定No.131 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東京都，三鷹市，府中市，狛江市）

○緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、東京都を「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊の所有する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の所有する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の所有する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	使用床面積等
武蔵野の森 総合スポーツプラザ	サブアリーナ	1,800㎡
	一般駐車場	134台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）
調布庁舎	多目的室	185㎡

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時においては、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

（緊急時避難場所の開設）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする場合は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

（開設の通知）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

（緊急時避難場所として利用できる施設の周知）

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時避難場所の管理）

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

4 緊急時避難場所を閉鎖する場合、当該施設を利用している者は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

（使用時の注意事項）

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第12条 本件施設の指定緊急避難場所としての使用料（駐車料金を除く。）は無償とする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用及び管理運営に付随して発生する費用（戊の責めに帰すべき費用を除く）については、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。なお、費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙及び丁と戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。ただし、水害の状況等により、期間を延長する必要がある場合は、甲、乙、丙及び丁と戊が別途協議するものとする。

（緊急時避難場所解消への努力）

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

（緊急時避難場所の終了）

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対し、その旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

（情報の不開示）

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

（協議事項）

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからでも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

乙 三鷹市

三鷹市長 河 村 孝

東京都府中市宮西町二丁目24番地

丙 府中市

府中市長 高 野 律 雄

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

丁 狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

戊 東京都

東京知事 小 池 百合子

218 協定No.132 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（社会福祉法人調布市社会福祉事業団）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と社会福祉法人調布市社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（資料提供）

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

（委任）

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和4年6月3日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市西町290番地4

乙 社会福祉法人調布市社会福祉事業団

理事長 小 林 一 三

219 協定No.133 災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書（一般財団法人調布市市民サービス公社）

○災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「乙」という。）とは、災害時における調布市の対応への協力に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき、乙が行う協力の内容について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙に管理業務を委託する「調布市ふじみ交流プラザ」を避難所（一時集合同所として利用することを含む。以下同じ。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この覚書において対象とする災害は、地震及び台風、大雨による風水害等とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、協定第2条に基づき、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。

(1)避難所としての施設の開設準備

(2)避難所運営の補助

(3)前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（協力要請）

第4条 甲は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1)要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名

(2)要請の理由

(3)要請する協力期間

(4)現場責任者の氏名及び連絡先電話番号

(5)対応する職員の人数及び配置場所

(6)その他必要な事項

（協力の実施及び報告）

第5条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、業務に支障がない限り、直ちに必要な協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（指揮命令）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(避難所の利用対象者)

第7条 甲が所管する施設を避難所として利用する場合における対象者は、甲が指定することとする。

(避難所の開設)

第8条 甲は、本施設を避難所として開設することができる。

2 避難所の開設等に必要な資機材は甲が準備し、乙と調整の上で事前に持ち込むものとする。

(避難所の管理及び運営)

第9条 避難所の管理及び運営は、乙の協力を得て甲の責任において行うものとする。

(開設期間)

第10条 避難所の開設期間は、次のとおりとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に延長の報告をするものとする。

(1)地震時

開設の日から7日以内

(2)風水害時等

開設の日から3日以内

(避難所の終了)

第11条 甲は、避難所として利用することを終了するときは、乙に使用終了を報告するとともに、当該施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲及び乙は、災害時における協力内容の実行性を高めるため、甲乙協力の上、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月6

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都調布市国領町四丁目51番地7

ピエールシークル2階

乙 一般財団法人調布市市民サービス公社

理事長 島 田 尚

220 協定No.134 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社吉野清掃）

○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず，コンクリート塊，金属くず，がれき，残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋，倒壊樹木，破損家財，濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し，調布市（以下「甲」という。）と株式会社吉野清掃（以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，地震，風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に，調布市地域防災計画に基づき，甲が実施する応急対策に対する乙の協力について，必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は，調布市内に自然災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，災害時廃棄物処理等が必要になったときは，乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は，乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は，災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して，次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし，緊急の場合は，口頭で行い，後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況

(3) 災害時廃棄物処理等の実施地区

(4) 災害時廃棄物処理等の実施内容

(5) 災害時廃棄物処理等の期間

(6) その他必要な事項

3 乙は，前項の規定による甲からの依頼を受けたときは，必要な人員，車両，資機材等を調達し，可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は，甲からの依頼の内容及び甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は，乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は，災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し，その分別の徹底等に努めること。

4 乙は，災害時廃棄物処理等が終了したときは，速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は，第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち，甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集，運搬すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市布田5丁目24番地1
株式会社吉野清掃
代表者 代表取締役 吉 野 普 郁

年 月 日

株式会社吉野清掃
代表取締役 吉野 普郁 殿

調布市長 長友 貴樹

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

年 月 日

調布市長

殿

株式会社 吉野清掃

代表取締役 吉野普郁

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処理等の 実施内容	
災害時廃棄物 処理等の 期間及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処理等の 実施場所	
災害時廃棄物 の仮置場等	
人員，車両 及び資機材等 の状況	
その他	

※連絡先（担当・電話）

221 協定No.135 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社調布清掃）

○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず，コンクリート塊，金属くず，がれき，残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋，倒壊樹木，破損家財，濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し，調布市（以下「甲」という。）と株式会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，地震，風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に，調布市地域防災計画に基づき，甲が実施する応急対策に対する乙の協力について，必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は，調布市内に自然災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，災害時廃棄物処理等が必要になったときは，乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は，乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は，災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して，次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし，緊急の場合は，口頭で行い，後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況

(3) 災害時廃棄物処理等の実施地区

(4) 災害時廃棄物処理等の実施内容

(5) 災害時廃棄物処理等の期間

(6) その他必要な事項

3 乙は，前項の規定による甲からの依頼を受けたときは，必要な人員，車両，資機材等を調達し，可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は，甲からの依頼の内容及び甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は，乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は，災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し，その分別の徹底等に努めること。

4 乙は，災害時廃棄物処理等が終了したときは，速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は，第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち，甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集，運搬すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市深大寺東町五丁目8番地1号
株式会社調布清掃
代表者 代表取締役 梶 原 良 介

第 1 号様式（第 2 条関係）

調 第 号
年 月 日

株式会社調布清掃

代表取締役

殿

調布市長

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

年 月 日

調布市長

殿

株式会社調布清掃
代表取締役

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処理等の 実施内容	
災害時廃棄物 処理等の 期間及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処理等の 実施場所	
災害時廃棄物 の仮置場等	
人員，車両 及び資機材等 の状況	
その他	

※連絡先（担当・電話）

222 協定No.136 災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人フォアフロント）

○災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人フォアフロント、サツキ訪問介護事業所（以下「乙」という。）は、災害時における障害福祉サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、障害福祉サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、これに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な居宅介護支援、重度訪問介護等（以下「訪問サービス」という。）の提供を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する訪問サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、事業者が第3条第2項に規定する要請に基づく訪問サービスに要した費用（障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の対象となるサービスを除く）を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条第2項の訪問サービス提供時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は第3条第1項の訪問サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

所在地 調布市小島町2丁目35番地1
甲 名 称 調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

所在地 調布市布田1丁目40番地2
アクシス調布404
乙 名 称 特定非営利活動法人フォアフロント
代表者 サツキ訪問介護事業所 理事長 木本 淳也

223 協定No.137 災害時における燃料の供給に関する協定（多摩商事株式会社）

○災害時における燃料の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と多摩商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に掲げる災害が発生した場合における燃料（軽油をいう。以下同じ）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合における調布市地域防災計画に基づく調布市市庁舎及び調布市文化会館たづくりの非常用発電機（以下「市庁舎等発電機」という。）への燃料の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した燃料供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 供給施設名
- (2) 供給数量
- (3) 供給日時
- (4) その他必要事項

（協力）

第3条 乙は、災害時における甲の燃料の供給要請に積極的に協力するものとする。ただし、乙が燃料の供給が著しく困難な場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項ただし書の判断に際し、他の第三者との間で燃料の優先供給に関する契約を締結することは妨げない。

（業務）

第4条 甲は、市庁舎等発電機に係る燃料の確保及び燃料を供給する場合に限り、乙に対し協力を要請するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第3条の規定により燃料の供給を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した燃料供給報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

- (1) 供給施設名
- (2) 供給数量
- (3) 供給日時
- (4) その他必要事項

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金及び乙が運搬を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第7条 前条の規定により甲が負担する燃料の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、燃料の供給が完了した場合において、前条の規定により燃料の価格が決定したときは、納品書を添えて、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払を行うものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（資料提供）

第11条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

（協定期間）

第12条 本協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和4年12月23日

調布市小島町二丁目35番地1
甲 調布市
調布市長 長友貴樹

東久留米市柳窪三丁目1番15号
乙 多摩商事株式会社
代表取締役 曾根一郎

224 協定No.138 災害時等における車両の提供等に関する協定書（狛江市，有限会社ファン）

○災害時等における車両の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。），調布市（以下「乙」という。）及び有限会社ファン（以下「丙」という。）は，災害時等の車両の提供等の協力をするについて，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，狛江市又は調布市内に災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において，丙の所有する車両を，避難者，職員及び物資の運送及び避難施設として利用することにより，災害時の対応を迅速に行い，市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において，「災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は，災害時等において対応の必要があると判断したときは，丙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- （1）丙が手配する車両により避難者，職員及び物資を甲又は乙が指定する避難所等に運送すること。
- （2）丙が手配する車両を避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 丙は，前条の規定により協力要請を受けたときは，業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り，他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲及び乙は，丙に協力を要請するときは，災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし，緊急を要する場合は，この限りでない。

2 丙は，要請を受けたときは，その要請事項を実施するための必要な措置を講じて，第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲，乙及び丙は，災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め，文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は，連絡体制，連絡方法等を確認しておかなければならない。

(災害時の情報提供)

第7条 甲、乙及び丙は、災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(報告)

第8条 丙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲又は乙へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲又は乙の協力要請により発生した丙の経費は、甲又は乙の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲又は乙は、丙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、丙に対してその損害を賠償する。

2 丙は、協力業務の実施中に丙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、第3条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効の期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関し、この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月8日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

丙 東京都調布市若葉町三丁目23番地6
有限会社ファン
代表取締役 杉山 直也

225 協定No.139 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般財団法人調布市武者小路実篤記念館）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市武者小路実篤記念館（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力を行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するするとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（災害補償）

第8条 甲は本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村消防団員公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（資料提供）

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

（委任）

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年2月8日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

調布市若葉町一丁目8番地30

乙 一般財団法人

調布市武者小路実篤記念館

理事長 武者小路知行

○災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、調布市の災害に備え、甲が調布市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、調布市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2箇月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3

住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表取締役 河 野 剛 進

227 協定No.141 災害時における駐車場の一時利用に関する協定（アフラック生命保険株式会社）

○災害時における駐車場の一時利用に関する協定

調布市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における駐車場の一時利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対応に従事する職員（以下「従事者」という。）の車両を一時的に駐車する場所（以下「自家用車駐車場所」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定において対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、自家用車駐車場所として利用する施設の提供について、乙に協力を要請することができる。

乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において、利用に協力するものとする。

（自家用車駐車場所の範囲）

第4条 自家用車駐車場所として利用できる施設の範囲は、次のとおりとする。

名称	所在	利用範囲
アフラックスクエア	東京都調布市小島町2丁目3番地2	別紙1のとおり

2 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要が生じた場合は、乙の指示に従うものとする。

（使用期間等）

第5条 自家用車駐車場所の使用開始は、夜間や休日の閉庁時に調布市において、原則として震度4以上の地震が発生したとき、又は気象に関する警報が発表されたときとする。

2 前条に掲げる施設を使用する期間は、甲による避難情報の発令から解除の発令までとする。

（施設・備品等の事故等に係る責任）

第6条 自家用車駐車場所の利用により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合における甲の負担額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 自家用車駐車場所の使用料は、無償とする。

(自家用車駐車場所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該自家用車駐車場所の早期解消に努めるものとする。

(自家用車駐車場所の終了)

第9条 甲は、第5条第2項の場合など、乙が管理する施設の自家用車駐車場所としての利用を終了するときは、別途甲乙間で締結する覚書に規定のとおり、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(委任)

第11条 本協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 本協定の定めに疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5年 3月 31日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友 貴樹

乙 東京都新宿区西新宿2丁目1番地1新宿 三井ビル

アフラック生命保険株式会社

総務部長 永井 純

228 協定No.142 障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書 (特定非営利活動法人爽々苑)

○障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、特定非営利活動法人爽々苑を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所爽々苑」の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

2 乙は、平常時から乙を利用する者（以下、「利用者」という）が避難所として乙の管理する施設の利用を申し出た場合、これを避難者として受け入れるものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙の管理する施設の利用時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、避難所の開設、運営及び連絡調整等について、定期的(年間2回)に訓練を実施するものとする。

(受入計画)

第13条 乙は、利用者が避難所を利用できるよう、あらかじめ受入計画を整備しておくものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和5年8月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市上石原3丁目7番地8
特定非営利活動法人爽々苑
理事長 大槻 誠孝

229 協定No.143 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定（社会福祉法人調布市社会福祉協議会）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定

調布市（以下「甲」という。）と社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）において甲が行う対応への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害時において、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、市民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 職員の応援派遣に関すること。
- (2) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (3) ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア活動支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認められるもの

（協力要請）

第3条 甲は、地震等の災害時において、前条に規定する協力を必要とする場合は、協力要請書（第1号様式）により、乙に当該協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、災害の実態に照らして、緊急を要し、かつ、甲からの協力要請を待ついとまがないと認めるときは、甲からの協力要請を待たずに、第2条に規定する協力の内容に基づき、救出・救護活動等を開始できるものとする。この場合において、乙は活動内容を直ちに報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条第1項に規定する要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応ずるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、活動報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、原則として、乙が甲の要請に基づく協力を行うために要した費用を負担するものとする。

- 2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付のうえ、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、速やかにその内容を確認のうえ、支払いを行うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の所属、職名、氏名、連絡先等の情報を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も、同様とする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の実施する訓練に積極的に参加するとともに、単独で又は近隣団体と合同で、訓練、講習等を実施するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第12条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、本協定において取扱う個人情報について、法令に基づき管理を行うとともに、知り得た情報その他秘密を他には漏らしてはならない。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和6年2月9日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市小島町二丁目47番地1

乙 社会福祉法人調布市社会福祉協議会

会長 関 森 正 義

230 協定No.144 災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書（有限会社 AHK）

○災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と有限会社 AHK（以下「乙」という。）は、災害時における児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、児童福祉通所サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、児童福祉通所サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。
また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な児童発達支援、放課後デイサービス（以下「児童福祉通所サービス」という。）の提供を業務に支障のない範囲で行うものとする。

2 乙は、前項に規定する児童福祉通所サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は福祉健康部障害福祉課と直接、連絡をとるものとする。

(1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名

(2) 要請の理由及び内容

(3) 要請する協力機関

(4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号

(5) 対応する職員の人数及び配置場所

(6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が第3条に規定するサービスに要した費用（児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付金費の対象となるサービスを除く）を負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、第3条第2項の児童福祉通所サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力の従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練の実施)

第9条 乙は、安否確認、避難所への避難誘導及び連絡調整等について、定期的（年間2回）に訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。

ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月1日

	所在地	調布市小島町2丁目35番地1
甲	名 称	調布市
	代表者	調布市長 長友 貴樹

	所在地	調布市富士見町4丁目24番地41
乙	名 称	有限会社A H K
	代表者	代表取締役 長谷 方人

第1号様式（第2条関係）

安否確認等報告書

事業者名【		所在地【		電話番号【		日 時		分現在	
氏名	受給者証番号	安否確認の結果	避難所誘導の有無	避難先 自宅・避難所名等を記入	災害による けがの状況	建物の損壊状況 自宅の場合は記入			
1									
2									
3									
4									
5									
6									

文 書 番 号
年 月 日

協 力 要 請 書

様

調布市長

（公印省略）

災害時における調布市と児童福祉通所事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書第4条の規定により，下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
内 容	
場 所 及 び 人 数	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
現 場 責 任 者 連 絡 先	
そ の 他	
担 当 者	

第4部 協定資料

年 月 日

活 動 報 告 書

調布市長 あて

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名印）

要請書の文書番号	年 月 日付 第 号
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
活 動 し た 人 数	
そ の 他	

231 協定No.145 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

調布市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、調布市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる調布市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)、もしくは配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、調布市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら乙又は乙の関係団体が提供する物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月12日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友 貴樹

東京都昭島市拝島町4丁目8番1号

乙 佐川急便株式会社

西関東支店支店長 鈴木 将義

232 協定No.146 防災用品等のあっせんに関する協定書（調布市福祉作業所等連絡会）

○防災用品等のあっせんに関する協定書

調布市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品等をあっせんすることについて、調布市福祉作業所等連絡会（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災・防犯意識の高揚と防災・防犯行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品等をあっせんすることを目的とする。

（あっせん事業の実施方法）

第2条 あっせん方法は、展示またはチラシによるあっせんとする。

（あっせんの品目及びあっせんの価格）

第3条 あっせん品目及び価格について、甲及び乙が別途協議の上決定するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、市民に対して本あっせんに関する広報を実施する。

（乙の責務）

第5条 あっせん事業における乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行うこと。
- (2) 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、納品または申込者への配達を手配する。
- (3) 乙は、納品時または申込者への配達手配時に代金の受領を行い、領収書を発行すること。
- (4) 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告すること。
- (5) 申込者の個人情報について、乙は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第6条 あっせんした防災用品等の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの解約の申出がないときには、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第8条 第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を解除することができる。

- (1) 防災用品等のあっせん事業の必要性が失われたとき。
- (2) その他、特別な理由と認められる事由が発生したとき。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市布田2丁目26番8号101
調布市福祉作業所等連絡会
代表者 代表 大 澤 宏 章

233 協定No.147 災害時における施設利用等の協力に関する協定書（アフラック生命保険株式会社）

○災害時における施設利用等の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における施設利用等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、帰宅困難者等が一時利用をすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定において対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、帰宅困難者等が一時利用する施設（以下「帰宅困難者用施設」という。）の提供について、乙に協力を要請することができる。乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において協力するものとする。

（帰宅困難者用施設の範囲）

第4条 帰宅困難者用施設として利用できる施設の範囲は、次のとおりとする。

名称	所在	利用範囲	滞在範囲
アフラックスクエア	東京都調布市小島町2丁目33番地2	別紙のうち緑色実線囲みの部分	別紙のうち赤色破線囲みの部分（275㎡）

2 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要が生じた場合は、乙の指示に従うものとする。

（帰宅困難者用施設の利用期間等）

第5条 帰宅困難者用施設の利用期間は、発災から原則3日間とする。

（施設・備品等の事故等に係る責任）

第6条 帰宅困難者用施設の利用により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による事故等については、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合における甲の負担額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 帰宅困難者用施設の使用料は、無償とする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事した乙の従業者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（帰宅困難者用施設の利用解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、帰宅困難者用施設としての利用の早期解消に努めるものとする。

（帰宅困難者用施設の利用終了）

第10条 甲は、帰宅困難者等の状況が解消された場合など、乙が管理する施設の帰宅困難者用施設としての利用を終了するときは、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（委任）

第12条 本協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 本協定の定めに疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月26日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

調布市長

東京都新宿区西新宿2丁目1番地1 新宿三井ビル

乙 アフラック生命保険株式会社

取締役専務執行役員

234 協定No.148 災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人調布はこべ 訪問介護NPO・はこべ）

○災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人調布はこべ 訪問介護NPO・はこべ（以下「乙」という。）は、災害時における介護サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という。）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、介護サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、介護サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。

また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、これに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する訪問サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、事業者が第3条第2項に規定する要請に基づく訪問サービスに要した費用（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条第2項の訪問サービス提供時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は第3条第1項の訪問サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（継続的なサービス提供体制）

第9条 乙は、国の定める基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号））に基づき、業務継続に向けた計画等の策定、訓練実施等により、災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築を図るものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月5日

	所在地	調布市小島町2丁目35番地1
甲	名称	調布市
	代表者	調布市長 長友 貴樹
	所在地	調布市調布ヶ丘2-4-15 202
乙	名称	NPO法人 調布はこべ 訪問介護 NPO・はこべ
	代表者	代表理事 本名 智

第1号様式（第2条関係）

安否確認等報告書

事業者名【		所在地【		電話番号【		日 月 時 分現在	
氏名	受給者証番号	安否確認の結果	避難所誘導の有無	避難先 自宅・避難所名等を記入	災害による けがの状況	建物の損壊状況 自宅の場合は記入	
1							
2							
3							
4							
5							
6							

文 書 番 号
年 月 日

協 力 要 請 書

様

調布市長

（公印省略）

災害時における調布市と児童福祉通所事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書第4条の規定により，下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
内 容	
場 所 及 び 人 数	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
現 場 責 任 者 連 絡 先	
そ の 他	
担 当 者	

第4部 協定資料

年 月 日

活 動 報 告 書

調布市長 あて

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名印）

要請書の文書番号	年 月 日付 第 号
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
活 動 し た 人 数	
そ の 他	

235 協定No.149 障害者福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 調布を耕す会）

○障害福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人 調布を耕す会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所しごと場大好き」の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

2 乙は、平常時から乙を利用する者（以下、「利用者」という）が避難所として乙の管理する施設の利用を申し出た場合、これを避難者として受け入れるものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙の管理する施設の利用時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、避難所の開設、運営及び連絡調整等について、定期的（年間2回）に訓練を実施するものとする。

(受入計画)

第13条 乙は、利用者が避難所を利用できるよう、あらかじめ受入計画を整備しておくものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 1 日

(甲) 調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1
調布市

調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市布田 3 丁目 2 0 番地 1
社会福祉法人 調布を耕す会

理事長 原 良男

登録番号
(刊行物番号)

2024-90

調布市地域防災計画 令和6年（2024年）修正

発行日 令和6年12月

編集・発行 調布市防災会議

[調布市防災会議事務局]調布市総務部総合防災安全課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7111（代表）、481-7346（総合防災安全課）

ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp>

印刷 庁内印刷